くらしの中に
総務省

令和８年度概算要求等に係る
地域力創造グループ施策説明会　資料

令和７年９月

1 ローカル10,000プロジェクト

ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）

R8概算要求額　1,515百万円
R7当初予算額　　615百万円
R6補正予算額　2,055百万円

○ 産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- 地域密着型（地域資源の活用）
- 地域課題への対応（公共的な課題の解決）
- 地域金融機関等による融資等
- 新規性（新規事業）
- モデル性

対象経費は、
・施設整備費
・機械装置費
・備品費

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は国費2/3, 3/4

重点支援 3/4

- デジタル技術活用
- 脱炭素
- 若者・女性活躍

公費による交付額 ※

国費　　地方費

地域金融機関による融資等（原則、無担保融資）

・公費による交付額以上

自己資金等

※　上限2,500万円。
融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

事例

岩手県久慈市

ハウス内環境制御と木質バイオマスエネルギーを活用した**菌床しいたけ栽培による地域経済循環創出事業**

山梨県都留市

富士の麓の小さな城下町都留市**織物業再興×ふるさと納税活用プロジェクト**

長野県佐久市

循環型醸造事業**～Ferment Base～**

島根県松江市

歴史文化の港町・美保関の**古民家を活用した宿泊施設とレトロなBAR整備事業**

徳島県美馬市

うだつの町並み周辺古民家等活用支援事業

鹿児島県長島町

ぶりと茶どころ**鹿児島活性化事業**

ローカル10,000プロジェクトの活用事例一覧①

❶遊休施設（古民家等の空き家、空き公用施設、廃校等）の有効活用

採択団体・年度	事業名	事業内容	公費交付額	融資額
北海道鶴居村（令和3年度）	鶴居村クラフトブルワリー事業	日本初の廃校となった小学校の体育館を活用したクラフトビールブルワリーを整備。物販や見学スペースも設け、観光客やビール醸造を学びたい人々を受け入れ、交流できる場所とするとともに、地域資源を生かしたクラフトビールを新たな特産品・観光資源として活用。	35,000千円	55,000千円
香川県小豆島町（令和５年度）	フードロス削減、空き家活用による瀬戸内産海産物、農畜産物加工食品の製造およびEC販売事業	空き家（古民家）を加工食品製造所及び事務所にリノベーションし、瀬戸内産の海産物（いわし、えび等）を使用した新たな加工品や地元農畜産物の加工食品製造販売事業を展開。地元農畜産物加工品の原材料には、地元産品の廃棄対象品や規格外品を使用することでフードロスも削減し、小豆島のブランドを積極的に発信。	7,776千円	7,900千円

❷観光拠点・宿泊施設の整備

採択団体・年度	事業名	事業内容	公費交付額	融資額
奈良県宇陀市（令和4年度）	「郷」－室生　国際文化・観光・産業・医療交流の拠点の推進事業	旧和食店を、食事の提供、土産物の販売、宿泊テレワークの出来る施設としてリノベーションし、医療サービスと観光を組み合わせた医療ツーリズムの拠点としての整備。「茶道」、「華道」、「書道」体験や「着物の着付け」等、文化教室や観光案内も実施。	25,000千円	25,000千円
福井県若狭町（令和４年度）	若狭の自然と歴史文化を活かす森の宿泊施設新設事業	歴史文化遺産「若狭熊川宿」と自然豊かな周辺山間部をつなぐ若狭アドベンチャーツーリズム事業を展開するため、拠点となる宿泊施設を整備。若狭の伝統食や地域の海産物も提供することで、観光資源としての魅力向上と地域経済の好循環を創出。	50,000千円	100,000千円

❸地元農林水産物を活用した6次産業化、新商品開発の促進等

採択団体・年度	事業名	事業内容	公費交付額	融資額
奈良県王寺町（令和4年度）	オリーブ産業の創出による地域活性化事業	オリーブ搾油機を整備し、オリーブオ イルの販売や大学と連携してオリーブを活用したスイーツや化粧品などの商品開発、地域ブランディング等、オリーブを活用した町作りを推進。	5,200千円	5,200千円
高知県四万十市（令和5年度）	四万十産川のり(青のり及び青さのり)の陸上養殖事業	水産資源保持の取り組みとして、高知大学および関連事業者の協力のもと、陸上養殖場を整備し四万十川のりを生産することで、市内業者が地域性のある食品を通年入手できる体制を築く。ふるさと納税返礼品などで扱い、知名度を向上させていき、地域ブランドを存続させる。	20,481千円	20,482千円

※金額は事業実績

ローカル10,000プロジェクトの活用事例一覧②

❹伝統工芸品等の再生・伝統技術の継承

採択団体・年度	事業名	事業内容	公費交付額	融資額
福岡県芦屋町 （令和2年度）	茶の湯釜の名品、芦屋釜の復興と地域ブランド創出事業	工房・ギャラリーを建設し、400年前に製作が途絶えていた「芦屋釜」をはじめとする芦屋鋳物の製作技術の継承を行い、新たなる地域ブランドの創出による地域活性化を図る。	24,999千円	25,000千円
徳島県 （令和5年度）	滞在型宿泊施設構築による世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」の伝承	世界農業遺産である「にし阿波傾斜地農耕システム」を未来へ伝承するため、徳島県美馬郡つるぎ町貞光の家賀(けか)集落において宿泊施設を整備し、滞在型「にし阿波傾斜地農耕システム」体験サービスを展開。	25,000千円	25,000千円

❺バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業

採択団体・年度	事業名	事業内容	公費交付額	融資額
岩手県久慈市 （平成27年度）	ハウス内環境制御と木質バイオマスエネルギーを活用した菌床しいたけ栽培による地域経済循環創出事業	ICTを活用したハウス内温度、CO2濃度等の監視制御システム及び低コスト高断熱ハウスを導入。久慈地域の木材の残材等を活用した木質バイオマスエネルギーの熱エネルギーを供給し、安定した菌床しいたけの栽培、環境負荷の低減を図る。	40,000千円	57,505千円
長野県佐久市 （令和2年度）	循環型醸造事業～Ferment Base	工場跡地をリフォームし、世界初、エネルギー源の確保から原材料まで全てを自然素材で賄う持続可能な製法の「どぶろく」製造を行う。薪ボイラーを整備し、エネルギー源として、地元産の間伐材を活用。	4,333千円	4,334千円

❻醸造所、ブルワリー、ワイナリー等の酒造関係の事業

採択団体・年度	事業名	事業内容	公費交付額	融資額
長野県長野市 （令和4年度）	長野市中山間地域でのワイナリー建設・ワインブ ドウ園造園事業	耕作放棄地にワイナリーとワインブドウ園を建設、造園し、市内で初めてとなるワイン醸造所を整備。市内でワインブドウの栽培・醸造から販売まで完結する体制が構築でき、完全なNAGANO WINEとしてGI長野認定を持つ世界基準のワインを製造。	50,000千円	100,000千円
東京都町田市 （令和6年度）	武相ブリュワリープロジェクト～地産地消のクラフトビールで地元飲食店と武相エリアを活性化！！～	地元を愛する飲食店を中心とした地域土着の企業10社がクラフトビール醸造所併設型のビアレストラン「武相ブリュワリー」を町田駅前に新設。農商連携により、町田産ホップや大麦を一部使用した、町田産クラフトビールの醸造、販売や地域産の食材も提供し、町田の食文化の向上と魅力発信を図る。	23,756千円	28,547千円

※金額は事業実績

ローカル10,000プロジェクトの予算額の増額について

○ スタートアップ育成５か年計画の取組等による新規事業創出への経営者のマインド改善や物価高騰の影響でプロジェクトによる支援ニーズは高まっている

○ 自治体・金融機関向けの広報から**エンドユーザーとなる事業者向けの広報を強化することで大幅に案件の掘り起こしが実現**

（採択件数）R5年度23件 ⇒ **R6年度82件**　**（予算額）**R6当初6.0億 ⇒ **R6補正20.6億※＋R7当初6.2億** ※交付金分

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
採択事業数	30	15	17	15	23	82	140程度（予算上限）
金額（億円）	5.2	2.3	2.4	2.5	2.9	12.1	21.7

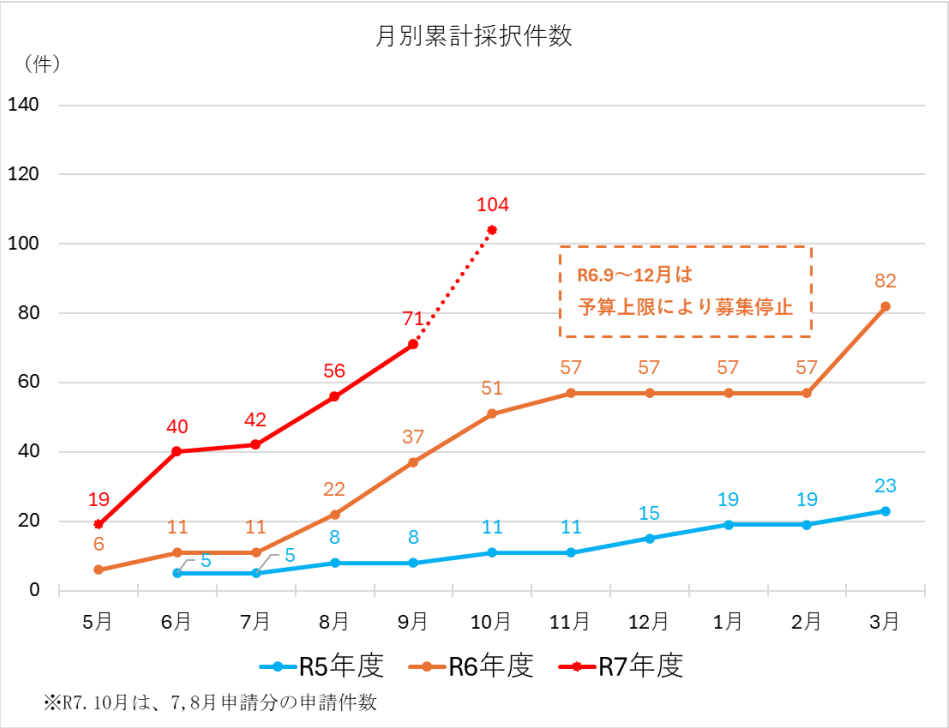

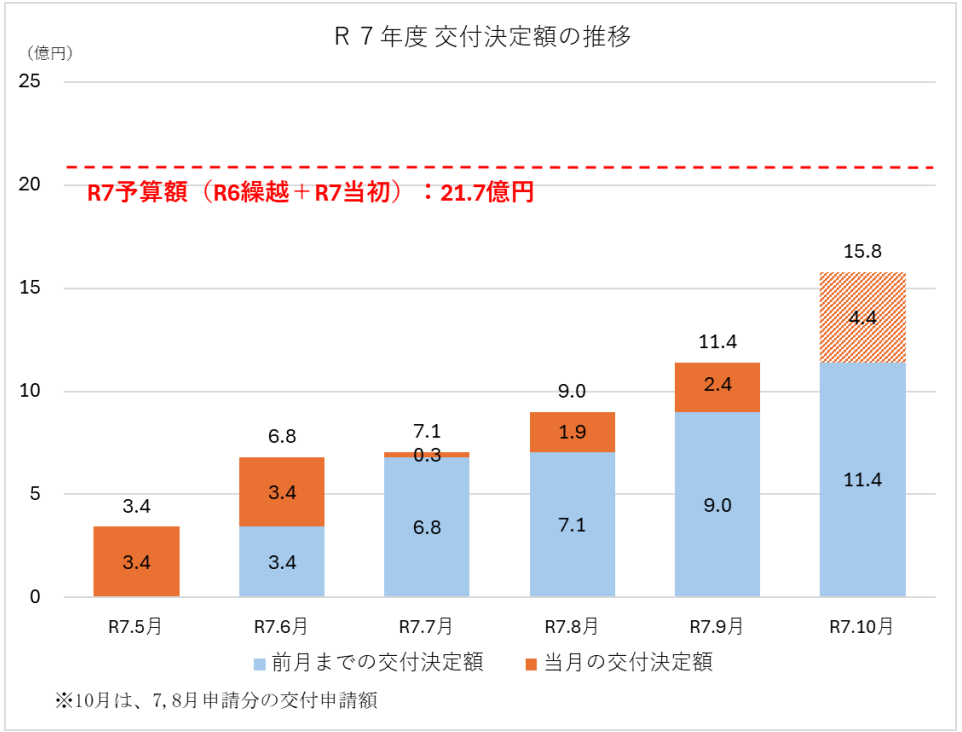

ローカル10,000プロジェクト　都道府県別交付決定事業数

R7年8月末時点

		団体内訳							件数 都道府県	市町村	合計	採択団体
1	北海道	道①	芦別市	江別市④	三笠市	網走市	石狩市	新冠町	1	32	33	27
		函館市	夕張市	仁木町	根室市	南幌町	中標津町	真狩村				
		足寄町	美唄市②	中川町	上士幌町	中頓別町	帯広市	積丹町②				
		鶴居村	長沼町②	弟子屈町	留萌市	中富良野町	当別町					
2	青森県	青森市	中泊町	八戸市③	五所川原市	深浦町	六ヶ所村			8	8	6
3	岩手県	久慈市②	西和賀町③	岩手町	大船渡市③	軽米町	陸前高田市	花巻市②		18	18	10
		紫波町③	遠野市	岩泉町								
4	宮城県	気仙沼市	登米市	蔵王町						3	3	3
5	秋田県	県⑪	大館市③	にかほ市	男鹿市	秋田市	羽後町	八郎潟町	11	8	19	7
6	山形県	金山町	最上町②	戸沢村②	尾花沢市②	小国町②	上山市②	南陽市		20	20	14
		大石田町	寒河江市②	遊佐町	山形市	長井市	天童市	酒田市				
7	福島県	喜多方市②	会津若松市	白河市	新地町	玉川村	只見町	会津坂下町		8	8	7
8	茨城県	笠間市②	桜川市	つくば市	土浦市	稲敷市				6	6	5
9	栃木県	県②	茂木町						2	1	3	2
10	群馬県	桐生市	榛東村	下仁田町③	みなかみ町					6	6	4
11	埼玉県	東松山市	秩父市②	三芳町	川越市	行田市	川島町			7	7	6
12	千葉県	大多喜町②	御宿町	香取市	市原市②	白子町	旭市	匝瑳市		9	9	7
13	東京都	町田市②								2	2	1
14	神奈川県	県①	小田原市③	座間市	相模原市				1	5	6	4
15	新潟県	県①	三条市	五泉市	津南町②	長岡市④	阿賀野市②	佐渡市④	1	19	20	11
		見附市	妙高市	南魚沼市②	新発田市							
16	富山県	魚津市	南砺市②	射水市						4	4	3
17	石川県	輪島市②	能登町							3	3	2
18	福井県	県③	鯖江市	敦賀市②	小浜市	坂井市②	勝山市	美浜町	3	12	15	9
		若狭町③	越前市									
19	山梨県	南アルプス市	北杜市	笛吹市	都留市	大月市	小菅村			6	6	6
20	長野県	県②	上田市	長和町	長野市②	下條村	東御市	佐久市⑥	2	20	22	12
		小諸市③	松川村	白馬村	中川村	高山村②						
21	岐阜県	県①	山県市③	多治見市②	関市②	白川村	郡上市	下呂市	1	21	22	16
		羽島市	可児市	飛騨市	揖斐川町	各務原市②	本巣市	高山市②				
		恵那市	瑞穂市									
22	静岡県	静岡市②	浜松市							3	3	2
23	愛知県	岡崎市②	美浜町	大治町	西尾市	設楽町	田原市			7	7	6
24	三重県	鳥羽市	多気町②	いなべ市	伊勢市④					8	8	4
25	滋賀県	県①	米原市②	高島市	長浜市③	東近江市②	近江八幡市	彦根市②	1	17	18	12
		竜王町	栗東市	愛荘町	甲賀市②	多賀町						
26	京都府	福知山市③	南丹市	京丹後市⑧	舞鶴市	亀岡市				14	14	5
27	大阪府	大東市	能勢町	田尻町	枚方市	河内長野市	東大阪市			6	6	6
28	兵庫県	県⑩	豊岡市⑯	養父市⑨	南あわじ市②	たつの市	宍粟市	多可町②	10	56	66	19
		淡路市④	香美町③	丹波市③	市川町	朝来市④	佐用町	神戸市②				
		加西市	神河町②	新温泉町②	丹波篠山市	洲本市						
29	奈良県	県④	宇陀市④	斑鳩町②	明日香村②	三郷町④	安堵町	天理市②	4	25	29	13
		御所市	田原本町	王寺町	下市町④	大和郡山市②	五條市					
30	和歌山県	県①	有田市	太地町	湯浅町	日高川町	広川町	新宮市	1	8	9	9
		紀の川市	那智勝浦町									
31	鳥取県	県①	若桜町	湯梨浜町	境港市	智頭町	琴浦町		1	5	6	6
32	島根県	出雲市②	益田市	江津市③	海士町④	奥出雲町②	安来市	飯南町		21	21	12
		松江市②	知夫村②	隠岐の島町	浜田市	吉賀町						
33	岡山県	倉敷市④	美作市	新見市③	真庭市	矢掛町	吉備中央町	浅口市		17	17	10
		高梁市③	井原市	西粟倉町								
34	広島県	神石高原町	呉市③	尾道市	竹原市	世羅町	廿日市市	福山市		9	9	7
35	山口県	萩市	下関市	周南市	山口市②	周防大島町				6	6	5
36	徳島県	県⑭	阿南市②	神山町	那賀町	美馬市②	東みよし町	黒潮町	14	10	24	8
		三好市②										
37	香川県	県①	土庄町④	まんのう町	三豊市	高松市	小豆島町⑫	東かがわ市②	1	21	22	7
38	愛媛県	県①	今治市⑤	宇和島市③	松山市③	西条市	新居浜市③	久万高原町②	1	17	18	7
39	高知県	県①	高知市	四万十市	日高村				1	3	4	4
40	福岡県	北九州市②	築上町	行橋市	みやま市	糸島市	芦屋町	柳川市②		13	13	10
		宗像市	福智町②	岡垣町								
41	佐賀県	江北町	佐賀市	鹿島市	太良町	白石町				5	5	5
42	長崎県	壱岐市④	島原市②	対馬市	新上五島町	長崎市②	大村市	五島市②		14	14	8
		雲仙市										
43	熊本県	県④	八代市②	玉名市	上天草市②	菊池市	合志市②	相良村	4	15	19	13
		南関町	熊本市	荒尾市	山鹿市	人吉市	天草市					
44	大分県	県①	宇佐市	豊後大野市					1	2	3	3
45	宮崎県	県⑤	小林市②	宮崎市	日南市②	椎葉村			5	6	11	5
46	鹿児島県	鹿屋市③	垂水市②	湧水町	徳之島町	志布志市③	大崎町	指宿市		17	17	11
		長島町②	出水市	さつま町	指宿市							
47	沖縄県	南城市②	那覇市	本部町	うるま市	竹富町②				7	7	5
	計								66	550	616	364

ローカル10,000プロジェクト　連携金融機関の状況

R7年8月末時点

本部所在地		地方銀行 63 行								第2地方銀行 37 行								信用金庫														その他						日本政策金融公庫	ファンド	
1	北海道	北海道	7							北洋	14							空知信金	1	札幌信金	1	網走信金	1	帯広信金	3	北星信金	1					ようてい農協	1	空知商工信組	1	釧路信組	1	1	北洋農業再生ファンド	1
																		釧路信金	2	北海道信金	1																	
2	青森県	青森	4	みちのく	4													青い森信金	2																					
3	岩手県	岩手	4	東北	2					北日本	2							北上信金	1	盛岡信金	1											花巻農協	3					4	もりおかSDGsファンド	1
4	宮城県	七十七	1							仙台	1							気仙沼信金	2																					
5	秋田県	秋田	13	北都	5																											秋田県信組	1							
6	山形県	荘内	3	山形	7					きらやか	5							新庄信金	2	鶴岡信金	1											やまがたおきたま農協	1	山形中央信用組合	1					
7	福島県	東邦	3							福島	1	大東						会津信金	1	あぶくま信金	1																	1		
8	茨城県	常陽	3	筑波	1													水戸信金	2													茨城県信組	1							
9	栃木県	足利	3							栃木																														
10	群馬県	群馬	3							東和								しののめ信金	2	利根郡信金	1																			
11	埼玉県	武蔵野	1															埼玉縣信金	5													埼玉りそな	2							
12	千葉県	千葉	7	千葉興業						京葉	1							佐原信金	1	銚子信金	1																			
13	東京都	きらぼし								東日本		東京スター						城南信金	1	多摩信金	1																	1		
14	神奈川県	横浜	1							神奈川								さがみ信金	2	横浜信金	1	多摩信金	1									さがみ農協	1					1		
15	新潟県	第四北越	18							大光	1							ゆきぐに信金	1	新発田信用金庫	1											さくらの街信組	1					1		
16	富山県	北陸	2	富山	2					富山第一								富山信金	1																			1		
17	山梨県	山梨中央	5																													梨北農協	1	山梨信用組合	1					
18	長野県	八十二	15							長野								長野信金	1	上田信金	1	飯田信金	1	松本信金	1	アルプス中央信金	1					信州うえだ農協	1	長野県信組	1			2		
19	石川県	北國	1															のと共栄信金	1	興能信金	1																			
20	福井県	福井	10							福邦								敦賀信金	2	福井信金	1											福井丹南農協	1							
21	岐阜県	大垣共立	2	十六	8													岐阜信金	2	八幡信金	1	東濃信金	2	高山信金	1							岐阜商工信組	2	飛騨信組	2	ぎふ農協	1			
22	静岡県	静岡	3	スルガ		清水				静岡中央								浜松磐田信金	1																					
23	愛知県									愛知		名古屋		中京	1			岡崎市信金	2	西尾信金	1	豊川信金	1	豊橋信金	1							あいち知多農協	1					1		
24	三重県	三十三	1	百五	6																											三重県信漁連	1							
25	滋賀県	滋賀	15	関西みらい	1													長浜信金	3																					
26	京都府	京都	4															京都北都信金	4	京都中央信金	1																			
27	大阪府	関西みらい	1	池田泉州	2													大阪シティ信金	2	京都中央信金	1											近畿労働金庫	1							
28	兵庫県	但馬	15							みなと	10							但馬信金	27	但陽信金	5	中兵庫信金	2	日新信金	1	姫路信金	1					兵庫県信組	2	兵庫県信漁連	1	なぎさ信漁連	2	4		
																		淡路信金	3													兵庫県信農連	1							
29	奈良県	南都	19															大和信金	8	奈良中央信金	1	奈良信金	2															1	関西広域まちづくりファンド	1
30	和歌山県	紀陽	2															きのくに信金	3	新宮信金	2											和歌山県信漁連	1					1		
31	鳥取県	鳥取																倉吉信金	1	鳥取信金	1																	1		
32	島根県	山陰合同	18							島根	2							島根中央信金	1	しまね信金	2	日本海信金	2									ごうぎんキャピタル	1					1		
33	岡山県	中国	9							トマト	3							玉島信金	1	備北信金	4																			
34	広島県	広島	5							もみじ								呉信金	2	広島信金	1											JA広島信連	1	備後信組	1					
35	山口県	山口	5							西京								西中国信金	2																			1		
36	徳島県	阿波	12							徳島大正	5							阿南信金	2	幡多信金	1											阿南農協	1					1		
37	香川県	百十四	10							香川	12																					香川県農協	1					2		
38	愛媛県	伊予	9							愛媛	4							愛媛信金	1	宇和島信金	1																		えひめ地域活性化ファンド	1
39	高知県	四国	5							高知	1																											2		
40	福岡県	福岡		筑邦	1	西日本シティ	2	北九州	1	福岡中央	1							ふくおかひびき信金	3	遠賀信金	2	大分縣川信用金庫	2									九州信漁連	1					4		
41	佐賀県	佐賀	5							佐賀共栄	1							九州ひぜん信金	1													佐賀西信組	2					1		
42	長崎県	十八親和	12							長崎																						壱岐市農協	1	ごとう農協	1			1		
43	熊本県	肥後	11							熊本	4							天草信金	1													八代地域農協	1							
44	大分県	大分	2							豊和	1																													
45	宮崎県	宮崎	9							宮崎太陽																												1		
46	鹿児島県	鹿児島	12							南日本	3							鹿児島相互信金	2	鹿児島県信金	1											鹿児島県農業信組	1							
47	沖縄県	琉球	4	沖縄	3					沖縄海邦																														
件数合計		339 件（ 57 行／ 63 行中 ）								73 件（ 20 行／ 37 行中）								164 件 （ 84 金庫／254金庫）														46 件（ 38 機関）						34 件	4 件	

※地方銀行、第２地方銀行については全行を表示しており、該当がある場合色塗りし、右欄に件数を表示している（本部所在地から圏域を越えて融資している場合あり）。
※複数の金融機関等が協調して融資する場合もあることから、該当件数と交付決定事業数は必ずしも一致しない。
※銀行数（62行＋37行）、信金数（254金庫）は、令和６年３月現在。オレンジ着色は、令和7年度採択事業。

ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）

R6創設

ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）に準ずる市町村の地方単独事業に対する特別交付税措置を創設

❶地域密着型（地域資源の活用）　❷地域課題への対応（公共的な課題の解決）

❸融資、地域活性化ﾌｧﾝﾄﾞによる出資、民間ｸﾗｳﾄﾞﾌｧﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ　❹新規性（新規事業）

の要件について、市町村において有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められた事業が対象

事業スキーム

民間事業者等の初期投資費用

（施設整備・改修費、機械装置費、備品費、**広告宣伝費、商品開発費**等）

上記❶～❹の要件を満たせば、地方単独事業として、自治体の創意工夫に基づき自由に補助制度の制度設計が可能

公費による交付額 **地方費**	融資、地域活性化ﾌｧﾝﾄﾞによる出資、 民間ｸﾗｳﾄﾞﾌｧﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ	自己資金等

▲ 国の財政支援等

½ **特別交付税**
½ **自治体負担**

【措置率】
0.5

【上限額】

融資／公費	上限額
1～ の場合	**1,500万円**
0.5～1.0 の場合	**800万円**
～0.5 の場合	**200万円**

※融資額と同額未満の場合についても対象

POINT

- **市町村の地方単独事業を支援**
- **国庫補助事業と異なり、先行事例の横展開等を推進するため、モデル性は問わない。**
- **国庫補助事業と異なり、融資額が小さい場合、交付額が小さい場合、担保付融資の場合、ソフト経費（広告宣伝費、商品開発費）が中心となる場合も柔軟に活用可能。**
- **国の有識者の審査不要。市町村の有識者の審査又は商工会議所の確認を経ることで柔軟に活用可能。**

ローカルスタートアップ支援制度　［企画・立ち上げ等各段階での財政措置］

「ローカルスタートアップ」とは、**地域の資源・資金を活用した地域課題の解決に資する創業・新規事業**

政策促進のための対策

地域の資源・資金による経済循環（地域経済循環）を促進するため、大幅に拡大していくことが重要と考え、
令和5年度から、ローカルスタートアップに関する施策を充実し、「ローカルスタートアップ支援制度」としてパッケージ化

地方自治体が施策を実施するための財政措置を充実

ローカルスタートアップ支援制度

❶ 事業の企画

特別交付税（措置率0.8）

・創業支援等事業計画の作成
・創業塾、創業セミナー、研修
・ビジネスコンテスト
・創業コーディネーターの設置

❷ 立ち上げ準備

特別交付税（措置率0.8）

・地域脱炭素等に係る調査分析
・地域資源の調査分析
・ビジネスモデル調査分析
・法人設立等に係る経費
・オフィスの賃貸料、
　インキュベーション施設

❸ 事業立ち上げ

国庫補助（補助率1/2～3/4）

・ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）を活用した
　初期投資（施設整備・改修、機械装置、備品等）
※モデル性を有するもの

特別交付税（措置率0.5）

・ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）を活用した
　初期投資（施設整備・改修、機械装置、備品等）
※モデル性は問わない

❹ フォローアップ

特別交付税（措置率0.5）

・フォローアップ、再構築調査

ローカルスタートアップ支援制度を活用するには、「創業支援等事業計画」の策定が必要

- 産業競争力強化法に基づき、市区町村・支援機関（商工会議所、金融機関等）が連携して創業支援　※認定件数1,539市町村（R7.6時点）
- 地域の創意工夫に基づき、相談窓口、創業セミナー、インキュベーション施設、初期投資支援等を実施
- 継続的な個別相談、創業セミナー等（特定創業支援等事業）を受けた創業者には、登録免許税、日本政策金融公庫融資、補助金等の優遇措置

2 ふるさとミライカレッジ 1

大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクト「ふるさとミライカレッジ」

大学等高等教育機関と地域が連携して地域課題解決を図るプロジェクト「ふるさとミライカレッジ」を推進し、進学を契機とした東京圏への若者の転出超過や、東京圏への人口集中に伴う若者の地域離れが進む中、若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくり人材の育成・還流の取組を全国で加速化する。

ふるさとミライカレッジの効果
～地域・学生・地方自治体・大学の「四方よし」の取組～

地　域
○斬新な視点（ヨソモノ・ワカモノ）
○学生の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

学　生
○自身の能力を活かして地域活性化にチャレンジ
○理想的な暮らし・ライフスタイルの発見

地方自治体
○若者にとって魅力的な地域づくり
○若者の定住、関係人口の創出

大　学
○問題発見・解決能力の育成
○地域活性化に貢献

＜現状と課題＞

○　一部の地域において、大学等高等教育機関と地域が連携したフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクトが取り組まれており、地域活性化や若者の定住等の成果が上がっているが、全国的な広がりには至っていない。
○　上記背景を踏まえ、令和６年度補正予算を活用し「ふるさとミライカレッジ」事業を立ち上げ、モデル事業・先行事例分析等を行うとともに、大学等と地域間のマッチングを行うウェブサイトを構築。
○　来年度以降は、本プロジェクトを全国に浸透させるべく、新規案件の掘り起こしや普及・啓発を進めるとともに、大学等と地域の関係深化、本プロジェクトを持続可能なものとするための取組を強化する。

＜事業概要＞

①　新規案件掘り起こし、全国への普及・展開
- 自治体へのモデル事業委託（都市圏大学・高専等との新規連携）
- 全国各地でのキャラバン実施、マスメディア等を活用した広報展開

②　大学等・地域の関係深化に向けた検証。継続化に向けた体制整備
- 参画学生及び実施地域へ与えた影響に係る経年分析調査
- 継続化に向けた体制整備。参画学生等のネットワーク形成

③　ウェブサイト運営、コンテンツ充実
- 大学等-地域間のマッチングを行うウェブサイトの運営、コンテンツ充実

【参考】ふるさとミライカレッジに応募可能な地域

※青色地域については、必ず条件不利地域等でフィールドワークを行う必要があります。
ただし、例えば同じ県内の複数地域でフィールドワークを実施する場合には、条件不利地域等に該当する地域と、該当しない地域の両方でフィールドワークを実施することは差し支えありません。

：全ての市町村が応募可能

：一部の市町村が応募可能

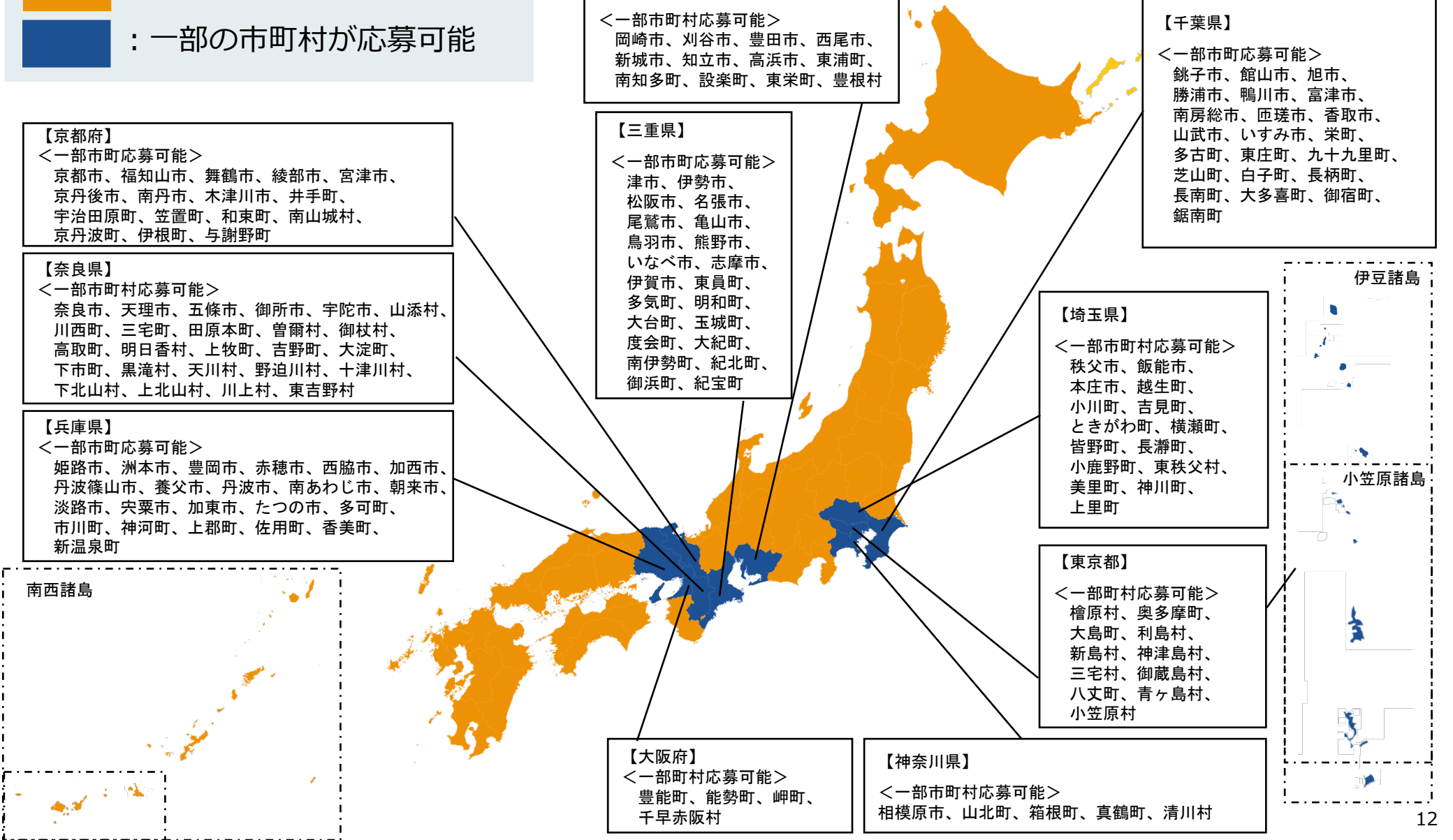

【愛知県】
＜一部市町村応募可能＞
岡崎市、刈谷市、豊田市、西尾市、
新城市、知立市、高浜市、東浦町、
南知多町、設楽町、東栄町、豊根村

【千葉県】
＜一部市町応募可能＞
銚子市、館山市、旭市、
勝浦市、鴨川市、富津市、
南房総市、匝瑳市、香取市、
山武市、いすみ市、栄町、
多古町、東庄町、九十九里町、
芝山町、白子町、長柄町、
長南町、大多喜町、御宿町、
鋸南町

【京都府】
＜一部市町応募可能＞
京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、
京丹後市、南丹市、木津川市、井手町、
宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、
京丹波町、伊根町、与謝野町

【三重県】
＜一部市町応募可能＞
津市、伊勢市、
松阪市、名張市、
尾鷲市、亀山市、
鳥羽市、熊野市、
いなべ市、志摩市、
伊賀市、東員町、
多気町、明和町、
大台町、玉城町、
度会町、大紀町、
南伊勢町、紀北町、
御浜町、紀宝町

【奈良県】
＜一部市町村応募可能＞
奈良市、天理市、五條市、御所市、宇陀市、山添村、
川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、
高取町、明日香村、上牧町、吉野町、大淀町、
下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、
下北山村、上北山村、川上村、東吉野村

【埼玉県】
＜一部市町村応募可能＞
秩父市、飯能市、
本庄市、越生町、
小川町、吉見町、
ときがわ町、横瀬町、
皆野町、長瀞町、
小鹿野町、東秩父村、
美里町、神川町、
上里町

【兵庫県】
＜一部市町応募可能＞
姫路市、洲本市、豊岡市、赤穂市、西脇市、加西市、
丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、
淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、
市川町、神河町、上郡町、佐用町、香美町、
新温泉町

伊豆諸島

小笠原諸島

南西諸島

【東京都】
＜一部町村応募可能＞
檜原村、奥多摩町、
大島町、利島村、
新島村、神津島村、
三宅村、御蔵島村、
八丈町、青ヶ島村、
小笠原村

【大阪府】
＜一部町村応募可能＞
豊能町、能勢町、岬町、
千早赤阪村

【神奈川県】
＜一部市町村応募可能＞
相模原市、山北町、箱根町、真鶴町、清川村

令和７年度　ふるさとミライカレッジモデル事業公募採択プロジェクト一覧

	採択自治体	採択プロジェクト	連携大学等	事業費	目指す成果
1	北海道 月形町	「ツキガタイケン（大学生x アントレプレナーシップ）」	【連携する大学等高等教育機関】 北海道大学	10,000千円	・大学生が地域課題に実践的に関わる場（ツキガタイケン）を通じて関係人口を創出し、次年度以降は学生自身が企画・運営を担う自走型モデルへ移行させる。 ・空き家改修による拠点「いりぐちハウス」を完成させ、ゲストハウス収益を基盤にプロジェクト全体を持続させる。 大学生による、小学生留学・月形グローバルカフェ等の多世代交流プログラムを実施し、町の内外をつなぐ多層的ネットワーク を形成する。
2	秋田県 能代市	若者の視点を取り入れた“のしろつながるまちキャンパス4”プロジェクト	【連携する大学等高等教育機関】 東京大学東大生地方創生コンソーシアム、東北芸術工科大学、国際教養大学、秋田県立大学、秋田公立美術大学	10,000千円	・日常的にチャレンジする場所を創出するとともに、学生も活用できる拠点化を目指す。 ・駅前商店会、畠町商店街への来街者の増加を目指す。 ・参加学生が全員関係人口として、本地域に継続的に関わる関係性の構築を目指す。
3	山形県 小国町	「ぶな文化」を核とした地域課題解決プロジェクト	【連携する大学等高等教育機関】 東北芸術工科大学、新潟大学、 早稲田大学 【学生団体】 早稲田大学狩り部、 早稲田大学いぐべおぐに	10,000千円	・地域価値の源泉としての「ぶな文化」を核に世代間交流や地域価値を見直し移住や事業化につなげることを目指す。 ・中高生が、将来のロールモデルとなる大学生や地域内人材と共に探究的な学びを実践する環境と拠点を作る。
4	福島県 玉川村	Creating the future「たま×たま」プロジェクト	【連携する大学等高等教育機関】 玉川大学	8,936千円	・小中高生が将来的に「戻ってきたい・ふるさとに貢献したい・応援したい」と思える土台をつくり、郷土愛を育成する。 ・参加した大学生が継続的に地域に関わり、地域の担い手として活躍する環境を整備し、ひと・もの・ことを循環させる。
5	新潟県 十日町市	若者の視点を取り入れた「学びを軸とした地域構築の実践」プロジェクト	【連携する大学等高等教育機関】 実践女子大学	8,885千円	・２拠点（十日町市松代・松之山地域）ともに、「ふるさと」を共通のテーマにデザインすることで、自然とともに営まれてきた豊かな暮らしの知恵や助け合いの心、農的くらしの奥深さについて知り、この土地への関心・関与を自分事として深め、外部人材であった学生は「関係人口」となる。プロジェクトを通して、ハブとなるコーディネーターが大学と地域をつなぐ拠点となり、大学生と大学OG、地域おこし協力隊、地域の人々をつないで地域の協働・共創を生み出し、地域人材が循環的に形成され、関係人口から移住・定住に移行させていく仕組みの基盤をつくる。

令和７年度　ふるさとミライカレッジモデル事業公募採択プロジェクト一覧

	採択自治体	採択プロジェクト	連携大学等	事業費	目指す成果
6	新潟県 南魚沼市	若者の視点を取り入れたリノベーション・プロジェクト	【連携する大学等教育機関】 ☆法政大学（連携：千代田区キャンパスコンソーシアム、構成大学：大妻女子大学、共立女子大学、専修大学、東京家政学院大学、二松学舎大学） ☆早稲田大学	10,000千円	・大学生が空き家及び公共施設を改修し、その後も継続的に学生が合宿拠点として活用できる施設の創設を目指す。 ・中高生が進学後に、地元に戻り行政職員や団体職員として地域活性化に取り組んでもらうよう事業を進めたい。 ・参加大学生の8名が継続的に訪問し、内2名は地域おこし協力隊や「ふるさとワーキングホリデー事業」等のディレクターとして関わってもらえるような関係を築きたい。
7	長野県 小布施町	地域と学生等との共創プログラム開発プロジェクト	【連携する大学等高等教育機関】 東京大学 まちづくり研究室、信州大学	10,000千円	・コミットする学生等参画者の創出：事業の実装に向けた活動に、プログラム終了後に３名以上が関与し続ける状態 ・“継続的に取り組むこと”への町内外利害関係者合意：１件以上、構想・実装を町内外利害関係者で合意を得る ・コーディネータ人材の育成：実証期間終了後に２名以上が見込まれる状態
8	長野県 飯田市	若者の視点を取り入れた過疎地支援「遠山郷ESDカレッジ未来共創プロジェクト」	【連携する大学等高等教育機関】 白梅学園大学、東京農工大学、都留文科大学	10,000千円	・若者世代の「交流人口」を増加させるため、これまでの取組を生かし、「遠山郷クラブ」（仮称）にアップデートする。 ・地域の子どもや住民向けのイベント開催や住民の集会等でも活用できる活動拠点の形成を目指す。 ・将来は参加学生のうち半数について関係人口として継続的な訪問が行われる関係となることを目指す。
9	京都府 京丹波町	若者の視点を取り入れた観光コンテンツ開発プロジェクト	【連携する大学等高等教育機関】 一橋大学	7,567千円	・特に若者世代など時代の新たなニーズを捉えた観光コンテンツの組成やSNS等での効果的な発信の実現 ・大学や大学生の継続的な関与、地域との互恵関係の構築
10	兵庫県 丹波篠山市	中立舎を拠点とした居場所づくりプロジェクト	【連携する大学等高等教育機関】 武庫川女子大学、兵庫県立大学、関西国際大学、関西学院大学、神戸学院大学	9,950千円	・新たな関係人口の流入・定着が生まれ、担い手が育成されることで、地域文化・伝統行事が継承される。 ・地域の発信力が高まり、外部との接点が広がるとともに、地域資源の再評価と価値の再発見。 ・中立舎を核とした共創・協働の拠点が機能することで関係人口として地域と繋がり続ける動きが生まれる。

令和７年度　ふるさとミライカレッジモデル事業公募採択プロジェクト一覧

	採択自治体	採択プロジェクト	連携大学等	事業費	目指す成果
11	和歌山県	ローカル線沿線地域を対象とした課題解決プロジェクト	【連携する大学等高等教育機関】 大阪観光大学、和歌山大学、大阪公立大学、羽衣国際大学、横浜国立大学、摂南大学、武蔵野美術大学、東京経済大学等	10,000千円	・その地域でしか体験できない活動や交流を経て、地域への関心と愛着を高め、関係人口として地域と繋がることを目指す。また、県で新設予定の関係人口創出プラットフォームへ参加学生８割の登録を促す。
12	島根県 雲南市	長年培ってきた学びのフィールドを活かした人材還流プロジェクト	【連携する大学等高等教育機関】 東京大学大学院、東京科学大学、早稲田大学、島根大学、追手門学院大学他	10,000千円	・地域のお祭りや古民家改修に学生たちが参画し、アイデアを提案・実行することで、新たな交流と賑わいを創出する。 ・学生と住民が交流を深める拠点の整備や、学生と多様な地域プレーヤーとの対話・共創を通じて、プロジェクト後も学生が雲南市と継続的に関わる関係性を構築する。
13	島根県 海士町	”島留学”×”システム×デザイン思考”による事業共創・人材育成プロジェクト	【連携する大学等高等教育機関】 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科（慶應SDM）	9,850千円	・学生等が経営人材候補として、財団が中間支援組織として、連携しながら事業共創ができる状態を目指す。 ・そこに向けて、①学生等およびまちづくり団体の人材育成、②地域課題を解決する数千万規模のスモールビジネスの企画・チームアップ、③島留学制度の発展方向性の明確化、の３点についてそれぞれ成果を把握・測定する。
14	愛媛県 宇和島市	地域を担う若者と一緒に考える事前復興プロジェクト	【連携する大学等高等教育機関】 東京大学大学院	10,000千円	・高校生と継続的な展示とワークショップを実施し、住民に広く防災・事前復興を共有するとともに多様な声を集める。 ・提案書は、市の事前復興まちづくり計画事業の参考資料とし、具体的なソフト・ハード整備へ展開させる。
15	沖縄県 宮古島市	若者の視点を取り入れた宮古島モデル構築プロジェクト	【連携する大学等高等教育機関】 ZEN大学、立教大学、淑徳大学	10,000千円	・大卒の新規就業者を増やすための週末副業を選択肢に加えた新たな採用モデルの構築。 ・学生の地域課題研究成果の地域関係者との共有による新たな視点と解決法の共通理解創出。

ふるさと
ミライカレッジ

新たにふるさとミライカレッジに取組む自治体と大学等高等教育機関をマッチングするイベントを開催します！

▶日時：11月28日（金）　13：30～17：00（終了時間調整中）

▶場所：未定（東京都内で調整中）

▶概要：第一部　セミナー

（有識者による講演/ミライカレッジの事例紹介/参加者体験談紹介など）

第二部　マッチングイベント

（大学等高等教育機関担当者との会話/相談ブースも設置）

※本イベントに参加されたことをもって次年度以降の事業実施を求めるものではありません。
お気軽にご参加ください！

※本イベントの情報は、今後総務省HPのふるさとミライカレッジ施策ページで発表・更新していきます。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/furusatomiraikarejji.html

3 ふるさとワーキングホリデー

ふるさとワーキングホリデー（H28～）

● 都市部の人などが一定期間（２週間～１か月程度）地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくもの。

参加者

地元農家や企業等の業務に従事し収入を得ながら、地域との関わりを深める取組を通じて地域での暮らしをまるごと体感。

実　績

- H28～R6において、**5,979名**が参加
  （R6は、**66団体**が実施し、**858名**が参加）
- 参加者の**約9割**が満足、**約9割**が再訪意向があると回答
- 参加後、**同地域において、移住・定住や、地域おこし協力隊として活躍する**などの例

ふるさと ワーホリ WORKING HOLIDAY

自治体

滞在中、地域住民との交流や学びの場として地域の魅力・特色を活かした、その地域ならではのプログラムを参加者に提供。

地元農家・企業等

【農業・漁業・林業・旅館・観光業　等】
人手不足の解消が図れるとともに、都市部の若者等との交流が生まれる。

財政措置等により支援（総務省）

広報支援

- 専用のポータルサイトの運用
- SNS（Instagram、X、facebook）の運用
- インターネット広告の実施
- 合同説明会の開催
- イベント出展　　等

地方財政措置

- 地方公共団体が実施するふるさとワーキングホリデーに要する経費について**特別交付税措置（措置率0.5　財政力補正あり）**
- **対象地域**
  ①三大都市圏外の市町村
  ②三大都市圏内の市町村のうち条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村
  ③都道府県（ただし、上記①又は②の市町村においてふるさとワーキングホリデーを行うものに限る。）
- **対象経費の上限**
  １団体あたり15,000千円＋5千円×全参加者の延べ滞在日数

［対象経費］
参加者の募集に要する経費、申込みの受付に要する経費、受入の準備に要する経費、相談窓口の開設に要する経費、滞在場所の確保に要する経費、受入企業等と参加者の労働契約の締結、労務の提供開始に要する経費、オリエンテーションや交流イベント・学びの場等の各種企画調整、実施に要する経費、参加者の活動への支援に要する経費

ふるさとワーキングホリデーの実績等

就労内容（例）

- 農業（特産品等）
- 旅館 、ホテル
- 酒造業
- 製造業（窯業、神社・仏閣用授与品等）
- 観光業（スキー場、伝統工芸販売等） 等

地域との関わり（例）

- 先輩移住者や地域住民との意見交換会
- 地域の歴史、文化、産業等を学ぶツアー
- 地域イベントの運営体験
- 地元大学生が運営するゲストハウスへの宿泊 等

受入実績

5,979人が参加（H28.4～R7.3）

○R3年度（29団体）（参加者303名）

岩手県、大分県、沖縄県、釧路市・鷹栖町・東川町・剣淵町・浦河町・広尾町・幌加内町（北海道）、盛岡市（岩手）、気仙沼市（宮城）、利島村（東京）、阿賀町
粟島浦村（新潟）、氷見市・魚津市（富山）、長野市・大町市・伊那市（長野）
下呂市（岐阜）、川上村（奈良）、府中市（広島）、岩国市（山口）、須崎市・香南市
中土佐町・東洋町・馬路村（高知）

○R4年度（49団体）（参加者572名）

岩手県、石川県、鳥取県、高知県、徳島県、鹿児島県、沖縄県、釧路市・
浦河町・東川町・幌加内町・広尾町・弟子屈町・剣淵町・新得町（北海道）、
黒石市（青森）、盛岡市（岩手）、気仙沼市・石巻市（宮城）、大舘市（秋田）、
村山市（山形）、五泉市・南魚沼市・上越市・妙高市・粟島浦村（新潟）
氷見市（富山）、利島村（東京都）、長野市・大町市・伊那市・小川村（長野）
下呂市・関市・白川町（岐阜）・南伊豆町（静岡）、蒲郡市（愛知）、
川上村（奈良）、南部町（鳥取）、府中市（広島）、岩国市（山口）、
徳島市（徳島）、須崎市・香南市・中土佐町・東洋町・馬路村・芸西村（高知）
えびの市（宮崎）

○R5年度（57団体）（参加者756名）

富山県、石川県、静岡県、徳島県、高知県、沖縄県、岩見沢市・秩父別町・
士別市・東川町・広尾町・釧路市・弟子屈町・羅臼町・浦河町（北海道）、
黒石市（青森県）、石巻市・気仙沼市（宮城県）、大館市（秋田県）、
村山市（山形県）、只見町（福島県）、いばらき県央地域（水戸市、笠間市、
ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）、
利島村（東京都）、妙高市・五泉市・粟島浦村・南魚沼市（新潟県）、
伊那市・大町市・長野市（長野県）、下呂市・関市・瑞浪市・白川町（岐阜県）、
蒲郡市（愛知県）、川上村（奈良県）、府中市（広島県）、岩国市（山口県）、
徳島市・鳴門市（徳島県）、松野町（愛媛県）、東洋町・馬路村・芸西村・香南市・
須崎市・中土佐町（高知県）、志布志市・知名町（鹿児島県）

○R6年度（66団体）（参加者858名）

青森県、岩手県、鳥取県、徳島県、沖縄県、釧路市、岩見沢市、士別市、秩父別町、北竜町、東川町、
浦河町、新ひだか町、広尾町、羅臼町（北海道）、黒石市（青森県）、一関市（岩手県）、石巻市・
気仙沼市（宮城県）、大館市（秋田県）、只見町（福島県）、いばらき県央地域（水戸市、笠間市、
ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）、水戸市（茨城県）、
利島村（東京都）、妙高市、五泉市、南魚沼市、粟島浦村（新潟県）、魚津市（富山県）、
伊那市・大町市（長野県）、瑞浪市・下呂市・白川町（岐阜県）、東伊豆町・南伊豆町（静岡県）、
蒲郡市（愛知県）、南伊勢町（三重県）、川上村（奈良県）、府中市（広島県）、岩国市（山口県）、
徳島市・鳴門市（徳島県）、伊予市・松野町（愛媛県）、須崎市、宿毛市、香南市、東洋町、北川村、
馬路村、芸西村、中土佐町、佐川町、四万十町、大月町（高知県）、小林市（宮崎県）知名町（鹿児島県）

参加者へのアンケート結果

「ふるさとワーキングホリデー」の満足度

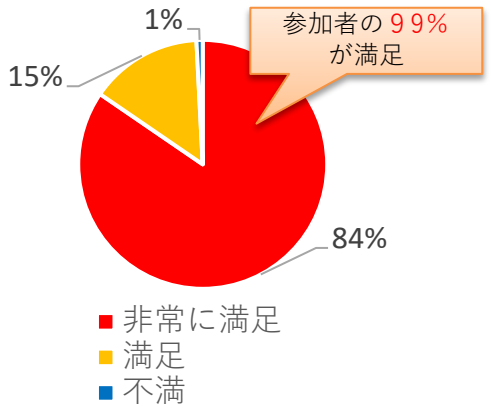

参加した地域への今後の継続的な訪問意向

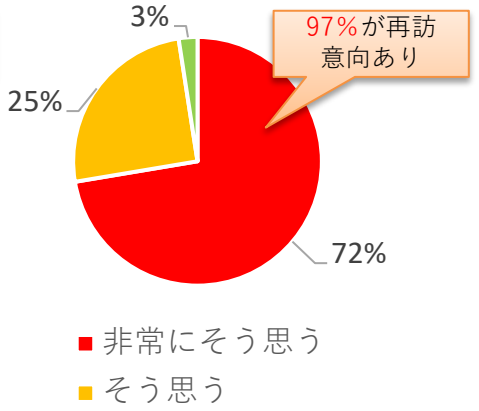

回答者数：123名

ふるさとワーキングホリデー　活用事例

北海道　釧路市　参加実績：3名

【就労内容】

- 農業：ワインブドウの栽培管理・収穫
  牧場の手伝い・子牛の哺育
- IT：システムエンジニアのサポート業務
- 自動車整備　：アシスタント業務

【地域との関わり】

- 地岸壁炉端での夕食会、湿原散策など（秋季）
- ワカサギ釣り体験、スケート体験など（冬季）

【成果】

- 参加者の中には自主的に再訪問している方や、市で募集している**「地域おこし協力隊」に応募**する方もおり、**リピーターの確保**につながっている。
- 今まで当市を知らない・来訪したことがなかった方に対するプロモーションを図ることができたほか、地域との**継続的な関わり**が見込めそうな人材の発掘を行うことができている。

岐阜県　白川町　参加実績：14名

【就労内容】

- 飲食業・サービス業・観光業・宿泊業
- 農業・まちづくり事業・製造業
- 教育事業

【地域との関わり】

- 夏祭り、山登り、星空観察会、味噌づくり、醤油しぼり
- 学校キャンプ、有機農家フェス　等

【成果】

- R4・R5年度のふるさとワーキングホリデー参加者**22名中4名**が移住に繋がった。
  内2名が新卒で町内企業に就職した。
- プログラム参加後も参加者が交流できる機会を設けていることもあり、**継続的に町に関わってくれている**方が多い。

新潟県　南魚沼市　参加実績：60名

【就労内容】

- 農業：しいたけ、スイカの収穫、コシヒカリの生育管理
- 観光業：グランピング、スキー場、
  レストランの運営補助
- 宿泊業：キャンピング場施設スタッフ、旅館スタッフ等

【地域との関わり】

- 地元中高校生との対話型イベントに参加
- 商店街イベントへの参加、広報冊子の編集を通した取材

【成果】

- 参加者全員が１軒の古民家で共同生活を行い、寝食を共にすることでの新たなコミュニケーションの機会になった。
- ふるさとワーキングホリデーの**リピーター**や、この事業をきっかけに、企業のインターンや**地域おこし協力隊**としてふるさとワーキングホリデーの運営に携わるなど、次の関わりを求める学生も出てきている。

高知県　馬路村　参加実績：23名

【就労内容】

- 飲食業、観光業、サービス業、宿泊業
- 農業

【地域との関わり】

- 森林間伐体験
- ゆず絞り体験、ゆずのお寿司作り体験
- お花見や交流会

【成果】

- 観光、ふるさと納税、馬路村特別村民への登録、馬路村役場・農協などのSNSのフォロー、大学卒業論文ために再来訪、移住フェアの参加、地域住民との継続的交流などワーキングホリデーの枠を超えた**関係人口の拡大**につながっている。

ポータルサイトやSNSで募集情報、地域の魅力などを掲載しています。

▶最新情報は、「ふるさとワーホリ」で検索！！　ふるさとワーホリ　検索

▶各自治体でのお仕事やイベントの募集情報を多数掲載中です。

▶SNSでも随時情報発信中、ぜひフォロー、いいね をお願いします！！

既にふるさとワーキングホリデーを実施している自治体様向け

▶日時：10月2日（木）　14：00～16：00

▶開催方式：オンライン

▶概要　・内容のブラッシュアップ、受入人数増に向けた施策の説明

・実施後の移住事例等の共有

今後の事業実施を検討している自治体様向け

▶日時：10月15日（水）　14：00～16：00

▶開催方式：オンライン

▶概要　・実施自治体における取組事例の紹介

・事業実施にあたっての実務面でのノウハウ等の説明

※本説明会の情報は、今後ふるさとワーキングホリデーポータルサイトで発表・更新していきます。

https://furusato-work.jp/

4 その他、地方財政措置

事業承継等人材マッチング支援事業【R7新規】（特別交付税措置）

市町村が、
〇事業承継の後継者となる人材、プロフェッショナル人材（経営課題を解決するために専門的なスキルや経験を持つ人材）、
地域企業の事業を支えるスタッフ、介護・交通等の分野の専門的な資格等を有するエッセンシャルワーカー等の人材を求める地域企業と、
〇特に地域企業の担い手としての潜在力が高い女性・若者・シニア・外国人・副業人材等の多様な人材
との間の効果的なマッチングを支援する場合の経費を支援

事業イメージ

多様な人材
（女性・若者・シニア・外国人・副業人材等）

＜地域外＞
・移住希望の高まり
・副業・兼業による地域貢献やキャリアアップへのニーズの高まり

＜地域内＞
・地元への就職を希望する若者
・育児等と両立ができる業務やシニアのノウハウを活かした業務など柔軟な働き方を希望する多様な人材の存在

▶

市町村
（民間事業者への委託も可能）

・企業のニーズの掘り起こし
・求人をするための募集条件づくりへの支援
・女性・若者・シニア、都市部の副業人材等の人材の掘り起こし
・研修、マッチング
・トライアル勤務等への支援

※商工会議所・商工会、地域金融機関、都道府県事業承継・引き継ぎ支援センター、都道府県プロフェッショナル人材戦略拠点等と連携

◀

地域の企業

・後継者を確保したい
・都市部の企業人材のノウハウを活用したい
・人手不足のため人材を確保したい
・エッセンシャルワーカーを確保したい

対象経費

・人材・事業所等に対する調査に要する経費
・マッチングシステム、ウェブサイト構築に要する経費
・マッチングトライアルに対する支援に要する経費
・交流会、ワークショップ等の開催に要する経費
・コーディネータ等の配置に要する経費（自治体職員の人件費除く）
・地域人材の育成に要する経費（研修会、セミナー開催）

※ 地方単独事業、かつ、自治体が策定する事業計画に基づく経費が対象

特別交付税措置

１団体あたり　15,000千円（上限額）×措置率0.5（市町村の財政力に応じて補正）

サテライトオフィスの誘致を推進する取組に係る支援（特別交付税措置）

- 地方における雇用機会の創出や移住定住の促進、新しい産業の創出に向けて、サテライトオフィスの誘致に取組む地方自治体に対し、必要な支援等を実施することにより、都市部から地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速する。

「お試しサテライトオフィス」に係る特別交付税措置

- 地方自治体による都市部企業等の社員の「お試し勤務」の受入れを通じたサテライトオフィス誘致の取組に要する経費について特別交付税措置を講じる。

【対象経費】

- 都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費（都市部におけるPR経費等）
- お試し勤務環境の用意に要する経費（オフィスの賃料等（原則、ハード事業は対象外））
- お試し勤務期間中の活動に要する経費（交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等）

対象経費の上限額：
1団体当たり**1,000万円**
措置率 0.5×財政力補正

特設サイト・Facebookページの活用

- 魅力あふれる職場環境を求める民間企業やサテライトオフィスの開設・誘致を目指す地方公共団体に向けて情報を発信するため、「お試しサテライトオフィス」特設サイト及びFacebookページを開設
- 特設サイトでは、地方公共団体のサテライトオフィスの取組内容、企業の「お試し勤務」を受け入れる施設や地域の紹介などを掲載
- 併せて、Facebookページで総務省及び関係地方公共団体における事業内容を適時発信

お試しサテライトオフィス 特設サイト

▶http://www.soumu.go.jp/satellite-office/

総務省 お試しサテライトオフィス Facebookページ

▶https://www.facebook.com/otameshisatelliteoffice/

Facebook 総務省 –お試しサテライトオフィス-　検索

総務省地域自立応援課の事業について
（地域おこし協力隊、地域活性化起業人、特定地域づくり協同組合制度）

総務省　地域力創造グループ　地域自立応援課

地域おこし協力隊について

● 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・ＰＲ等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの 「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○**実施主体：**地方公共団体　　○**活動期間：概ね1年以上3年以下**

○**地方財政措置：**＜特別交付税措置：R7＞

・**地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限**
・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限
・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限　等
・**地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限(報償費等：350万円**、その他活動経費：200万円)
・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限
・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者１人あたり100万円上限
・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5
・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円／団体を上限）
・外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）

※このほかＪＥＴプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、地域要件を緩和（R7～）

地域おこし協力隊導入の効果
～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

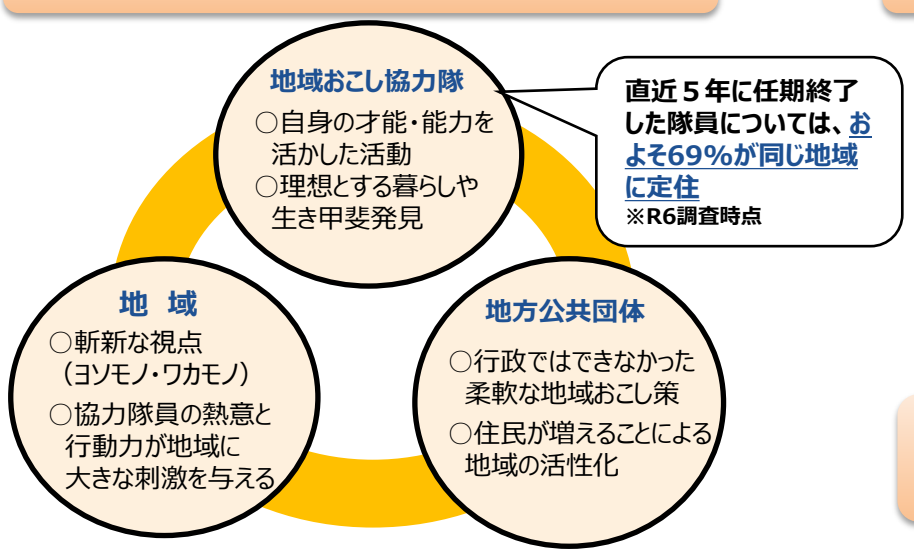

直近５年に任期終了した隊員については、およそ69%が同じ地域に定住
※R6調査時点

隊員数、取組自治体数の推移

⇒ **令和８年度に10,000人を目標**

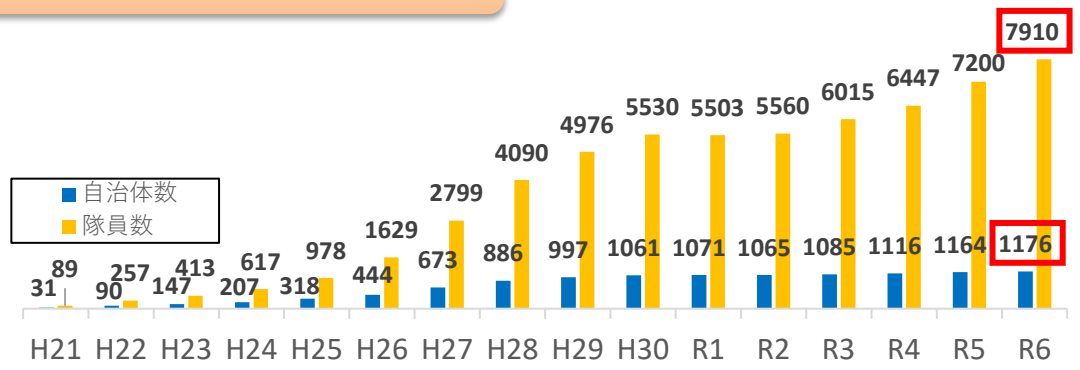

隊員の約4割は女性

隊員の約6割が20歳代と30歳代

直近５年に任期終了し定住した隊員については、およそ46%が起業※R6調査時点

地域おこし協力隊活動事例

宮崎県宮崎市　濱田　彩華

前職:理学療法士　活動時期:R5.9～

デジタル

【協力隊に応募したきっかけ】

・地元宮崎市の地域活性化の為に、何かしたいと考えていたところ、地域おこし協力隊を知った。

・年配者とコミュニケーションを取ることに慣れており、これまでの経験が生かせるのではないかと思い応募。

【活動内容】

・自治会の持続的な運営のためのデジタル化

→自治会の公式LINEを導入するための説明会

→収支予算書や決算書作成のためのエクセルの活用方法、Googleフォームを使用した日程調整の方法等を自治会へ説明

秋田県横手市 北野 泰之

前職:会社員　活動時期:R6.4～

農業

【協力隊に応募したきっかけ】

・前職のビール製造業で関係を築いた日本産ホップの産地である秋田県（横手市・大館市）でのホップ文化継承に少しでも貢献したいと思い応募。

【活動内容】

・新規参入者や外部の方向けのホップ栽培マニュアル作成

→技術継承や発展のため気象データや生育状況との関連性も探求

・ホップ文化の危機及び魅力についての啓蒙活動

・ホップ及び生産地のブランド化推進

熊本県人吉市　坂東　祥龍

前職:造園業　活動時期:R6.7～

事業承継

【協力隊に応募したきっかけ】

・人吉市を観光し「球磨川くだり」に乗船した際に、水害後ほとんどの船頭が辞めてしまい今後続けられないかもしれないことを聞き、自分にも何かできることはないかと考えていたところ地域おこし協力隊の募集を見つけた。

【活動内容】

・操船練習、操船に必要な基本的知識や船の構造、ある程度の修理方法の習得

・出航に備えた積み下ろし作業、乗船受付や案内、乗船説明、人吉球磨地域の観光案内

広島県 安芸高田市　（ホアン　グエン）HOANG　NGUYEN

前職:介護福祉士　活動時期:R5.9～

多文化共生

【協力隊に応募したきっかけ】

・協力隊になる以前、安芸高田市で技能実習生として働いていたことがあり、優しく接してくれた市の住民に「大恩返し」をしたいと思っていた。
市がベトナム人コミュニティ構築を目的に協力隊員の募集をしていると聞き、躊躇なく応募。

【活動内容】

・ベトナム及び東南アジア外国人住民の支援

→Facebookコミュニティの管理、悩み相談
市役所窓口に来る実習生の通訳・翻訳、日本語学習支援

・多文化共生・国際交流イベントの実施

地域おこし協力隊の推進に要する経費

R８概算要求額（案）：３７２百万円
（R７当初予算額：２４８百万円）

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和６年度は7,910人であり、令和８年度までに10,000人とする目標を掲げている（デジタル田園都市国家構想総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、**情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組**により地域おこし協力隊の取組を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出**する。

制度周知・隊員募集

■戦略的な広報の取組強化

拡充 インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的に実施する取組を強化し、隊員のなり手の更なる掘り起こしおよび応募者と自治体のマッチング強化を行う。

■課題を抱えている自治体に対する伴走支援

・　地域おこし協力隊の活用を検討する地方公共団体へ地域おこし協力隊の知見・ノウハウ等を有するアドバイザーを派遣することにより、伴走支援を行う。

■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

・地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。

隊員活動期間中

■「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

・　「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、令和6年度中に立ち上げた会員専用の情報共有・交流プラットフォームを活用し、情報収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援等に取り組む。
・各地域における、協力隊経験者等によるネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

■「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

・隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

■各種研修会等の実施

・初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。

・より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。

拡充 隊員の起業・事業承継等を支援するため、「起業・事業化研修」等の取組を強化し、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等の充実を行う。

任期後

起業・定住

地域への人材還流を促進！

地域活性化起業人のマッチングプラットフォーム

令和７年10月初旬リリース予定！！

総務省HPはこちら↓

地域活性化起業人制度の更なる推進のため、自治体や企業、副業に関心のある個人等が、それぞれ、抱える課題や来てもらいたい民間のスペシャリスト人材、自らが提供できるソリューションを登録し相互に交流できる場を構築します！

自治体

民間のスペシャリスト
人材を活用したいニーズ

- 民間企業や退職した個人の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用して地域の課題を解決
- 外部の視点・スピード感覚で取組を展開

マッチングプラットフォーム

自治体や
企業、個人が、
それぞれのニーズを
事前登録

起業人募集

ソリューション提案

企業や副業に関心のある個人等

多彩な経験による人材の育成、
企業の社会貢献、新しい地域との
関係構築などのニーズ

- 民間企業の社会貢献
- 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

マッチングプラットフォームを活用したマッチングのステップ

自治体側の流れ

Step.1　制度活用に向けた検討

抱える課題を明確にしたうえで、地域活性化起業人制度の活用を検討。

Step.2　起業人募集登録

起業人に解決してほしい**自治体の課題や求めるスキル・ノウハウ等**の情報をプラットフォームに掲載。

企業・副業人材側の流れ

Step.1　制度活用に向けた検討

社会貢献や社員等のキャリアアップなどを考え、地域活性化起業人制度の活用を検討。

Step.2　ソリューション登録

企業や個人の**スキルや強み**、派遣可能な任期等の情報を、プラットフォームに掲載。

Step.3　起業人募集やソリューションへの応募

マッチングプラットフォームに掲載された情報を検索。
関心のある、起業人募集やソリューションへ**プラットフォーム上で応募が可能！**

Step.4　応募した相手とのやりとり

プラットフォーム内で、**応募した相手とチャットでやりとりが可能！**
面談等に向けての出発点の場として活用。

Step.5　面談等→協定締結・派遣開始（プラットフォーム外）

面談や打ち合わせを重ね、合意に至ったら、協定締結し、派遣を開始。

地域活性化起業人オンラインマッチングセミナーのご案内

総務省主催

地域活性化起業人 オンラインマッチングセミナー

令和7年 11月11日(火) ※参加費無料

内容・目的

本イベントでは自治体と企業※のご担当者様を対象に、
地域活性化起業人の制度概要説明や10月初旬に運用開始予定の
地域活性化起業人マッチングプラットフォームの説明を行います。
またご希望の方は自治体・企業のご担当者様との
マッチング相談会にご参加いただけます。

※ 副業型での応募を検討している社員の方や
シニア型での応募を検討している企業退職者の方を含みます。

開催日時・開催形式

令和7年11月11日(火)
14時00分～17時00分
※オンライン開催(Zoom)・参加費無料

参加者

- 地域活性化起業人制度について理解を深めたい
- 地域活性化起業人制度の活用を具体的に検討している

① 自治体のご担当者
② 企業のご担当者
③ 副業に関心のある個人の方等

プログラム

第1部
「地域活性化起業人制度活用セミナー」
第2部
「自治体×企業マッチング相談会」
の2部構成となっています。

- プログラム全体への参加
- 第1部のみの参加

をお選びいただくことが可能です。

※ 第2部「自治体×企業マッチング相談会」のみの参加は受け付けておりません。

申込方法・申込期限

下記のQRコード
またはURLから
お申込みください。

第2部「マッチング相談会」への参加を希望される方
→10月10日(金)〆切

それ以外の方
→11月4日(火)〆切

https://forms.office.com/r/8PedVdw5yp

※ 第2部「マッチング相談会」に参加される方は申込期間が短くなっておりますのでご注意ください。

地域活性化起業人活用セミナー

制度概要についてのご説明、活用事例のご紹介、プラットフォームのご紹介を行います。
地域活性化起業人制度について理解を深めたい方におすすめです。

自治体×企業マッチング相談会

自治体のご担当者様による起業人募集のプレゼンの後、個別のブレイクアウトルームを利用し、自治体・企業のご担当者様等と相談をしていただくことができます。
地域活性化起業人制度の活用を具体的に検討している方におすすめです。

お問い合わせ先

【セミナーの開催や申込み等に関すること】
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部 持続社会部・産業創発部
担 当: 境・大谷・山本 メール: mic-kigyoujin@murc.jp

【地域活性化起業人制度に関すること】
総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課
担 当:仁木・大城・谷地 電 話:03-5253-5392
メール:chiikikasseika1@soumu.go.jp

総務省主催

地域活性化起業人 オンラインマッチングセミナー

令和7年 11月11日(火) ※参加費無料

地域活性化起業人制度について

地域活性化起業人制度とは、都市部に所在する企業等が協定書に基づき社員を地方自治体に一定期間派遣し、自治体の魅力向上を図る取組の即戦力として社員が専門的な知見を活かしながら業務に従事することで地域活性化を図る取組です。
起業人の数は年々増加し、令和6年度は871人と過去最高を記録しています。

さらなる制度の拡充に向け、令和7年度からは以下のような変更等を行っています。

- 企業退職後のシニア層の活用も可能とする「地域活性化シニア起業人」を創設
- 三大都市圏外の指定都市・中核市・県庁所在市に所在する企業の社員等を対象に追加
- 起業人を募集する自治体と企業や副業に関心のある個人等のマッチングを促進する仕組みである「地域活性化起業人マッチングプラットフォーム」の構築
(10月初旬リリース予定)

セミナープログラムの詳細 (予定)

時間	内容	所要時間
◇ 第1部 地域活性化起業人制度活用セミナー		
14:00～14:10	ご挨拶 制度と本イベント趣旨のご説明	10分
14:10～14:25	制度活用事例のご紹介①	15分
14:25～14:40	制度活用事例のご紹介②	15分
14:40～14:50	地域活性化起業人マッチングプラットフォームについてのご説明	10分
◇ 第2部 自治体×企業マッチング相談会		
15:00～15:05	相談会の進め方のご説明	5分
15:05～15:40	自治体による起業人募集プレゼンテーション	35分
15:45～17:00 (休憩時間を含む)	ブレイクアウトルームによる 自治体×企業ご担当者様の相談	15分×4セット

※プログラムは都合により多少の変更が生じる可能性がございます。あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

【セミナーの開催や申込み等に関すること】
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部 持続社会部・産業創発部
担 当: 境・大谷・山本 メール: mic-kigyoujin@murc.jp

【地域活性化起業人制度に関すること】
総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課
担 当:仁木・大城・谷地 電 話:03-5253-5392
メール:chiikikasseika1@soumu.go.jp

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

Ｒ８概算要求額：７.６億円
（Ｒ７当初予算額：５.６億円）
※内閣府予算計上

PR動画は
こちら→

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の**地域産業の担い手を確保する必要があるが**、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る

事業背景

人口急減地域において

・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない

・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

取組内容

・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出

・組合で職員を雇用し事業者に派遣　（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）

⇒地域の担い手を確保

●対　　象　人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
●認定手続　事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
●特例措置　労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
●そ の 他　令和７年３月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制を緩和
（員内利用の20%まで → 市町村等への派遣に限り、員外利用規制を員内利用の50%まで緩和）

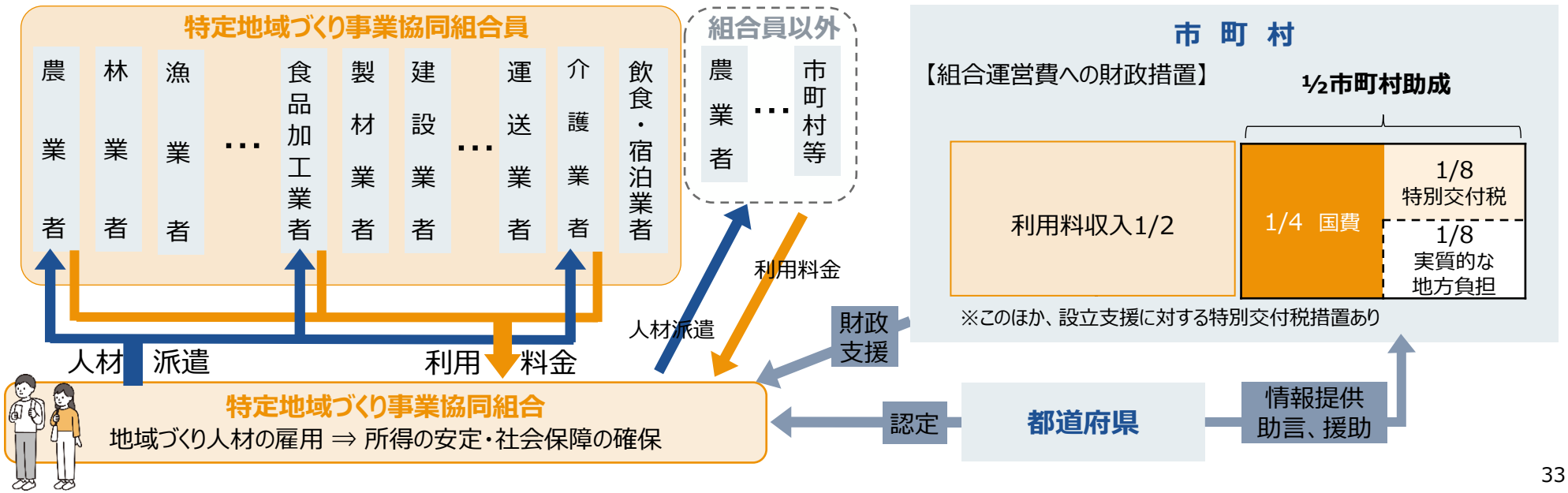

特定地域づくり事業協同組合制度の財政支援

1.組合運営費に対する財政支援（認定後）

国庫補助

・組合運営費の1/2の範囲内で公費支援（国1/2、市町村1/2）

・対象経費は、「派遣職員人件費」及び「事務局運営費」

・令和７年度予算額　5.6億円（前年度同額）

・制度の健全な運用を確保するための仕組み

①複数の事業者への職員派遣
派遣職員の一の事業者での労働時間は総労働時間の８割以内
※８割超となる派遣職員の人件費は全額が交付金の対象外

②労働需要に応じた職員の確保
派遣職員の稼働率が８割未満の場合は上限額を稼働率に応じて漸減

特別交付税措置

・特定地域づくり事業推進交付金に係る事業の実施に伴って負担する経費（措置率1/2）

＜１組合当たりの運営費（通年ベース）＞

（例）派遣職員６名の人件費及び事務局運営費 3,000万円

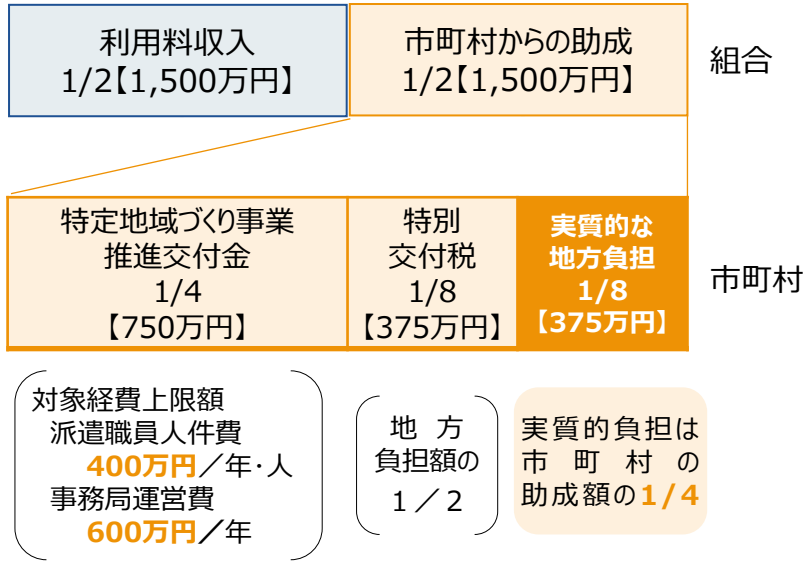

2.組合設立に対する財政支援（認定前）

特別交付税措置

・組合への設立支援に関する地方単独事業の実施に要する経費（措置率1/2・対象経費上限額300万円）

①設立時の財産的基礎形成への支援（寄付金等）

②設立準備への支援（調査、登記、施設改装、設備、アドバイザー等）

※ただし、対象年度は組合設立年度に限る。

特定地域づくり事業協同組合　認定状況

組　合　数　**127組合**（39道府県129市町村）

※R7.9.１現在
（交付決定ベース）

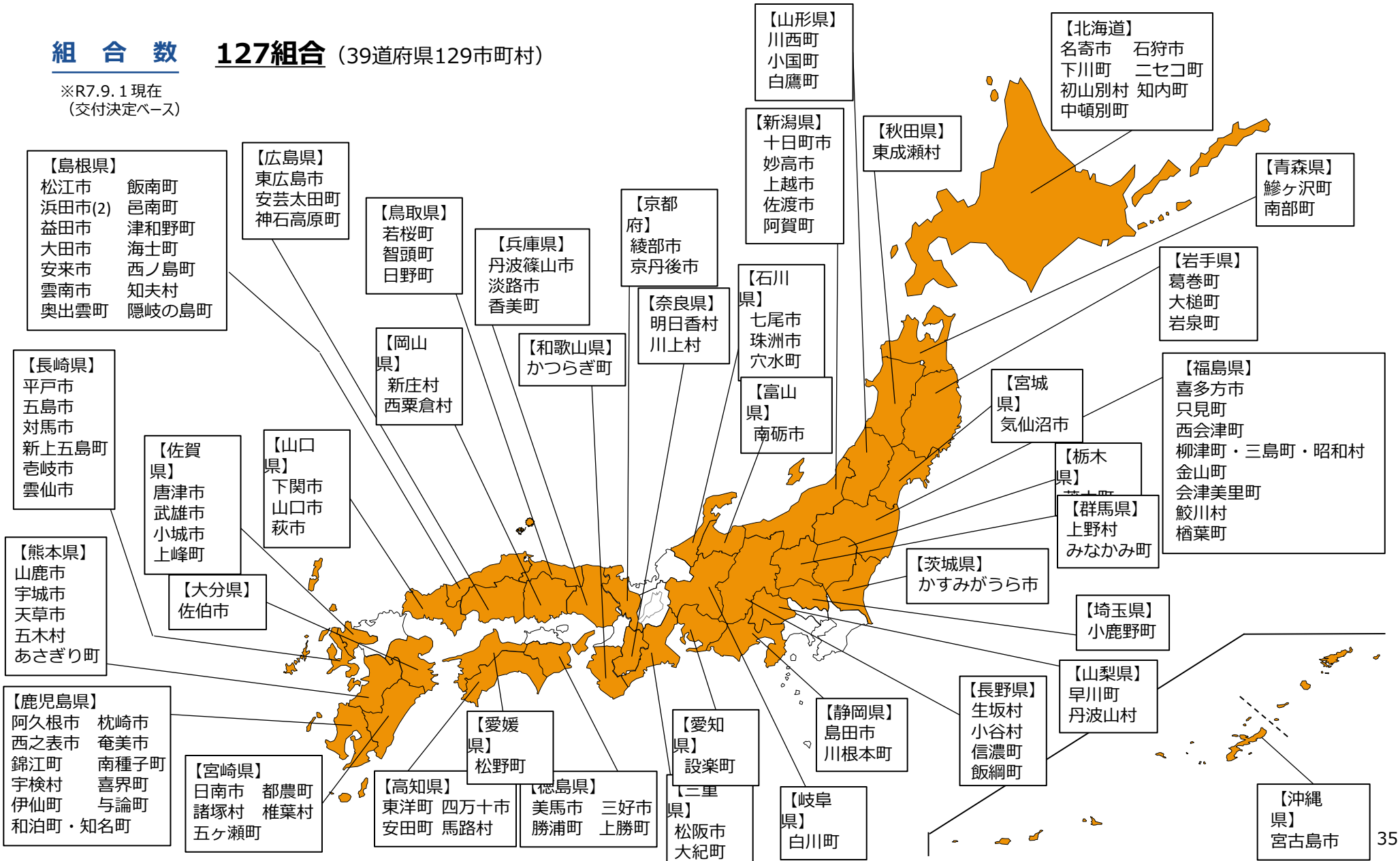

特定地域づくり事業推進法の一部改正の概要

1　市町村への派遣に係る員外利用規制の緩和（令和７年７月１日施行）

市町村と組合のニーズの一致

- ✓ 市町村…直営施設(スキー場など)やイベント時期などの**人手不足**
- ✓ 組　合…**閑散期**(農閑期など)の**派遣先**確保による雇用増

しかし、市町村への派遣には制約あり(中小企業等協同組合法)

- ✓ **市町村**は**組合員になることができない**
- ✓ 組合員以外の利用(**員外利用**)は員内利用の**20%**まで

⇨ 組合・市町村から、市町村への員外派遣について、規制緩和の要望

市町村への派遣に限り、員外利用規制を員内利用の**50%まで緩和**

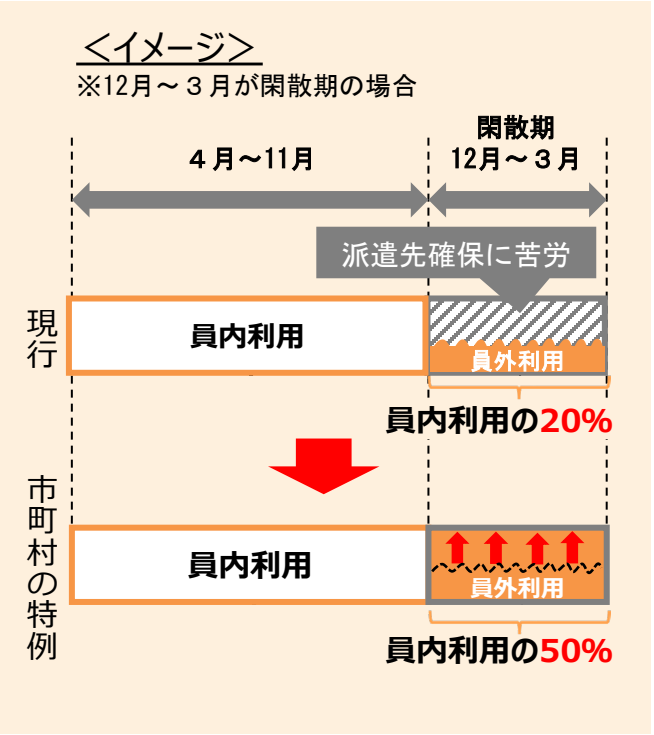

2　内閣府の事務の期限延長（令和７年３月31日施行）

弾力的な予算対応のため、内閣府で予算確保等の事務を行う仕組み(令和７年３月31日まで)

⇨ 今後も組合数の増加が見込まれるため、引き続き弾力的な予算対応が必要

内閣府の事務の期限を**５年延長**（令和12年３月31日まで）

特定地域づくり事業協同組合制度のPR動画について

総務省では、特定地域づくり協同組合制度のPR動画を作成しました。
総務省WEBサイトで公開中です。
制度についての詳しい説明も掲載しています。
ぜひご覧ください！

制度編では、制度概要を紹介しています
・新たに担当になった方
・組合を管轄する市町村職員の方
・実際に組合として活動している方
・組合を立ち上げる事業者の方
にぜひご覧いただきたい内容になっています。

組合編では、実際の組合の方、事業者の方、派遣職員の方の生の声をお届けしています！

PR動画・制度概要はこちらから！
市町村や、市町村を通じて事業者の方にも是非周知をお願いします。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyou.html

総務省地域振興室の事業について
（地域運営組織、全国市長村長サミット）

総務省　地域力創造グループ　地域振興室

地域運営組織（RMO）の形成・運営

R８概算要求額：３１百万円
※RMO：Region Management Organization（R７当初予算額：３１百万円）

【定義】**地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心**となって形成され、**地域内の様々な関係主体**が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、**地域課題の解決に向けた取組**を持続的に実践する組織

- 高齢化による生活機能の低下や人口減少・過疎化による集落の生活支援機能の低下が進む中、地域の主体が**バラバラ**に取り組むのではなく、**多様な主体が参画し分野横断的に活動する「地域運営組織（RMO）」**の形成・持続的な運営が**地域づくりのインフラ**として重要
- 活動内容は、高齢者交流サービス、声かけ・見守りサービス、買い物支援、公共ライドシェアなど多様
- 全国には**8,193組織**、地域運営組織が形成されている市区町村数は**893団体**（令和６年度総務省調査）

地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する取組の推進

- 地域運営組織に対して、地方公共団体がより効果的・効率的に支援できるよう小田切明治大学教授を座長とし調査研究を行うとともに、全国セミナーの開催等（※）により先進事例の全国展開を図ることで、全国における地域運営組織の更なる形成促進や持続的な運営に向けた取組みを後押し

※令和7年度は青森県、福島県、長野県、鹿児島県でハイブリット開催

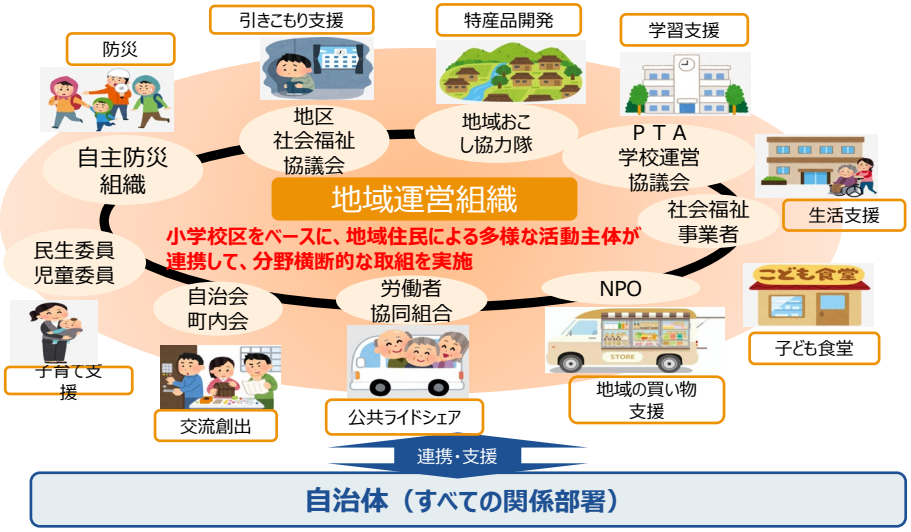

地域運営組織の活動事例

生桑振興会（広島県安芸高田市）

- 地域にあったガソリンスタンドと日用品店舗が閉鎖されることとなったが、生桑振興会が中心となりガソリンスタンドと食料品店舗の複合施設の更新等を実施。
- 食料品店舗内には交流や談話できるサロンスペースがあり、地域住民が気軽に立ち寄れる拠点にもなっている。

地域運営組織の形成数の推移　（単位：団体）

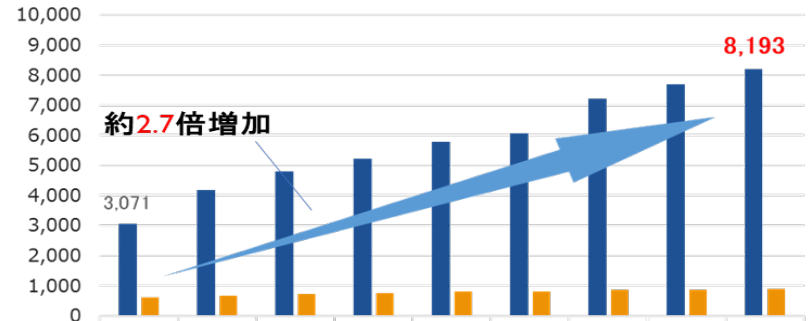

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
■地域運営組織数	3,071	4,177	4,787	5,236	5,783	6,064	7,207	7,710	8,193
■市区町村数	609	675	711	742	802	814	853	874	893

地域運営組織（RMO）全国セミナー

✔地域づくりに関心がある方
✔自治体職員
✔大学関係者（学生） など
誰でも無料でご参加いただけます！

すべての会場で
オンライン同時開催

総務省主催

地域運営組織 全国セミナー

このセミナーでは…

- 総務省の施策や地域運営組織に関する最新情報が得られる！
- 多彩なノウハウを持つコーディネーターの講演で、地域づくりのヒントが得られる！
- 都道府県庁や市区町村がどのような支援を行っているかわかる！
- 地域運営組織がどのように設立され、どのような活動をおこなっているのかわかる！

詳細は裏面へ

✓地域づくりに関心がある方
✓自治体職員
✓大学関係者（学生） など
誰でも無料でご参加いただけます！

総務省主催

地域運営組織 全国セミナーin長野

日時 9/30（火）13:30～17:00

会場 長野市生涯学習センター 第１・第２学習室
※会場の駐車場には限りがあります。公共交通機関でお越しください。

プログラム

- 総務省施策説明　総務省関連部署
- コーディネーターの基調講演
  特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク 常勤理事 髙橋（たかはし） 由和（よしかず）
- 事例発表　長野市 地域・市民生活部 地域活動支援課
  古牧地区住民自治協議会
  鬼無里地区住民自治協議会
- パネルディスカッション
- 登壇者との意見交換会（会場参加者のみ）

参加（会場・オンライン）は事前の申し込みが必要です。
右下の２次元バーコードよりお申し込みをお願いします。

受付の締め切りは9/23（火）です。
※会場参加者は先着順とさせていただきます。
※オンライン参加者へは、ご登録のアドレスにURL等を送付します。
※会場の駐車場には限りがあります。公共交通機関でお越しください。

全国市町村長サミット

R８概算要求額：9百万円
（R７当初予算額：9百万円）

●人口減少の到来、地域間格差の拡大、コミュニティの脆弱化など困難な課題に直面している中にあって、日本経済の再生に向けて、地域の活性化を図っていくことが求められています。このため、全国の市町村長等が一堂に会して議論・交流を行うことを通じて、地域活性化の一層の進展・普及を図ることを目的に、例年、全国市町村長サミットを開催しています。

URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zenkoku_summit.html

参加申込締切日：令和7年10月3日（金）

○全国市町村長サミット2025in秋田

開催日：令和7年10月27日（月）、28日（火）
主催者：総務省、秋田県

10月27日（月）13:00～18:50

■基調講演（13:20～14:20）

基調講演 ： 坂本 貴志
（リクルートワークス研究所 研究員・アナリスト）

■分科会（①14:40～15:50、②16:10～17:20）
2つのテーマの分科会に分かれ、各分科会のコーディネーターと発表される市町村長が取組事例の発表と意見交換を実施

第１分科会 「二地域居住・関係人口」
指出 一正（ソトコト編集長）
第２分科会 「地域運営組織」
若菜 千穂
（特定非営利活動法人いわて地域づくり支援センター 常務理事）

10月28日（火） 現地視察

○全国市町村長サミット2024in千葉

開催日：令和6年11月5日（火）、6日（水）
主催者：総務省、千葉県

11月５日（火）13:00～18:50

■基調講演（13:20～14:20）

基調講演： 庄司 昌彦
（武蔵大学社会学部メディア社会学科教授・武蔵学園データサイエンス研究所副所長）

■分科会（①14:40～15:50、②16:10～17:20）
2つのテーマの分科会に分かれ、各分科会のコーディネーターと発表される市町村長が取組事例の発表と意見交換を実施

第１分科会 「移住定住多様な人材の活用」
指出 一正（『ソトコト』編集長）
第２分科会 「少子化対策」
秋田 喜代美
（学習院大学文学部教授・東京大学名誉教授）

11月６日（水） 現地視察

総務省人材力活性化・連携交流室の事業について
（子ども農山漁村交流プロジェクト）

総務省　地域力創造グループ　人材力活性化・連携交流室

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

R８概算要求額： １８百万円
（R７当初予算額： １８百万円）

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、 受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報共有を図るとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房、文部科学省、農林水産省、環境省で連携・協力しながら推進。

送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築

小学校
中学校
高等学校

学校教育活動　社会教育活動

オンライン交流・農林漁業体験・宿泊体験活動

農山
漁村

◆オンライン交流を実施することで、対面での交流効果向上を実現

◆コーディネート機能の活用
◆課題解決に向けた研究と実践

杉並区の小学生（山形県飯豊町）
（体験にとどまらず、当該校の給食で飯豊町の食材が使われるなど、持続的な関係が構築）

①子供農山漁村交流支援事業（上限: １組あたり250万円）

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・補助員等への謝金 ・子供、教員、補助員等に係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 （調整費、運営費、謝金、特産品の交換） 等	・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・指導員、NPOスタッフへの謝金 ・子供、教員、補助員等、指導者、NPOスタッフに係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 ・受入体制の整備に係る経費 等

②体験交流計画策定支援事業（上限：100万円）

国の委託先が伴走支援しながら、効果的な宿泊体験プログラムの内容や、マッチング相手となる自治体を探す等の課題について検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとする「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

・外部有識者等の旅費・謝金　・研修・会議に要する経費　・関係団体との調整に要する経費　・外部研修受講に係る受講料、旅費　・印刷製本費　等

③子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを開催。

子ども農山漁村交流プロジェクトに係る地方財政措置

地方財政措置（特別交付税措置）の概要	
支援対象	都道府県、市町村
支援内容	算入率：対象経費の１／２
対象事業	次の要件を満たす事業が対象 ・学校教育活動又は社会教育活動の一環として実施されるものであること ・子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること ・子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること
対象経費	・推進協議会の運営に要する経費（都道府県・市町村） ・地域協議会(送り側・受入側)の運営に要する経費(都道府県・市町村) ・小中学校の集団宿泊活動に要する経費（都道府県・市町村）

＜算定実績の推移＞

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
学校数（校）	―	1,273	1,165	989	1,007	967	1,028	1,090	1,114	1,216	1,186	1,514	1,037	1,074	1,157	1,242	1,261
対象児童数（人）	72,252	78,749	68,949	60,997	62,389	58,163	58,877	61,774	61,759	62,735	60,903	94,719	63,252	81,094	82,564	80,548	82,053

44

子ども農山漁村交流プロジェクトセミナー

令和7年度子ども農山漁村交流プロジェクトセミナー

オンライン開催/無料

農山漁村の資源・課題×探究的な学習×宿泊行事から生きる力の育成と関係人口の創生へ

開催日時 令和7年11月21日(金)13:10～15:10(2時間)

参加方法 Teams（オンライン開催(人数制限なし)）
※"複数の方"と一緒に視聴いただいても構いません。

参加対象 □子どもの農山漁村交流に送り側・受入側で関わっている方
□子どもの農山漁村交流にご関心のある方

誰でも参加できます

□ 開会あいさつ

□ 特別講演 **全国12地域の課題を探究する宿泊行事**
～生徒に農山漁村地域で交流・探究をさせたかった理由～

地域で取り組む6年間の体系的なプログラムの一環で、全国12カ所を少人数で訪問し、社会課題の現場で地域人財と共感するプログラムを企画・実践しています。

関東学院中学校高等学校 教員 新堀 雄介 氏(神奈川県横浜市)

□ 事例発表 **能登半島地震から1年後に学校教育旅行を受け入れた理由**
一般社団法人春蘭の里 代表 多田 真由美 氏(石川県能登町)

□ 事例発表 **地域づくりと関連付けた「探究的な学習」現地プログラムの開発**
株式会社ノースプロダクション 代表取締役 近江 正隆 氏(北海道浦幌町)

□ 国による関連施策の紹介など
※演題等については一部変更する場合があります。

お申込方法 "Webフォーム" からお申込みください。
(右のQRコードまたは以下のURL参照)
URL https://forms.office.com/r/S0NEBEJqQa?origin=lprLink
参加申込締切日：令和7年11月14日(金)

お問合せ先 (一財)都市農山漁村交流活性化機構(まちむら交流きこう) ※本業務の請負業者
連絡先 kodomo@kouryu.or.jp (担当:花垣・清水・長谷川)

主催：総務省・内閣官房・文部科学省・農林水産省・環境省

総務省過疎対策室の事業について
（過疎地域持続的発展支援交付金ほか）

総務省　地域力創造グループ　過疎対策室

過疎対策について

1　過疎対策の経緯

- **「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（議員立法）に基づき**、過疎対策を実施。
- 現行法は、令和３年３月成立、同年４月１日施行。**（令和12年度までの時限立法）**
- 昭和４５年以来、議員立法により五次にわたり制定。（全て全会一致により成立）

2　過疎地域の要件

- 市町村ごとに「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。

現在の過疎関係市町村は**８８５団体**
（全市町村の５１．５%）

3　主な支援策

（１）過疎法に基づく施策

①　**過疎対策事業債**　（令和７年度計画額5,900億円（充当率100%、元利償還の70%を交付税措置））
②　**国庫補助金の補助率かさ上げ**　（統合に伴う公立小中学校校舎の整備等）
③　**税制特例**　（所得税・法人税にかかる減価償却の特例）
※適用期限：令和９年３月３１日まで（３年ごとに延長要望）

（２）その他の施策

過疎地域持続的発展支援交付金　（令和８年度予算概算要求額　８.０億円）

過疎市町村計画の策定状況等に関する調査研究事業（R4.3）抜粋

■目標の達成状況に関する評価手続※

- 評価を行う時期については、「毎年度評価を実施」の割合が最も高く、約７割となっており、「最終年度に評価を実施」が約２割で次いでいる。
- 外部評価の有無については、「外部評価あり（外部有識者、学識者）」が約４割、「庁内評価のみ」が約３割である。
- 住民代表者による評価を行う例としては、市民会議等への報告、評価組織への住民代表者の参加等がみられた。

※自由記述回答で趣旨の類似・共通する回答をまとめたうえで集計

【評価を行う時期】

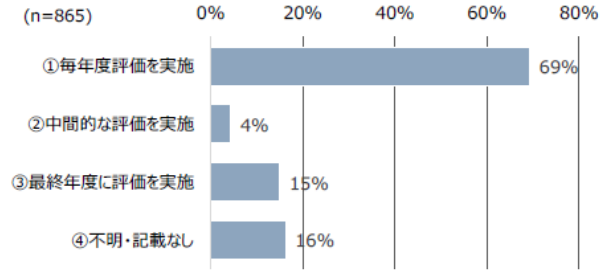

【外部評価の有無】

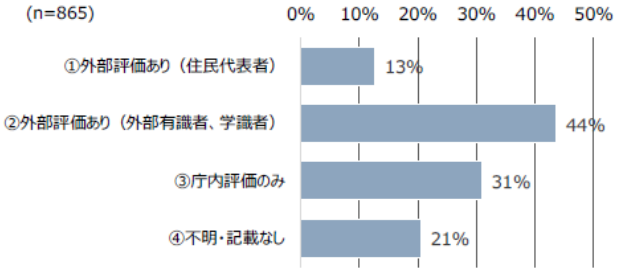

■産業振興促進事項

- 殆どの団体では、製造業・情報サービス業等・農林水産物等販売業・旅館業の４業種すべてについて市町村計画上で位置付けている。

■計画策定時における住民意見の反映方法

- 計画への地域住民等の意見の反映方法については「計画案についてパブリック・コメントを実施」が78%と最も高い。
- 「その他」としては説明会・ワークショップの開催、住民アンケート調査の実施、住民代表からなる懇談会などでの議論などがみられた。

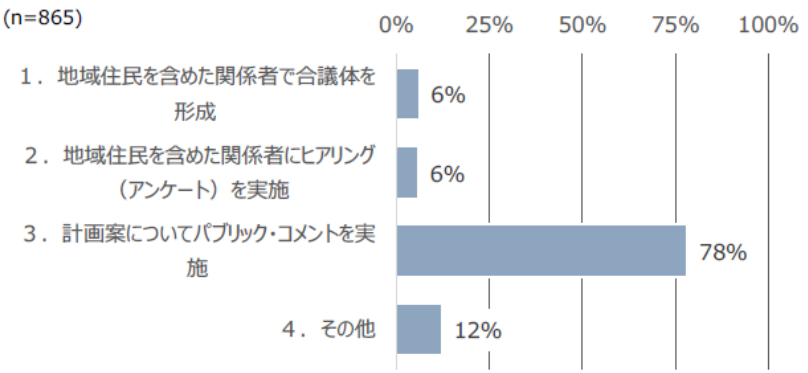

都道府県過疎地域等政策支援員について

【制度概要】

- **過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を雇用又は委託し、過疎地域等を支援する経費について特別交付税措置を講じる。**

対象団体　都道府県

対象経費　都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費（報償費、旅費、委託費等）

要件
①過疎地域その他の条件不利地域
（過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄）
を有する複数の市町村への支援が対象
②市町村の施策の企画立案、指導・助言、
関係者調整等の支援の業務に従事すること
③都道府県の過疎計画に記載があること　等

財政措置　・対象経費の上限額　年間590万円／人　・措置率0.5
・財政力補正あり

【専門人材の活用イメージ】

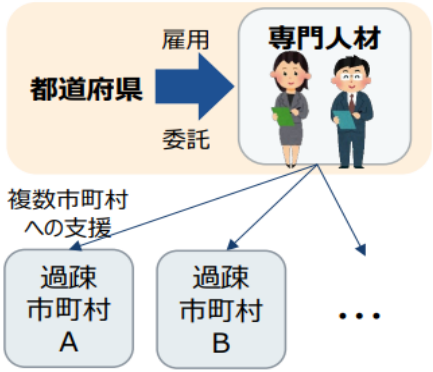

業 務 の 例

- **産業振興（農林水産業）**
  ・・・販路拡大、ブランド化、６次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保　等
- **産業振興（商工業、その他）**
  ・・・サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援、特定地域づくり事業協同組合支援　等
- **産業振興（観光）**
  ・・・観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策　等
- **地域における情報化**
  ・・・情報通信技術の利活用　等
- **地域公共交通の確保**
  ・・・地域公共交通網の維持・再編、新技術活用　等
- **生活環境の整備**
  ・・・水道事業経営　等
- **高齢者等の保健・福祉**
  ・・・地域包括ケアシステム、子育て支援　等
- **医療の確保**
  ・・・医療政策支援　等
- **教育の振興**
  ・・・ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育　等
- **集落の整備**
  ・・・集落対策、空家対策　等
- **地域文化の振興**
  ・・・文化財保護　等
- **再生可能エネルギーの利用推進**
  ・・・再生可能エネルギーの導入支援　等

〇活用状況（令和６年度）

- 設置団体数・人数　：９県、27人
- 実施事業数　：１２事業（特定地域づくり協同組合設立等支援　４件、地域運営組織等支援　２件、地域拠点施設整備・地域づくり担い手育成・革新的技術活用・地域交通政策・地域活性化施策活用支援・関係人口創出支援　各１件）
- 雇用形態　　：会計年度任用職員　１県、委託　８県

ネットワーク・コミュニティ推進体制整備事業（専門家派遣）

ネットワーク･コミュニティ推進上の課題

○組織設立の進め方や既存組織における効果的な組織運営等のノウハウを地域コミュニティ組織は持っていない
○地域コミュニティ組織を支援する団体は存在するものの県全域をカバーできる体制ではない

県の委託事業により、推進体制を強化

大分県の過疎地域等政策支援員について

○Ｒ３年度に国から過疎地域等政策支援員の要綱策定の通知があり、Ｒ４年度から「**大分県ネットワーク・コミュニティ推進員（大分県過疎地域等政策支援員）**」を設置
○Ｒ６年度は３団体・５名を委嘱

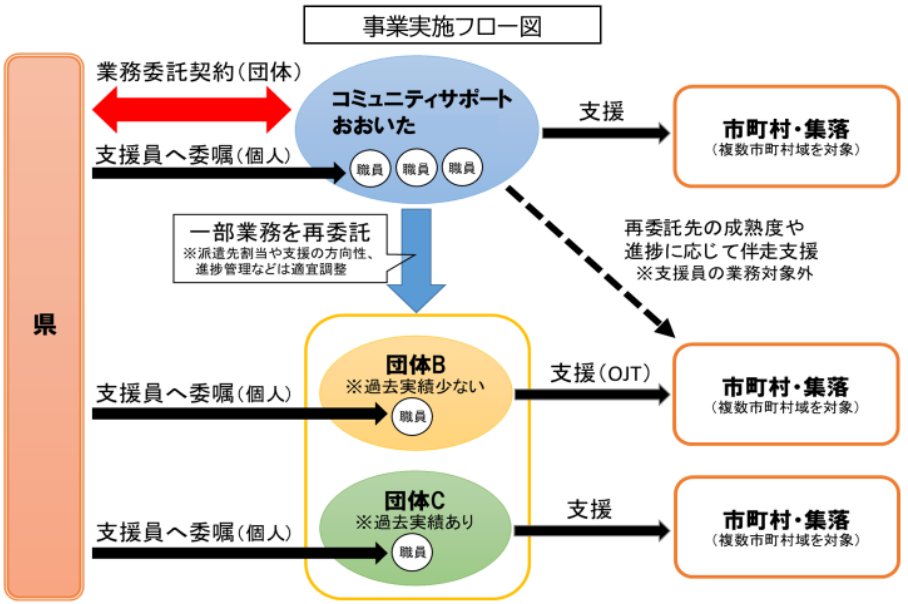

事業の概要

○市町村・集落への専門家支援　【Ｒ６：概ね９０回】

- 市町村の要望に応じ、職員研修、庁内連携・指針策定等を支援
- 市町村職員と一緒に集落に出向き、地域の会合におけるファシリテーションなど、伴走支援を実施

○中間支援組織の育成　【Ｒ６：概ね４０回】

- 新たな中間支援組織のスキルアップのため、委託先（（一社）コミュニティサポートおおいた）がＯＪＴ支援
  ［Ｒ６支援先］
  （株）地域科学研究所、（特非）おおいたＮＰＯデザインセンター

集落におけるファシリテーションの様子

過疎地域における事業用設備に係る割増償却

1．内容

過疎地域内で個人又は法人が設備を取得等して事業の用に供した場合に５年間の**割増償却が可能**（所得税、法人税）

→ **課税の繰り延べ効果が発生し、設備投資直後の企業の資金繰りを支援**

事業者の規模（資本金）		個人又は5,000万円以下	5,000万円超1億円以下	1億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等（取得、製作、建設、改修）	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設	
対象業種・取得価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・情報サービス業等	500万円以上		
対象設備・償却率		機械等：普通償却限度額の32% 建物等：普通償却限度額の48%		
減価償却の方法		割増償却（最大５年間適用）		

2．適用期限

令和９年３月３１日まで（令和６年度から３年間）

3．適用要件

過疎市町村計画に「産業振興促進事項」区域、対象業種等を記載

【割増償却のイメージ】

取得価額1億円の機械を購入し、減価償却資産の耐用年数を10年、定率法による償却とした場合。

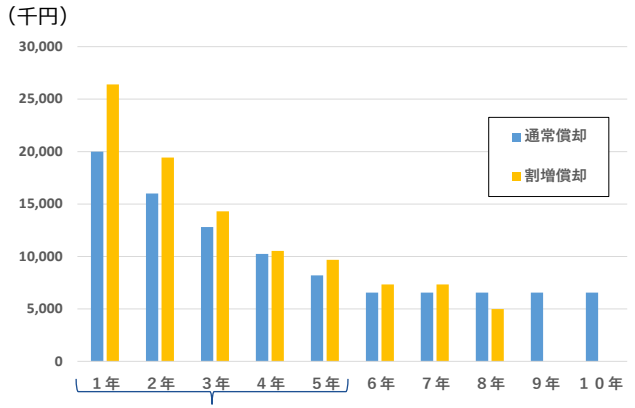

償却開始から５年間は割増償却を適用

過疎地域における地方税の減収補てん措置

1．内容

過疎地域において事業用設備を取得等した場合等の地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）を課税免除等した場合について、減収補填措置が講じられている。

● **製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等**

- 過疎地域内で個人又は法人が事業用設備を取得等した場合

事業者の規模（資本金）		個人又は5,000万円以下	5,000万円超1億円以下	1億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等（取得、製作、建設、改修）	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設	
対象業種・取得価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・情報サービス業等	500万円以上		

➢ **条例に基づき課税免除又は不均一課税**

事業税	所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るもの
不動産取得税	当該設備に係る家屋、当該家屋の敷地である土地
固定資産税	当該設備に係る家屋、機械・装置、構築物、当該家屋の敷地である土地

⇨ **都道府県又は市町村の減収分の７５％を普通交付税で補てん**
（最初に課税免除等を行った年度から３年間※１）

※１：不動産取得税は当該年度分。

● **畜産業・水産業**※２　※２：過疎地域内で個人が行う畜産業及び水産業に限る。

- 個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の１／３超～１／２以下の場合

➢ **条例に基づき課税免除又は不均一課税**

事業税	各年の所得金額

⇨ **都道府県の減収分の７５％を普通交付税で補てん**
（最初に課税免除等を行った年度から５年間）

2．適用期限

令和９年３月３１日まで（令和６年度から３年間）

3．適用要件

過疎市町村計画に「産業振興促進事項」区域、対象業種等を記載

集落支援員

過疎問題懇談会（令和6年度・令和7年度を参照）
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain3.htm

過疎地域等の**集落の維持・活性化**のため、**地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材**が、**集落の巡回・状況把握**、住民同士の**話し合いの促進**、これらを通じ必要とされた**具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポート**を行う。

集落支援員の活動イメージ

必須業務

■ 集落点検の実施
市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

■ 集落のあり方についての話し合い促進
「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進

□ **集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポート**

①デマンド交通システムなど地域交通の確保
②都市から地方への移住・交流の推進、
③特産品を生かした地域おこし、
④高齢者見守りサービスの実施、
⑤伝統文化継承、
⑥集落の自主的活動への支援　等

特別交付税措置

集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

対象経費　① 集落支援員の設置
② 集落点検の実施
③ 集落における話し合いの実施
④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策
に要する経費

措 置 額　集落支援員１人あたりの上限額
専 任※ 500万円　※兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む。
兼 任　40万円

※ 国勢調査における人口集中地区は措置の対象外

配置状況(R6年度)

専 任　**2,645**人
兼 任　**3,022**人
（自治会長などとの兼務）

専任の「集落支援員」の属性

- 約５割が50代以下
- 約５割が元会社員・元公務員・元教員
- 約９割がそれまで暮らしていた自治体で活動

都道府県別の専任集落支援員設置団体数（令和６年）

- 過疎市町村設置率（都道府県内の、一部過疎を含む全過疎関係市町村のうち集落支援員を設置している市町村の割合）で並び替え

	都道府県名	市町村数	うち過疎市町村 (a)	過疎市町村率	設置団体数	うち過疎市町村 (b)	過疎市町村設置率 (b/a)
1	鳥取県	19	15	78.9%	16	14	93.3%
2	高知県	34	29	85.3%	30	25	86.2%
3	新潟県	30	19	63.3%	18	15	78.9%
4	島根県	19	19	100.0%	15	15	78.9%
5	三重県	29	10	34.5%	12	7	70.0%
6	兵庫県	41	16	39.0%	14	11	68.8%
7	奈良県	39	19	48.7%	13	13	68.4%
8	大分県	18	15	83.3%	11	10	66.7%
9	山口県	19	10	52.6%	10	6	60.0%
10	長野県	77	40	51.9%	43	23	57.5%
11	広島県	23	14	60.9%	9	8	57.1%
12	山形県	35	22	62.9%	15	12	54.5%
13	岐阜県	42	17	40.5%	10	9	52.9%
14	岡山県	27	19	70.4%	13	10	52.6%
15	宮崎県	26	16	61.5%	9	8	50.0%
16	鹿児島県	43	42	97.7%	22	21	50.0%
17	徳島県	24	13	54.2%	6	6	46.2%
18	和歌山県	30	23	76.7%	11	10	43.5%
19	埼玉県	63	7	11.1%	5	3	42.9%
20	京都府	26	12	46.2%	6	5	41.7%
21	千葉県	54	13	24.1%	6	5	38.5%
22	宮城県	35	16	45.7%	8	6	37.5%
23	佐賀県	20	11	55.0%	7	4	36.4%
24	山梨県	27	14	51.9%	5	5	35.7%

	都道府県名	市町村数	うち過疎市町村 (a)	過疎市町村率	設置団体数	うち過疎市町村 (b)	過疎市町村設置率 (b/a)
25	長崎県	21	15	71%	5	5	33.3%
26	福島県	59	34	58%	14	11	32.4%
27	熊本県	45	32	71%	10	10	31.3%
28	秋田県	25	23	92%	7	7	30.4%
29	香川県	17	10	59%	3	3	30.0%
30	岩手県	33	25	76%	10	7	28.0%
31	福岡県	60	23	38%	9	6	26.1%
32	富山県	15	4	27%	2	1	25.0%
33	福井県	17	8	47%	4	2	25.0%
34	愛知県	54	4	7%	1	1	25.0%
35	滋賀県	19	4	21%	3	1	25.0%
36	大阪府	43	4	9%	1	1	25.0%
37	沖縄県	41	17	41%	9	4	23.5%
38	群馬県	35	13	37%	6	3	23.1%
39	北海道	179	152	85%	36	33	21.7%
40	愛媛県	20	14	70%	4	3	21.4%
41	石川県	19	10	53%	2	2	20.0%
42	青森県	40	30	75%	6	5	16.7%
43	栃木県	25	6	24%	4	1	16.7%
44	茨城県	44	11	25%	3	0	0.0%
45	東京都	39	7	18%	1	0	0.0%
46	神奈川県	33	1	3%	0	0	0.0%
47	静岡県	35	7	20%	4	0	0.0%
	合計	1,718	885	51.5%	458	357	40.3%

集落支援員活用事例

■ 新潟県糸魚川市　伊藤 こずえ

職：会社員　活動時期：H28.9～

【活用方法】

・各地区に市職員と集落支援員のペアを配置。集落支援員は地区内に存在する様々な団体同士を結びつける役割を果たす。

【活動内容】

・「集落カルテ」の作成や、聞き取った課題を担当職員と情報共有
・高齢者サロンの開催
・高齢者宅の屋根雪除雪の講習会を実施

■ 兵庫県朝来市　小島 公明

前職：市役所職員　活動時期：H30.5～

【活用方法】

・小学校区単位で市内に設置した地域自治協議会の事務局を担う。

【活動内容】

・運営委員会（行政区の区長らで構成）を開催し、各事業の取組状況や地域課題を情報共有
・地域自治協議会の活動指針ともなる地域まちづくり計画を改定
・ゲストハウスを開設する地域おこし協力隊員を支援

■ 山形県酒田市　阿部 彩人

前職：地域おこし協力隊員　活動時期：R3.4～

【活用方法】

・旧小学校区を単位としたコミュニティ振興会が集落支援員を選考し、市が委嘱。
・地域の課題に応じた人材を任用。

【活動内容】

・地域おこし協力隊員の時から、地域の話し合いの場に参加。イベントを実施し、地域の活性化に寄与
・地区のシンボルの大沢「大」文字の点灯
・地元小学生のじゅんさい採り体験の実施

■ 高知県室戸市　川島 尚子

前職：室戸世界ジオパーク推進協議会　活動時期：H29.11～

【活用方法】

・地域コミュニティ組織である「集落活動センター」の運営に関わり、イベント等を開催。

【活動内容】

・地域訪問を行い、住民の安否確認や避難場所の巡回等を実施
・地域カフェを開催し、住民への声かけを実施
・地域住民に向けた通信を発行。地域おこし協力隊員や自らの記事を掲載するなど、地域内の情報を共有
・地域の特産品や伝統文化を活用した体験プログラムを実施

過疎地域持続的発展支援交付金

R8概算要求額：805百万円
（R7当初予算額：805百万円）

● 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

1　過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。
（過疎地域以外の条件不利地域も対象）（定額補助）

集落ネットワーク圏における取組のイメージ

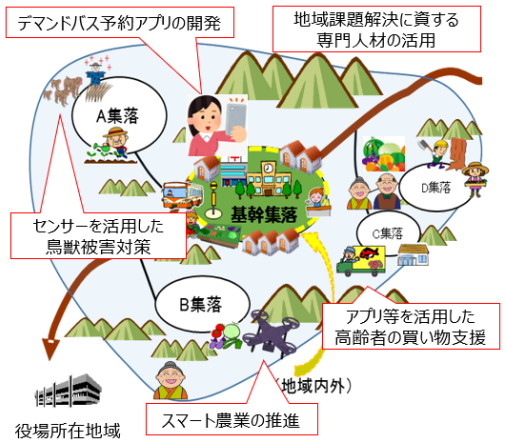

【事業例】佐賀県伊万里市（H29～）　地域公共交通（バス）

黒川町まちづくり運営協議会が主体となり、
住民アンケート、住民参加の検討委員会の開催により、
① バスの運行形態を見直し
② スマホ等で運行状況・乗換案内の確認等ができるアプリの開発

［効 果］コミュニティバス利用者数の増加、地域コミュニティ活性化

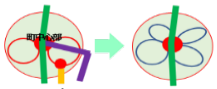
路線見直しのイメージ

アプリのイメージ

コミュニティバス

2　過疎地域持続的発展支援事業

過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村・都道府県が実施するＩＣＴ等技術活用事業、人材育成事業を支援。（都道府県は人材育成事業のみが対象）
（市町村：定額補助　都道府県：6/10、1/2補助）

【事業例】熊本県水俣市（R3～）　遠隔診療

水俣市立総合医療センターとへき地診療所、市内医療機関、介護施設等（13箇所）を結んだオンライン診療を実証的に実施。

3　過疎地域集落再編整備事業

過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用等の事業に対して補助。
（1/2補助）

4　過疎地域遊休施設再整備事業

過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助。（1/3補助）

過疎地域持続的発展支援交付金

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R8概算要求額：400百万円
（R7当初予算額：400百万円）

- 「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援（特に専門人材やＩＣＴ等技術を活用する場合には上乗せ支援）。

施策の概要

（1）対象地域　過疎地域をはじめとした条件不利地域

（2）事業主体　集落ネットワーク圏を支える中心的な組織
（地域運営組織等）

（3）対象事業　集落機能の維持・活性化プランに基づく取組

（4）交付対象経費の限度額　1,500万円（定額補助）

- 下記事業については、限度額を上乗せ

①専門人材を活用する事業　2,000万円（＋500万円）

②ICT等技術を活用する事業　2,500万円（＋1,000万円）

③上記①と②を併用する事業　3,000万円（＋1,500万円）

【参考】
①専門人材活用のイメージ
特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、
移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有する
アドバイザー・事業者　等

②ＩＣＴ等技術活用のイメージ
ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、
対話型アプリを活用した高齢者の見守り、
オンラインによる学習環境整備　等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ

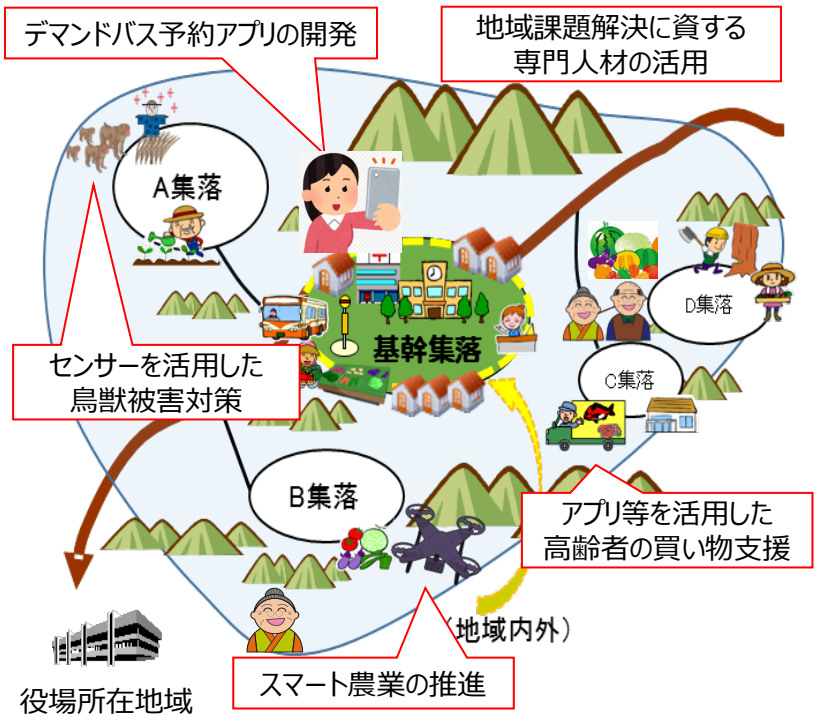

※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

事例紹介

広島県神石高原町（令和元年度）

挑戦のまち神石高原町
消滅危機をドローンで飛び越えろ！

● 事業背景

- 人口減少等による人材不足により、災害時の緊急対応や日頃の安否確認などが困難な状況にあり、また、集落機能低下なども危惧
- 自主運営組織が主体となり、ドローンの活用による課題解決をめざす

● 取組内容

- 災害前後の状況把握に資する情報収集アプリの開発
- 災害時を想定した配送実証や、目視外、電波途絶環境の実証
- ドローン技術を地域で運用できる人材を育成

● 成果

- 実証事業の範囲を順次拡大（重量物搬送）
- ドローン操縦技術者を育成（5名）
- ドローン技術を用いた起業、ドローンスクールの誘致を実現

● 事業実施者

油木協働支援センター

● 事業費

19,288千円

山形県川西町（令和３年度）

誰ひとり取り残さない
支えあいの地域づくり事業

● 事業背景

- 高齢化等による移動支援対象者の増加や、支援する人材の不足などが課題
- デジタル化による住民同士の相互補完環境の整備をめざす

● 取組内容

- 買い物支援など既存のコンテンツをプラットフォーム化
- 人材研修会の実施
- 電動シニアカーを無料で貸し出し、地域住民の移動支援を試験運用
- 地域づくりにつながるワークショップを開催

● 成果

- プラットフォーム化によるアクセスの利便性向上
- 電動シニアカーの活用による高齢者の移動手段の確保
- 住民から事業提案が出るなど意識向上

● 事業実施者

きらりよしじまネットワーク

● 事業費

11,985千円

鹿児島県鹿屋市（令和３年度）

「学び」を核にした交流による
アンチエイジングなまちづくり

● 事業背景

- 交流拠点がなく、耕作放棄地や空き家の増加など地域資源を生かし切れていないことが課題
- 地域住民が主体的に課題解決に取組み、そこに都市部の若年者層が関わることで持続していける地域をめざす

● 取組内容

- 旧小学校に地域交流の拠点を形成
- 体験型教育ツーリズム、地域サポーターバンクのシステム構築
- 耕作放棄地を再生し、収穫体験会や移動式レストランを実施
- DIYにより空き家をコミュニティスペース化

● 成果

- 町内会を越えた住民間交流が活発化
- 空き家１軒のリノベーションに成功

● 事業実施者

菅原地域づくり協議会

● 事業費

24,829千円

過疎地域持続的発展支援交付金

過疎地域持続的発展支援事業

R8概算要求額：254百万円
（R7当初予算額：254百万円）

● 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ＩＣＴ等技術活用事業を支援。

施策の概要

（１）対象地域　　過疎地域
（２）事業主体　　・過疎市町村
・都道府県（人材育成事業のみ）
（３）交付対象経費の限度額　2,000万円
（４）交付率　　・過疎市町村：定額
・都道府県：1/2又は6/10（※）
※財政力指数0.51未満の都道府県に限る
（５）対象事業

● 人材育成事業　（過疎市町村、都道府県）
- 地域リーダーの育成
- 他地域との交流やネットワークの強化　等

※ 育成すべき人材（地域のリーダー）のイメージ
様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材（横串人材）、地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、地域内人材と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材　等

● ＩＣＴ等技術活用事業　（過疎市町村のみ）
- 集落等のテレワーク環境整備
- オンラインでの健康相談
- アプリを活用した災害情報などの生活情報配信
- ドローンを活用した買物等の生活支援
- センサーを使った鳥獣対策　等

人材育成事業のイメージ

【実施例】
複数の過疎市町村を対象とし都道府県主催で行う地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業　等

ＩＣＴ等技術活用事業のイメージ

【実施例】
ＡＩを活用した自動配車システムの構築、オンラインでの健康相談体制の構築　等

ＩＣＴを活用した医療・介護・福祉サービス提供体制構築事業（熊本県水俣市）

事業背景

R5.9時点

【事業実施主体】　水俣市
【R3交付金活用額】 9,845千円
【R4交付金活用額】12,527千円
【R5交付決定額】　20,000千円

- 総面積の75%が山林であり、少子高齢化が進行。水俣病の経験を踏まえ環境に配慮した取組を進めてきた。
- 医療・介護人材の慢性的な不足や居住地域等により発生している医療アクセスの差が課題。

取組内容

【令和３年度実施した主な事業】

- 水俣市立総合医療センターとへき地診療所及び市内医療機関、介護施設等（13箇所）を結んだオンライン診療を実証的に実施（主に移動困難者を対象）。
- 在宅療養者へのオンライン診療・看護支援を実証的に実施したほか、災害時等の医療インフラ継続について災害時の拠点となる場所での実証。

【令和４年度に実施した主な事業】

- 山間地の公共施設に日常的に受診相談でき、処方薬の受け取り拠点ともなる「アクセスポイント」を設置。運用に関する検証を行った。
- 国保水俣市立総合医療センターにおいてオンライン診療を実施する診療科を拡大するとともに、民間医療機関にオンライン診療の導入支援を行い連携を促進した。

【令和５年度に実施中の主な事業】

- 市の健康・福祉部局、社会福祉協議会等とも連携したアクセスポイントの追加、機能拡充（アクセスポイントまでの移動支援など）に関する検討。
- 高次医療機関とのICTを活用したリアルタイム連携のしくみづくり
- 救急隊とのオンライン連携の検討及び実証　等

【取組の写真等（R4）】

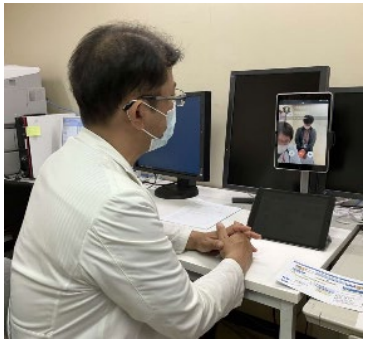

民間医療機関（協立病院）とのオンライン連携の様子

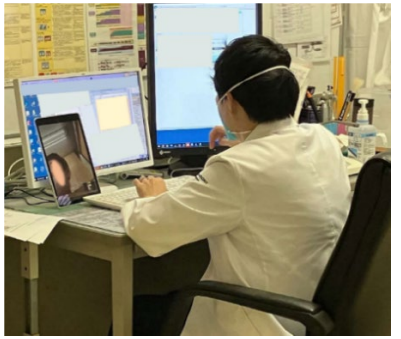

総合医療センター外来のオンライン診療の様子

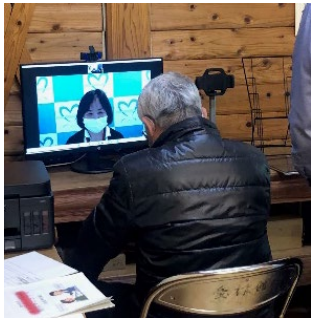

オンライン受診相談の様子

コミュニティバスでの処方薬輸送・受取の様子

鳥獣被害対策ＩＣＴイノベーション事業（長崎県五島市）

事業背景

R5.2時点

【事業実施主体】　五島市
【R3交付金活用額】16,233千円

- シカ・イノシシが増加し、地域住民が結成した５つの捕獲隊による捕獲が本業の傍らで実施されている。
- 限られた時間内での捕獲活動となるため、捕獲の効率化が課題。

取組内容

【令和３年度に実施した事業】

- 以前から携帯回線を活用した捕獲技術を導入していたが、低消費電力で長距離の通信が可能なLPWA通信を利用して携帯回線の届かない山間部でも情報収集できる仕組み（※）へと進化させた。
  ※山奥でシカやイノシシがわなにかかると、捕獲者のスマホに通知が届く仕組み
- 有害鳥獣の目撃や捕獲情報をクラウドに集積しデータ活用することで、リアルタイムな有害鳥獣の出現予報を発出する鳥獣被害予防アプリを開発・利用促進。

【概念図】

【アプリ「けものおと」概要】

鳥獣被害対策ＩＣＴイノベーション事業（長崎県五島市）

成果及び令和４年度に実施した取組

R5.2時点

【成果（令和３年度）】

- 山間部の携帯回線が届かない地域での罠でも作動状況をスマートフォンで確認可能となり、捕獲の効率化、見回りの省力化を実現。
- 目撃情報等を基に警報を発出する有害鳥獣の出没予報アプリにより、衝突事故を未然に予防可能になった。延べ約2,900名の市民がアプリを活用。
- 解体加工する事業者は、それまで不定期に運び込まれていた屠体について、事前の罠作動情報により、当日の作業計画を立てやすくなり、新鮮なうちに食肉への処理加工が可能に。

【令和４年度に実施した取組】

- 引き続き、被害予防アプリの市民への普及を推進。（→令和５年２月時点で、延べ約15,900名がアプリを活用）
- 捕獲した屠体を有効活用するため、解体加工事業者が事業を拡大し、ジビエ料理や鹿ツノ加工品の提供販売を開始、また、別の地元団体は鹿革を活用したクラフトキットの開発に取り組んでいる。

【令和4年4月24日
日本農業新聞 １面】

鳥獣出没 アプリで共有

地域で情報集めマップ化
長崎・五島市と企業 開発

鳥獣被害対策資材を手掛けるアイエスイー（三重県伊勢市）は、長崎県五島市と協力し、鳥獣の出没や捕獲に関する情報を共有できるスマートフォン向けアプリ「けもの予報」を開発した。スマホ上の地図で出没状況を確認できる。地域内で農家ら一般住民や猟友会員が情報を蓄積・共有し、農作物対策の強化や捕獲効率の向上などに役立てる。

アプリを活用してわなを仕掛ける関係者ら（長崎県五島市で）とアプリの画面①（ともにアイエスイー提供）

総務省の過疎地域持続的発展支援交付金を活用した。利用するには、自治体の管理者などが作成したIDとパスワードが必要になる。

アプリを使い、猟友会員や住民らが、鳥獣の出没情報や足跡、ふん、捕獲記録などをその場所の写真と共に登録する。集めた情報は地図上にまとめられ、密度の高い場所が一目でわかる。

農家にとっては、圃場（ほじょう）の近くで出没情報があれば、被害防止対策の参考にすることができる。自治体の担当者にとっては管内の情報を一元管理できる。猟友会員にとっては、捕獲場所の選定や捕獲効率の向上につながる。

「けもの予報」という機能では、目撃場所に近づくと警告音を出す。「車の運転中に使っていると、警告音が鳴ったら注意して徐行するなど、衝突事故の防止にも役立つ」と同社は「自治体が主導し、住民や農家、猟友会に活用してもらう形・地域全体で鳥獣害対策のデジタル化が進められる」と話す。

過疎地域持続的発展支援交付金

過疎地域集落再編整備事業

R8概算要求額：91百万円
（R7当初予算額：91百万円）

- 都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援。

施策の概要

（１）事業の種類

① 定住促進団地整備事業
過疎市町村が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助

② 定住促進空き家活用事業
過疎市町村内に点在する空き家を有効活用し、過疎市　町村が実施する住宅整備に対して補助

③ 集落等移転事業
基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助

④ 季節居住団地整備事業
交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための団地形成事業に対して補助

（２）実施主体
過疎市町村

（３）交付率
１／２以内

事業のイメージ

定住促進団地整備事業

交付対象経費の限度額
3,877千円×戸数

過疎地域内で定住促進のための住宅団地を造成

定住促進空き家活用事業

交付対象経費の限度額
4,000千円×戸数

過疎地域内の空き家を移住者等への住宅へ改修

定住促進団地整備事業活用事例

- 過疎地域内における定住促進のため、団地内における道路や公園等、生活関連施設に要する土地造成費を補助。
  ※　市町村が著しく低い単価又は無償で貸し付ける場合、団地造成費も補助対象。

改修前

例１：鹿児島県曽於市（R3年度整備）

改修後

例２：熊本県相良村（R4年度整備）

定住促進空き家活用事業活用事例

改修前

改修後

例１：群馬県南牧村（H31年度整備）

- 村所有の家屋や借り上げた家屋を整備し、移住者に賃貸している。

例２：和歌山県日高川町（H29年度整備）

- 町が家屋の所有者から借り上げて整備し、移住者に賃貸している。

過疎地域持続的発展支援交付金

過疎地域遊休施設再整備事業

R8概算要求額：60百万円
（R7当初予算額：60百万円）

● 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援。

施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

（１）事業主体
過疎市町村

（２）交付対象経費の限度額
60,000千円

（３）交付率
１／３以内

事業のイメージ

令和6年度補正予算額：50百万円（新規）

人口減少地域における買物サービスの確保のための地域と民間事業者の連携に関する調査研究事業

人口減少地域における買物サービスの確保に向けて、移動販売などを地域と民間事業者が連携して実施する取組について、調査研究を実施

＜現状と課題＞

○人口減少に伴う、商店の閉店等により、地域住民の日常の買物の機会の確保が課題となってきている

○一方、このような課題に対応するため、移動販売などを地域と民間事業者が連携して実施する取組が出てきている

○今後も人口減少が見込まれる中、地域住民・地元自治体と民間事業者が連携した買物サービスの効果的な普及・展開を図る必要がある

＜事業概要＞

○地域と民間事業者が連携した先進事例を調査研究

・地域住民・地元自治体と民間事業者が連携した事例を調査

・民間事業者のビジネスモデルや課題を調査

など

▼

○地域と民間事業者が連携した取組の見える化

○地方自治体や地域運営組織等への情報提供、普及・展開

＜地域と民間事業者が連携した取組事例＞

移動販売・宅配事業の取組

地元住民を社員とする一般社団法人が、

- 地元スーパーと連携して、販売代行による移動販売を実施
- 民間事業者と連携して、宅配事業を実施（地域で整備した拠点倉庫に配送された商品を配送代行により個配）

店舗設置の取組

国交付金を活用して村が整備し、
地元三セクが指定管理を行う道の駅に、

- テナントとして、地元スーパーを誘致して店舗を開設（テナント料として使用料を徴収）
- 当該スーパーは、村からの補助金を受けて、買物バスを運行

令和７年度　全国過疎問題シンポジウム　2025 in とっとり

1　趣旨

- 過疎地域のさまざまな取組について、更なる議論を深めるとともに、全国の優れた取組にふれ、参加者相互の交流を図るなど、人と人とのつながりを通じて将来に向けた取組を考える契機とする。

2　主催

- 総務省
- 全国過疎問題シンポジウム実行委員会

（鳥取県、一般社団法人全国過疎地域連盟、鳥取県地域振興対策協議会）

○令和７年度の開催内容

10月30日（木）・・・全体会

13：20～　令和７年度過疎地域持続的発展優良事例表彰式
14：05～　基調講演
　神戸大学大学院農学研究科教授　中塚雅也氏
15：10～　パネルディスカッション
　コーディネーター：鳥取大学地域学部教授　筒井一伸氏
　パネリスト　　：ゲストハウス「明日の家」オーナー　村尾朋子氏（鳥取県智頭町）
　　：大山公民館大山分館公民館主事　西山恵氏（鳥取県大山町）
　　：日向コミュニティ振興会事務局長　工藤志保氏（山形県酒田市）
　　：丹波山村役場総務課副主査　矢嶋澄香氏（山梨県丹波山村）

10月31日（金）・・・分科会

・第一分科会（**智頭町**）事例発表会・現地視察（旧山形小学校、智頭宿）
・第二分科会（**大山町**）事例発表会・現地視察（ナショナルパークセンター、大山参道）
・第三分科会（**三朝町・湯梨浜町**）
　現地視察（三徳山遥拝所、三朝温泉街、松崎地区、多世代交流センターゆるりん館、さくら工芸品工房）

総務省地域情報化企画室の事業について
（都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト、ふるさと住民登録制度）

総務省　地域力創造グループ　地域情報化企画室

都道府県と市町村が連携したDX推進体制と人材プール機能の確保

○ **令和７年度中に、全ての都道府県で市町村と連携したDX推進体制を構築**できるよう取組を推進
○ 都道府県において、市町村支援に向けた**デジタル専門人材のプール機能を確保**し、段階的充実を図る
○ 総務省としても、必要なノウハウの提供をはじめ、各都道府県における取組推進を総合的にサポート

推進体制

推進体制に必要な４つの機能

①市町村との会議体設置
②ヒアリング等を通じ市町村の現状・課題を把握
③市町村支援のために一定の専門人材を確保
④システム共同調達など推進体制下での取組テーマを設定

都道府県

DX担当課の職員等

常勤アクセラレータを中心に充実を図る

人材プール

自治体DXアクセラレータ

- 任期なし常勤職員
- 任期付職員
- 非常勤職員
- 委託事業者

派遣・支援

市町村

取り組むこと

推進体制の会議体で市町村間の連携を視野に大枠の方向性を議論

●DX推進計画策定

■重点取組事項
- ・自治体フロントヤード改革の推進
- ・自治体情報システムの標準化
- ・公金収納におけるeL-QRの活用
- ・マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- ・セキュリティ対策の徹底
- ・自治体のAI・RPAの利用促進
- ・テレワークの促進

●身近なDXの推進による業務改善
●広域連携による人材育成
●システム・ツールの共同調達　等

CIO補佐官
DX推進リーダー

一部事務組合

総務省による取組支援

デジタル庁とも連携

【人材確保・育成のノウハウ提供】
①DX推進体制の構築に向けた**伴走支援**
②「**ガイドブック**」「**参考事例集**」
③自治大学校等関係機関での研修
【全国的広報】自治体の採用活動を広報

【アドバイザー派遣】
①**DXアドバイザー**
（主に自治体DX、地方公共団体金融機構と共同）
②**地域情報化アドバイザー**
（主に地域社会DX分野）

【財政措置】
①都道府県等による市町村支援のデジタル人材確保に要する経費、市町村によるCIO補佐官任用等に要する経費、DX推進リーダー育成経費について**特別交付税措置**
②**令和7年度から**、アクセラレータのうち**常勤職員の人件費について普通交付税措置**

都道府県と市町村の連携によるDX推進体制の構築状況

○　都道府県と市町村の連携によるDX推進体制の構築等が重要であることから、令和６年１月19日、総務大臣から、各都道府県知事及び市町村長宛ての書簡を発出し、推進体制の構築・拡充を要請したところ。
○　令和７年度中に、全ての都道府県で市町村と連携した推進体制を構築することに加え、市町村支援のための人材プール機能の確保に向けて、令和７年度から新たに、デジタル分野での一定の実務経験・スキルを持つ人材を「自治体DXアクセラレータ」として任命することとしている。

１．推進体制の構築状況

①～④の全ての機能を揃え、**推進体制を構築しているのは32団体**（令和6年度末時点）

①市町村との会議体等を設置
R5　43団体　→　**R6　47団体**　（達成率100%）

②ヒアリング等を通じ市町村の現状・課題を把握
R5　38団体　→　**R6　43団体**　（達成率 91%）

③市町村支援のために一定の専門人材を確保
R5　26団体　→　**R6　38団体**　（達成率 81%）

④システム共同調達など推進体制下での取組テーマを設定
R5　27団体　→　**R6　45団体**　（達成率 96%）

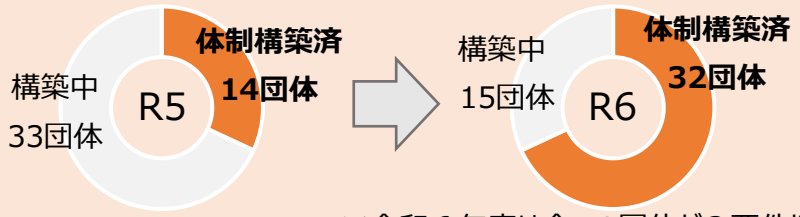

※令和６年度は全ての団体が３要件以上達成

☑ 推進体制の構築は、要件別では、概ね**40団体超が実施**
⇒ **令和7年度末までの推進体制の構築に向け、引き続き支援**

【アクセラレータの任命状況】（７/14時点 速報値）
アクセラレータ数　53名（21団体）

☑ **推進体制の構築や市町村支援のための人材プール機能の確保**に向け、**令和7年度から取組を強化し、総合的に取組を促進**

２．自治体ＤＸアクセラレータの要件

都道府県が任用し、**市町村DX支援を主たる業務とする職員**のうち、以下のいずれかを満たす者。
①　民間企業、地方公共団体等において**デジタル分野に係る実務経験を５年以上**有すること。
②　**IPAが実施する高度試験（レベル４相当）**のいずれかに合格していること。
③　①②と同等以上の知見を有すること。

デジタル技術を活用した業務改革など
システムユーザー側の経験も含む。

都道府県における市町村支援のデジタル人材確保（人材プール）

○　小規模市町村を中心にデジタル人材の確保が難しい中で、令和７年度中に都道府県が市町村と連携して地域DX推進体制を構築し、市町村の求める人材プール機能を確保できるよう、地方交付税措置を拡充

○　デジタル人材としてのスキル・経験を有し、市町村支援業務を行う常勤職員※について、普通交付税措置

<table>
<tr><th></th><th>現　行</th><th>令和７年度～</th></tr>
<tr><td>常勤職員
（アクセラレータ※）</td><td rowspan="2">特別交付税
（措置率0.7）</td><td><u>普通交付税</u>
単価780万円程度×人数</td></tr>
<tr><td>非常勤職員
業務委託</td><td>特別交付税
（措置率0.7）
（～R11 ）</td></tr>
</table>

※　一定の経験・資格を有する者について、総務省が任命し、デジタル庁と連携してスキルアップ等を継続的に支援

令和6年度補正予算額：201百万円

自治体DXアクセラレータ500　プロジェクト
(都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト)【新規】

○　都道府県における人材プール構築の課題として、

① **デジタル人材の採用に必要なノウハウが十分ではない**

② **確保できるデジタル人材の質・量ともに十分ではない**

③ **確保した人材の行政実務に関する基礎知識が不足しており、十分に活躍できない**

との声が寄せられている。

➡ **デジタル庁など関係省庁や民間企業と連携し、これらの課題を一気通貫で解決し、DX推進体制の構築を強力に推進**

1.採用ノウハウの伝授

■ **総務省とデジタル庁が連携し、各都道府県の人材確保を支援**

支援項目の例

①**管内市町村の課題を洗い出し・深堀**
②**業務と人材像の明確化**
③**採用工程・任用形態・管理体制**の整理

■ **ノウハウ等を４７都道府県に展開**

（人材確保イメージ）

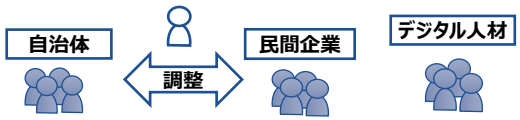

2.人材の質・量の確保とコーディネート支援

■ **広報媒体も積極的に活用しながら、関係企業等に広く協力を呼びかけ、人材プールの候補となる企業・人材をリスト化**

■ **都道府県は**、上記リストも活用しながら**人材プールを構築**。必要に応じ、関係省庁と連携して、都道府県と人材との**マッチング等をコーディネート**

■ プールされた人材を、**「自治体DXアクセラレータ」に任命**し、ネットワーキング等についても継続的にフォロー。**全都道府県・業界団体等に対し、好事例を積極的に周知・広報**

⇒ **全国で500名の任命を目指す**
※各都道府県10名＋αのイメージ

3.行政知識の獲得

■ **基礎的な行政実務**に関する**研修メニュー・テキスト**を作成

■ **自治大学校等で**、採用が決定したデジタル人材に対し、**行政実務研修を実施**。

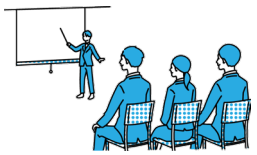

自治体DXアクセラレータ500 プロジェクト
― 人材確保の伴走支援とフォーラム開催

○ **民間企業やデジタル庁と連携し、都道府県の人材確保を伴走支援**
○ **全国的なDXの機運醸成に向け、自治体職員を対象としたフォーラムを開催**

伴走支援 ⇒ ３県の取組内容を全国に共有し、横展開を促進

高知県

【現状・課題】
○ 半数以上の市町村が人口5,000人未満でDXの余力がない。市町村の実務に従事するデジタル人材の確保・体制構築が課題。

【目標】
○ ３名以上デジタル人材を採用し、令和８年度からの人材管理運用スキームを決定する。
○ 遅くとも令和10年度から９名体制を維持。県内６ブロックに配置し、市町村DXを伴走支援する体制を整備する。

【支援内容】
○ 人材確保方法の決定や庁内での調整
○ 人材管理運用スキームの具現化

宮城県

【現状・課題】
○ 委託事業による市町村ＤＸ全般に係るスポット支援等を実施しているが、デジタル人材の常勤形態での派遣を希望する市町村が多い。

【目標】
○ 令和8年4月1日から４名をデジタル人材として任用する。
○ 令和9年度末までに市町村が持続可能でよりよい住民サービスを提供できるよう、DX支援のためのデジタル人材の育成・共有を実現。

【支援内容】
○ 支援市町村決定のための市町村ヒアリング
○ 人材像・業務・任用形態等の明確化

福井県

【現状・課題】
○ 市町ヒアリングを実施したが、本質的な課題を洗い出すに至らなかったため、どのような支援を行うべきか具体化できていない。

【目標】
○ 令和7年度に市町課題の深堀りを行う。
○ 令和8年度に支援策の具体的検討を行い、令和9年度からの実施を目指す。

【支援内容】
○ 市町のニーズ把握調査等
○ 市町支援方針や業務委託内容の具現化

フォーラムの開催 ⇒ 各地域のニーズを踏まえながら、今後も複数のフォーラム開催を予定

○ **ＤＸ推進体制加速化フォーラム ～みんなで描こう２０４０ビジョン～（６月28日（金）東京都にて開催）**
- 2040年までに目指すべき将来像とそれに向けた課題をテーマに、民間有識者による基調講演やパネルディスカッション等を実施（自治体職員約80名が参加）。

○ **地域ＤＸ推進に向けたフォーラム（７月１日（火）福井県にて開催）**
- 総務省の関係セクションが一同に会し、デジタル人材確保・育成に向けた各種支援施策の説明を行うとともに、地域DXの有識者によるパネルディスカッション、テーマ別のグループワーク等を実施（自治体職員約50名、総務省職員約30名が参加）。

人材プールの確保に向けた人材・協力企業の掘り起こし

○　都道府県と市町村が連携したＤＸ推進体制を構築し、その中で、都道府県が市町村の求める人材プールを構築していく上では、「人材の供給源」の確保が課題。

➡ **デジタル人材への広報やIT企業等に対する働きかけを実施。**

デジタル人材に向けた広報

○　自治体独自のデジタル人材の募集では応募が集まりにくいという実情を踏まえ、自治体のデジタル人材の採用活動を、SNS等を活用した広報により支援。

○　**SNS等に配信する広告から遷移するランディングページでは、各自治体におけるデジタル人材の採用時期や勤務条件、採用募集ページのリンク等を掲載し、潜在層を含むデジタル人材が採用情報にリーチしやすい環境を整備。**

広告媒体

静止画バナー広告
- Facebook
- Instagram
- Yahoo!

動画広告
- YouTube

PC

ランディングページ

出口（リンク先）

各自治体の採用ＨＰに遷移

ランディングページ　掲載内容

- 全国の自治体がデジタル人材を募集
- 求める人材像（デジタル人材とは）
- 柔軟なワークスタイル（常勤、非常勤、副業、テレワークなど）
- 全国採用状況一覧

IT分野等の企業への働きかけ

○　自治体に対するデジタル人材の派遣に関心を有するＩＴ企業等（数十社程度を想定）を中心に、人材プール確保の取組への協力を働きかけ。

都道府県と市町村が連携したDX推進体制における人材プール機能の構築・確保に向けた調査結果

R8概算要求額：296百万円
（R7当初予算額：　0百万円）

都道府県における課題と国に求める支援策

（調査期間：令和７年8月６～26日　対象：全都道府県）

○　多くの都道府県が、**適切な人材がいないこと**や**人材像・ジョブディスクリプション・キャリアパスを明確にできないこと**、**確保に要するコスト**といった点に課題を抱えている状況。

○　国に求める支援策・対応については、これらの課題に対応する形で、**人材・企業の紹介**や、**人材確保ノウハウの・先進事例の提供、具体的なＤＸの取組に対する伴走支援**などを求める声が多くなっている。

＜アクセラレータの確保に係る課題＞

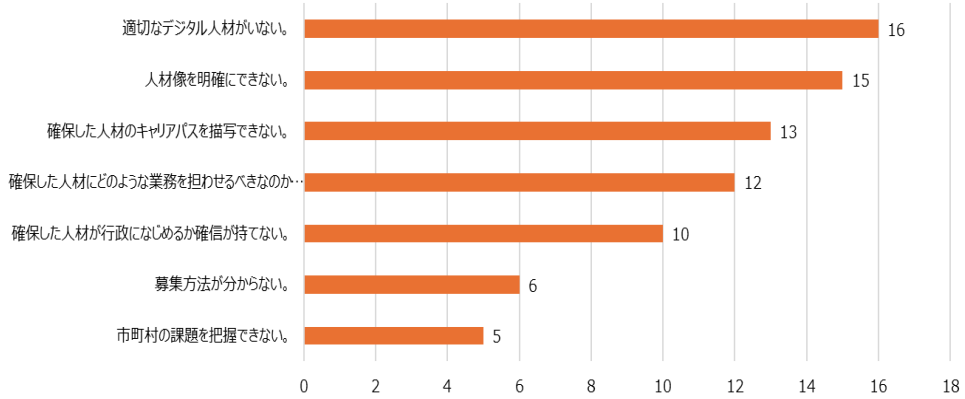

＜国に求める支援策・対応＞

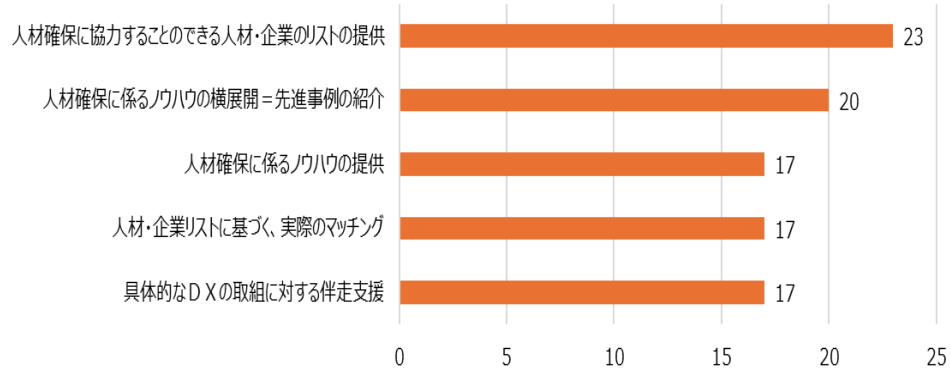

支援の方向性（案）

○　上記のような課題に対応するため、次の３点を軸にパッケージングし、支援を強化。

１．機運醸成

- ✓　各都道府県・域内市町村のＤＸ担当部局が一同に会するフォーラムを開催。
- ✓　自治体のDXを支援する事業者やデジタル人材も招へいし、市町村支援に関する意見交換やDXの成功事例のプレゼン等を通して、機運の醸成につなげる。

２．採用活動支援

- ✓　自治体が独自にデジタル人材を募集しても応募がなかなか進まないという実情を踏まえ、専用サイトを設け、採用情報を一元化。
- ✓　都道府県のニーズを踏まえ、市町村支援の取組や人材確保を伴走支援。

３．好事例の横展開

- ✓　全都道府県に対し、推進体制の構築状況のフォローアップをヒアリング等により実施。
- ✓　推進体制構築・拡充に係る課題を継続的に分析するとともに、好事例の収集も実施。
- ✓　推進体制構築・拡充に係るノウハウ等の横展開に努める。

持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書（令和７年６月）　（抜粋）

３．(3) 公務人材の確保

○ 地方公共団体における公務人材をどのようにして確保していくかについては、総務省としても令和５年12月に人材育成・確保を戦略的に進めるための指針として、「人材育成・確保基本方針策定指針」を策定し、（中略）公務人材の確保に向けた取組が行われているところである。

○ （中略）都道府県等がデジタル人材を確保し、市町村を支援する場合について、人件費等に対する地方交付税措置など**人材確保に向けた財政面での手当**も行われているところである。

○ しかしながら、地方公共団体においては、特に技術職員や保健師、**デジタル人材などの専門人材を中心とした人材の不足**が、目下の大きな課題となっており、将来的には一層の深刻化が見込まれ（中略）従来の取組では、対応が極めて困難となることが見込まれる。

○ そのため、例えば、**デジタル人材の確保については、都道府県が市町村のDX支援に向けて、デジタル人材のプール機能を確保する体制の構築に取り組んでいる**（中略）

○ 急激な人口減少の中で、地域における人材の不足も深刻化している。このため、公務に民間人材を活用するという観点にとどまらず、公務部門・民間部門を通じて、専門人材を含め、地域において公共的な役割を果たす人材を確保していくという観点も重要である。このような人材を地域全体でプールしていくため、地方公共団体がプラットフォームの役割を担うことが期待されている。

４．個別事務の役割分担の見直しと地方自治の諸原則との関係

○ 都道府県と市町村との関係については、地方自治法上、市町村は基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理することとされている事務を除き一般的に普通地方公共団体の事務を処理することとされており、市町村優先の原則が採られている。

○ しかしながら、**人材不足が深刻化**しており、今後、市町村における事務処理に関するリソース確保を巡る環境は更に厳しさを増し、**行政サービスの適切な提供にも課題が生じる**ことが考えられる。このような住民が受けるサービスそのものに大きな影響を及ぼす事態は、平成11年の地方分権一括法により地方自治法に規定された、**地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とするという、地方公共団体としての基本的な役割を全うする観点からも対応が不可欠**である。

持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書（令和７年６月）　（抜粋）

４．個別事務の役割分担の見直しと地方自治の諸原則との関係（つづき）

○ そのためには、これまでの、行政分野単位でできる限り事務をまとめて処理主体を定めるという発想で止まるのではなく、（中略）各行政分野の個別の事務について具体的な検討を行うことが必要である。（中略）**専門性が求められる事務や、より広域的な観点で処理することが求められる事務等について都道府県や国と連携して事務処理を行う**ことが考えられる。

○ このような役割分担の見直しを含む個別の事務に着目した丁寧な見直しを、市町村における事務処理の現場の実情・課題を踏まえたボトムアップによる議論に基づき進めていくことで、市町村行政全体で見たときには、画一性・統一性が強く求められる事務に多くのリソースを割かざるを得ない状況を変え、深刻化する人材の制約を乗り越えることができる。さらに、**市町村が各地域におけるそれぞれの行政課題に向き合い、地方創生に向けた取組を含め、創意工夫を要する事務により力を注ぐことを可能とし、その結果、地域における行政を自主的・総合的に実施する役割を広く担うことができるようにすることにつながる**ものである。

８．おわりに

○ これまでも、事務処理上の課題への対応については、各市町村の自主的な検討に委ねられ、市町村間の連携なども一定程度進んできたところであるが、市町村によっては、課題対応の検討のためのリソースが不足しているという状況にも至っている。このため、**都道府県が、市町村の検討を支援する立場を明確にし、大都市等とも協力しながら、それぞれの地域の状況を踏まえ、市町村からのボトムアップによる検討を円滑に行えるようにすることが必要である。**また、国としても、地域における議論を踏まえながら、共通的な対応方策が見出された場合に対応方策の選択肢を示す、あるいは、必要な制度の見直しを行うことが求められる。

○ **都道府県と市町村による地域の実情に即した検討**と、国における行政分野全体での検討、さらには政府全体での行政分野間を見渡した検討とが車の両輪となって、実効性の高い見直しの議論を進める必要がある。その際、本報告書が示した検討の視点は、関係者間の議論を円滑に行うための共通理解を醸成する上で有用だと考えられる。

「ふるさと住民登録制度」の創設について

R8概算要求額：事項要求
（R7当初予算額：０百万円）

➢ 出身や居住経験といった縁がある「ふるさと」には、誰しも特別な思い入れがある。また、デジタル化の進展やライフ スタイルの多様化により、副業、さらには二地域居住など、住所地以外の地域との関係も広がりを増している。

➢ こうした多様な姿を持つ「関係人口」を見える化し、地域への継続的な応援を国民運動とするためのプラットフォームとして、関係府省庁と連携し、「ふるさと住民登録制度」を創設する。

➢ 多くの国民や自治体が参加できるよう、国が共通システムを構築し、「ふるさと住民アプリ」の早期リリースを目指す。

目指す姿のイメージ

- ふるさとに思いを馳せる方
- 地域の力になりたい方
- 災害ボランティア
- 二地域に居住する方

など

登録　発行

自治体

登録

（国が共通システムを構築）

関わりの深化

地域経済の活性化 → ベーシック登録（仮称）

特産品購入
ふるさと納税

観光リピーター

地域の担い手確保 → プレミアム登録（仮称）

ボランティア
副業

二地域居住

自治体からの情報提供

地域への貢献

自治体からの情報提供
官民の各種サポート

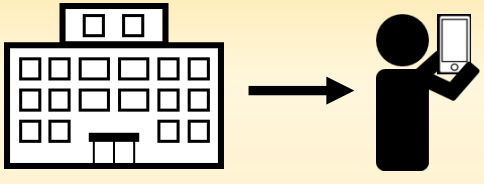

活動に役立つ各種情報を発信

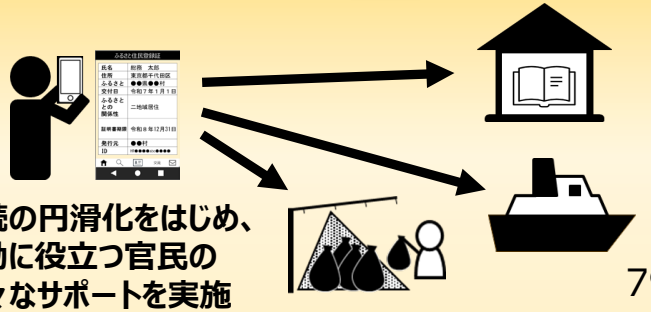

手続の円滑化をはじめ、
活動に役立つ官民の
様々なサポートを実施

（参考）先行団体事例集１／３

①【気仙沼ファンクラブ】－気仙沼市（宮城県）［2013～］

<取組の概要>
・気仙沼ファンに、市の近況を知ってもらうためのファンクラブ

<主なターゲット> 気仙沼ファン（震災後の支援者、出身者）

<参加メリット>
・メールマガジンにより
定期的に観光や特産品情報を発信
・手作り木製の会員証を送付
（店舗や美術館の割引特典あり）

<効果・影響>
・登録者：約２万２千人（令和７年８月時点）

②【愛着人口】－磐梯町（福島県）［2021～］

<取組の概要>
・ 町の総合計画や人口ビジョンに「愛着人口」増を位置づけ、（一社）ばんだい振興公社を中心に、愛着人口を対象にした事業を実施
・ 町役場としても、「旅する副町長」や教育長、課長職に二地域居住者を登用するなど、地域外の人との関わりを重視

<主なターゲット>
・単なる関係人口ではなく、町に「愛着」を持つ人

<参加メリット>
・滞在費用の一部支援等

<効果・影響>
・地域と具体的な接点を持つ、域外からの「担い手」が増加

③【横瀬町二地域居住コンソーシアム】－横瀬町（埼玉県）［2025～］

<取組の概要>
・都心からのアクセスの良さを活かし、二地域居住希望者のゲートウェイ拠点を目指す実証事業
・“横瀬版ふるさとワーキングホリデー”
：通年雇用が難しい事業者と二地域居住者とをマッチング

<主なターゲット>
・副業型移住者、二地域居住者

<参加メリット>
・二地域居住者のライフスタイルにあわせ、スポットワーク、滞在拠点、町民とのコミュニティづくり、保育園留学、カーシェアなどを支援

<効果・影響>
・町外からの訪問者・宿泊者が増。今後、労働力不足の解消も期待。

④【ネオ山古志村（山古志DAO）】－（旧）山古志村（新潟県）［2021～］

<取組の概要>
・住民組織が中心となり、電子住民票「NishikigoiNFT」を発行。
・デジタル関係人口を創出し、地域住民との双方間のウェルビーイングを促進。新たな自治のあり方へ共に挑んでいる。

<主なターゲット>
・山古志地域のアイデンティティの共感者（国内外問わず）
・震災以降、居住の有無に関わらず共に地域を繋いだ共感者

<参加メリット>
・地域コミュニティへの参画、地域への多様な関わり
・自らの能力、得意分野を生かした地域貢献

<効果・影響>
・NFTを接点に世界中から知恵や資源、独自資金を調達
・約700人の地域住民に対し、約1,800人のデジタル村民（国内7割：海外3割）
・中越地震メモリアル行事や小中学校運動会の運営など、地域×デジタル村民の共創が本格化

（参考）先行団体事例集２／３

⑤【帰る旅】－南魚沼地域（新潟県）ほか※ ［2022～］

＜取組の概要＞
・（一社）雪国観光圏とじゃらんリサーチセンター(（株）リクルート）が協働で推進
・宿泊滞在拠点やシェア型拠点の利用、スタディツアーへの参加を通じて地域の人たちとの関係性を育み、その地域を定期的に来訪する「支援者・コアファン・仲間」になっていただくことを目指す。

＜主なターゲット＞
・地域活動に関心のある人

帰る Kaeru-Tabi-Project

＜参加メリット＞
・宿泊料免除（家業・事業のお手伝い及び自室清掃が条件）

※ 魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、みなかみ町、栄村

⑥【ヒダスケ！】－飛騨市（岐阜県） ［2020～］

＜取組の概要＞
・市民の困りごとをプログラム化し、お手伝いしたい人とWEB上でマッチング
（飛騨に心を寄せるファンが登録可能な「飛騨市ファンクラブ」会員からの地域の手伝いをしたいという要望から開始）

＜主なターゲット＞
・飛騨市の地域のお手伝いをしたい人

ヒダスケ!

＜参加メリット＞
・農作業、お祭りなど、
楽しみながら地域の課題解決・発展に貢献

＜効果・影響＞
・年間1500人が参加
・地域課題を交流資源とし、新たな関係人口創出に寄与

⑦ 地域活性化起業人の活用 －山県市（岐阜県） ［2024～］

＜取組の概要＞
・都市部の企業社員が「地域活性化起業人」として、そのマネジメント経験等を活かし、商工会と連携し市内企業の業務効率化に向けたITツールの導入等による業務サポートを実施。
（月に数回勤務（副業））

＜主なターゲット＞
・三大都市圏等に所在する企業等の社員

＜参加メリット＞
・報酬・旅費の支給
・キャリアアップ、社会貢献
・地域との新しい関係の構築

⑧外部人材の活用、推し活層の二地域居住推進 －北栄町（鳥取県） ［2022～］

＜取組の概要＞
・複業コミュニティの（一社）Work Design Labと連携協定を締結
・「北栄町版地域の人事部」として、複業人材と地域企業をマッチングし、地域企業の稼ぐ力を強化
・若者・女性を中心とする「推し活層」を対象に、テレワーク体験、地域交流を含むツアー等を11月に実施予定

＜主なターゲット＞
・町外の企業人材、複業人材、推し活層

＜参加メリット＞
・地域と関係構築、キャリアアップ 等

EI!HOKUEI

＜効果・影響＞
・地域活性化を目指す団体「EI!HOKUEI」が立ち上がるなど、新しい外部人材を呼び込むコミュニティが生まれつつある。

（参考）先行団体事例集３／３

⑨【ふるさと住民票】［2015～］

－ニセコ町、平泉町、飯館村、行方市、近江八幡市、丹波市、かつらぎ町、日野町、琴浦町、三木町、佐那河内村、錦町

<取組の概要>
・12市町村が（一社）構想日本とともに共同で運営。
・市町村が関係人口とのつながりをカードという形で可視化することで強くし、地域づくりにいかすこと　を目指す。

<主なターゲット>
・仕事や介護、災害、ふるさと納税などで、居住地以外の地域と関わりを持ちたい人たち
・出身者、進学で転出する若年世代

<参加メリット>
・「ふるさと住民」登録者にオリジナルの「ふるさと住民カード」を発行、定期的に広報紙やメルマガなどを送付
・公共施設を住民料金で利用可能
・「ふるさと住民」同士のリアル交流会を通して地域づくりに貢献できる

※団体によって取組は異なる。

<効果・影響>
・進学で転出する若年世代との関係性を構築することで、Uターンや里帰り出産などの需要増
・アンケート調査やパブリックコメントに活用
・ボランティアやイベント参加を通じたつながりの実感

⑩【ふくしまぐらし。×テレワーク支援補助金】－福島県［2020～］

<取組の概要>
・県が移住や二地域居住の希望者または継続的な関係づくりを希望する福島県外の在住者が福島県内に滞在し、コワーキングスペース等でテレワークを行った費用等を補助。

<主なターゲット>
・ふくしまファンクラブの会員であって、県外在住の雇用者、法人、個人事業主等に該当する者

<参加メリット>
・ふくしま“ロング・テレワーク”
体験コース：3/4補助（上限30万円/人）
・ふくしま“ショート・テレワーク”
体験コース：1/2補助（1万円/泊・人）
（対象経費）宿泊費（飲食代除く）、交通費、コワーキングスペース等の施設利用料、レンタカー代

⑪【しまっち！】－島根県［2021～］

<取組の概要>
・県内の地域団体等が登録する地域活動プログラムと、関心のある人とのマッチングを支援

<主なターゲット>
・県内外の島根の地域活動に関わりたい人

<参加メリット>
・自分らしい距離感で島根との関わり方を見つけられる

<効果・影響>
・サポーター登録者数1,925人（2025年7月末時点）
・累計３０９件がマッチング（2025年7月末時点）

地方公共団体の皆様にお取り組みいただきたいこと

○　先行自治体においては、公式ホームページ等を通じて、

■　地域の風土や魅力に関連するもの、子ども・子育て支援策、移住支援策といった恒常的に発信していく情報や、

■　地域のお祭り等のイベント情報や担い手の募集情報などその時々の状況に合わせた情報など、

関係人口の創出に向けて、様々な情報発信が行われております。

○　また、担い手活動を行うなど、地域との関わりが深めた者に対して、地域活動を行う上で必要となるサポートの提供を行うなど、様々な推進策が講じられております。

○　こうしたことを踏まえ、各自治体におかれては、先行自治体の取組例も参考としながら、

■　どのような関係人口に対し、どのような情報提供をしていくのか、

■　地域との関わりを深め、担い手の確保につなげるためには、どのような推進策を講じていくべきなのかという点について、検討を進めていただきたいと考えております。

○　総務省としても、関係府省庁からなる連絡会議の枠組みの下で、制度の具体化に向けて検討を進めているところであり、その進捗に応じて、適切なタイミングで情報提供していくよう努めてまいります。

自治体が実施する二地域居住・関係人口施策への支援（特別交付税措置）

総務省では、都道府県・市町村が実施する以下の経費に対し、特別交付税措置を講じることとしている。

- 地方自治体が実施する二地域居住・関係人口施策に要する経費（措置率０．５×財政力補正）
- 「二地域居住コーディネーター」の設置に要する経費（１人当たり５００万円上限（兼任の場合４０万円上限））

情報発信

★二地域居住希望者等に対する情報発信に係る財政措置

・相談会、セミナー等の開催に要する経費

・関連イベント等への相談ブースの出展に要する経費

・各地方自治体のホームページや東京事務所等における情報発信に要する経費

・コワーキングスペースの紹介などテレワーク環境の発信に要する経費

・二地域居住等の促進のためのパンフレット・プロモーション動画等の制作に要する経費

・二地域居住者等の登録のためのシステムの構築・維持に要する経費（※１）　等

きっかけづくり

★二地域居住を検討する上での不安・懸念を軽減、払拭することを目的とした体験の実施等に係る財政措置

・「二地域居住体験ツアー」等の実施に要する経費

・地域留学のプログラムづくりに要する経費

・「デュアルスクール」や保育園留学のプログラムづくりに要する経費

・移住体験住宅・サテライトオフィス・コワーキングスペース・ワーケーション施設の整備に要する経費（※２）

・地域住民との交流機会やプログラムの実施に要する経費

・地域のファンクラブの設置に要する経費

・二地域居住意識動向の調査に要する経費　等

相談窓口の設置

★二地域居住希望者等が地域での具体的な生活等の相談ができる窓口の設置に係る財政措置

・地域内の相談窓口の設置に要する経費

・都市部等の地域外での相談窓口の設置に要する経費

受入環境の整備

★二地域居住希望者等の就職や兼業・副業の支援又は住居支援に係る財政措置

・二地域居住希望者等に対する就職や兼業・副業の支援、住居支援（空き家バンクの運営、住宅改修への助成）（※３）　等

コーディネーターによる支援

★二地域居住希望者等に対する情報提供や相談対応等を行うコーディネーターの設置に係る財政措置

・二地域居住・関係人口に関する施策の企画・立案・実行の支援　・二地域居住希望者等への情報提供や相談対応、円滑な地域生活への支援

・「デュアルスクール」・保育園留学における児童生徒の円滑な就学・保育の支援　・地域留学の支援（※４）　等

（※１）二地域居住者等の登録のためのシステムの構築に要する経費であって、デジタル活用推進事業債（仮称）の対象とならないものについては、本特別交付税措置の対象となる。

（※２）民間事業者が実施主体となる整備は新築する場合を除く。地方自治体が実施主体となる整備は地域活性化事業債の活用が可能である。なお、地域活性化事業債の対象経費については、本特別交付税措置の対象とはならない。

（※３）二地域居住者の交通費への支援等の現金給付は対象外。

（※４）地域外からの学生の受入れを主たる目的としたものに限り、学校魅力化を主たる目的としたものを除く。また、当該地方自治体の地方創生総合戦略等の計画に位置付けられたものに限る。

（※５）二地域居住・関係人口施策については、移住・定住対策と一体的に実施することもある。二地域居住・関係人口施策を主たる目的とする事業の場合は、二地域居住・関係人口施策に係る特別交付税措置、移住・定住対策を主たる目的とする事業の場合は、移住・定住施策に係る特別交付税措置として算定する。

地方創生 2.0 関連施策等について

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

地方創生 2.0 関連施策について

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

令和８年度　地方創生2.0予算　概算要求

令和８年度　地方創生2.0予算　概算要求額　２,４４４億円＋事項要求

（令和７年度当初予算額　２,０３７億円）

1．新しい地方経済・生活環境創生交付金　　2,374億円（R7当初：2,000億円）

2．～5．計７０億円＋事項要求

2．安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

➢人口が減少しても、地域コミュニティや日常生活に不可欠なサービスを維持するための将来を見据えた地域の拠点づくりなどを推進する。

【主な事業】
- 地域くらしサービス拠点推進事業 0.5億円
- 特定地域づくり事業 7.6億円

3．稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生

➢地域資源を最大限活用した高付加価値化を図る「施策の新結合」や、地域産品の海外展開などを推進する。

【主な事業】
- 地域産品の高付加価値化・海外展開推進事業　事項要求

4．人や企業の地方分散

➢企業・大学の地方分散、地方大学による人材育成機能の強化、関係人口の創出、都市と地方や地域内外で人材をシェアする政策を進め、地方への新たな人の流れを創っていく。

【主な事業】
- 地方大学・地域産業創生交付金 17億円
- 地方インターンシップ促進事業 2.0億円
- プロフェッショナル人材事業　1.1億円

5．横断的支援等

➢　人材支援・人材育成

【主な事業】
- 地方創生伴走支援事業 2.7億円

➢情報支援・デジタルツールの整備

【主な事業】
- RESAS・RAIDAによる地方版総合戦略支援事業 1.3億円

➢規制・制度改革

【主な事業】
- 地方創生2.0特区推進事業　8.1億円

➢広報周知活動と国民的な機運の向上

【主な事業】
- 地方創生の実現に向けた優れた取組の普遍化のための事業　1.3億円

【地方創生2.0基本構想　政策の５本柱】

地域くらしサービス拠点推進事業【0.5億円】

○　民間の知見等も活用しつつ、日常生活に不可欠なサービスを提供する地域くらしサービス拠点の整備を進めるため、モデルプロジェクトを選定し、企業等と自治体のマッチングや有識者等の現地派遣による構想づくりを支援する。

○　これにより得られた知見を活用し、ガイドライン作成等により普遍化（全国展開）を図る。

地域くらしサービス拠点

- **日常生活に不可欠なくらしサービス（買物、行政機能、域内交流、医療、災害対応など）を１か所で複数提供する総合的な拠点。**
- **既存の小売り店（スーパー、コンビニ等）、郵便局等への自治体窓口の併設、廃校の活用、ドローン等のデジタル技術の活用等を行う。**

拠点イメージ
（北海道当別町（とうべつちょう）役場西当別支所、ドラッグストアに支所を開設）

地域産品の高付加価値化・海外展開推進事業【事項要求】

○　「海外で高く売れるものを、地方で作って、売る」ために、ポテンシャルを有する地域産品の発掘・商品開発・磨き上げ、国内外でのプロモーション活動、関連する調査など海外展開を支援する。

○　このような活動を通じて、海外展開に必要な知見や効果的な手法等のノウハウを取得し、地域産品の高付加価値化や「稼げる」地方経済の実現に繋げていく。

支援スキーム（想定）

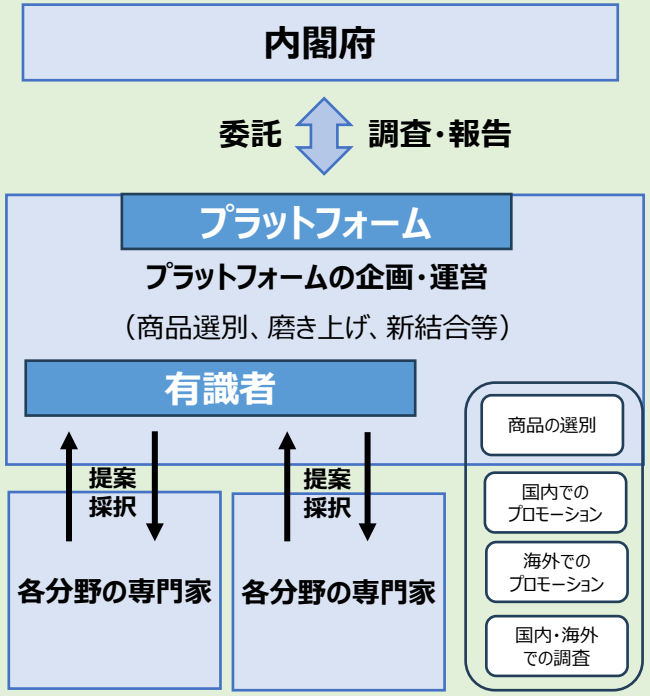

地方インターンシップ促進事業【2.0億円】

○　地方の自治体が施策として実施する地方の企業でのインターンシップについて、運営費や学生が負担する交通費・宿泊費の補助を含めた支援を実施する。

○　本支援により、大学等が多く立地する都市部から地域への人の流れを創出したり、地域への定着を促していく。

支援スキーム（想定）

- **自治体は、インターンシップ推進計画を策定**
- **国は、効果が期待されるものを認定・補助**
  (運営費、学生が負担する交通費・宿泊費等)

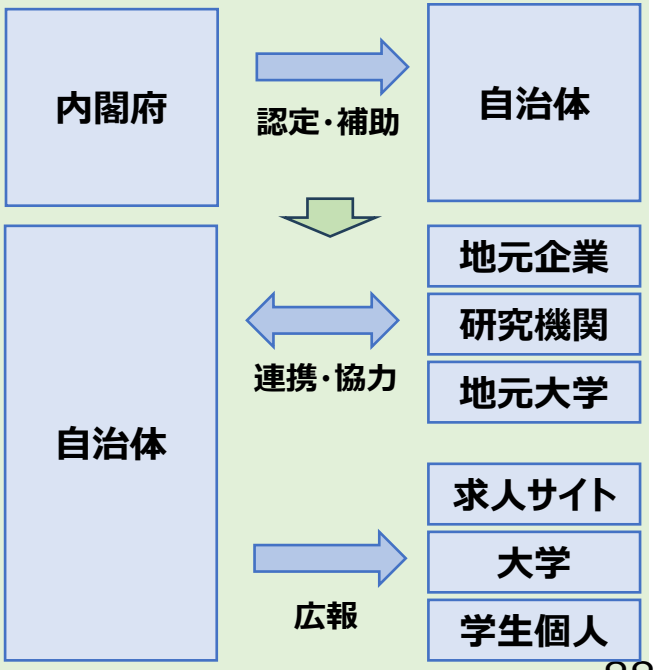

【国による横断的支援等】

地方創生伴走支援事業【2.７億円】

○　中小規模の市町村への人的支援として、国の職員が、これまでの職務経験等を活かし、自らの仕事を行いつつ、地方創生に関する課題を抱える市町村に助言等を行う。
○　国の職員等から地方創生支援官を公募し、省庁・役職・年齢等が異なる伴走支援チームを編成し、支援を希望する市町村とマッチングする。

支援イメージ

- **各府省庁公募職員（２～３名）で１チームを編成。**
- **職員は内閣官房・内閣府に併任する。任期は１年。**
- **定期的なオンライン会議と現地訪問により、①関連施策や支援制度、窓口・担当者の紹介、②各地の好事例、優良企業や有識者の紹介などを実施。**

伴走支援チーム現地訪問
(令和７年４月30日山梨県丹波山村（たばやまむら）)
※画像提供：山梨放送（ニュースサイトより引用）

RESAS･RAIDAによる地方版総合戦略支援事業【1.3億円】

○　自治体の地方版総合戦略の策定や、多様な地域の担い手の地方創生の推進に向けた取組等を情報面から支援する。
○　具体的には、
・有識者を招聘した自治体向け政策立案ワークショップや研修の実施
・データ利活用を促進するイベントの開催や、地域のデータ利活用を促進する教育コンテンツの作成・提供　等

政策立案ワークショップ

- **自治体を対象にテーマを設定し、RESAS等のデータに基づく政策立案などのEBPMの一連のプロセスを、有識者等を招聘してワークショップ形式で実施。**
- **政策立案ワークショップで得られたデータに基づく施策の立案事例を全国に周知し、好事例の普遍化を図る。**

政策立案ワークショップの様子

地方創生2.0特区推進事業【8.1億円】

○　特区制度※を活用し、新たな規制・制度改革提案の実現や特例の早急な全国措置化に必要な調査・実証等を行う。
○　特区の活用や地域の多様な関係者の参画・連携につながる情報発信・ノウハウ支援等を行う。

※国家戦略特区（スーパーシティ、連携“絆”特区等）、構造改革特区、総合特区

【事例】ドローン配送サービスの実装（連携“絆”特区（長崎県））

- **離島等における物流・配送を維持するため、ドローンを活用したレベル4飛行でのオンデマンド配送を実現するべく、特区制度を活用し、飛行実証などを実施。**
- **新地方創生交付金も活用し、ドローンを活用した配送システムの構築に向けて、配送拠点の整備等を実施。**

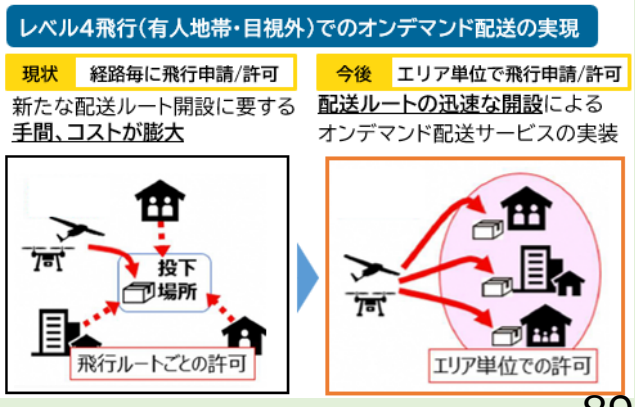

新しい地方経済・生活環境創生交付金について

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

90

新しい地方経済・生活環境創生交付金について

新しい地方経済・生活環境創生交付金

第２世代交付金

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押し。

最先端技術教育の拠点整備・実施
（ソフト・ハードの一体的支援）

農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
（分野横断的な支援）

地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築

国の伴走支援の強化

デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援

書かない窓口

地域アプリ

オンライン診療

地域防災緊急整備型

避難所の生活環境を抜本的に改善するため、地方公共団体の先進的な防災の取組を支援

地域産業構造転換インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野における
リーディングプロジェクトの産業
拠点整備等に必要となる関
連インフラの整備を支援

地方創生交付金の予算額推移

- R6補正予算において、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（新地方創生交付金）」を創設。
- **R7当初：2,000億円／R6補正：1,000億円**（R6当初：1,000億円／R5補正：735億円）。

当初予算の推移

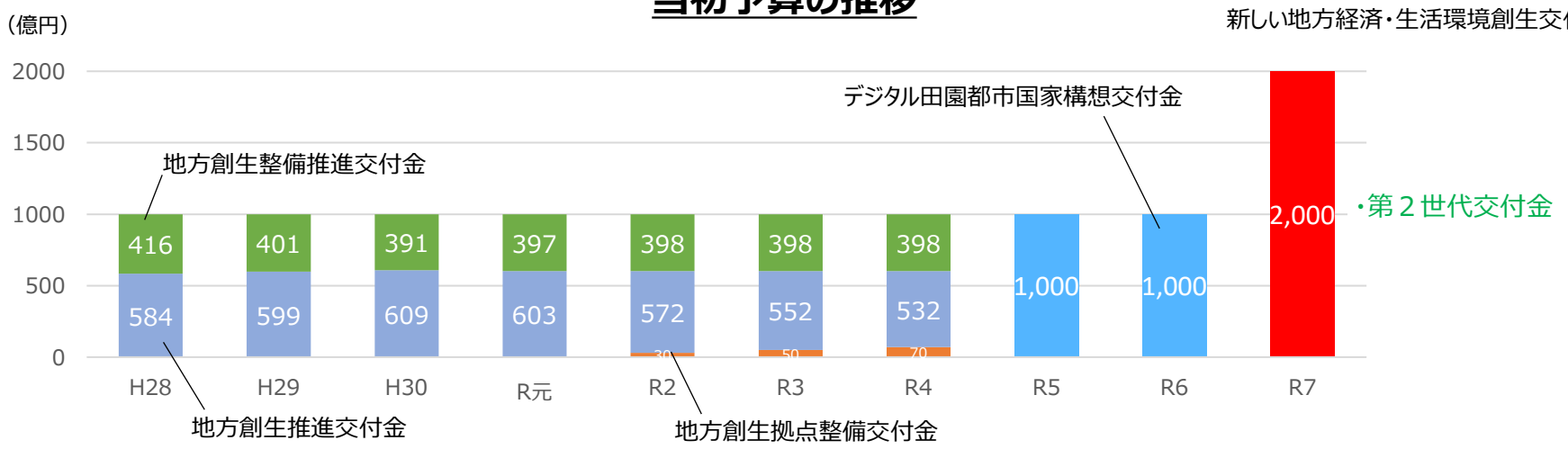

補正予算の推移

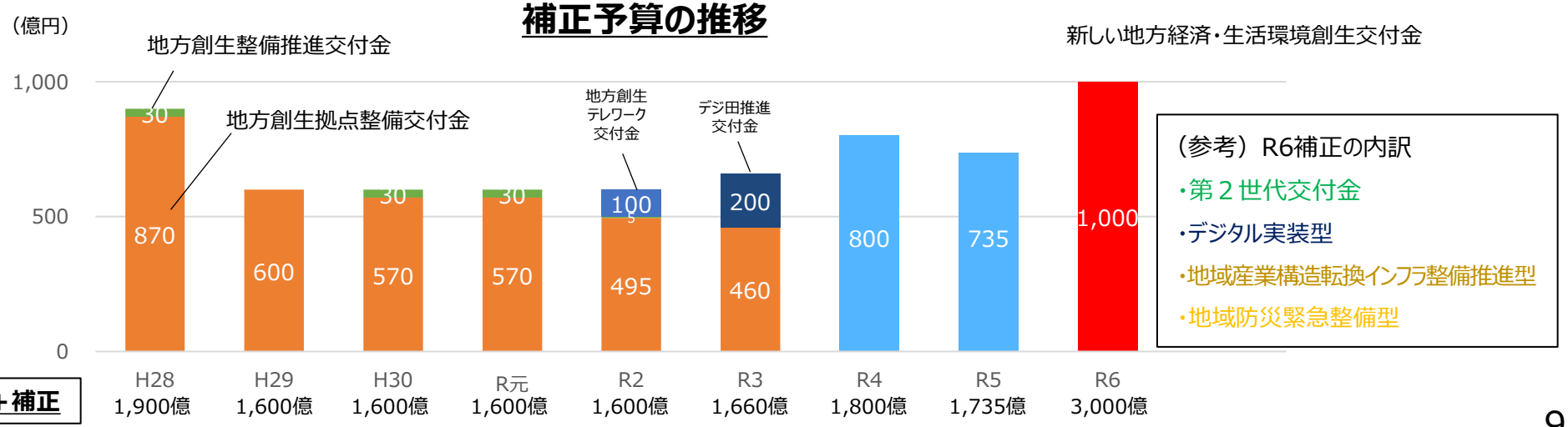

当初＋補正

地方創生交付金（1.0と2.0の違いについて）

地方創生交付金 1.0

地方創生交付金 2.0（第２世代交付金）

１．区分の見直し

ソフト ｜ 拠点整備 ｜ インフラ整備（道・汚水処理施設・港湾）

→ ソフト （＋） 拠点整備 （＋） インフラ整備（限定なし）

・複数要素を組み合わせた、より効果の高い事業を促進
・インフラの対象を拡大（ソフト又は拠点整備の組み合わせを条件）

２．件数・金額・期間の見直し ※市区町村の場合

【ソフト】 3件 0.7億円/件（複数年度可）
【拠点整備】
＜当初＞ 1件 5億円/年度（複数年度可）
＜補正＞ － 5億円/年度（単年度事業のみ）

→ 【ソフト】 10件 10億円/年度（複数年度可）
【拠点整備】 10億円/年度（補正も複数年度可）

・事業毎の上限を緩和
・補正も複数年度事業を可能に

３．PDCAの見直し

● 外部有識者の参画は効果検証の段階のみ

→ ● 事業の検討・実施・検証の各段階に地域の多様な主体の参画を義務付け

● 効果検証結果の公表は努力義務

→ ● 効果検証結果＋改善方策の公表を義務付け

第２世代交付金の概要

➢ 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しする。

◆制度概要

① 地方公共団体の**自主性と創意工夫に基づいた、**地方創生に資する**地域の独自の取組を支援**

※地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援。

② **ソフト＋ハードや分野間連携の事業を一体的に支援**するとともに、国による伴走支援を強化

- 申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。

③ 事業の検討・実施・検証の各段階において、**地域の多様な主体が参画する仕組みの構築**

- 産官学金労言の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を義務化する。

◆評価基準

目指す将来像及び課題の設定

KPI設定の適切性

自立性

地域の多様な主体の参画

	事業計画期間	交付上限額・補助率
ソフト事業	原則３か年度以内 （最長５か年度）	１自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
拠点整備事業	原則３か年度以内 （最長５か年度）	１自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
インフラ整備事業	原則５か年度以内 （最長７か年度）	１自治体当たり事業計画期間中の総国費 都道府県：50億円 （単年度目安10億円） 中枢中核：20億円 （単年度目安4億円） 市区町村：10億円 （単年度目安2億円） 補助率：1/2等 （各省庁の交付要綱に従う）

（注1）拠点整備事業及びインフラ整備事業における単年度の交付上限額は目安とする。

（注2）拠点整備事業の１事業当たりの事業計画期間における交付上限額（国費）について、都道府県・中枢中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。

（注3）新規事業の通常の申請上限件数は、自治体の規模を問わず、10件とする。一定の条件を満たす事業については、通常の申請上限件数の枠外として、２件の申請を可能とする。

（注4）インフラ整備事業は、ソフト事業又は拠点整備事業との組み合わせを要件とする。

デジタル実装型の概要

目的	デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援
概要	デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の事業の立ち上げに必要な経費を単年度に限り支援 【TYPE1】他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速に横展開する取組 【TYPEV】ブロックチェーンやAIなど新たなデジタル技術（※）を共同利用し、社会課題の解決に積極的に活用する自治体の取組を高補助率で支援 ※例：NFT、DAO等システム、AIツール、 マイナカード、データ連携基盤など 【TYPES】「デジタル行財政改革」が示す規制改革・制度改革の方向性合致した取組であって、それに必要となる新たなデジタル公共財を開発し、地域の暮らしや行政を先行的に改革する取組
共通要件	①デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む ②コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制を確立

詳細

＜TYPE別の内容＞

デジタル行財政改革特化型【TYPE S】	「デジタル行財政改革」が示す規制改革・制度改革の方向性合致した取組であって、それに必要となる新たなデジタル公共財を開発し、地域の暮らしや行政を先行的に改革する取組	事業費：3億円 補助率：3/4 ＋伴走型支援
先進的デジタル公共財活用型【TYPE V】	ブロックチェーンやAIなど新たなデジタル技術やデジタル公共財を複数の地方公共団体で共同利用し、社会課題の解決に積極的に活用する取組を高補助率で支援	国費：4億円 補助率：2/3
優良モデル導入支援型【TYPE１】	優良モデル・サービスを活用した実装の取組	国費：1億円 補助率：1/2

＜対象事業（一例）＞

【TYPE V】

生活者参加型のマイナンバーカード活用
～LoCoPi×ノッカル～（富山県朝日町）

【TYPE1】

(注) 上記のほか、デジタル実装伴走支援事業において、デジタル実装に取り組もうとする地域の計画づくりを支援。

地域防災緊急整備型の概要

目的	安心・安全で心豊かに暮らせる持続可能な地域経済社会を創るため、トイレ、キッチン、ベッド、風呂の迅速な提供など、避難所の生活環境の抜本的な改善をはじめ、災害にも対応できる魅力的な地域づくりを目指す地方公共団体の先進的な取組を交付金により緊急的に支援
概要	避難所の生活環境改善をはじめ、防災・減災に必要な車両や資機材について、地方公共団体が地域経済の活性化や住民の防災意識の浸透等に向けた平時の利活用も含めて検討し、整備することについて支援 【主な車両や資機材の例】 ○快適なトイレ環境…トイレカー、トイレトレーラー、簡易トイレ　等 ○温かい食事や多様なメニュー…キッチンカー、キッチンコンテナ、炊き出し用資機材　等 ○プライバシー確保、ベッド…テント式のパーティション、屋内用インスタントハウス、簡易ベッド　等 ○入浴環境…シャワーカー、水循環型シャワー、仮設入浴設備　等 ※このほか、「令和６年能登半島地震を踏まえた有効な新技術～自治体等活用促進カタログ～」で取り上げたような、災害対応上効果が認められ、住民の避難生活環境の向上に資する新技術の活用も対象
交付上限	補助率：1/2 交付上限（国費）：都道府県　6,000万円　指定都市・中核市・中枢中核都市　5,000万円　市区町村　4,000万円
取組の例	・災害時での避難所支援を前提に、キッチンカーやトイレカー等の導入を進める起業支援 ・小さな拠点等の地域運営と連携したパーティション備蓄等の防災の取組支援 ・災害時連携協定を結ぶ地元業者から防災資機材を導入し、地域経済活性化と被災者支援を連携　など

地域産業構造転換インフラ整備推進型の概要

① 施策の目的

半導体等の大規模な産業拠点整備等に必要となる関連インフラの整備を強力に推進することにより、国内投資の促進、国際競争力の強化、雇用機会の創出等を図る。

② 施策の概要

半導体等の戦略分野に関するリーディングプロジェクトの産業拠点整備等にとって、必要となる関連インフラの整備を支援する。
※新しい地方経済・生活環境創生交付金の一類型（地域産業構造転換インフラ整備推進型）。

③ 施策の具体的内容

○都道府県が民間プロジェクトの関連インフラ整備について実施計画を策定
（実施計画には、民間事業者と連携し、産業拠点整備等に必要な関連インフラ整備事業を記載）

○実施計画を踏まえて内閣府が配分計画を作成

○配分計画に基づき、交付金の予算を関係行政機関に移し替えて執行

【交付対象事業】
選定された民間プロジェクトの関連インフラ（工業用水、下水道、道路）の整備に係る事業で、実施計画に記載されたもの

※交付割合は、工業用水　：3／10　等
　　下水道　　：1／2　等
　　道路　　：5．5／10　等

大規模産業拠点整備等プロジェクト

ＪＡＳＭ　熊本工場

ラピダス　北海道

選定

プロジェクト選定会議

【プロジェクト選定に当たっての視点】

◎国策的意義
（半導体等の国策的見地から支援すべき大規模な産業拠点整備を行うリーディングプロジェクトであって、相当規模の立地・投資を伴うものであること　等）

◎関連インフラを優先的に整備する緊急性・合理性があること

◎雇用機会の創出、地域経済の活性化、生活環境の創生など、周辺地域の地方創生に寄与すること

選定プロジェクトの関連インフラ整備について、都道府県が実施計画を策定

支援

地域産業構造転換インフラ整備推進交付金

新地方創生交付金の募集スケジュール（R6補正･R7当初）

		第２世代交付金		デジタル実装型（Ｒ６補正）		地域防災緊急整備型（Ｒ６補正）
		Ｒ６補正	Ｒ７当初	TYPE1	TYPEV	
第１回	事務連絡	１月17日		12月23日		12月24日
	実施計画等の提出締切	２月６日		２月12日	２月５日	２月５日
	交付決定	３月31日 ４月１日	４月１日	４月１日		３月31日
第２回	事務連絡	５月13日				
	実施計画等の提出締切	６月20日				
	交付決定	９月11日				

新地方創生交付金の採択結果（R6補正＋R7当初分）

	団体数	件数	交付対象事業費	採択額（国費）
第２世代交付金（全体）	1,076団体	2,807件	3,680億円	1,849億円
デジタル実装型	TYPE１：1,100団体 TYPEV：131団体 TYPES：4団体	TYPE１：2,081件 TYPEV：17件 TYPES：4件	452億円	234億円
地域防災緊急整備型	783団体	783件	282億円	141億円
地域産業構造転換 インフラ整備推進型	10団体	4件	174億円	90億円
地方大学・ 地域産業創生交付金	17団体	14件	31億円	20億円
合計	1,580団体	5,710件	4,619億円	2,334億円

※記載の交付対象事業費・採択額（国費）は数値を四捨五入しているため、合計した数値計が全体欄の数値と合わない場合がある。

二地域居住等の促進について

国土交通省国土政策局地方政策課

二地域居住等の促進について

令和7年9月

国土交通省 国土政策局

「二地域居住」とは

二地域居住とは

○二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設ける暮らし方
○二地域居住の促進は、社会においても、個人においても様々な意義、メリット、可能性が存在
・地方への人の流れを生むことで、地域の担い手の確保や消費等の需要創出、新たなビジネスや後継者の確保、雇用創出、関係人口の創出・拡大が図られる（社会的意義）。
・都市部も過密を避けつつ、国土全体の多様な自然資本・文化資本を活用し、国際競争力のさらなる強化が望まれる。
・多様なライフスタイルの実現を通じたウェルビーイングの向上、新たな暮らし方や新たな働き方の実現、新たな学びの機会の創出が可能になる（個人的意義）。
・自然災害やコロナ禍のような突発的な危機や変動に対する冗長性（リダンダンシー）の確保にも資する。

都市部

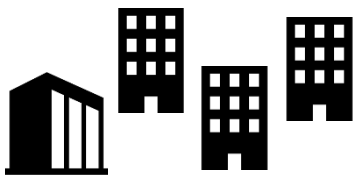

○都心オフィスへの出勤
○高度な研究・教育拠点の活用
○大規模なイベントや文化活動への参加
○海外との交流

往来

地方部

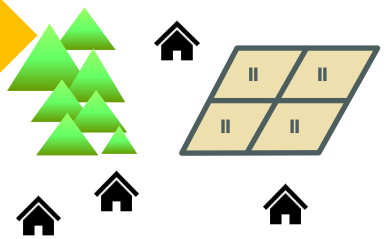

○自然豊かな環境における生活・子育て
○副業やテレワークの実施
○地域交流・地域活動への参加
○ルーツや縁のある地域への貢献

※都市・地方間だけでなく、地方部と別の地方部との二地域・多拠点居住など多様なあり方が含まれる。

新しい体験・多様な体験

都市でも地方でも
それぞれの地域の良さを享受できる
新たな出会いや体験が待っています

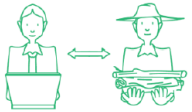

新たなコミュニティに参加

今までいた場所では出会えなかった
コミュニティに参加できるかもしれません。
多様な趣味のサークルやご近所づきあいなど
貴重な人や場とのつながりが身近に。

働き方・暮らし方・生き方の充実や実現

自身の志向や感性に応じて時間や場所を
選択する生活スタイルの可能性があります。
地域固有の自然や食、歴史文化、レジャーなどを日常的にもっと味わうことが可能になり、
充実した生活を営めます。

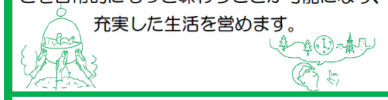

地域に必要とされる存在・自己実現

自身の趣味や特技、培った経験を
多様な地域で発揮することで、
その地域の助けとなるとともに、
やりがいや生きがいにつながります。

災害時等のいざというときの避難場所として

日本はいつ災害に見舞われるか分からない
災害列島です。
二地域居住をしていれば、いざというときに
住み慣れた地域へ避難することができます。

将来の移住に向けて

現在の拠点を残しながら、
別の地域での生活をお試し。
移住に比べて、かかわりを残しながら、新たな生活スタイルを取り込めるのが良いところ。

中長期的観点から検討すべき課題

二地域居住等の促進のために必要な具体の対応については「８．具体的な取組事項」で示したとおりであり、国土交通省においては、関係省庁・関係自治体・関係民間団体と連携の下、最大限の対応をすべき。

これらの対応に加え、二地域居住等の更なる促進を図るため、中長期的観点から、検討すべき課題がある。

●二地域居住等に伴う諸費用への支援のあり方

•高速道路や燃料費、新幹線等の地域間を移動する交通費、宿泊のための滞在費、インターネット環境確保のための費用など、二地域居住等に伴う諸費用の個人負担が大きいため、個人の負担を軽減するための支援に関して、関係省庁・関係自治体・関係民間団体と連携の下、引き続き検討が必要。

●地域における生活環境の整備

•地域交通や買い物、医療・福祉、子育て・教育などの日常の暮らしに必要な生活サービスの提供が持続可能なものとなるよう、地域生活圏の形成の観点も踏まえ、引き続き検討が必要。

●二地域居住者等の地域への関わりの環境整備

•二地域居住者等による納税等の負担や住民票等の地域との関わり方については、育児やゴミ収集などの行政サービスを受け、地域に広く受け入れられるようにする観点から、 地域の意志決定への参画のあり方等も含めて更なる議論が必要。

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律

国土交通省

※令和6年5月15日成立。同年11月1日施行

背景・必要性

○コロナ禍を経て、UIJターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、地方への人の流れの創出・拡大の手段として、二地域居住の促進が重要。しかし、その促進に当たっては、「住まい」「なりわい（仕事）」「コミュニティ」に関するハードルが存在。

○このため、二地域居住者向けの住宅、コワーキングスペース、交流施設等の整備や、市町村による地域の実情を踏まえた居住環境の整備の取組に対する制度的な支援が必要。

○そこで、二地域居住の促進を通じた広域的地域活性化のための基盤整備を一層推進し、地方への人の流れの創出・拡大を図ることが必要。

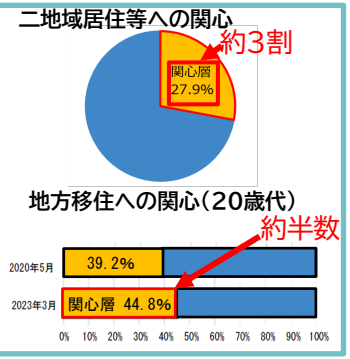

法律の概要

※1法律上は「特定居住」

1 【都道府県・市町村の連携】 二地域居住※1促進のための市町村計画制度の創設

- 都道府県が二地域居住に係る事項を内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画（特定居住促進計画）を作成可能
- 特定居住促進計画には、地域における二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について法律上の特例を措置（住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等）

⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援＜予算＞

- 市町村は、都道府県に対し、二地域居住に係る拠点施設と重点地区をその内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画の作成について提案が可能

都道府県（広域的地域活性化基盤整備計画）

✓ 広域からの来訪者（観光客等）を増加させるインフラ（アクセス道路等）の整備事業等【現行】
✓ 二地域居住に係る拠点施設【新設】
✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】
⇒ インフラ整備（都道府県事業）について社会資本整備総合交付金（広域連携事業）により支援＜予算＞

市町村（特定居住促進計画）【新設】

✓ 特定居住促進計画の区域
✓ 二地域居住に関する基本的な方針
（地域の方針、求める二地域居住者像等）
＊ 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者とを適切にマッチング
✓ 二地域居住に係る拠点施設の整備
✓ 二地域居住者の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備
＊ 事業の実施等について法律上の特例を措置

▼整備イメージ

2 【官民の連携】 二地域居住者に「住まい」・「なりわい」・「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人（二地域居住等支援法人※2）の指定制度の創設

※2法律上は「特定居住支援法人」

- 市町村長は二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業（例：不動産会社）等を二地域居住等支援法人として指定可能
- 市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報を情報提供（空き家等の不動産情報は本人同意が必要）
- 支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能

⇒ 支援法人の活動について支援＜予算＞

3 【関係者の連携】 二地域居住促進のための協議会制度の創設

- 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする二地域居住等促進協議会※3を組織可能

※3法律上は「特定居住促進協議会」

【目標・効果】二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る
（KPI）①特定居住促進計画の作成数：施行後5年間で累計600件
②二地域居住等支援法人の指定数：施行後5年間で累計600法人

二地域居住 自治体計画数（R7.9.2時点国交省把握分）

国土交通省

都道府県・市町村番号順

都道府県計画（13計画）
（広域的地域活性化基盤整備計画）

都道府県名	策定日
北海道	令和7年3月21日
宮城県	6月6日
秋田県	8月27日
新潟県	5月13日
石川県	3月28日
山梨県	3月28日 （7月7日一部改正）
長野県	2月10日 （7月7日一部改正）
三重県	7月1日
和歌山県	7月8日
鳥取県	3月13日 （6月19日一部改正）
広島県	8月19日
香川県	7月11日
高知県	3月27日

市町村計画（13計画）
（特定居住促進計画）

市町村名	策定日
北海道厚真町	令和7年3月24日
宮城県気仙沼市	6月20日
新潟県佐渡市	5月16日
山梨県丹波山村	7月30日
長野県塩尻市	3月27日
長野県白馬村	7月10日
三重県南伊勢町	7月1日
和歌山県白浜町	7月10日
鳥取県北栄町	6月24日
鳥取県江府町	3月14日
香川県三豊市	7月11日
高知県馬路村	3月31日
高知県大川村	3月31日

二地域居住 法人指定数（R7.9.2時点国交省把握分）

国土交通省

都道府県・市町村番号順

特定居住支援法人（30法人）

市町村名	法人名	指定日	市町村名	法人名	指定日
北海道北見市	（株）ワイズスタッフ	令和7年4月17日	静岡県三島市	三島信用金庫	令和7年6月2日
北海道厚真町	（株）Another works	2月25日	静岡県三島市	（同）うさぎ企画	6月2日
北海道厚真町	（株）さとゆめ	2月25日	静岡県下田市	（株）SKILLPORT	6月9日
北海道厚真町	ミーツ（株）	2月25日	静岡県長泉町	三島信用金庫	6月2日
北海道浦河町	株式会社エアロスペース	7月14日	静岡県長泉町	（同）うさぎ企画	6月2日
山形県新庄市	（一社）温故知新	2月18日	静岡県森町	（一社）モリマチリノベーション	5月15日
山形県鮭川村	（一社）温故知新	2月27日	三重県鳥羽市	（一社）離島未来舎	8月26日
福島県磐梯町	（一社）ばんだい振興公社	5月29日	三重県南伊勢町	NONKI（同）	7月1日
福島県磐梯町	（株）雨風太陽	5月29日	鳥取県北栄町	北栄町商工会	7月1日
新潟県佐渡市	（一社）佐渡共生推進機構	6月11日	鳥取県北栄町	（一社）Work Design Lab	7月1日
長野県塩尻市	（特非）MEGURU	4月14日	鳥取県北栄町	（一社）EI	7月1日
長野県塩尻市	（一財）塩尻市振興公社	4月14日	鳥取県北栄町	（株）パソナJOB HUB	7月1日
長野県塩尻市	（株）しおじり街元気カンパニー	4月14日	鳥取県北栄町	（株）おてつたび	7月28日
長野県白馬村	H2Innovator（同）	8月1日	広島県庄原市	広島みどり信用金庫	5月27日
長野県白馬村	JOINS（株）	8月1日	鹿児島県奄美市	（同）KAZAMI	5月26日

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームについて

国土交通省
https://www.mlit.go.jp/2chiiki_pf/

- 官民で連携して二地域居住等を促進していくためのプラットフォームを令和６年10月に設立
  （地方公共団体中心の「全国二地域居住等促進協議会」を発展的に改組）
- ５者（官３、民２）が共同代表（任期１年）となり、全国1,167の団体（官：770／民：397）が「会員」として参画
- 二地域居住等の更なる促進に向け、オンライン・オフラインの両面から、優良事例の横展開、官民のマッチング、官民による案件形成、中長期的課題への対応の検討・提言等を実施

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム

＜プラットフォームの会員＞　（令和７年８月３１日時点）

○地方公共団体　７７０団体
- 都道府県　４５団体
- 市区町村　７２５団体

○関係団体、民間事業者等　３９７団体
- 移住等支援機関
- 不動産関係団体
- 全国版空き家・空き地バンク運営主体
- 交通関係団体
- 関連民間事業者
- 関連メディア　等

・参加を希望する団体等が参加
・会費は当面の間、無料
・申込み受付中

〔主な活動内容〕
- 二地域居住等の促進に関する施策、事例等の情報の交換と共有、発信
- 二地域居住等の促進に共通する具体的課題等について対応方策の協議・検討
- 二地域居住等の促進に係るノウハウ等の周知・普及、機運醸成
- 二地域居住等の促進のための実践的な政策検討・提言等
- 官民のマッチング促進、出会いの場の提供　等

協力

国土交通省、内閣官房・内閣府、金融庁、こども家庭庁、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省

共同代表（５者）

任期１年

- 長野県
- 和歌山県田辺市
- 栃木県那須町
- ANAホールディングス
- シェアリングエコノミー協会

専門部会

【主な活動内容】
- 検討テーマ別に開催
- 会員からのニーズも踏まえ、中長期的課題への対応について検討　等

・共同代表が必要と認めるときには、官民ＰＦに専門部会を置くことができる。
・専門部会を置く場合には、部会長は、会員の中から共同代表が指名する。

官民の接点

【取組の例】
- 名刺交換会
- シンポジウム
- セミナー　等

＜運営事務局＞　栃木県那須町

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム　提言手交

【日時】６月10日（火）16：30～17：00
【場所】古川国土交通副大臣室

【受領者】
古川康　国土交通副大臣

【手交者】
一般社団法人シェアリングエコノミー協会
石山アンジュ　代表理事
長野県　新田恭士　副知事

手交時の様子

提言のポイント

・二地域居住者の負担軽減へに向けては、二地域居住者を明確化するための登録制度が前提。
・当面は、ふるさと納税制度を積極的に活用した官民双方が汗をかくモデル的な取組を目指す。

・現在総務省において検討されている「ふるさと住民登録制度」において、二地域居住者も見える化できるよう反映すべき。

・二地域居住者と地域のマッチングや活動支援をするためのコーディネート人材を育成・確保すべき。

・多地域就学の促進に係る制度運用の地域差や教職員の事務負担等を改善すべき。

二地域居住の促進についてのR8年度当初予算要求概要

要求額：73,000千円
（前年度：20,000千円）
直轄、補助・非公共

○　二地域居住の促進に向けて、二地域居住者と地域を繋ぐコーディネーターの役割を果たす中間支援組織の育成・確保を図るとともに、二地域居住者の負担軽減や生活環境の整備等といった中長期的な課題の解決に向けたモデル的な取組を支援する。併せて、官民連携の核となる官民共創のプラットフォームの機能強化や、二地域居住を含む関係人口の実態把握のための調査を進める。

※骨太方針2025（抜粋）
・地域との関わり方等に応じて関係人口の類型化を行い、それぞれの類型に応じて、二地域居住等の推進や若者・女性の地域交流の促進、ふるさと納税の活用といった施策を展開する。
・関係人口の拡大や二地域居住の促進に向け、ふるさと住民登録制度の創設、第２のふるさとづくり・ワーケーション推進や交流・基盤施設整備、中間支援組織によるマッチング支援を進める。

二地域居住の促進に向けた支援の内容

特定居住支援法人によるマッチングの支援

二地域居住を希望・実行する者と地域の人材ニーズとのマッチングや、空き家を活用した住環境の提供等を行う人材・組織の育成・確保を図る。この際、広域型と地域密着型の両類型に対応し、それぞれの特性に応じた柔軟な取組を支援する。

＜取組の内容例＞
「広域」　：　都市部の二地域居住者ニーズと受入地域側ニーズのマッチングイベント、Webシステム整備等
「地域密着」：　受入地域内のニーズ整理や調整のためのコミュニティ接続イベント、コンシェルジュ機能強化等

関係人口の拡大・深化に関する調査・検討

関係人口の実態を把握し、地域別関係人口数等のデータやインパクト測定事例を示す調査を実施する。

＜取組の内容例＞
- 全国を対象に関係人口のサンプル調査を実施し、自治体単位で類型別（直接寄与型・就労型等）の特徴を整理した上でデータを広く公開する。
- また全国値は、R5年度調査からの変化を分析・評価　等

二地域居住の促進に向けた先導的な施策の実装

二地域居住促進のための中長期的な課題の解決に資する交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体等によるハード・ソフト一体的な実証モデル事業の実施を支援する。

＜取組の内容例＞
- 自治体等による二地域居住者への証明
- 住まいの滞在費や地域間の移動に伴う長距離交通費の定額化・低廉化
- 保育園、学校等に関する子育て・教育環境の整備
- 空き家の改修やテレワーク拠点施設等の整備　等

地域間の移動費のサブスク

空き家の改修（お試し居住施設）

コワーキングスペース

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム構築対策

二地域居住を促進する官民共創を加速・恒常化するため、プラットフォームの更なる機能強化を図る。地方公共団体と民間事業者等のマッチング、事例の共有、具体的課題に対する協議の場の設置などの運営を支援する。

二地域居住を通じて地方への人の流れの創出・拡大が図られ、地域が活性化

「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクト関連施策について

農林水産省農村振興局農村計画課

農山漁村に関わりの少なかった企業の農林水産業・食品産業への参入促進について

人口減少下において、企業の活力を農山漁村に取り込むため、**①官民共創の関係者が集まる場の創設、情報発信**を行うとともに、**②拠点の創設、課題解決モデルの選定**により、**具体的な案件形成**を進める。また、**③農山漁村のインパクトの可視化**を通じて**企業インセンティブを向上**させ、**④大企業による課題解決の取組を促進**するとともに、これらの取組を行う企業を認定する**⑤インパクト創出証明制度を創設**し、農山漁村への企業参入を促進する。

① 官民共創の関係者が集まる場の創設、情報発信

○「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォーム：

（NTT東西、JR東、近鉄、日本郵便、ヤマト運輸、TOPPAN、ゼンリン、テレ東、ロート製薬、アサヒビール、ヤンマー、クボタ、丸紅、H2O、 しずおかFG、みずほ証券、東京海上日動、中央日土地、JTB、楽天 等（令和７年８月時点：約480企業、自治体含め約550団体）

○ シンポジウムの開催：

第１回（令和７年２月４日） 会場参加300名超、オンライン参加900名超

第２回（令和７年７月16日） 会場参加250名超、オンライン参加800名超

○ 個別の取組：

［主要テーマ］
- 域外や他業種企業との新結合
- 副業の促進

［中山間地域対策］
- 「デジ活」中山間地域
- 中山間地域の物流、農村RMO（郵便局等と連携）

② 案件形成拠点の創設、課題解決モデルの選定

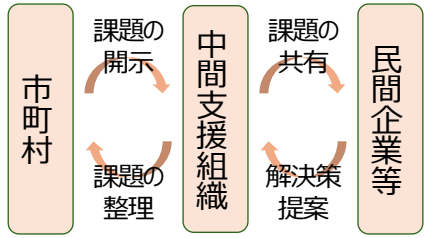

○ 地方銀行による中間支援：

（静岡銀行、福井銀行、あいち銀行、山口銀行(YMFG)、高知銀行、肥後銀行 等）

○ 都道府県の関与：

農林水産 地方創生センター（福井県）

○ モデル企業を国が選定（インパクト創出ソリューション実装プログラム）：

農業における人口減の対応と生産性向上
〔タイミー、三祐コンサルタンツ、サグリ、EF Polymer、アクセリア〕

地域コミュニティ
〔楽天グループ、バカン〕

販路開拓等による付加価値向上
〔ボーダレス・ジャパン、NTTスマートコネクト〕

関係人口創出
〔パソナ農援隊、雨風太陽〕

③ 企業インセンティブの向上 「農山漁村」インパクト可視化ガイダンス

○ 農山漁村のインパクト

- 地域経済の活性化
- 農山漁村の持続可能な生活環境の維持
- ネイチャーポジティブ
- 気候変動の抑制
- 気候変動への適応
- ウェルビーイング向上
- 農山漁村における災害レジリエンスの向上

○ 企業のメリット

- 事業リターン
- 人的リターン（対従業員）
- ブランドリターン（対顧客）
- 資本市場リターン（対投資家）

④ 大企業による課題解決の取組促進、⑤ インパクト創出証明書

○ 検討会参加企業（農山漁村の課題解決に積極的に関与）

〔JR東、NTT東、JAL、JTB、アサヒビール、H2O（阪急阪神百貨店等）〕

○ 参加企業による取組事例

社員の副業による農業参入（JR東日本）

企業版ふるさと納税を活用した援農ボランティアツアー（アサヒビール、ニッカウヰスキー、JTB）

国が発行

農山漁村社会・環境インパクト創出証明書

農山漁村に対する企業側の視点

○ 農山漁村の課題は、都市部企業にとっても、自社のマテリアリティ（企業が優先的に取り組むべき重要な課題）と深く関係
○ 上記課題の解決は、CSV経営（経済的価値と社会的価値の両立である「共有価値の創造」を軸とした経営）の達成にも寄与
○ 企業側が農山漁村の課題解決に関与することによるメリットを下記のとおり大きく4つに整理

1. 事業リターン

① **新規参入事業による収益確保**
地域における新商品・新サービス開発等による新規市場開拓・新規顧客層へのリーチ拡大

② **サプライチェーン安定化・リスク低減**
農林水産物・原材料の安定確保によるサプライチェーンの安定化、地域社会の維持によるユーザー数低下リスクの低減

③ **事業推進のための環境整備**
地域との関係深化を通じた知名度向上・信頼構築、将来的な収益拡大を見据えた地域課題解決事業への投資準備

④ **他業種・他地域展開**
自社リソースを活かした他業種・他地域への進出

2. 人的リターン（対従業員等）

① **人材育成**
現場課題に直面する体験を通じた、課題発見・解決力の強化（特に若手・中堅層）
（例：既定の技術開発を行っていた技術者が現場課題に触れ、必要技術から提案する機会を創出）

② **採用力強化**
社会課題解決に積極的な企業イメージ向上による優秀人材の獲得

③ **従業員満足・エンゲージメント向上**
体験型活動を通じたウェルビーイング向上・帰属意識の強化

④ **リタイア人材活用**
退職予定者や早期退職者のセカンドキャリア先として地域プロジェクトの活用（スポーツ、退職自衛官の若年層リタイアを含む）

3. ブランドリターン（対顧客等）

① **企業イメージ向上**
「社会的責任を果たす企業」としてのポジティブなブランド構築

② **地域住民・自治体との信頼関係強化**
草の根レベルでブランドへの愛着心の向上

4. 資本市場リターン（対投資家等）

① **資金調達優遇**
サステナブルファイナンス（グリーンボンド、ソーシャルボンド等）の発行条件優遇、ESGスコア等の向上

② **投資家・株主からの評価向上**
社会的価値を生む経営姿勢の可視化による、長期保有投資家層の支持獲得

「農山漁村」インパクト創出ソリューション実装プログラム

○　農山漁村の課題解決を通じて、社会的・環境的な変化や効果を創出し得る良質な取組を幅広く募集し、11社の取組を「農山漁村」インパクト創出ソリューション（以下「インパクト・ソリューション」という。）として選定。
○　インパクト・ソリューションの農山漁村現場への実装に向け、地域の課題解決に活用を希望する自治体等を募集し、ソリューション提供企業等とマッチング。
○　自治体等とソリューション提供企業等の相互理解の促進や、事業化に必要な資金調達及び人材確保に係る方法提案など事務局が伴走支援。
○　伴走支援期間（令和7年度末まで）において、1インパクト・ソリューションにつき3地域のマッチングを目標に、本プログラムを実施（マッチングとは、来年度以降の共創に向けた資金調達方法も含めた取組の方向性が決定されている状態。）。

選定企業・ソリューション一覧

○ 経済面

農業における人口減の対応と生産性向上

- **株式会社タイミー**
  空き時間と農山漁村の仕事とのマッチング
- **株式会社 三祐コンサルタンツ**
  外国人材に対する農業経営人材育成
- **サグリ株式会社**
  衛星データ・デジタル地図を活用した農地マッチング
- **EF Polymer株式会社**
  作物残渣を活用した、完全生分解性高吸水性ポリマーの使用による、土壌の保水/保肥力の向上を通じた収量増加・生産性向上の実現
- **アクセリア株式会社**
  ビニールハウスの温度センシングを中心としたIoT遠隔監視

販路開拓等による付加価値向上

- **株式会社ボーダレス・ジャパン**
  地域おこし協力隊制度を用いた伴走支援・農漁村地域のプロダクトを地域外に販売するための販路開拓
- **ＮＴＴスマートコネクト株式会社**
  ライブコマース配信ツールを用いた広報・販路開拓支援

○ 生活面

地域コミュニティ

- **楽天グループ株式会社**
  ネットスーパー・郵便配送網を活用した買い物支援
- **株式会社バカン**
  デジタルを活用した防災と公共施設予約DXによる農村コミュニティの活性化

○ 多様な人材

関係人口創出

- **株式会社パソナ農援隊**
  農業体験を通じた地域貢献と企業従業員のメンタルヘルス向上の両立
- **株式会社雨風太陽**
  生産者が暮らす地方に親子で滞在し、小学生が農業・漁業現場での自然体験をする地方滞在プログラム

官民共創による農業・農村の課題解決のための取組について

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanmin_kyousou.html

官民共創による農山漁村の課題解決について、まとめております。
「農山漁村」官民共創実践ガイドブックはこちらに掲載しております！

官民共創

「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォーム

https://www.maff.go.jp/j/nousin/impact.html

プラットフォームへの加入はこちらからお申込みください！
これまでのシンポジウム、専門部会の各種資料も公開しております。

PF

選定インパクト・ソリューション掲載ページ

選定インパクト・ソリューション等の詳細について詳しくご紹介しております。

https://business.form-mailer.jp/lp/8fdcde54298771

詳細ページ

「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォーム　シンポジウム

参考

○ 第１回シンポジウム　プログラム

12:00 - 12:05 [5分]	開会挨拶
12:05 - 12:15 [10分]	設立趣旨・当面の活動内容の紹介 前島 明成　農林水産省 農村振興局長
12:15 - 12:35 [20分]	基調講演　高橋 博之　株式会社雨風太陽 代表取締役
12:35 - 13:20 [45分]	各府省庁施策紹介 朝日 健介　農林水産省 農村振興局農村計画課農村活性化推進室長 大瀧 洋　内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局/内閣府 地方創生推進事務局参事官 橋本 憲次郎　総務省地域力創造グループ地域政策課長 倉石 誠司　国土交通省 国土政策局総合計画課長 その他調整中
13:20 - 13:50 [30分]	写真撮影・休憩
13:50 - 14:30 [40分]	パネルディスカッション①　通い・副業による農業生産の維持 井上 孝矩　株式会社JTB ビジネスソリューション事業本部　営業開発プロデューサー 澁谷 明伸　青森県弘前市 農林部 農政課長 田中 康輔　株式会社パソナ農援隊 代表取締役 益子 洋平　東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 マネージャー
14:30 - 15:10 [40分]	パネルディスカッション②　農村コミュニティの機能維持 (地域団体による物流などの各種支援) 杉本 一郎　株式会社時事通信社 取締役 中山 功大　株式会社Ventos 代表取締役 林 篤志　一般社団法人Next Commons Lab 代表理事／株式会社paramita 共同代表 光保 謙治　日本郵便株式会社 事業共創部 係長 吉村 英樹　株式会社ゼンリン モビリシティ事業本部 スマートシティ推進部 部長
15:10 - 15:35 [25分]	休憩
15:35 - 16:15 [40分]	パネルディスカッション③　農山漁村の課題解決を通じた社会的インパクトの実現 安部 敏樹　株式会社Ridilover 代表取締役 高橋 博之　株式会社雨風太陽 代表取締役 増岡 宏和　農林中央金庫 コーポレートデザイン部 部長代理 その他調整中
16:15 - 16:55 [40分]	パネルディスカッション④ 農山漁村でのインパクトスタートアップによる課題解決の可能性と展望 秋元 里奈　食べチョク 代表／株式会社ビビッドガーデン 社長 坪井 俊輔　サグリ株式会社 代表取締役CEO 内藤 祥平　株式会社日本農業 代表取締役CEO 永岡 里菜　株式会社おてつたび 代表取締役CEO
16:55 - 17:00 [5分]	閉会挨拶　山口 靖　農林水産省 大臣官房総括審議官

○ 第２回シンポジウム　プログラム

13:00-13:05 [5分]	開会挨拶
13:05-13:55 [50分]	農山漁村における地方創生2.0とは～他分野との「新結合」によるイノベーションの実践～ 秋元里奈　㈱ビビッドガーデン 代表取締役社長 浅井雄一郎　㈱浅井農園 代表取締役CEO 梅川忠典　リージョナルフィッシュ㈱ 代表取締役社長 高橋博之　㈱雨風太陽 代表取締役社長 ビビッドガーデン 秋元里奈 浅井農園 浅井雄一郎 リージョナルフィッシュ 梅川忠典 雨風太陽 高橋博之
13:55-14:40 [45分]	なぜ今、農山漁村の課題解決に取り組む必要があるのか？ ～インパクトの可視化による共感の獲得～ 秋元里奈　㈱ビビッドガーデン 代表取締役社長 朝日健介　農林水産省 農村振興局 農村活性化推進室長 高橋博之　㈱雨風太陽 代表取締役社長 （モデレーター：安部敏樹　㈱Ridilover 代表取締役） 農林水産省 朝日健介 Ridilover 安部敏樹
休憩 15分	
14:55-15:05 [10分]	企業が農山漁村の課題解決を進めていくためには ～テーマ別手引きの紹介～
15:05-15:45 [40分]	農山漁村の課題解決が、新たなビジネスチャンスや企業の価値向上につながる ～先進事例の紹介～ 猪狩典子　東日本電信電話㈱ 地域循環型ミライ研究所所長 石橋孝宜　㈱タイミー 執行役員社長室室長 スポットワーク研究所所長 上入佐慶太　日本航空㈱ W-PIT 能登復興事業ユニット 統括 / JVP 事務局長 （モデレーター：大塚泰造　㈱雨風太陽 取締役 コーポレート部門長） 東日本電信電話 猪狩典子 タイミー 石橋孝宜 日本航空 上入佐慶太 雨風太陽 大塚泰造
休憩 15分	
16:00-16:40 [40分]	関係省庁の施策紹介～農山漁村の課題解決への接続を考える～
16:40-16:50 [10分]	農山漁村の課題解決に関するインパクト・ソリューション選定企業の発表
16:50-17:20 [30分]	選定企業による取組紹介
17:20-17:25 [5分]	閉会挨拶

令和６年度農山漁村情報発信事業に係る取組概要（官民共創）

参考

○　**熊本県**において**官民共創の優良事例の掘起し**を行い、**検証の上レポートにまとめ、全国へ横展開（情報発信）**。
○　事例発掘の一環として、事業者の協力も得て、**優良な案件形成に向けた手法の検証・構築**を行う（農村地域の抱える課題と課題を解決し得る技術と知見を有する企業とのマッチングを試行的に実施）
（**令和６年度　農山漁村振興交付金「情報発信事業」**）

優良な案件形成に向けた手法の検証・構築（マッチングの施行的実施）

九州経済産業局

JA熊本中央会、JA

連携

熊本県内５地域程度（熊本県むらづくり課、市町村、農業経営者、農村RMO、JA等）

課題

- 人口減への対応等の中長期的な経営上の課題の検討が進まない
- 人口減等による地域への影響が不明
- 企業との交流が乏しく、企業連携に繋がる課題の特定が困難

メリット

- 企業からの各種サービスやプロジェクトの提案が得られる
- 課題に応じた適正な各種サービスを導入

地域へのマッチングサポート(例)
・課題をヒアリングし把握・翻訳
- 課題の掲載
- 企業との連絡先交換
- 企業の検索
- 企業提案の選別　等

本省及び九州農政局、中間支援組織
YMFG ZONE プラニング 肥後銀行

中間支援組織が民間企業リストを作成した上で
- 企業がビジネスとしてメリットを感じる情報提供（**ア.民間企業等への参画促進機能**）
- 地域の声を聴いて、民間企業に理解可能な言葉に変換（**イ.地域課題の「翻訳」機能**）
- 地域と企業に寄り添ったマッチングサポートや伴走支援による着実な事業化（**ウ.マッチング後の伴走機能**）

企業へのﾏｯﾁﾝｸﾞｻﾎﾟｰﾄ例)
・自治体の課題共有
- 提案機会の提供
- 意見交換　　等

熊本県内を中心とする民間企業（企業、商工会議所、地銀等）

課題

- 地域の課題が理解できない（言語化がされていない）
- 地域課題に直結しない営業活動に陥りがち
- 補助事業等の仕組みの理解不足により施策を活用できない

メリット

- 地域課題の理解により各種サービスを提案
- 自治体との関係構築によりスムーズなビジネス展開
- 販路の拡大

①地域課題の把握

②地域課題の提示

④各種サービスやプロジェクトの提示

③各種サービスやプロジェクトの提案

⑤地域と企業のマッチング

⑥地域と企業への伴走支援

マッチングを通じて形成された案件の事業化を推進　**⇒農村活性化へ**

官民共創による事業化を実現するためのポイントや効果的手法、留意点を取りまとめた手引きを作成し、全国へ横展開

「農山漁村」インパクト可視化ガイダンスについて

参考

○　食料供給基盤である農山漁村の人口減少による各種課題に対し、都市部の企業と協働して解決に取り組んでいく必要。
○　近年、大企業・金融機関を中心に、ESG、SDGs、インパクト等が重視され、多面的機能を有する農山漁村は企業にとっても価値創造の場となることから、農山漁村における事業活動が有する「インパクト」を企業に訴求する形で可視化することで、企業が自社のマテリアリティ（重要課題）に結び付けることが容易になる。
○　このため、農山漁村における企業の事業活動や資金拠出・人材派遣を促すため、農山漁村の有する多面的価値を「インパクト」として可視化するガイダンスを作成し、令和6年度末に公表。

「インパクト」に対する資金流入の増加

我が国においても、企業等におけるインパクトに対する意識の高まりから、財務リターンの獲得に加え、社会・環境的課題の解決に寄与する成果（インパクト）の創出を同時に目指すインパクトファイナンスが急速に拡大。

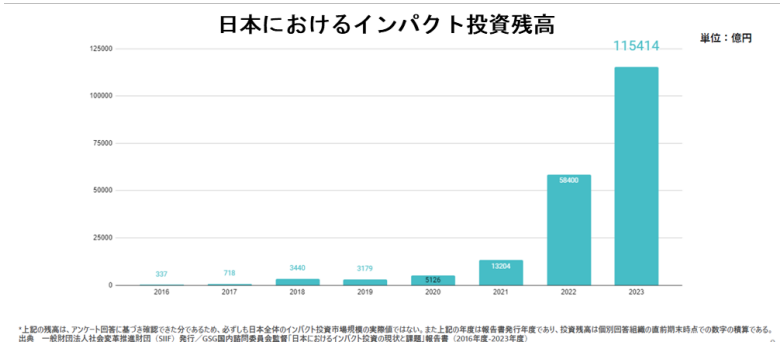

*上記の残高は、アンケート回答に基づき確認できた分であるため、必ずしも日本全体のインパクト投資市場規模の実際値ではない。また上記の年度は報告書発行年度であり、投資残高は個別回答組織の直前期末時点での数字の積算である。
出典　一般財団法人社会変革推進財団（SIIF）発行／GSG国内諮問委員会監督「日本におけるインパクト投資の現状と課題」報告書（2016年度-2023年度）

企業のマテリアリティと農山漁村の多面的機能

多面的機能を有する農山漁村の衰退は、その機能の喪失を招き、災害リスクの増大や環境問題の深刻化など、企業活動の継続性に悪影響をもたらすことから、農山漁村における課題解決は企業のマテリアリティとも深く関わっている。

農業・農村の有する多面的機能
日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について（答申）」（平成13年11月）

企業に訴求する農山漁村で創出されうるインパクト例

地域経済の活性化
農山漁村の持続可能な生活環境の維持
ウェルビーイング向上
気候変動の緩和
気候変動への適応
ネイチャーポジティブ
農山漁村における災害レジリエンスの向上

※「インパクト」とは、事業や活動の結果として生じた、社会的・環境的な変化や効果（短期・長期問わない）を指す。

インパクトにつながる事業活動の事例

ひろさき援農プロジェクト（青森県弘前市）

JTB・弘前市・ニッカウヰスキー・アサヒビールが連携して、企業版ふるさと納税を活用し、全国から企業参加も含めたボランティアを募りリンゴ収穫作業を支援。農家の人手不足解消と観光を融合した新たな交流の創造により、全国規模での関係人口創出、地域経済の活性化、参加者及び受入れ農家双方のウェルビーイング向上というインパクトを創出している。

GREENable HIRUZEN（岡山県真庭市）

観光拠点のブランディング・観光発展に、阪急阪神百貨店・両備HDから、地域活性化企業人・企業版ふるさと納税を活用して人材受入を実施。多様な専門性の導入により新たな訪問客やリピーターが増加、地域経済の活性化というインパクトを創出している。

「蒜山高原鳩ヶ原草原及び周辺湿原」への支援（岡山県真庭市）

自然共生サイト認定を受けている「蒜山高原鳩ヶ原草原及び周辺湿原」に対して、大成建設が湿地の再生活動に係る技術等の支援を行い、その証明として環境省が「支援インパクト証明書」を発行。民間企業と地域が一体となってネイチャーポジティブなインパクトを創出している。

今後の活用方針

企業が情報開示等に積極的に活用できるよう、本ガイダンスに基づき、農山漁村におけるインパクトにつながる事業活動又はこれらへの支援に対する表彰・証明制度を検討。

取組証明書・インパクト証明書制度のイメージ

参考

○　農山漁村におけるインパクトを創出するような課題解決に貢献した企業へのインセンティブとして、国として、取組証明書（P）及びインパクト証明書（P）の発行を検討しているところ。
○　貢献が直接的・間接的の如何にかかわらず、訴求対象等のニーズにより取組証明書又はインパクト証明書を発行可能。

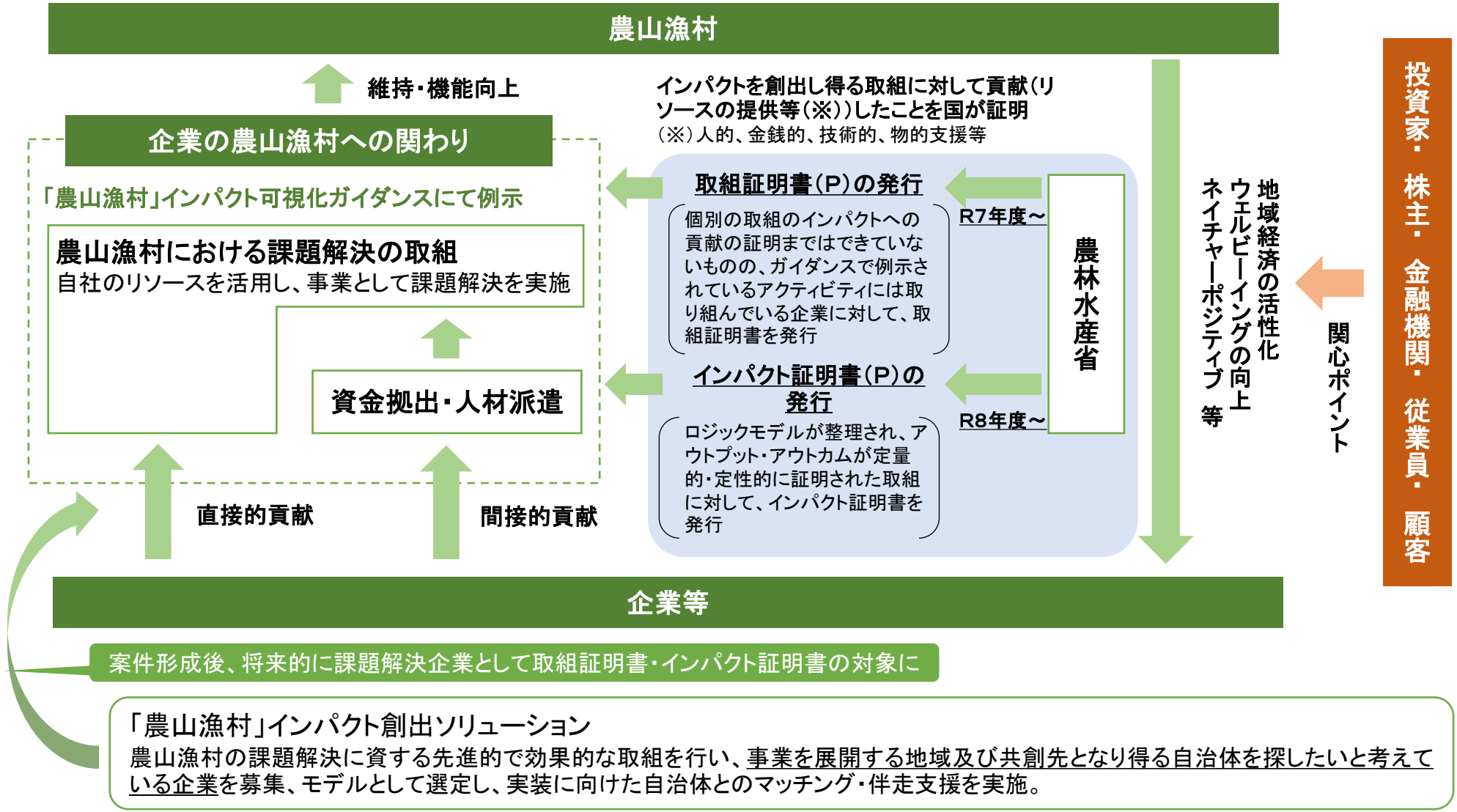

案件形成後、将来的に課題解決企業として取組証明書・インパクト証明書の対象に

「農山漁村」インパクト創出ソリューション
農山漁村の課題解決に資する先進的で効果的な取組を行い、事業を展開する地域及び共創先となり得る自治体を探したいと考えている企業を募集、モデルとして選定し、実装に向けた自治体とのマッチング・伴走支援を実施。

「交通空白」の解消等に向けた
地域交通のリ・デザインの全面展開について

国土交通省総合政策局地域交通課

国土交通省における「交通空白」解消の取り組み

国土交通省

○ 人口減少や高齢化による免許返納が進展。買物、医療、教育など様々な日常サービスを支える地域交通の役割はますます高まる一方、地域鉄道・路線バスの運転者の不足、減便や廃止により、地域交通は危機的な状況

○ 日本版・公共ライドシェア等の新しい移動手段のほか、鉄道・バス・タクシー・デマンド交通等あらゆる移動手段を総動員しながら、「交通空白」を解消していく必要

内閣総理大臣 所信表明演説（R6.10.4 抜粋）

「地域交通は地方創生の基盤です。全国で「交通空白」の解消に向け、移動の足の確保を強力に進めます。」

国土交通省「交通空白」解消本部（本部長：国土交通大臣）

① 「地域の足対策」と「観光の足対策」
② 「日本版ライドシェア」や「公共ライドシェア」のバージョンアップと全国普及

R6. 7.17	第１回本部	R6.12.11	第３回本部
R6. 8. 7	第１回幹事会	R7. 2.25	第３回幹事会
R6. 9. 4	第２回本部	R7. 4.24	第４回幹事会
R6.10.30	第２回幹事会	R7. 5.30	第４回本部

ローカル鉄道 / バス / 乗用タクシー / 日本版RS / 公共RS / 乗合タクシー / AIオンデマンド / 許可・登録を要しない輸送

中野本部長指示（R7.5.30 抜粋）

- 令和８年度予算要求等に向けて、万全の準備
- 新たな制度的枠組みの構築の検討を直ちに開始し、地域交通法等の改正も念頭に、できるだけ早期に具体化
- 「次期交通政策基本計画」に「取組方針2025」を十分に織り込むとともに、集中対策期間後も見据えた施策の充実
- 「令和の国民運動」として、「交通空白」解消の取組を一層浸透させていく仕掛けを検討

「交通空白」解消に向けた取組方針2025（概要）※骨太の方針2025にも本施策を位置づけ

目の前の「交通空白」への対応

地域の足 約2,000地区	実施中	548地区
	準備中	854地区
	検討中	655地区
観光の足 約460地点	早急に要対策	252地点
	要対策	210地点

集中対策期間（R7～9）後

リストアップされたすべての地区・地点で「交通空白」解消に目途

※ 未然防止が必要な地区（要モニタリング地域の足1,632地区・観光の足146地点）にも先手先手で対応

「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくり

集中対策期間後も見据え、自治体等における体制構築を推進

体制構築基本目標	共同化目標	都道府県目標
3か年で300市町村	3か年で100件	3か年で47都道府県
都道府県ごとにモデル地域を創出		

国による総合的な後押し

地方運輸局等による首長訪問・事業者との橋渡し・伴走支援

地方運輸局等により、首長等への直接訪問や自治体担当者との事務打合せ、交通事業者等との橋渡し・調整、都道府県と連携した説明会の開催等を実施

首長への訪問（鳥取県米子市）

事業者への働きかけ（山口県タクシー協会）

制度・事例等に係る情報・知見の提供

自治体業務の補完・省力化を推進し、「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくりを支援するため、ガイダンスやポータルサイト、カタログ等の支援ツールを提供

MOBILITY UPDATE PORTAL（実務者向け支援ツール）

国土交通大学校での研修（データやGISの活用等の研修）

実証・実装等に向けた十分な財政支援

予算面や体制構築(広域調整、担い手づくり等)を必要とする取組に対して、各種支援メニューにより、「交通空白」解消に向けた取組の実装や持続可能な体制づくりを後押し

スクールバスへの地域住民の混乗に係る実証事業（京都府京田辺市）

複数施設での共同送迎システムによる運行実証事業（岡山県玉野市）

「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム（R7.7.11：1,219会員）

第1回プラットフォーム発足（R6.11.25）

発足時の総会に計500名超が参加

平井鳥取県知事ほか各界からの講演

第2回プラットフォーム（R7.3.19）

カタログによるマッチング支援

パートナー企業からのご発表

さらなる官民の取組 実装に向けて

パイロット・プロジェクトの展開（５分野20プロジェクト程度）

新たな制度的枠組みの構築

共同化・協業化、自治体の体制強化、観光の足とのハイブリッド化 等

バス協調・共創プラットフォームひろしま

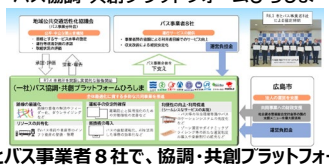

・広島市とバス事業者８社で、協調・共創プラットフォーム（一般社団法人化）を立ち上げ、共同運営システムを構築
データを活用した企画立案・システムや車両の共有等を実施

能登地域における広域連携のイメージ

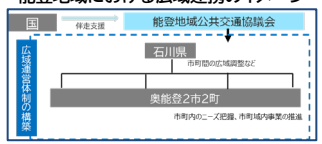

・奥能登2市2町で広域で共通のAIオンデマンド交通の導入
・広域運営体制を構築することにより、圧倒的な担い手不足に対応

「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開
（令和８年度予算概算要求案）

令和８年度予算概算要求額
・地域公共交通確保維持改善事業等　２６９億円（２０９億円 1.29倍）
・社会資本整備総合交付金（地域交通関係）　5,862億円の内数（4,874億円の内数）
・訪日外国人旅行者受入環境整備　9億円の内数　（7億円の内数）

国土交通省

○ 運転者等の担い手不足等に起因して、減便・廃線等が相次ぐ中、地域の実情に応じた形で移動手段を確保し、持続可能性を担保していくことは喫緊の課題。

○ 判明した全国約2,500の「交通空白」について、「取組方針2025」に基づき集中対策期間（R7～9）での解消を図るため、地域の実情に応じてデマンド交通や公共ライドシェア等の移動手段の導入に加え、新たな制度的枠組みの構築と併せて、複数の自治体や交通事業者等の共同化・協業化等の地域における体制強化を強力に推進し、地域交通の「リ・デザイン」を全国に展開することで、持続可能な地域交通の実現を図る。

共同化・協業化等の自治体・事業者の体制強化

■ **共同化・協業化による地域交通の持続可能性確保**

➢ 交通サービス提供に当たって**複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化を後押し**
（運転者や車両等の輸送資源を共同化してサービスを提供する場合における調査、合意形成、団体の立ち上げ、車両・システム・運行費等への支援）

複数事業者による共同化

➢ **自治体等を核とした地域交通の連携体制強化**
（地域公共交通計画の検討、関係事業者との連携、移動手段の提供等の自治体が担うべき機能を補完・強化する団体の立ち上げ、人材育成、運営等への支援）

➢ **事業者・他分野連携によるMaaS等の高度サービス実装支援**

■ **地域公共交通計画・協議会のアップデート等への支援**

➢ 「交通空白」解消に向けた**実態把握・モビリティデータの利活用**や、**共同化・協業化等に必要となる地域公共交通計画の策定・変更**　への支援

➢ **共同化してサービスを提供するための事業計画策定**　等への支援

■ **財政投融資（共同化・協業化、DX・GX投資への出融資）**

※ **新たな制度的枠組みの構築を併せて実施**

「取組方針2025」に基づいた「交通空白」の集中的解消

■ **集中対策期間における「交通空白」解消**

➢ **都道府県の先導、多様な主体の連携・協働**によるものも含め、**デマンド交通・公共ライドシェア等の移動手段確保を総合的に後押し**
（調査・計画策定・合意形成、車両・システム・運行費等の支援）

➢ **「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」パイロット・プロジェクト**推進
（官民連携、地域間連携、モード間連携の広域的解決モデルを横展開）

公共ライドシェア

➢ 交通分野における**人材確保支援**
（2種免許取得、採用活動等、人材確保を支援）

訪日外国人旅行者6,000万人に向けた「観光の足」の確保

■ **訪日外国人旅行者受入環境整備**（観光庁予算）

➢ 公共/日本版ライドシェア等活用による**観光地の二次交通の高度化**

➢ 乗場・待合環境整備等の**二次交通へのアクセスの円滑化**

➢ **多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入**等の**公共交通機関における受入環境整備**

自動運転の事業化促進など地域交通の生産性向上等の推進

■ **自動運転の事業化に向けた重点支援**

■ **地域交通DXによる生産性等の向上**
（システム標準化の推進、キャッシュレス決済の導入等支援）

■ **EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援**

自動運転バス

■ **ローカル鉄道再構築**
（再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援）

■ **地域公共交通再構築**（社会資本整備総合交付金）
（地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援）

ハイブリッド気動車イメージ
新造車両・ICカードの導入

地域公共交通の維持・確保等

■ **生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等**

➢ 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援

➢ バリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援

➢ 地域鉄道における安全対策

➢ 安全に問題があるバス停の移設等

「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（令和7年度）概要

国土交通省

「交通空白」の早期解消・持続可能な地域交通の実現に向け、地域のくらしと一体として捉え**地域の多様な関係者が連携**して行う「**共創型交通**」や「**交通空白」の早期解消に向けた地域の取組の立ち上げ支援**のほか、地域の公共交通のリ・デザインを加速化する「**モビリティ支援人材の育成・確保**」や、複数の交通サービスをまとめ、その利用データの地域での利活用等に繋げる「**地域交通DXの推進**」を支援。

令和６年度補正予算： 32,600百万円の内数

輸送モード類型

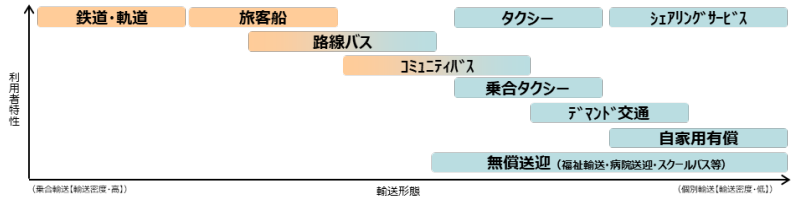

９月８日（月）～30日（火）で３次公募を実施

採択時期目安：令和７年１０月下旬（予定）

1.「交通空白」解消緊急対策事業

事業採択（1次） **200** 件　（2次） **36** 件

- **「交通空白」を抱える**地域において、**「交通空白」の解消に向けたサービスを実施するための仕組みの構築**を支援
- 補助率：500万円まで定額、500万円を超える部分は2/3（上限１億円）等

2.共創モデル実証運行事業

事業採択（1次） **141** 件　（2次） **13** 件

- デジタル技術等も活用し、**官民共創**（自治体・交通事業者間の連携・協働）、**交通事業者間共創**（複数事業者・モード間の連携・協働）、**他分野共創**（医療・教育・エネルギーなど交通以外の分野との垣根を越えた連携・協働）により取り組む事業や共創を支える仕組みづくりを支援

3.日本版MaaS推進・支援事業

事業採択 **29** 件

- **複数の交通モードにおけるサービスを１つのサービスとして、**デジタルを活用して提供したうえで、**データの連携・利活用等**により、地域が抱える様々な課題の解決に取り組む事業に対する支援

4.モビリティ人材育成事業

事業採択 **61** 件

- 地域公共交通のリ・デザインを推進するため、**モビリティ人材**（地域交通と他分野の連携を推進するコーディネート人材、地域交通のマネジメント人材、デジタル活用等により地域交通を支援する人材など）**の育成に関する仕組みの構築や運営を行う事業に対する支援**　※定額（上限3,000万円）

「交通空白」解消緊急対策事業

【担当部署】
・総合政策局
（地域交通課、モビリティサービス推進課）
・物流・自動車局（旅客課）

何らかの対応が必要な「交通空白」を抱える地域において、「交通空白」の解消に向けたサービスを実施するための仕組みの構築を支援します！

補助対象事業者

公共ライドシェア・日本版ライドシェア等、新たに導入する交通サービスの運行主体（運行委託する場合を含む）となる地方自治体、交通事業者、NPO法人、観光協会、商工会、社会福祉協議会等又はそれらを含んだ協議会　※

補助対象経費

①事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用
（悉皆ヒアリング調査・利用予測シミュレーション、有識者謝金・会場使用料 等）
②サービス提供のために必要となる車両の導入、配車アプリ・運行管理等のシステム開発・導入、運転者募集等に要する費用（車両の購入・リースによる取得、仕切板、ドライブレコーダー等の設置、運転者を募集するための広告費用 等）
③実証事業に要する費用（運行経費、実証事業後の利用データ分析、路線・区域・料金設定等の検討 等）

【事業イメージ例】　R7年度（1次公募）:200事業・（2次公募）:36事業を採択
以下のような検討段階から地域の合意形成までの取組みについて、ワンストップの支援を想定
○公共ライドシェア等の導入にあたり、実証運行する地域・時間帯の特定に向けた調査、利用予測シミュレーション　等
○実証運行の実施体制構築・合意形成に向けた地域内調整
○実証運行に係る車両・配車アプリ等の導入、車両改装・ラッピング、運転者募集　等
○実証運行経費・実証運行後の利用データの分析・検証　等
○本格運行に向けた住民説明会

▲公共ライドシェアの立ち上げ（イメージ）

補助率

500万円まで定額、500万円を超える部分は2/3（上限１億円）
※車両購入に係る費用については定額補助の対象外（車両購入は、対象事業者自身が有する車両がサービス提供のために活用することができない場合に限る）
※都道府県が主導するなど複数市町村が共同してサービスを提供することを予定している場合、補助対象経費のうち①ついては定額の引き上げ（上限2,000万円）
※一度本補助を受けた同一自治体内において同一類型の別の事業（別地域での実施）への補助を受ける場合、２件目以降の補助については１／２

問合せ先　各地方運輸局交通政策部交通企画課 等（別紙参照）

公募期間（３次公募）　**令和７年９月８日（月）～９月３０日（火）**
【採択時期目安：令和７年１０月下旬（予定）】
※１次公募：３月１０日 ～ ４月７日
　２次公募：６月１３日 ～ ７月１１日　に実施

※応募にあたっては、自治体が「交通空白」と認める地域で実施することが要件となります。
※自治体については、「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに加入していることが要件となります。

「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（令和7年度）

共創モデル実証運行事業

【担当部署】
・総合政策局（地域交通課）

交通を地域のくらしと一体として捉え、地域の多様な関係者の「共創」(連携・協働)※により
その維持・活性化に取り組む実証事業を支援します！ ※「共創」:「官民共創」・「交通事業者間共創」・「他分野共創(交通と他分野の垣根を越えた連携)」

補助対象事業者

交通事業者等※を含む複数主体で構成される協議会や連携スキーム等（共創プラットフォーム）

※交通事業者等:一般乗合・一般乗用旅客自動車運送事業者、鉄軌道事業者、一般旅客定期航路事業者、公共ライドシェアの実施主体、シェアサイクル等の事業実施主体、道路運送法上の許可・登録を要しない輸送サービスの実施主体　等

（注）単一の事業者のみでは補助対象となりません。

▲他分野共創の分類例

補助対象経費

新たな事業の立ち上げ及び実証運行に係る以下の経費対して支援を実施
①基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費（有識者謝金・会場使用料 等）
②システム構築（配車・運行管理・AIオンデマンド 等）、実証運行に使用する車両導入（車両の購入・リース等）による取得・改造に要する経費
③実証事業に要する経費（新規運行に係る経費、実証環境の整備 等）

補助率

A 中小都市、過疎地など（人口10万人未満の自治体）	B 地方中心都市など（人口10万人以上の自治体）	C 大都市など（東京23区・三大都市圏の政令指定都市）
500万円以下は**定額**、500万円超部分は**2／3**	補助率**2／3**	補助率**1／3**

【事業例】 ※R5年度:77事業、R6年度:256事業、R7年度（1次公募）:141事業・（2次公募）:13事業を採択
○スクールバス・介護輸送・商業施設送迎等の地域輸送資源の混乗化、遊休時間帯における地域路線への活用
○介護予防プログラムの一環として公共交通を利用した外出を促進（介護予防財源の活用）
○教育委員会との連係による児童の登下校・部活動送迎にあわせたデマンド交通等の実証運行
○商工会議所・商工会や社会福祉協議会、観光協会、地域金融機関、農協等の地域経済界による取組　等

問合せ先 各地方運輸局交通政策部交通企画課 等（別紙参照）

※応募にあたっては、自治体又は運輸局の推薦を受けていること、
事前に運輸局（運輸支局）と協議を行っていることが要件となります。
※自治体については、「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに加入していることが要件となります。

公募期間（３次公募） **令和７年９月８日（月）～９月３０日（火）**
【採択時期目安：令和７年１０月下旬（予定）】
※１次公募：３月１０日 ～ ４月７日
２次公募：６月１３日 ～ ７月１１日 に実施

お問い合わせ先

機関名	担当課	電話番号
北海道運輸局	交通政策部交通企画課	０１１－２９０－２７２１
東北運輸局	交通政策部交通企画課	０２２－７９１－７５０７
関東運輸局	交通政策部交通企画課	０４５－２１１－７２０９
北陸信越運輸局	交通政策部交通企画課	０２５－２８５－９１５１
中部運輸局	交通政策部交通企画課	０５２－９５２－８００６
近畿運輸局	交通政策部交通企画課	０６－６９４９－６４０９
中国運輸局	交通政策部交通企画課	０８２－２２８－３４９５
四国運輸局	交通政策部交通企画課	０８７－８０２－６７２５
九州運輸局	交通政策部交通企画課	０９２－４７２－２３１５
沖縄総合事務局	運輸部企画室	０９８－８６６－１８１２

大学等と地域連携関連施策について

文部科学省高等教育局大学振興課地域大学振興室

文部科学省

大学等と地域連携関連施策について

令和７年９月１９日

文部科学省　高等教育局　大学振興課　地域大学振興室

地域の大学の振興に向けて（「地域大学振興室」の設置）

文部科学省

○大学進学者数の大幅減(62.7万人(2021)→46万人(2040))が見込まれる中、我が国の「知の総和」の向上を目指し、質向上、規模適正化、アクセス確保を目的とした取組について中教審から提言。

○文部科学省では、地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築等の提言を踏まえ、地域大学振興の取組を推進。令和7年4月より、その司令塔機能強化のため、高等教育局大学振興課内に「**地域大学振興室**」を設置。

○「地域大学振興室」においては、地域大学振興に関する高等教育機関に対する情報提供を一元的に担うほか、大学・短大・高専等の高等教育機関や地方公共団体、各地域の協議体など各地域の関係者と連携し、地域のアクセス確保や地方創生の取組を推進予定。

地理的観点からのアクセス確保

ア．地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築

○地域のアクセス確保・人材育成のための協議体構築
- ➢**地域構想推進プラットフォーム（仮称）**（地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者が議論する協議体）の構築
- ➢地方公共団体における高等教育振興担当部署の整備（連携窓口の明確化等）促進
- ➢国における司令塔機能の強化　等

○協議体での検討を促す仕組みの整備
- ➢国による地域ごとの人口予測や分野ごとの産業・雇用環境の変化等の量的・質的な情報提供
- ➢コーディネーターの育成・配置　等

○地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援
- ➢協議体での議論を踏まえ、国が支援する仕組みの構築
- ➢**地域研究教育連携推進機構（仮称）**（大学等連携をより緊密に行うための仕組み）の導入　等

イ．都市から地方への動きの促進等を通じた**地方創生**の推進

○地方創生を進めるための高等教育機関への支援
- ➢国内留学　➢学生寮整備
- ➢サテライトキャンパス
- ➢キャンパス移転

等の取組推進 等

○遠隔・オンライン教育の推進
- ➢大学間連携による授業の共有化 等

我が国の「知の総和」向上の未来像　～高等教育システムの再構築～（答申）要旨　（中央教育審議会(令和７年２月21日)）

地域大学振興に関する有識者会議

1．趣旨

「我が国の「知の総和」向上の未来像　～高等教育システムの再構築～」（令和７年２月２１日中央教育審議会答申）の提言等を踏まえ、地理的観点からの高等教育へのアクセス確保や地方創生など地域大学振興の在り方について総合的に議論するために設置。

2．協議事項

(1) 地域大学振興に関する基本的な考え方
(2) 地域大学振興に関する重点施策
(3) 地域大学振興に関する関係施策との連携等
(4) 各地域における地域大学振興の取組に対する支援等

3．構成員

【委員】（◎：座長）

縣　　修	静岡県企画部参事（総合教育担当）
◎大森　昭生	共愛学園前橋国際大学・短期大学部学長
田中　マキ子	山口県立大学長
中村　和彦	山梨大学長
廣瀬　克哉	法政大学教授
藤岡　　健	神戸市企画調整局局長
	(一社)大学都市神戸産官学プラットフォーム事務局長
山内　清行	日本商工会議所企画調査部長

【オブザーバー】
総務省、経済産業省
議題に応じ、内閣官房（新しい地方経済・生活環境創生本部事務局、新しい資本主義実現本部事務局）、金融庁、厚生労働省、国土交通省、こども家庭庁などに参画いただく予定

【特別委員】　※座長の求め（議題等）に応じ、会議に参画いただく委員

小林　　浩	リクルート進学総研所長・カレッジマネジメント編集長
髙市　邦仁	三井住友フィナンシャルグループ社会的価値創造推進部長
冨田　珠代	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
長谷川 知子	日本経済団体連合会常務理事
松村　暢彦	愛媛大学社会共創学部長・地域協働センター南予センター長
高橋　　壱	洲本市企画情報部企画課
藤田 美沙子	洲本市地域おこし協力隊
齋藤　舞奈	共愛学園前橋国際大学国際社会学部4年
堀越　丈稀	共愛学園前橋国際大学国際社会学部4年
雨宮　綾南	山梨大学生命環境学部３年
小林　寛明	山梨大学工学部４年
熊谷　　智	愛媛大学農学研究科２年
近藤　美咲	愛媛大学社会共創学部４年

4．今後の予定等

・８月までに３回の会議を開催し、関係各所からのヒアリングや「知の総和」答申を踏まえ、速やかに実施すべき取組について検討。
・また第３回会議においては、これまでの議論を踏まえ、国において短期的に実施すべき取組等をまとめた「令和８年度地域大学振興プラン(仮称)」の策定に向けた、議論の整理を実施。
・今後も有識者会議において、上記の取組促進策等について継続して議論を進め、令和８年度の取組につなげる予定。
（次回開催は10月22日の予定）

令和８年度地域大学振興プラン(仮称)の策定に向けた議論の整理（概要）

１．これまでの経緯と今後の進め方

○「知の総和答申」を踏まえ、各地域の「知の総和」向上に向けた高等教育機関を中心とした取組を推進するための環境整備が必要。地方創生や地域の産業人材育成に関する政府方針においても地域の高等教育機関への期待は大きい。

○「学」の代表格である大学等が積極的に関わり、各地域の地方創生や地域の産業人材育成の取組をリードすることができるよう、その取組基盤としての高等教育機関間・地域の産学官金等間の連携強化の取組が不可欠。

○各地域において真に必要な一定の質が担保された高等教育の機会が享受できるよう、各地域の進学者や地域産業等就業先のニーズを十分考慮した高等教育へのアクセス確保策に関し、関係者間の認識の共有・緊密な連携を図るための「地域構想推進プラットフォーム」の整備など各地域における地域アクセス確保の取組の促進が重要。

○毎年度、中教審の議論や政府全体の政策動向、各地域のデータや取組状況等を踏まえ、2040年を見据えた取組の方向性や次年度を中心に短期的に実施する具体的な取組を議論し、毎年度の地域大学振興プランを改善予定。

２．第３回会議までの意見・議論からの示唆

有識者会議委員と、学生を含む特別委員や、地域アクセス確保や都市・地方交流のテーマに応じ学生・卒業生を含む大学・短大関係者と意見交換を実施した結果、第３回会議までに得られた主な示唆は次のとおり。

①地方創生のための地域の産学官金等の連携促進

○地域の産業人材育成など地域課題を起点とした取組が地域の産学官金等の意思疎通をより深められることや、地域の産学官金等の相互理解を深められる人材が地域の産学官金等をより強固に結び付けられる可能性

○大学と地域産業界の強い結びつきが地域の産業発展・人材高度化に寄与する可能性

②地域アクセス確保を図るための大学間・地域関係者間の連携促進

○設置者を超えた大学間連携や行政・専門職団体等との連携が地域アクセス確保を図るために必要不可欠となる可能性

③継続的な地域大学振興の取組のための人材・財源

○創造的な人材のマッチング、多様な財源のマネジメントが継続的な取組につながる可能性

④地域での学生等の充実した学びの機会の確保やそれを支える大学・教員への評価

○地域での高校・大学での充実した学びの経験が進学・就職先選択に影響を与えている可能性

○各地域の大学・教員に対する評価の工夫がさらなる地域志向の取組発展につながる可能性

令和８年度地域大学振興プラン(仮称)の策定に向けた議論の整理（概要）

3. 今後10年程度を見通した取組の方向性

○地域の高校教育改革やリカレント教育等の取組との連携も含め、実効性が担保された地域アクセス確保・人材育成等の在り方や取組の議論・推進の場（地域構想推進プラットフォーム）の構築、地域アクセス確保に資する共同での教育研究・組織運営の取組や地方創生に資する産学官金等連携の取組（例：地域研究教育連携推進機構）の促進

○各地域における学生の教育機会の確保・充実に資する、複数大学が教育資源を共有しながら、より魅力的な人材育成に共同で取り組みやすい環境実現

○学生の専門性向上や将来の進路選択に資する幅広い経験や多様な価値観に触れられる、地域内・都市地方間の多様な交流の促進、当該交流促進のための各地域の高等教育の場の充実

○各地域の議論や取組の進捗に応じたコーディネーター等の人材の配置・育成、持続可能な取組に資する多様な財源確保の取組、各地域の取組事例・ノウハウ等の共有促進

4. すみやかに取り組むべき事項

ア. 地域構想推進プラットフォームの構築

○各地域の地域アクセス確保・人材育成等の状況を踏まえ、国と連携した多様なモデル的な取組実施

※産官学金労言等地域の多様な関係者の関わり・情報共有、多様な財源マネジメント等が可能な連携基盤の構築促進

○各地域の生活・産業基盤を踏まえた各大学等が果たす役割の認識共有、高校等や地域産業界等と連携した一体的な取組(※)の推進

※高大連携（地域の高校改革と連動した大学改革等）、地域でのPBL、インターンシップ・就職・リカレントなどの取組を想定

○円滑なプラットフォーム運営のために必要なコーディネーター等の配置・育成、情報交換やノウハウ共有、研修機会の確保等の取組実施

イ. 大学間連携による地域アクセス確保の取組への支援

○大学間連携による、地域における高等教育機会の確保のための取組に関する大学設置基準等の特例規定の整備

※必要な範囲で、自ら開設要件やオンライン等科目の上限単位数の緩和、外部基幹教員要件の柔軟化等を個別に認定

ウ. 都市部大学と地方の大学や地方公共団体間の連携促進

○地方の大学・地方公共団体との連携推進体制整備、教育プログラム構築等の促進

エ. 大学等連携推進法人制度の普及、発展的な活用（地域研究教育連携推進機構）の促進

○ア～ウの取組と連動し、制度の普及、発展的な活用促進

⇒今年度の有識者会議において上記の取組促進策等について引き続き議論を行い、令和8年度の取組につなげる予定

令和7年度閣議決定文書における地域大学振興関連記載

● 経済財政運営と改革の基本方針2025

中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画の実行

地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー*の育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。

＊ デジタル技術等も活用して、現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー。

質の高い公教育の再生

急激な少子化の進行や地域における人口・産業構造の変化を見据え、高等教育へのアクセスを確保しつつ国公私を通じた大学の連携、再編・統合による機能強化や縮小・撤退による規模の適正化を進めるとともに、教育の質の高度化を進める。

● 地方創生2.0基本構想

人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～

○（略）国全体の持続的な発展のため、東京一極集中の是正に向けた人や企業の地方分散を図る。

そのため、政府関係機関の地方移転や、企業・大学の地方分散などに取り組むとともに、地方大学による人材育成機能の強化や、関係人口の創出に向け、都市と地方の新たな結びつき、人材の交流・循環・結びつきを促進する政策の強化、都市と地方の間や、地域の内外で人材をシェアする政策を進め、地方への新たな人の流れを創っていく。

（施策集）人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～

○地方における高等教育の充実

地方大学・産業創生法に基づき、令和10年３月までの時限措置として、23区内の収容定員の増加抑制を行っているが、法附則に基づき、令和９年度末までに検討を行い、必要な措置を講ずる。あわせて、地方大学の振興を図り、若者の地方定着を促進するとともに、国内留学の促進や地方インターンシップの促進、大都市圏の大学等の地方での活動拠点等の設置促進を行う。高専の改組・新設を検討する自治体等への支援を推進する。

地方大学による産学連携・人材育成を通じた地方創生に向け、大学を核とした地域の産学官金等の有機的・実質的な連携基盤（プラットフォーム）の整備促進や、推進役となるコーディネーターの活用等を通じた産学官連携の強化、都市・地方間を含む大学間連携強化による国内留学等の促進といった取組を通じて、大学を活用した地方創生の取組基盤を強化、産学官連携事業を推進するとともに、地域に不可欠な人材育成機能の確保を図る。

● 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版

産業人材育成プラン

○産学協働での地域毎の人材ニーズの明確化や人材育成の連携体制の整備

全国で地方ブロックごとに、地域の人材需要の変化の分析を踏まえ、人材育成施策の方向性及び産学含む関係者による連携方策を議論する場を立ち上げる。

上記の地域における人材需要を踏まえて、都道府県等の地域ごとに、各地域における大学・高専等を中心とした産業人材育成の取組方針について、産学官金等の関係者で議論・推進する「地域構想推進プラットフォーム」を構築し、地域の高校教育改革やリカレント教育等の取組との連携も含め、実効的な運営・取組促進を図る。

「地域構想推進プラットフォーム」の構築 （イメージ）

2040年を見据えた実効的なプラットフォームの構築

○大学進学者数の大幅減
（約63万人(2024)→約46万人(2040)）

⇒**各地域の高等教育へのアクセス**や、**地域産業や社会・生活の基盤に大きな影響**のおそれ

○各地域の高等教育を取り巻く課題、**将来の人材需要**、**国公私立大学等が果たす役割**等について**地域全体で認識共有**

○各地域の高等教育へのアクセス確保や地方創生のため、各地域の**高等教育機関を中心とした実効的な産学官金等連携による人材育成の取組促進**

⇒各地域の「知の総和」向上に向けた取組を強力に支援

【地域構想推進プラットフォームと取組展開例】

○地域の人材需給や産業界のニーズ等を踏まえた、高校改革と連動した大学改革（教育組織・カリキュラム改革等）

○高校段階からの地域の高等教育機関への接続強化や、自治体等による就職支援等を通じた地域への人材定着の強化

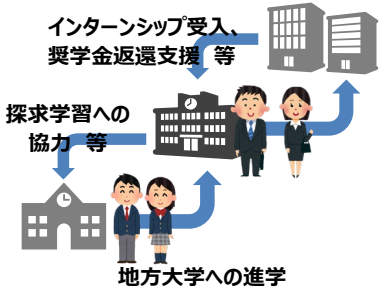

○地元企業や大学のリソース等の結集による地域の新産業創出

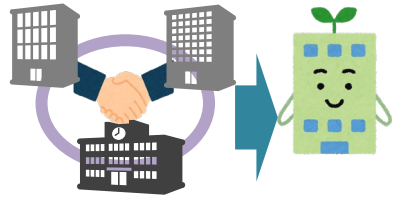

○地域アクセス確保のための大学間の教育研究連携の一層の促進

※その他、地域大学振興の観点から、都市・地方間の大学等間連携による人材交流・循環の促進に関する取組（国内留学等）も展開

「知の総和」答申を踏まえた地域大学振興の推進

令和8年度要求・要望額　25億円（新規）

文部科学省

● 背景・課題

✓ 急速な少子化が進行する中、各地域において高等教育へのアクセスや生活・産業基盤等に大きな影響が生じるおそれがあり、2040年の社会を見据え、各地域の「知の総和」の向上を図るため、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の人材需要等を踏まえた大学等における人材育成機能強化や地域の高校改革と連動した大学改革など、高校・大学・大学院の一体的な改革等に取り組み、質の高い高等教育機会を確保することが喫緊の課題。

✓ このため、各地域の大学間・産学官金等の連携基盤の構築や都市・地方間の大学等間連携による人材交流・循環の促進など総合的な地域大学振興の取組の推進が必要。

地域の産業や社会、生活基盤を支える分野の人材育成、地域の高等教育へのアクセス確保や
地方大学による人材育成機能強化など各地域の「知の総和」向上を図るための施策を展開

「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業
【令和8年度要求・要望額　15億円（新規）】

➢ **2040年の社会を見据えつつ、地域の高等教育機関へのアクセス確保・人材育成を推進するため、各地域の施策展開に資するプラットフォームのモデル構築を実施**

- 地域の人材需給等を踏まえた高等教育機関における人材育成のあり方などについて、地域内の高等教育機関の長と地方公共団体の首長をはじめとした産学官金等の関係者が主体的かつ継続的に議論を行う協議体（地域構想推進プラットフォーム）を構築。
- 協議体に配置される大学間・産学官金等連携の推進役となるコーディネーターを中心に、高大の一体的な改革を含め各地域の魅力的な高等教育機関づくりに関する取組を推進。

【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）
【件数・単価】 10件×1.5億円程度
※モデル構築という性質を踏まえ、採択に当たっては事例の多様性についても考慮。

地域構想推進プラットフォーム
✓ 地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・推進策を地域全体で情報共有・共通認識
✓ 大学等、地方公共団体、産業界等の地域関係者が一体となって、国と連携しながら地域のアクセス確保等の取組を支援

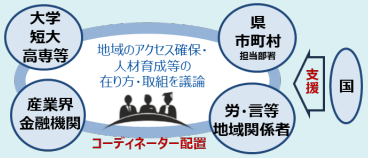

都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進
【令和8年度要求・要望額　10億円（新規）】

➢ **地方への人の流れの創出につながる取組を支援し、地方の高等教育機関や地方公共団体との交流・連携を推進することで、都市と地方の人材交流や循環を促進**

- 都市部の大学等において、地方での教育活動を通じて、学生が地域課題に対する理解を深め、課題解決に取り組む教育プログラムや推進体制を構築。

【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）
【件数・単価】10件×1億円程度

国内留学等の実施を通じた地方への新たな人の流れの創出

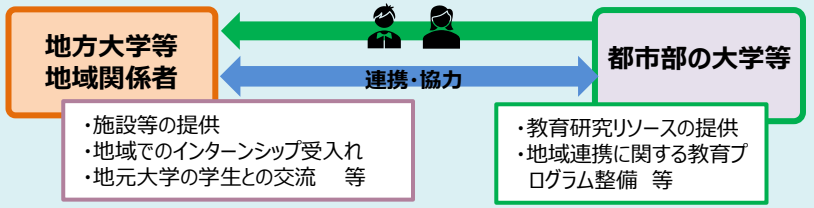

○大学等を核とした地方創生事例の普及・展開【令和8年度要求・要望額　0.5億円（新規）】
➢ 各地域において実施されている高等教育機関と地方公共団体・産業界との連携事例の普及・展開、高等教育機関に進学する高校生等に対する地方大学の魅力発信のためのイベント開催や、地域における連携推進を担うコーディネーター間のノウハウや情報共有のためのセミナー等を実施。

○地域アクセス確保に向けた高等教育機関の在り方等に関する実証研究【令和8年度要求・要望額　0.3億円（新規）】
➢ 地域アクセスの確保や地方創生に関する重点課題について、高等教育機関や民間企業の知見を活用し、課題解決に向けた方策等の調査・実証研究を実施。

（担当：高等教育局大学振興課地域大学振興室）

「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業

令和８年度要求・要望額　15億円（新規）

文部科学省

● 背景・課題

・急速な少子化が進行する中、学生募集停止が相次ぐなど地域の高等教育機関に困難が生じており、地元進学希望者の高等教育機会の確保や、地域の生活・産業基盤等に大きな影響が生じる恐れ。

・このため、2040年の社会を見据え、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の人材需要等を共通認識し、地域関係者と一体となって具体的な取組につなげることが必要。

・地域の高等教育機関単独での取組には限界があり、**地域にとって真に必要かつ魅力ある高等教育機関へのアクセス確保**のため、**各地域の大学間・産学官金等間の連携推進方策**を講じる必要。

・大学進学者数推計
（2024年）約63万人⇒（2040年）**約46万人**

・大学進学時の都道府県別流入・流出者
⇒（2024年）**38道県で流出超過**
（出典）文部科学省調べ

・若い世代が出身地域を離れた理由
⇒ 男女ともに、**「希望する進学先が少なかったから」が最多の理由**　（出典）内閣府調べ

2040年の社会を見据えつつ、地域の高等教育機関へのアクセス確保・人材育成を推進するため、各地域の施策展開に資するプラットフォームのモデル構築を実施

◆事業内容

- 地域の人材需給等を踏まえた高等教育機関における人材育成のあり方などについて、地域内の高等教育機関の長と地方公共団体の首長をはじめとした産学官金等の関係者が主体的かつ継続的に議論を行う協議体（地域構想推進プラットフォーム）を構築。

- 議論を行う協議体に配置される大学間・産学官連携の推進役となるコーディネーターを中心に、各地域の魅力的な高等教育機関づくりに関する取組を推進。

- 採択事業の参画機関（高等教育機関、地方公共団体等）と、文部科学省をはじめとする関係省庁との定期的な対話の機会を設け、モデル構築に向けた強力な伴走支援を実施。

【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）
【件数・単価】 10件×1.5億円程度
※モデル構築という性質を踏まえ、採択に当たっては事例の多様性についても考慮。

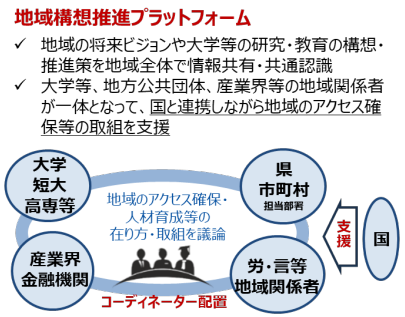

【プラットフォームでの議論を踏まえ期待される取組例】

○地域の人材需給や産業構造のニーズ等や、高校教育改革と連動した教育組織・カリキュラムの変革

○地元企業や金融機関、大学のリソース等を結集し、地域の強みを生かした新産業の創出

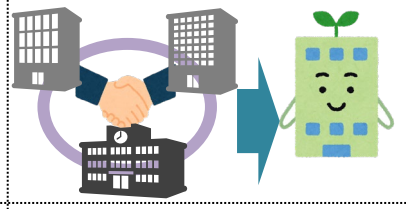

○高校段階から地域の高等教育機関への接続強化や、自治体等による就職支援等を通じた地域への人材定着の強化

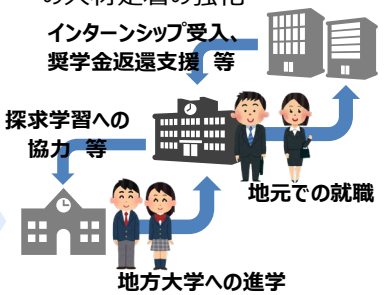

○連携開設科目の設置にとどまらない、地域アクセス確保のための更なる教育研究の連携の実施

アウトプット（活動目標）
・モデル事業の採択数

短期アウトカム（成果目標）
・目標値に達したKPI数/採択事業ごとに設定した全てのKPI目標数

長期アウトカム（成果目標）
・PFでの議論を踏まえて、地域アクセス確保や、地域において必要な人材育成に向けた取組を行う大学の数

（担当：高等教育局大学振興課地域大学振興室）

都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進

令和８年度要求・要望額　10億円（新規）

文部科学省

◆背景・課題

○**大学進学希望者に対する大学入学定員（大学進学者収容力）が、東京都をはじめとする大都市圏で100%を超えている一方、多くの道県で100%未満となっている**ことに加え、**地方から東京都をはじめとする大都市圏への進学者・就職者の流入傾向が続いている**など、依然として都市と地方間の様々な課題が生じている状況。

○こうした状況を踏まえ、都市と地方双方の持続的な成長・発展にむけて、**地方と都市部の高等教育機関間での交流・連携等を推進**し、**地方への新たな人の流れを創出する**ことが必要。

地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）
地方大学による人材育成機能の強化や、関係人口の創出に向けた都市と地方の新たな結び付き、人材の交流・循環・結び付きを促進する政策の強化、都市と地方の間や、地域の内外で人材をシェアする政策を進め、地方への新たな人の流れを創っていく。

◆事業内容

地方への人の流れの創出につながる国内留学等の取組を支援し、地域の高等教育機関や地方公共団体との交流・連携を推進することで、都市と地方の人材交流や循環を促進し、地方における関係人口の増加を図る。

- 都市部の高等教育機関において、地方が抱える社会問題や課題に対する理解を深め、地方での実習等を通じて課題解決に取り組む教育プログラムを構築。
- 都市部の高等教育機関と地域の関係者が相互にリソースやフィールドを提供し、持続的な人材の交流・循環に向けた緊密な連携・協力体制を構築。
- 教育プログラムの実施を通じて都市から地方への新たな人の流れや結びつきを創出し、関係人口の増加を図る。

【支援対象】国公私立の大学・短期大学・高等専門学校
【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）
【件数・単価】10件×1億円程度

【取組イメージ】

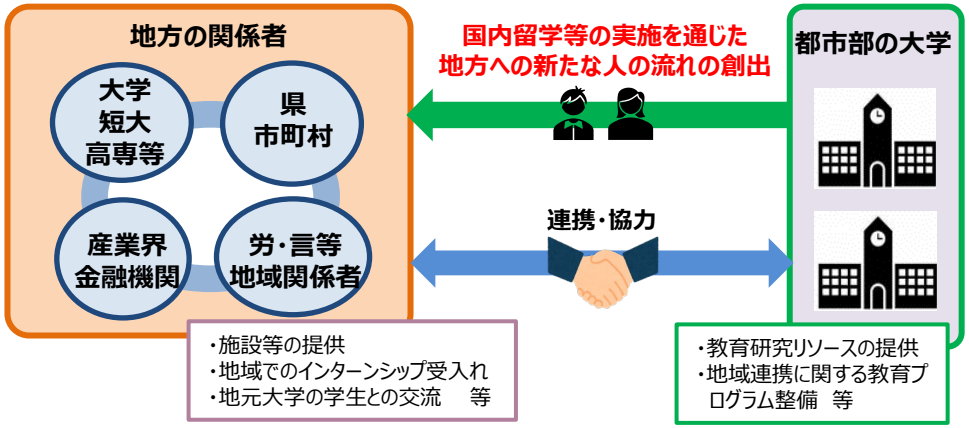

アウトプット（活動目標）	短期アウトカム（成果目標）	長期アウトカム（成果目標）
・本事業の採択数	・構築された教育プログラム数	・採択機関における地方への学生派遣数 ・学生の受入に協力する地方公共団体数

（担当：高等教育局大学振興課地域大学振興室）

大学等を核とした地方創生事例の普及・展開

令和８年度要求・要望額　0.5億円（新規）

文部科学省

● 背景・課題

既に地域連携の取組を進めている地方公共団体や高等教育機関においても、「活動内容（何をやるべきか分からない等）」「構成員間の温度差」を運営上の課題として認識。

また、高校生が地元の大学を選択しない主な理由として、行きたい学校が地元には無かった、自分の学びたい分野等を学べる学校が地元には無かったという理由が挙げられており、各大学が自らの魅力づくりに取り組むとともに、その魅力を発信するための場を構築することが必要。

◆事業内容

● 各地域において実施されている高等教育機関と地方公共団体・産業界との連携事例の普及・展開、高等教育機関に進学する高校生等に対する地方大学の魅力発信のためのイベント開催や、地域における連携推進を担うコーディネーター間のノウハウや情報共有のためのセミナー等を行う。

◆事業スキーム

文部科学省 → 民間団体等に運営業務を委託（委託先は、公募の上で選定）

必要経費

- イベント・セミナーの運営・調整に必要な経費
- 各地域における連携事例の収集に必要な経費
- 広報関連経費（プロジェクト推進、WEBサイトの管理・運営）に必要な経費 等

事業の狙い

○公開のイベント・セミナーを通じて、**高等教育機関と地方公共団体・産業界等が連携した地方創生の取組推進に向けた機運を醸成**

○高校生や高校関係者に対する地方大学の魅力発信を通じて、**自県あるいは域内進学者の増加に寄与**

○多様な連携事例を収集・共有し、**地域が抱える課題解決のための知見を国全体で蓄積**

高等教育機関を中心とした地方創生の推進

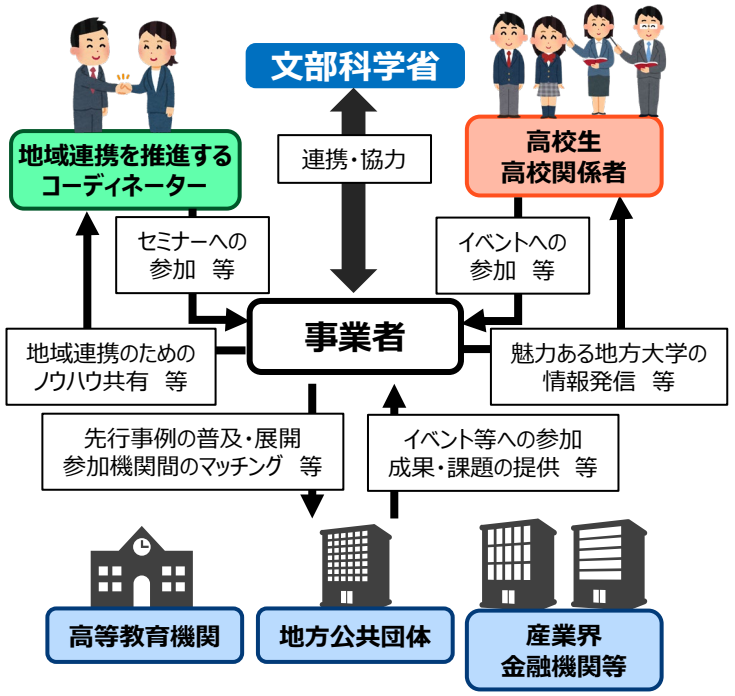

（担当：高等教育局大学振興課地域大学振興室）

地域アクセス確保にむけた高等教育機関の在り方等に関する実証研究

令和８年度要求・要望額　0.3億円（新規）

文部科学省

背景・課題

○ 令和７年２月の中教審答申（我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～）において、高等教育全体の規模を適正化しつつ、意欲のある者の教育機会を確保し、誰もが進学をあきらめない社会を実現するためには、質の高い高等教育への「アクセス」について、地理的観点と社会経済的観点の両面から対策を講じる必要があることが示された。

○ 特に、「地理的観点からのアクセス確保」の観点では、各地域における検討を促すために、国においてもより質的・量的に詳細な情報を収集・提供することが必要。

事業内容

○ 地域アクセスの確保や地方創生に関する重点課題についてテーマを設定したうえで、その課題解決に向けた方策等を高等教育機関や民間企業の知見を活用して調査・実証研究を行い、今後の施策立案につなげるとともに、調査・実証結果を各高等教育機関等へ周知・提供することで、各地域における高等教育機関へのアクセス確保に向けた議論や取組推進に向けた一助とする。

【事業期間・単価】 1件あたり1,000万円　※事業期間については、実施する調査テーマを精査のうえ検討

（想定されるテーマ例）
- 地方創生を担う大学教員の評価の在り方に係る調査研究
- 地域での連携を推進するコーディネーターの育成等に関する実証研究
- 地域アクセス確保に資する共同での教育研究・組織運営に係る実証研究　etc..

※調査・実証結果は、普及展開事業（高等教育機関の教育研究活動を通じた地方創生事例の普及・展開）も活用して広く関係各所への共有を進める。

【本件担当】 文部科学省高等教育局大学振興課地域大学振興室
TEL: 03-6734-3667
E-mail：chiikidaigaku@mext.go.jp

【地域大学振興室との連絡窓口について】
地域大学振興室においては、地方公共団体をはじめ地域の産学官金等と連携した地域大学振興の取組を推進しているところです。こうした取組に関連して、地域大学振興室と地方公共団体との情報共有や連携強化を目的として、連絡窓口の登録をお願いしております。
（登録フォーム）https://forms.office.com/r/jNqeqnshyS

地域脱炭素の推進について

環境省大臣官房地域政策課

環境省
Ministry of the Environment

地域脱炭素の推進について

2025年９月19日

環境省大臣官房地域政策課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

脱炭素先行地域

脱炭素重点対策実施地域

デコ活
くらしの中のエコろがけ

地域脱炭素政策について

地域脱炭素（地域GX）×地方創生

環境省

■ 2050年ネットゼロ・2030年度46%削減の実現には、**地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素**の取組が極めて重要。
■ 地域特性に応じた**地域脱炭素の取組**は、エネルギー価格高騰への対応に資するほか、未利用資源を活用した**産業振興**や非常時のエネルギー確保による**防災力強化**、地域エネルギー収支（経済収支）の改善等、**様々な地域課題の解決にも貢献し、地方創生に資する**。

地域特性に応じた再エネポテンシャル

・豊富な日照
→**太陽光発電**

・良好な風況
→**風力発電**

・間伐材や端材
・畜産廃棄物
→**バイオマス発電**

・荒廃農地
→**営農型太陽光**

・豊富な水資源
→**小水力発電**

・火山、温泉
→**地熱発電、バイナリー発電**

地域経済活性化・地域課題の解決

企業誘致・地場産業振興

- 大規模な電力需要施設であるデータセンター、半導体企業等の誘致
- 太陽光発電や風力発電などの関連地域産業の育成
- 循環型産業（太陽光パネルリサイクル産業等）の育成

農林水産業振興

- 営農型太陽光発電収入やエネルギーコスト削減による経営基盤の安定・改善
- 畜産バイオマス発電収入や畜産廃棄物コスト削減による経営基盤の安定・改善
- 林業の新たなサプライチェーン・雇用の創出

観光振興

- 観光地のブランド力向上、インバウンド強化

防災力・レジリエンス強化

- 避難所等への太陽光・蓄電池の設置によるブラックアウトへの対応
- 自営線マイクログリッド等による面的レジリエンスの向上・エネルギー効率利用

再エネの売電収益による地域課題解決

- 地域エネルギー会社等が再エネ導入等により得た利益の一部を還元し、地域課題解決に活用
  - 地域公共交通の維持確保
  - 少子化対策への活用
  - 地域の伝統文化の維持に対する支援　等

産官学金労言

脱炭素先行地域等の地方創生・地域経済活性化に資する事例（地域GX）

環境省

＜企業誘致・地場産業育成＞

①再エネ産業団地の創出×データセンター等誘致（北海道石狩市）

ZED石狩

②国産中型風力発電×国産メーカー・地元事業者育成（北海道厚沢部町）

③県主導のRE100産業エリアの創造×半導産業等誘致（熊本県・益城町）

④脱炭素×金属工業団地（使用済みPVリサイクル）

⑤再エネ工業物流エリアの創出（静岡県静岡市）

＜まちづくり＞

⑥LRT沿線を核としたまちの脱炭素化（栃木県宇都宮市・芳賀町）

＜農林水産業振興＞

⑦畜産ふん尿等を活用した全町脱炭素化（北海道上士幌町）

⑧営農型太陽光発電による津波被災跡地の活用（岩手県陸前高田市）

"農作物：ブドウ"

⑨営農型太陽光発電による農業の持続性向上（千葉県匝瑳市）

"農作物：大麦・大豆"

⑩脱炭素×スマート農業（島根県邑南町）

地元高校のスマート農業ハウス

⑪木質バイオマス発電による林業活性化（高知県梼原町）

＜観光振興・インバウンド＞

⑫脱炭素×観光地活性化（島根県松江市）

⑬文化遺産の脱炭素化×観光振興（京都府京都市）

＜防災力・レジリエンス強化＞

⑭脱炭素×復興まちづくり（福島県浪江町）

浪江駅周辺の再開発完成イメージ

⑮避難所等への太陽光・蓄電池の設置によるブラックアウトへの対応（石川県珠洲市）

※令和６年能登半島地震で珠洲市役所で導入した太陽光発電及び蓄電池が機能発揮

＜その他地域課題解決＞

⑯下水処理場の脱炭素化×住民負担の軽減（秋田県・秋田市）

⑰脱炭素×赤字ローカル線維持（長野県上田市）

⑱地域協働型小水力発電による地域内資金循環（岐阜県高山市）

⑲脱炭素×地域バス路線維持（鳥取県鳥取市）

現在運行中のコミュニティバス

※脱炭素と地域課題解決の同時実現モデルとなる脱炭素先行地域として、全国40道府県117市町村の88提案を選定

※ 1,161自治体（46都道府県644市22特別区389町60村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」（ゼロカーボンシティ）を表明済み。

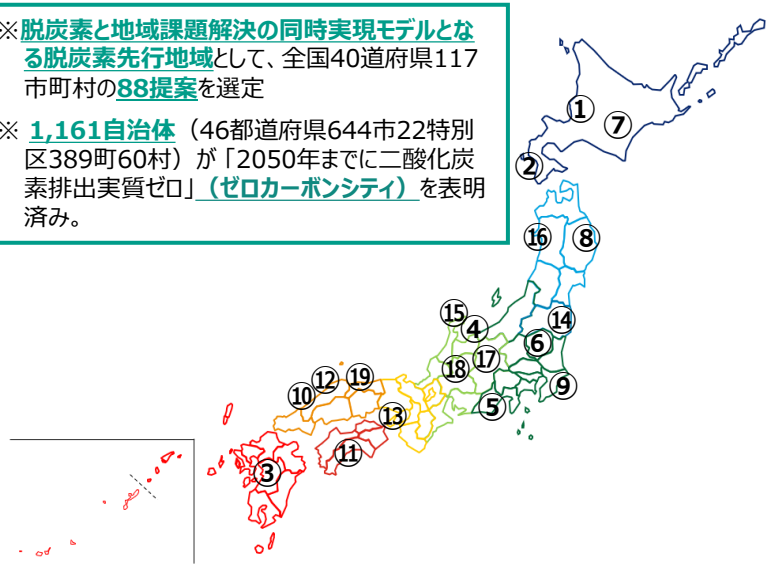

地域脱炭素ロードマップ（概要）〔令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定 令和７年２月18日閣議決定 地球温暖化対策計画〕

環境省

◆ **地域脱炭素ロードマップ（令和３年６月９日国・地方脱炭素実現会議**（議長：官房長官、副議長：環境大臣・総務大臣）**決定）**に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する**地域脱炭素推進交付金**（令和４年度創設、令和７年度予算額：385.2億円、令和６年度予算：425.2億円）により、

①**脱炭素先行地域**：脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる**脱炭素先行地域**を2025年度までに少なくとも**100か所選定**し、2030年度までに実施

②**重点対策加速化事業**：**全国で**重点的に導入促進を図る**屋根置き太陽光**発電、**ZEB**(ゼロエネルギービルディング)、**ZEH**（ゼロエネルギーハウス)、**EV**(電動車）等の**重点対策加速化事業**を実施

◆ さらに、**地球温暖化対策計画（令和７年２月18日閣議決定）**第３章第７節（地域脱炭素ロードマップ）において、**2026年度以降の５年間を「実行集中期間」**として位置付け、地方創生に資する地域脱炭素施策に全力で取り組むことを規定**（「地域脱炭素2.0」）**。

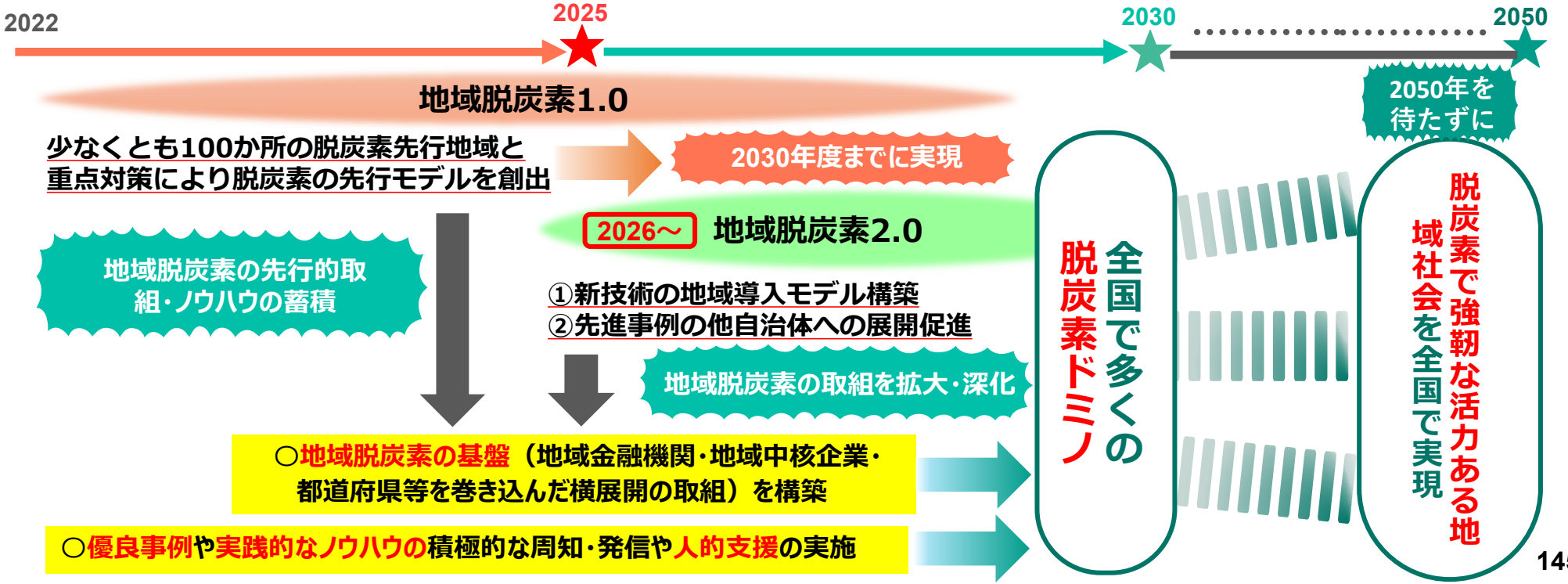

骨太の方針2025・新資本実行計画・地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）地域脱炭素関連抜粋

環境省

経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針2025）（令和7年6月13日閣議決定）

第２章　賃上げを起点とした成長型経済の実現
３．「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加
（１）GXの推進
地域・くらしについては、脱炭素先行地域の先進的な取組の全国展開に向けて取り組むとともに、新技術の導入モデルの構築を検討する。インフラ・建物・モビリティ 関連分野の脱炭素化、建築物におけるＬＣＡ制度 の構築、表示ルールの策定による脱炭素型製品・サービスの普及、「デコ活」やリユースの促進に取り組む。（略）

４．国民の安心・安全の確保
（１）防災・減災・国土強靭化の推進
（防災・減災・国土強靭化の推進）
地域の防災力強化のため、地域の実情を踏まえ、災害リスク情報の整理、分かりやすい防災気象情報の提供、**学校を始め避難所等**の耐災害性の強化や**再エネ・蓄電池の導入**、地域の貴重な文化財を守る防災対策等に取り組む。(略)

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（新資本実行計画）（令和7年6月13日閣議決定）

３．GX・DXの着実な推進
（１）GX
②成長志向型カーボンプライシング構想の実行と更なる発展
ⅲ）地域・くらし、中小・小規模企業を含めたＧＸ推進
脱炭素先行地域を少なくとも100地域選定し、2030年度までに実現するとともに、地方創生と脱炭素を同時に実現する地域脱炭素の加速化に向けた取組を積極的に支援する。また、**水素技術、熱の脱炭素化、VPP等の新技術を地域で面的に導入する新たなモデル（地域ＧＸイノベーションモデル）の構築**を検討する。さらに、地球温暖化対策推進法に基づく**地域脱炭素化促進事業制度の活用に関するインセンティブ強化**や、**地域エネルギー会社（日本版シュタットベルケ）による再生可能エネルギーの導入拡大や地産地消を推進する仕組みについて検討**する。（略）

地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）

第３章　地方創生2.0の起動
６．政策パッケージ
（２）稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～
（地域の再生可能エネルギー）
再生可能エネルギーの地産地消など地域脱炭素の推進による自立的な地域経済を実現するため、**脱炭素先行地域や重点対策加速化事業**等を通じて地域裨益型の再生可能エネルギー等の導入を複数年度・複合的に支援し、**得られたノウハウの発信や人的支援等により先行モデルの普遍化**につなげる。あわせて、熱の脱炭素化や水素・ペロブスカイト太陽電池 等の新技術を地域に実装する**「地域ＧＸイノベーションモデル」の構築の検討**、適切な営農を確保しつつ農業者の所得向上にも資する**営農型太陽光発電**や**炭素除去を含むカーボン・クレジットの促進**、**地域エネルギー会社による再生可能エネルギーの地産地消・地域課題解決の取組（日本版シュタットベルケ）を推進**する。（略）

脱炭素先行地域とは

環境省

- 地域脱炭素ロードマップに基づき、**2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定し、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋**をつけ、**2030年度までに実行**
- 農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域において、**地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現**しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す。

脱炭素先行地域とは

民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて実施する地域。

民生部門の電力需要量 = **再エネ等の電力供給量** + **省エネによる電力削減量**

スケジュール

	第1回選定	第２回選定	第３回選定	第４回選定	第5回選定	第６回選定	第７回選定
募集期間	<2022年> 1月25日～ 2月21日	<2022年> 7月26日～ 8月26日	<2023年> 2月７日～ 2月17日	<2023年> 8月18日～ 8月28日	<2024年> 6月17日～ 6月28日	<2025年> 2月３日～ 2月６日	<2025年> 10月６日～ 10月15日
結果公表	４月26日	11月1日	４月28日	11月7日	９月27日	５月９日	未定
選定数	26（提案数79）	20（提案数50）	16（提案数58）	12（提案数54）	9（提案数46）	7（提案数15）	-

脱炭素先行地域の選定自治体（第１回～第6回）

環境省

- **脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる脱炭素先行地域を2025年度までに少なくとも100か所選定し、2030年度までに実現する計画。**
- **第１回から第６回までで、全国40道府県119市町村の90提案（40道府県72市38町9村）を選定。**

年度別選定提案数 （共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4		R5		R6	R7
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
26 (79)	20 (50)	16 (58)	12 (54)	9 (46)	7 (15)

※選定後に３提案が辞退

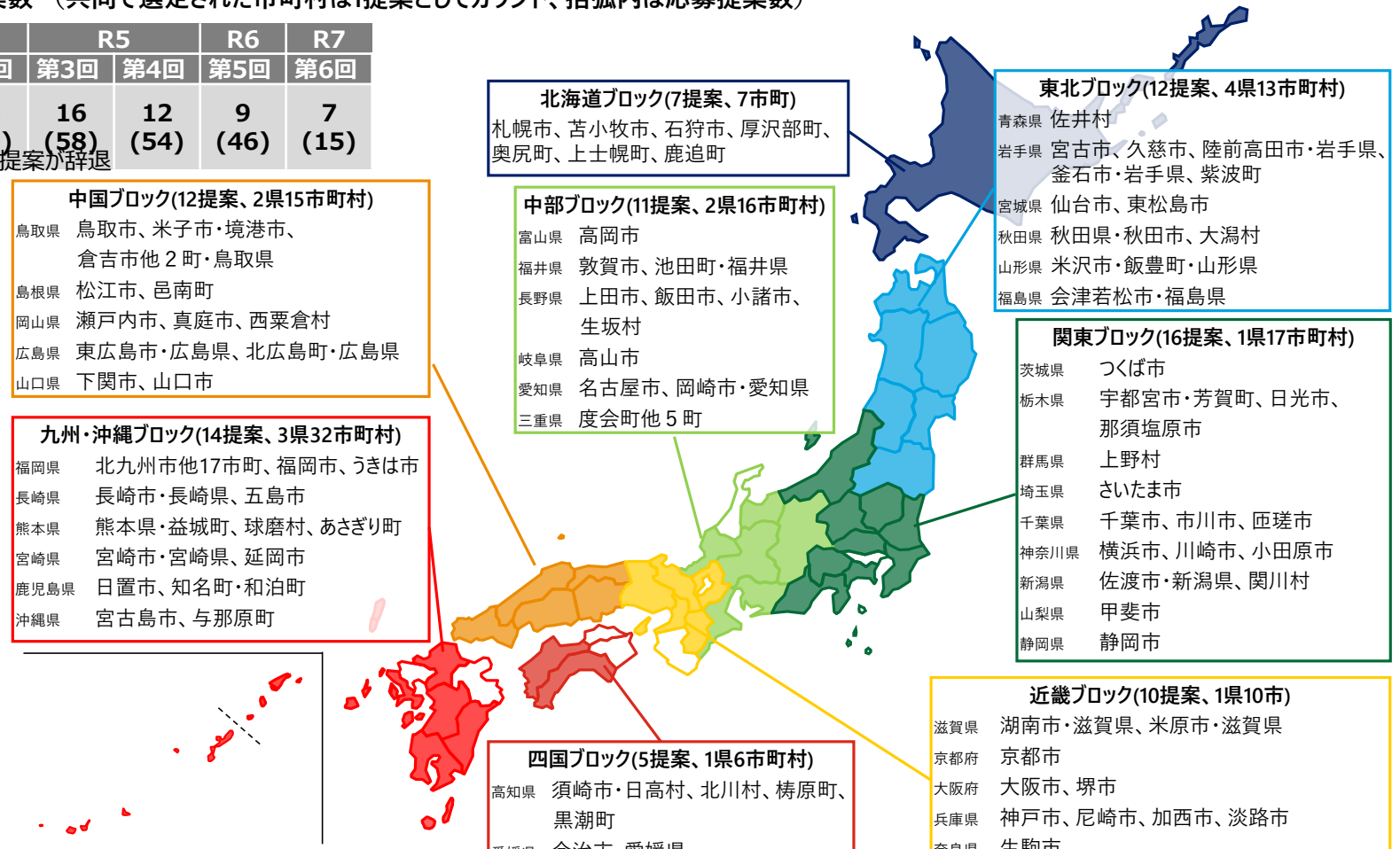

北海道ブロック(7提案、7市町)
札幌市、苫小牧市、石狩市、厚沢部町、奥尻町、上士幌町、鹿追町

東北ブロック(12提案、4県13市町村)
- 青森県 佐井村
- 岩手県 宮古市、久慈市、陸前高田市・岩手県、釜石市・岩手県、紫波町
- 宮城県 仙台市、東松島市
- 秋田県 秋田県・秋田市、大潟村
- 山形県 米沢市・飯豊町・山形県
- 福島県 会津若松市・福島県

中部ブロック(11提案、2県16市町村)
- 富山県 高岡市
- 福井県 敦賀市、池田町・福井県
- 長野県 上田市、飯田市、小諸市、生坂村
- 岐阜県 高山市
- 愛知県 名古屋市、岡崎市・愛知県
- 三重県 度会町他５町

関東ブロック(16提案、1県17市町村)
- 茨城県 つくば市
- 栃木県 宇都宮市・芳賀町、日光市、那須塩原市
- 群馬県 上野村
- 埼玉県 さいたま市
- 千葉県 千葉市、市川市、匝瑳市
- 神奈川県 横浜市、川崎市、小田原市
- 新潟県 佐渡市・新潟県、関川村
- 山梨県 甲斐市
- 静岡県 静岡市

中国ブロック(12提案、2県15市町村)
- 鳥取県 鳥取市、米子市・境港市、倉吉市他２町・鳥取県
- 島根県 松江市、邑南町
- 岡山県 瀬戸内市、真庭市、西粟倉村
- 広島県 東広島市・広島県、北広島町・広島県
- 山口県 下関市、山口市

九州・沖縄ブロック(14提案、3県32市町村)
- 福岡県 北九州市他17市町、福岡市、うきは市
- 長崎県 長崎市・長崎県、五島市
- 熊本県 熊本県・益城町、球磨村、あさぎり町
- 宮崎県 宮崎市・宮崎県、延岡市
- 鹿児島県 日置市、知名町・和泊町
- 沖縄県 宮古島市、与那原町

近畿ブロック(10提案、1県10市)
- 滋賀県 湖南市・滋賀県、米原市・滋賀県
- 京都府 京都市
- 大阪府 大阪市、堺市
- 兵庫県 神戸市、尼崎市、加西市、淡路市
- 奈良県 生駒市

四国ブロック(5提案、1県6市町村)
- 高知県 須崎市・日高村、北川村、椪原町、黒潮町
- 愛媛県 今治市・愛媛県

脱炭素先行地域の事例（令和８年度を目途に概ねの実現が見込まれるもの）

環境省

産業団地等の脱炭素化によるトランジションモデル
＜静岡県静岡市＞

清水駅東口エリア、日の出エリア(海洋観光開発エリア)、恩田原・片山エリア(工業物流エリア)
＜取組内容＞

- **清水港製油所跡地**等を活用した大規模開発の整備が進められる**清水駅東口エリア等**への太陽光、自営線等の導入等により脱炭素化を図る。エリア内の概ねの設備導入が**令和８年度中**に完了見込み。
- **工業物流エリア**において、PPA事業者による同エリアに進出した企業へのPPAモデルの電力供給サービスの供給等を通じて、**再エネ工業物流エリア**の創出。
- **物流倉庫等の屋根にPPAによる太陽光発電設備と大型蓄電池を設置**するとともに、マイクログリッドを構築し、自家消費の最大化等を図る。

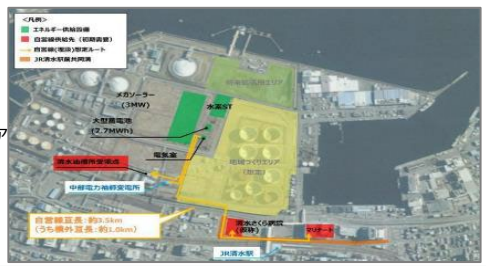

清水駅
東口エリア

日の出エリア・恩田原・
片山エリアにおける
設備導入

ゼロカーボンベースボールパークの実現等を通じた行動変容・運輸部門の脱炭素化
＜兵庫県尼崎市＞

小田南公園内タイガース野球場等、大物公園、大物川緑地、阪神電車尼崎駅等市内６駅、尼崎車庫
＜取組内容＞

- 阪神タイガースファーム施設の移転に合わせ、同公園内の野球場等や大物公園への太陽光導入等を行い、**令和７年３月**に、**ゼロカーボンベースボールパーク**を**開業**。
- 尼崎市内の阪神電車の駅（６駅）の脱炭素化、EVバス導入、ゼロカーボンナイター開催等を通じて、**市民やファン等の行動変容を促進**する。
- グループ会社である**阪急電鉄(株)**、**阪神電気鉄道(株)**とともに**令和７年４月**から**２社の鉄道事業の全ての電力（全線・全駅)を脱炭素化**することが決定。

ゼロカーボンベースボールパーク

大物駅に導入された太陽光発電

室内練習場に導入された太陽光発電
(ゼロカーボンベースボールパークの
マスコットキャラクター「コラッキー」)

地域エネルギー会社による地域経済循環の創出
＜岡山県西粟倉村＞

村全域の公共施設等（庁舎、教育・福祉施設、産業・商業施設、村営住宅等）
＜取組内容＞

- 村全域の公共施設等へ太陽光発電等を導入するとともに、**地域エネルギー会社「西粟倉百年の森林でんき㈱」（令和5年3月設立）**が、エネルギーマネジメントを通じて既存の小水力発電、木質バイオマス発電等からの**再エネ電力を村内で循環するシステム**を構築
- 廃棄される樹皮バークを活用したバイオマスボイラー等の導入や井水利用型空調等の導入等、先行地域エリア内の概ねの設備導入を**令和８年度中**に完了する見込み。

宿泊施設への太陽光発電導入

バイオマスボイラー

小水力発電

再エネ導入による林業活性化
＜高知県梼原町＞

総合庁舎周辺、雲の上の施設群、檮原町森林組合がある広野地区を東西に結ぶ範囲
＜取組内容＞

- 既設の太陽光・小水力発電等の余剰電力も活用するとともに、**新設**する**木質バイオマス発電**による排熱供給の実施や**木質ペレット工場の増設（令和８年春の運転開始予定）**などにより脱炭素化と**地域の雇用創出**や**林業の活性化**等を図る。
- **町の中心地と観光客が多く訪れる施設群**に構築する**地域マイクログリッド関連**の**設備**を**令和８年春**から運転開始予定。

既設のバイオマス発電設備、風力発電設備、小水力発電設備、太陽光発電設備

重点対策加速化事業の計画策定状況

環境省

■全国で重点的に導入促進を図る屋根置き太陽光発電、ZEB・ZEH、EV等の取組を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する重点対策加速化事業について、171自治体を選定（38府県、104市、29町）

令和4年度開始	令和5年度開始	令和6年度開始	令和7年度開始
31自治体 （11県、15市、5町）	77自治体 （18県、47市、12町）	40自治体 （6府県、26市、8町）	23自治体 （3県、16市、4町）

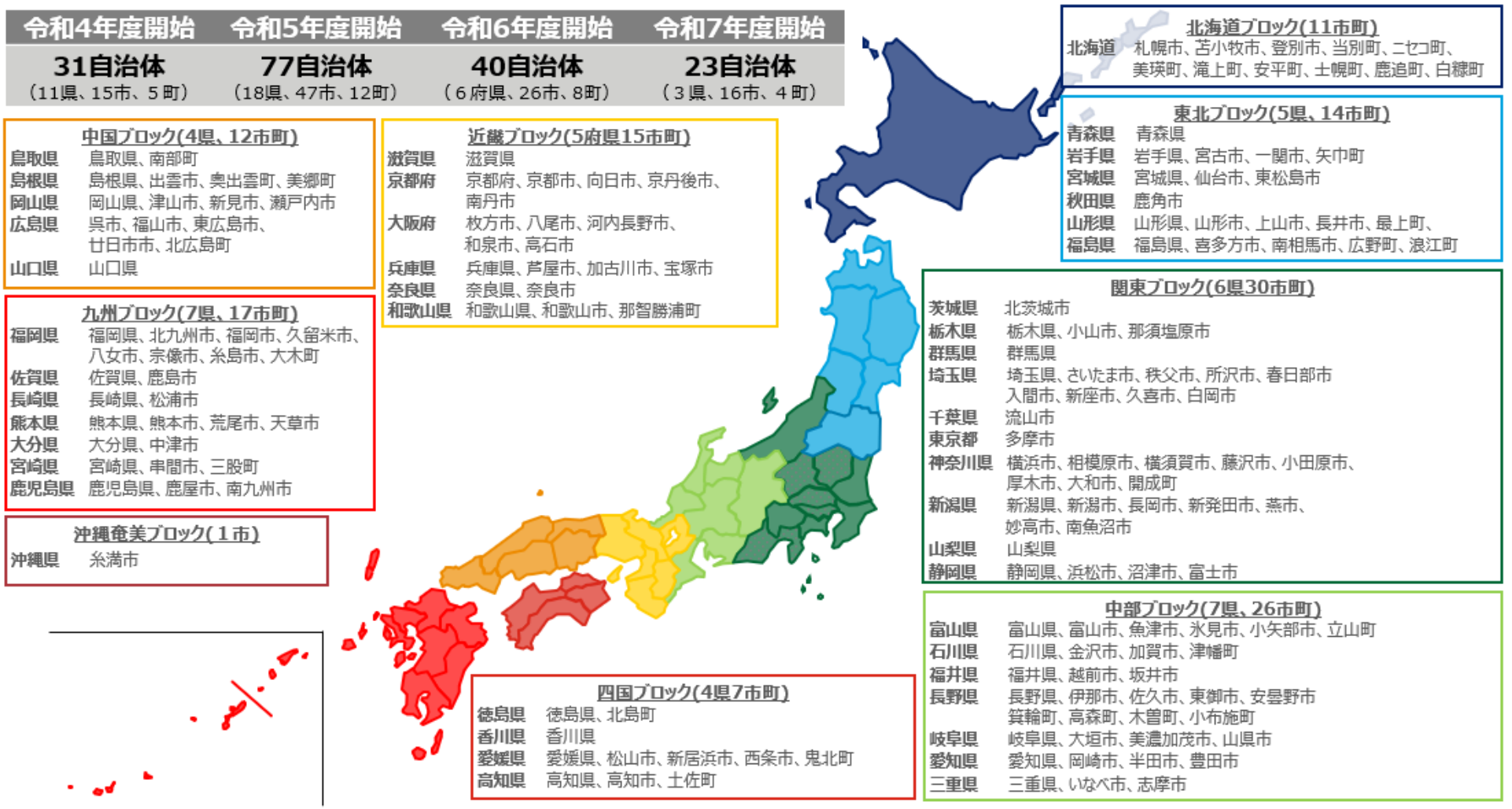

北海道ブロック(11市町)

北海道	札幌市、苫小牧市、登別市、当別町、ニセコ町、美瑛町、滝上町、安平町、士幌町、鹿追町、白糠町

東北ブロック(5県、14市町)

青森県	青森県
岩手県	岩手県、宮古市、一関市、矢巾町
宮城県	宮城県、仙台市、東松島市
秋田県	鹿角市
山形県	山形県、山形市、上山市、長井市、最上町、
福島県	福島県、喜多方市、南相馬市、広野町、浪江町

関東ブロック(6県30市町)

茨城県	北茨城市
栃木県	栃木県、小山市、那須塩原市
群馬県	群馬県
埼玉県	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、春日部市 入間市、新座市、久喜市、白岡市
千葉県	流山市
東京都	多摩市
神奈川県	横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、 厚木市、大和市、開成町
新潟県	新潟県、新潟市、長岡市、新発田市、燕市、 妙高市、南魚沼市
山梨県	山梨県
静岡県	静岡県、浜松市、沼津市、富士市

中部ブロック(7県、26市町)

富山県	富山県、富山市、魚津市、氷見市、小矢部市、立山町
石川県	石川県、金沢市、加賀市、津幡町
福井県	福井県、越前市、坂井市
長野県	長野県、伊那市、佐久市、東御市、安曇野市 箕輪町、高森町、木曽町、小布施町
岐阜県	岐阜県、大垣市、美濃加茂市、山県市
愛知県	愛知県、岡崎市、半田市、豊田市
三重県	三重県、いなべ市、志摩市

近畿ブロック(5府県15市町)

滋賀県	滋賀県
京都府	京都府、京都市、向日市、京丹後市、 南丹市
大阪府	枚方市、八尾市、河内長野市、 和泉市、高石市
兵庫県	兵庫県、芦屋市、加古川市、宝塚市
奈良県	奈良県、奈良市
和歌山県	和歌山県、和歌山市、那智勝浦町

中国ブロック(4県、12市町)

鳥取県	鳥取県、南部町
島根県	島根県、出雲市、奥出雲町、美郷町
岡山県	岡山県、津山市、新見市、瀬戸内市
広島県	呉市、福山市、東広島市、 廿日市市、北広島町
山口県	山口県

九州ブロック(7県、17市町)

福岡県	福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、 八女市、宗像市、糸島市、大木町
佐賀県	佐賀県、鹿島市
長崎県	長崎県、松浦市
熊本県	熊本県、熊本市、荒尾市、天草市
大分県	大分県、中津市
宮崎県	宮崎県、串間市、三股町
鹿児島県	鹿児島県、鹿屋市、南九州市

沖縄奄美ブロック(1市)

沖縄県	糸満市

四国ブロック(4県7市町)

徳島県	徳島県、北島町
香川県	香川県
愛媛県	愛媛県、松山市、新居浜市、西条市、鬼北町
高知県	高知県、高知市、土佐町

重点対策加速化事業の事例（核となる取組に関して特に進展が見られるもの）

環境省

公共施設等の脱炭素化を通じたレジリエンス強化・エネルギーの効率利用 ＜長野県箕輪町＞

- **同一敷地内に存在する公共施設**に太陽光発電・ソーラーカーポート、蓄電池、自営線マイクログリッド、EV、急速充電器等の整備を進め、脱炭素化と災害時のレジリエンス強化の同時実現を図る。**本年４月に役場周辺のソーラーカーポート等の整備事業が竣工**。
- **全ての公用車（特殊車両を除く）をEV化するとともにV2Xを設置**し、施設との充放電を行って夜間等における電力として活用するとともに、行い、電気使用料金の削減な

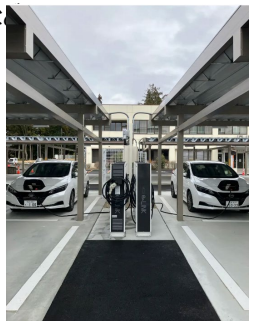

整備が進む
・太陽光発電設備（左）
・ソーラーカーポートV2X双方向充電器（右）

出典：
https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000015.000036744.html

脱炭素×地元事業者育成 ＜山口県＞

- 省・創・畜エネ関連産業が県内に多く立地している特色を踏まえ、**「山口県産省・創・畜エネ関連設備登録制度」を活用**する事業において、**県内地場産業の育成**を図る。
- 太陽光発電設備やEV・充放電設備等の導入に当たっては、多種多様（規模や用途、地域）な県有施設を設定し、**ゼロカーボンドライブの普及啓発拠点として整備**する。

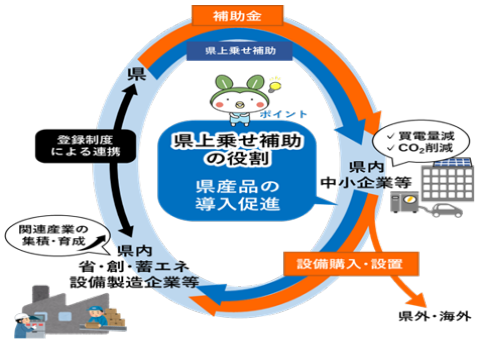

※民間事業者向け間接事業

登録制度により設置された
太陽光発電設備（上）
地中熱利用設備（下）

脱炭素×新規就農者創出 ＜島根県美郷町＞

- 農山村地区の営農法人が取り組む**営農型太陽光発電で再エネ設備の普及を図るとともに、高効率空調設備や電動車を導入することで、**化石燃料を使わない**「美郷ゼロカーボン農業モデル」**を実現する。
- 営農型太陽光発電を附帯する**営農トレーニング施設・農業用ハウスのリース事業**を通じて、**就農者の育成から独立までを支援**する。また、研修施設の整備や就農支援体制の整備等により、**農業の担い手としての移住者の呼び込み**を積極的に実施。

ゼロカーボン農業研修施設（2025年３月完成）

ソーラーパネル（遮光率30%）
※姉妹都市バリの植物で花木の「モリンガ」、「カチャムパンジャン」、柑橘類の「じゃばら」、美郷町でも採取でき特産にも使われる「またたび」を栽培予定

地域エネルギー会社と連携したまちづくり ＜熊本県荒尾市＞

- 公共施設への再エネ供給について、**地域エネルギー会社の「有明エナジー」**と連携。有明エナジーが市内の個人・事業者の屋根置き太陽光発電設備の**余剰電力を九州エリアにおける一般的な売電価格より高く買い取り（9.5円/kWh）、公共施設へ供給**。
- 上記の取組の他にも、有明エナジーが主体となって**公有地への大型系統用蓄電池の導入**を進め、九州地方の課題である太陽光発電抑制への対応と、停電時の非常用電源としての活用を検討するなど、**連携事業の拡大**を予定している。

荒尾総合文化センターに導入された
↑太陽光発電設備及び蓄電池→

支援施策

地域脱炭素推進交付金
（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等）

デコ活 くらしの中のエコろがけ

環境省

【令和８年度要求額　70,118百万円（ 38,521百万円）】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和３年６月９日第３回国・地方脱炭素実現会議決定）や地球温暖化対策計画（令和７年２月18日閣議決定）等を踏まえ、脱炭素先行地域等での取組により展開してきた地域脱炭素のうねりを更に大きくし、全国展開のための基盤を確固たるものとするため、地域課題や地域特性に応じた創意工夫ある地域脱炭素の取組を高度化・展開していくこと（「地域脱炭素2.0」）等を目的とする。

2. 事業内容

（１）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

＜地域脱炭素1.0＞

①脱炭素先行地域づくり事業への支援

②重点対策加速化事業への支援

③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

＜地域脱炭素2.0＞

④高度化・展開促進事業【新規】

脱炭素ドミノの進展に向けて、新たな技術や先進的な技術を地域に導入する取組や、地域の脱炭素化を担う中核的な主体と連携した取組を支援する。

（２）地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

3. 事業スキーム

■事業形態　　（１）交付金（２）委託費

■交付対象・委託先（１）地方公共団体等（２）民間事業者・団体等

■実施期間　　令和４年度～令和15年度

4. 事業イメージ

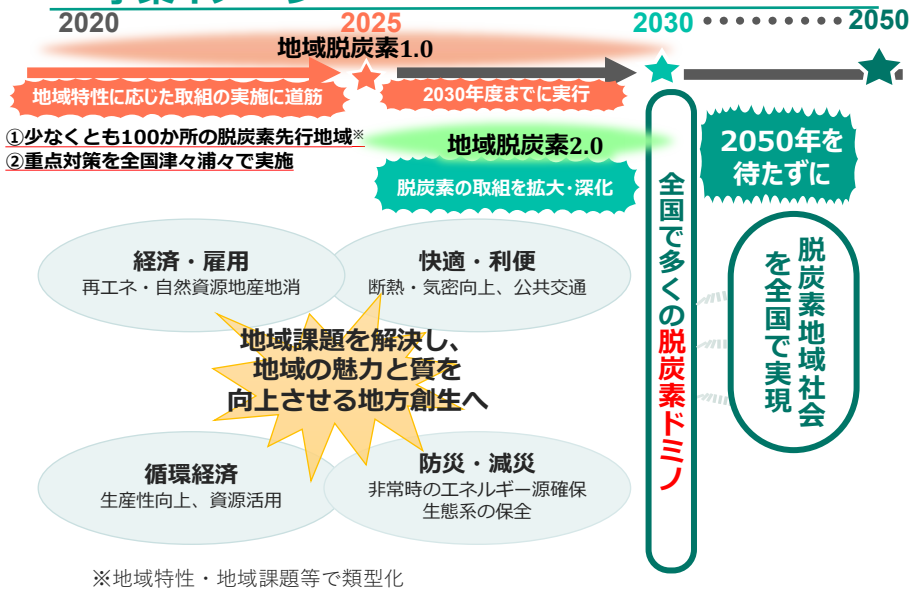

※地域特性・地域課題等で類型化
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

＜参考：（１）交付スキーム＞

(a)地方公共団体が事業を実施する場合　国 → 地方公共団体

(b)民間事業者等も事業を実施する場合　国 → 地方公共団体 → 民間事業者等

お問合せ先：　環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課　電話：03-5521-8233

地域脱炭素推進交付金　事業内容

（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金）

①脱炭素先行地域づくり事業	交付要件：脱炭素先行地域に選定されていること（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成　等）。 対象事業：地域と暮らしに密接に関わる民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域として、環境省が選定した地域において、当該実現のための取組に対し支援する。 交付率：原則２／３ 事業期間：概ね５年程度
②重点対策加速化事業	交付要件：再エネ発電設備を一定以上導入すること（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）。 対象事業：屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの脱炭素の基盤となる重点対策について、交付金により行われる加速的な取組に対し支援する。 交付率：２／３～１／３、定額 事業期間：概ね５年程度
③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業（GX）	交付要件：脱炭素先行地域に選定されていること。 対象事業：官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。 交付率：原則２／３ 事業期間：概ね５年程度
④高度化・展開促進事業【新規】（地域イノベーションモデル）	交付要件：ア.新たな技術や先進的な技術（高度なエリアマネジメントや、熱の脱炭素化など）を地域に導入する取組みであること。 イ.地域金融機関や地域エネルギー会社などの地域の脱炭素化の中核を担う主体と連携した取組みであること。 対象事業：ア.地域での面的な脱炭素化の更なる拡大に向け、高度なエリアマネジメントによる脱炭素化の取組や、新たな脱炭素技術・製品の初期需要の創出に対し支援する。 イ.地元中小企業等の脱炭素化の推進、地域エネルギー会社の育成、営農型太陽光発電による地域課題解決と併せた脱炭素化の取組など、地域内の様々な主体が連携した脱炭素化の取組みに対し支援する。 交付率：ア.□□２□３ イ.２□３□１□３、□□ 事業期間：概ね５年程度

第一次国土強靱化実施中期計画（素案）における地域レジリエンス事業の位置付け

環境省

◆ **避難施設・防災拠点**における災害時に活用可能な**再生可能エネルギー設備等の導入**について、第一次国土強靱化実施中期計画（素案）に位置付け、**2030年度までに2,500施設、2035年度までに4,000施設**への導入完了を目標として設定。導入を強力に推進していく。

第一次国土強靱化実施中期計画（素案）における記載内容

第４章　推進が特に必要となる施策
１．施策の内容
(5)地域における防災力の一層の強化《避難所環境の改善・充実》

○避難所等における再エネ・蓄エネ・コージェネレーション等を活用した自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築

- **避難施設・防災拠点への再エネ・蓄エネ・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策**

《目標》

指定避難所（約82,000 か所）等のうち、緊急に整備が必要な公共施設等（4,000 か所）における災害時に活用可能な再生可能エネルギー設備等の導入完了率

21%【2023年】→ 62.5%【2030年】→ 100%【2035年】

※『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』（Ｒ３～Ｒ７）において、中長期目標を以下の通り設定。
災害・停電時に機能発揮を可能とした避難施設・防災拠点の箇所数：1000箇所（令和7年度）

2035年度までに
追加3,000箇所を支援
（2018-2024年実績で1,012カ所）

【参考】 再エネ等を導入することで災害時に役立った事例　ー令和６年能登半島地震ー

石川県珠洲市

施設名　：珠洲市役所　導入設備：太陽光、蓄電池

災害時に、蓄電池に充電された電力を用いて、震災対応に集まった職員が災害対応業務を進めることができた。

太陽光パネル

蓄電池

写真提供：珠洲市

石川県輪島市

施設名：河井小学校 ほか　導入設備：ソーラー街路灯（避難誘導灯）

避難所へ通じる避難路にソーラー街路灯（避難誘導灯）を設置したことで、避難所までの円滑かつ安全な避難に寄与。

河井小学校におけるソーラー街路灯設置状況

写真提供：輪島市

防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援

デコ活 くらしの中のエコろがけ　環境省

【令和８年度要求額　5,000百万円＋事項要求（2,000百万円）】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

第１次国土強靱化実施中期計画（令和７年６月６日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和７年２月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※１への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。

※１　地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※2　蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

※　都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助　都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3

■補助対象　地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）

■実施期間　令和３年度～

4.支援対象

○地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
○業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等

導入
・再エネ設備
・蓄電池
・CGS
・省CO2設備
・熱利用設備　等

災害時に避難施設として機能を発揮する学校へ太陽光発電設備・蓄電池・高効率照明機器を導入。

重要なライフラインとなるスマホの他、照明等への電源供給を実施。

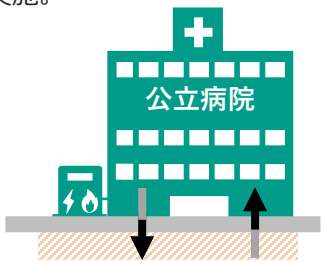

公立病院へCGS・地中熱利用設備・高効率空調機器を導入。

地域のレジリエンス強化・脱炭素化の取組例

お問合せ先：　環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課　電話：03-5521-8233　（浄化槽について）環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室　電話：03-5501-3155

令和７年度ペロブスカイト太陽電池の導入支援事業

環境省

１．事業の目的

軽量・柔軟という特徴を有するペロブスカイト太陽電池は、従来の太陽電池では設置が困難だった場所へも設置可能であり、その国内市場立ち上げに向けた導入支援をすることで、脱炭素化と同時に産業競争力強化やGX市場創造を図ります。

２．事業の内容

・対象設備：性能基準を満たすフィルム型ペロブスカイト太陽電池
・対象者　：地方公共団体、民間事業者・団体
・事業要件：従来の太陽電池では設置が困難であった場所に設置することなど
　・耐荷重が10kg/m2以下相当であること
　・１施設あたりの発電容量が５kW以上であること
　・自家消費率が50%以上であること　　等
・補助率　：2/3 (避難施設、サプライチェーンの脱炭素化など政策誘導効果の高いものについては3/4）、上限10億円
・事業期間：原則として年度内に事業を完了すること

３．公募について

・公募期間：９月４日～10月３日
・事業予算：50億円
・申請　　：募集要項等は、執行団体（一般社団法人環境技術普及促進協会）のホームページ（https://www.eta.or.jp）から入手可能
・連絡先　：環境省 地球温暖化対策事業室（0570-028-341）
　　地域脱炭素事業推進課（03-5521-8233）

ペロブスカイト太陽電池の導入事例

体育館・アーチ屋根

バスシェルター

出典：積水化学工業株式会社

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業

（経済産業省・国土交通省連携事業）

環境省

【令和８年度要求額　5,000百万円（5,020百万円）】

ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、社会実装モデルの創出に貢献する自治体・民間企業を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向けた導入支援をすることで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルを創出し、民間企業や地域の脱炭素化を進めるとともに、産業競争力強化やGX市場創造を図る。

2. 事業内容

ペロブスカイト太陽電池は、これまで太陽電池が設置困難であった場所やインフラ施設等にも設置が可能であり、主な原材料であるヨウ素は、我が国が世界シェアの約30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靭なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術である。本事業では、ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コスト低減のため、ペロブスカイト太陽電池の将来の普及フェーズも見据えて、拡張性が高い設置場所へのペロブスカイト太陽電池導入を支援する。

①事前調査・導入計画策定

ペロブスカイト太陽電池の導入に向けた事前調査（建物耐荷重の調査や現地確認）や、事前調査を踏まえた構造物単位での導入計画策定を支援し、設備導入につなげる。

②設備等導入

従来型の太陽電池では設置が難しかった建物屋根・窓等・インフラ空間における建物屋根等への、性能基準を満たすフィルム型・ガラス型ペロブスカイト太陽電池の導入を支援する。

<主な要件>

・同種の屋根等がある建物への施工の横展開性が高いこと

・導入規模の下限、補助上限価格

・施工・導入後の運用に関するデータの提出　　等

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（計画策定：定額、設備等導入：2/3、3/4）

■補助対象　地方公共団体、民間事業者・団体等

■実施期間　令和７年度～

4. 事業イメージ

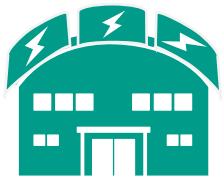

ペロブスカイト太陽電池の導入イメージ

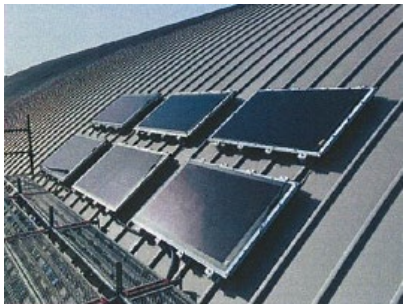

体育館・アーチ屋根

バスシェルター

出典：積水化学工業株式会社

お問合せ先：
環境省　大臣官房　地域脱炭素推進審議官グループ　地域脱炭素事業推進課　電話：03-5521-8233
環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課　電話：03-3501-4031

地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

環境省

■ 地域脱炭素を推進するため、**地域において主体的に脱炭素に取り組む人材の育成・確保**が必須。
■ 環境省では、自治体向けの中核人材の育成・派遣、企業への脱炭素推進のためのアドバイザーの育成を推進

育成する人材イメージ

地域に利益をもたらす再エネ事業を進めるために必要となる「地域での合意形成」「行政内部での調整」「ビジョン・ビジネスモデルの構築」など、直面するさまざまな課題に挑戦する「地域中核人材」を育成する

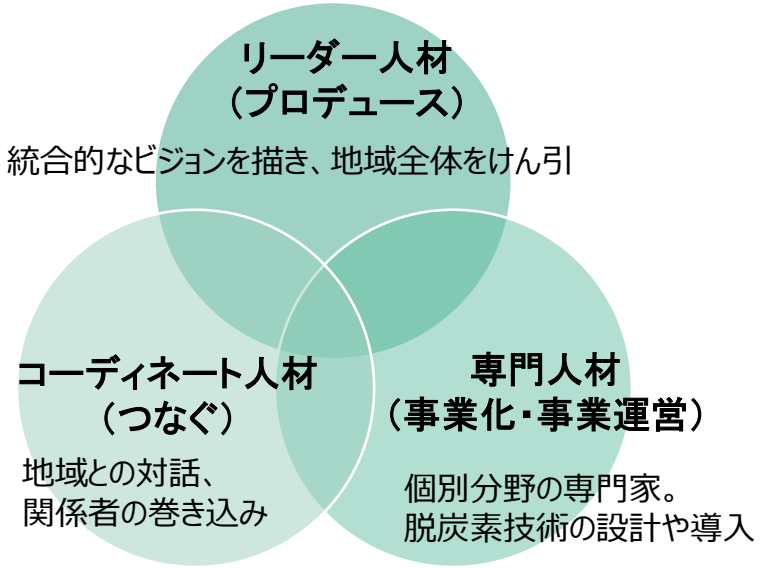

自治体向け中核人材の育成・派遣

【オンライン連続講座】

地域脱炭素の考え方・ノウハウを自治体等地域人材にインプット

基礎講座：R４～R6で延べ9,500人以上参加
実践講座(地域新電力)：R4～R6で延べ1,650人以上参加

【脱炭素まちづくりアドバイザー派遣】

地域脱炭素に関する専門的な知見を有するアドバイザー（企業、地域新電力、先進自治体職員等）を地方公共団体に派遣

R5年度の派遣数：28地方公共団体
R6年度の派遣数：71地方公共団体

【マッチングイベント】

地域脱炭素に取組みたい地方公共団体と、脱炭素に関する豊富な経験等を有する民間事業者との間で人的ネットワークを構築

R４年度：参加した18自治体中４団体（７件）協業決定（１年後時点）
R５年度：参加した30自治体中10団体（15件）協業決定（1年後時点）
R６年度：参加した21自治体中4団体（8件）協業決定（４か月後時点）

※R7年度委託事業者：株式会社イーコンザル

自治体の区域の脱炭素化に資するツール提供

環境省

自治体排出量カルテ

【部門・分野別CO2排出量構成比(R3,札幌市)】

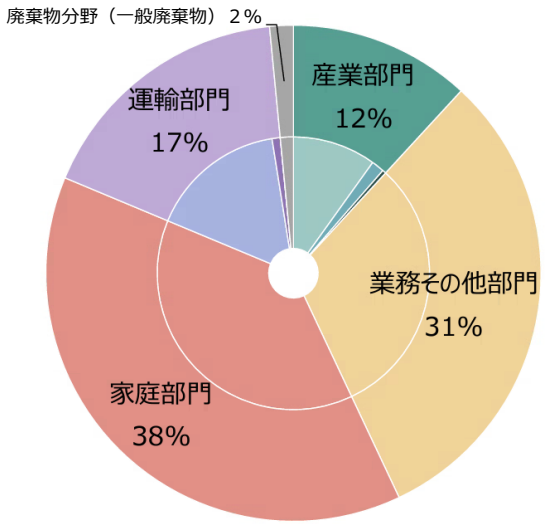

【部門・分野別CO2排出量の推移(札幌市)】

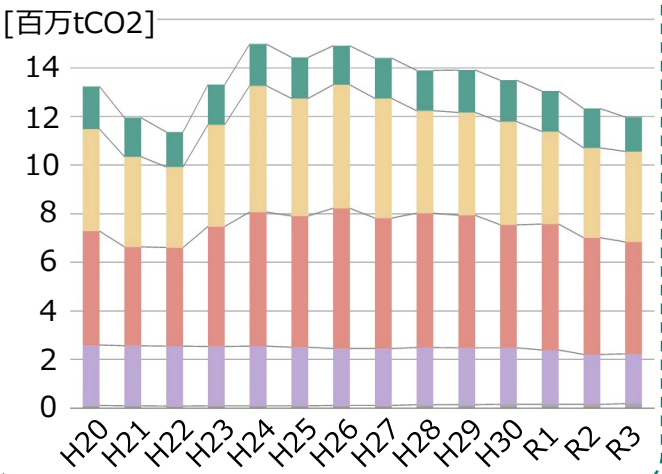

REPOS

【ポテンシャル推計（陸上風力,北海道）】

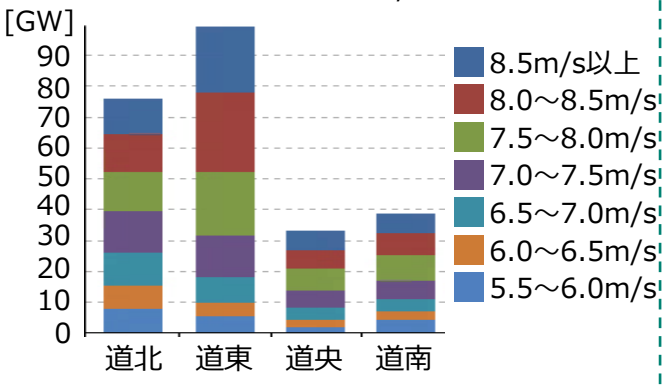

【ポテンシャルマップ（陸上風力,釧路市周辺）】

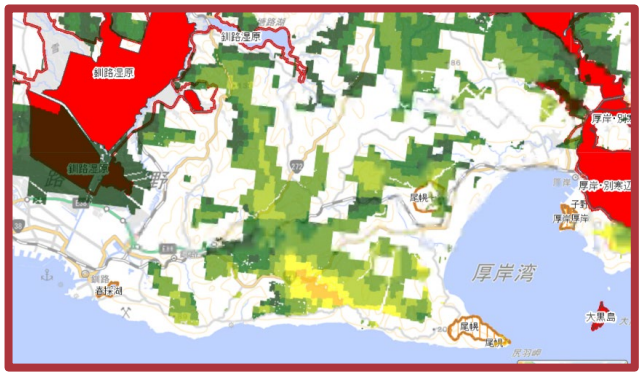

地域経済循環分析

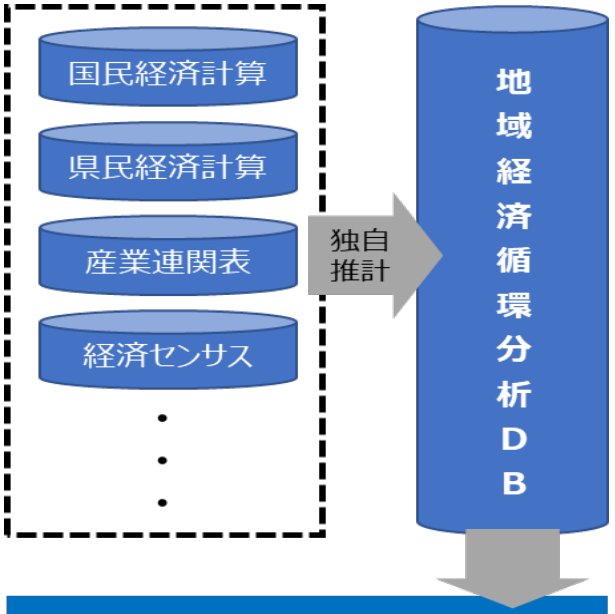

- 地域経済の全体像と域外からの所得の流出入を「見える化」し、資金の流れ、産業間のつながり、経済構造を簡単に把握が可能
  - ・地方公共団体を選ぶだけの簡単操作
- 再エネ等の導入により、地域にどれだけの経済波及効果が生まれるかシミュレーションすることが可能。
  - ・条件を入力するだけの簡単操作。標準設定により詳細施策がなくても試算可能。
  - ・関係者への説明資料として活用することが可能。

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業

環境省

【令和８年度要求額　2,000百万円（新規）】

「宣言から実行へ」。地域脱炭素の実現に向けて、具体的な脱炭素施策の検討・実施、地域人材の育成等を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき行う地域脱炭素の取組は、我が国の2050年ネット・ゼロの実現及びこれと整合的で野心的な温室効果ガス削減目標の達成に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資することが求められている。
地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、自らの事務及び事業の脱炭素化や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策を検討・実施すること、地域共生・地域裨益型の再エネを導入すること、地域中核人材の活用・育成・連携等を行うことが不可欠であり、そのための支援を全国的・集中的に実施する。

2. 事業内容

地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施、風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング、地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。

（１）具体的な脱炭素施策の検討・実施支援
①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援
②主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援
③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

（２）地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援
①風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援
②地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

（３）地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業
①脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談
②地域における中核人材育成研修
③地域の実情に応じた官民連携強化

3. 事業スキーム

■事業形態	(1)①(2)① 間接補助事業（定率、上限設定あり） (1)②③(2)②(3) 委託事業
■補助・委託	(1)① 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る）　(2)① 地方公共団体 (1)②③、(2)②、(3) 民間事業者・団体等
■実施期間	令和８年度～令和12年度

4. 事業イメージ

（１）　具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

施策実行のステップ

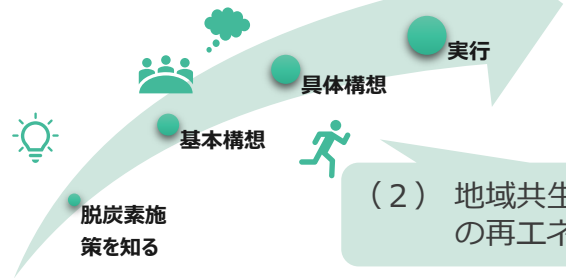

（２）　地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援

（３）　地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携

お問合せ先：　（１）（２）環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室　電話：03-5521-9109
（３）　環境省大臣官房地域政策課　電話：03-5521-8328

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、（１）具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

環境省

公共施設等への再エネ導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、ゼロカーボンシティ宣言や地方公共団体実行計画の策定等にとどまらず、具体的な脱炭素施策の「実行」に移すことが求められる。これを後押しするため、公共施設への太陽光発電設備の導入等による自らの事務及び事業の脱炭素化や、地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえた区域内の脱炭素化について、その具体的な施策の検討・実施を支援する必要がある。

2. 事業内容

①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

②主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援

地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえ、都道府県等を核とし、管内市区町村をはじめとする他の地方公共団体や地域の関係者等と共同・連携した具体的な施策の検討や実施体制の構築、事業の実施等を支援する。

③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直し等を踏まえ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態	① 間接補助１／２（上限1,000万円）　②③ 委託事業
■補助・委託	① 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る）　②③民間事業者・団体等
■実施期間	令和８年度～令和12年度

4. 事業イメージ

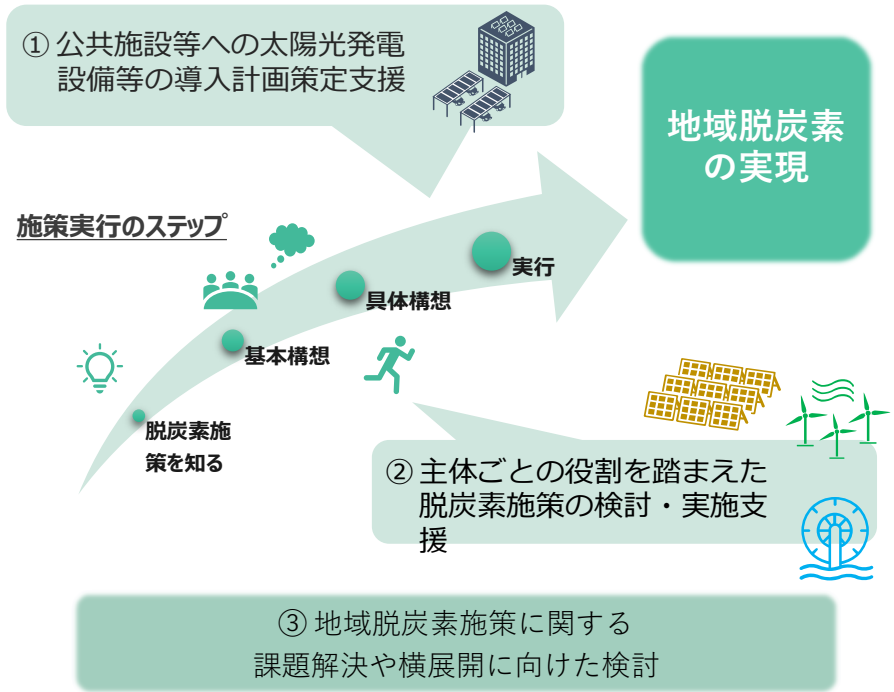

お問合せ先：　環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室　電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、（２）地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援

環境省

地域共生型再エネの導入促進に向けて、ゾーニングの実施による計画策定支援や計画実行支援等を行います。

1. 事業目的

2050年ネット・ゼロの実現に向け、地域関係者との合意形成を図り、環境に対して適正に配慮した再エネの導入を最大限推進するため、再エネ促進区域等の設定に係るゾーニング等への資金面での支援を行うとともに、具体的な案件形成を見据え、自治体・事業者・地域が再エネによる地域裨益策の検討ができるよう理解醸成等に係る支援を行う。

2. 事業内容

①風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援

自治体による風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成等）に対する支援を行う。

②地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

自治体による再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の実施に係る伴走支援を行う。また、自治体・事業者・地域が再エネによる具体的な地域共生・地域裨益の取組を検討し、計画策定・実行できるよう、理解醸成（地域裨益の取組に係る自治体からの相談対応や情報提供、地域における勉強会の開催）等に係る支援を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　① 間接補助３／４（上限2,500万円）　② 委託事業

■補助・委託　① 地方公共団体　② 民間事業者・団体等

■実施期間　令和８年度～令和12年度

4. 事業イメージ

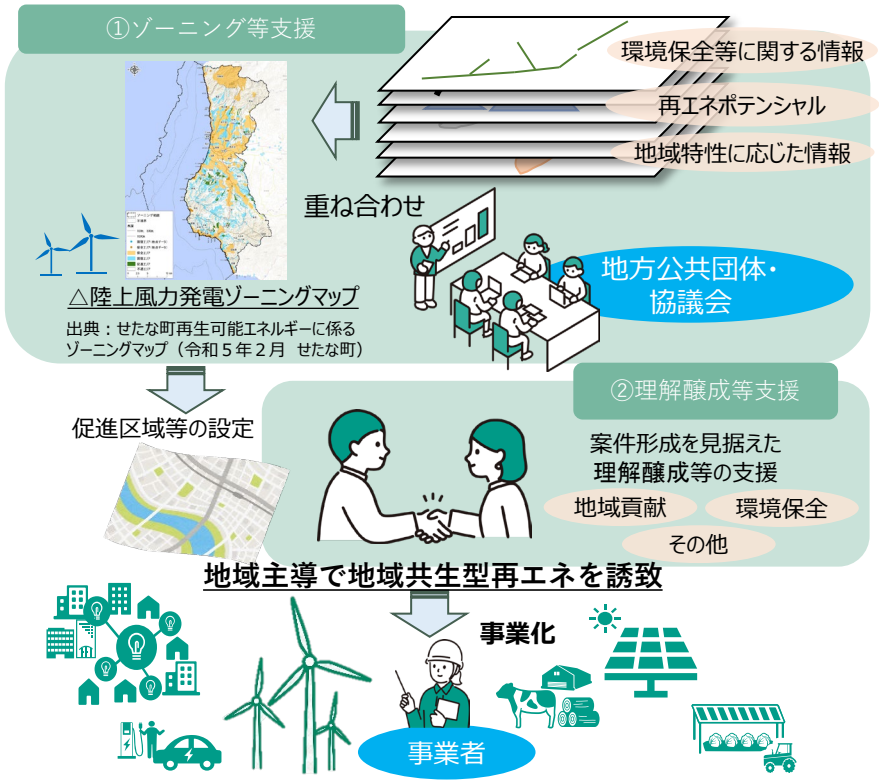

お問合せ先：　環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室　電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、（３）地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業

環境省

地域での脱炭素実現のための計画づくり、合意形成、事業運営を担う中核人材を育成し、活用と連携を促進します。

1. 事業目的

2050年ネット・ゼロの実現に向け、多くの自治体で脱炭素分野の人材不足が課題である。地域課題の解決や地方創生に貢献する取組として脱炭素事業を計画・実行していくためには、地域の人材が主体的に取り組むことが不可欠である。このため、即戦力としての人材派遣、人材育成、企業・専門家とのネットワーク構築により、地域脱炭素の実現を担う中核人材を育成し、ノウハウを伝播することで、脱炭素ドミノの実現に貢献する。

2. 事業内容

①脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談

地方公共団体に対して、地域脱炭素実現に向けた総合的な戦略策定や脱炭素事業創出に関するアドバイザーとして、専門家や企業人材を選定・派遣する。また、多様な相談を一元的に受け付け、潜在的・包括的な課題を掘り起こし、活用可能な支援制度等に繋げる機能を設けることで、特に取組初期段階の地方公共団体の底上げを図る。

②地域における中核人材育成研修

地域での脱炭素事業の持続的な実施に必要な中核人材の育成、他地域の中核人材との相互学習関係の構築を行う。

③地域の実情に応じた官民連携強化

各地域の官民連携強化策として、地方公共団体と地域企業等との協業促進のためのネットワーキング機会を創出。各地方で開催し、地域の実情に応じたきめ細やかな対応を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　委託事業

■委託　民間事業者・団体等

■実施期間　令和８年度～令和12年度

4. 事業イメージ

育成する地域中核人材イメージ

地域に利益をもたらす再エネ事業を進めるために必要となる「地域での合意形成」「行政内部での調整」「ビジョン・ビジネスモデルの構築」など、直面するさまざまな課題に挑戦する「地域中核人材」を育成する

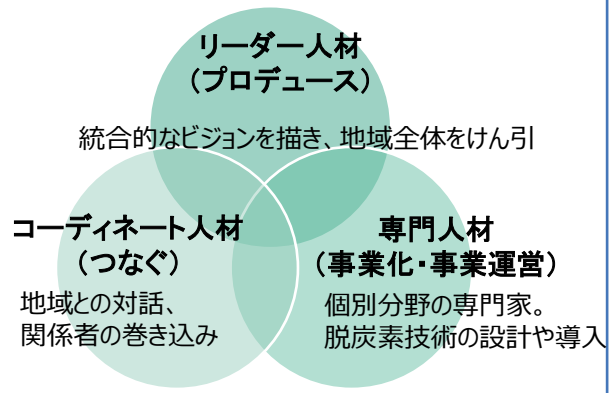

お問合せ先：　環境省大臣官房地域政策課　電話：03-5521-8328

株式会社脱炭素化支援機構の活用による民間投資の促進

○株式会社脱炭素化支援機構は、国の財政投融資からの出資と民間からの出資からなる資本金（令和７年４月現在360億円）を活用して、脱炭素に資する多種多様な事業に対する投融資（リスクマネーの供給）を行う官民ファンド。

組織の概要

【設立年月日】2022年10月28日

【代表者】代表取締役社長　田吉 禎彦

【出資金】360億円
○**民間株主**（84社、109.5億円）：
・金融機関：日本政策投資銀行、３メガ銀、地方銀行など57機関
・事業会社：エネルギー、鉄鋼、化学など27社
○**国**（財政投融資等、250.5億円）
・R7：最大600億円（産業投資と政府保証の合計）

支援対象・資金供給手法

○**再エネ・蓄エネ・省エネ、資源の有効利用**等、脱炭素社会の実現に資する幅広い事業領域を対象。

○**出資、メザニンファイナンス（劣後ローン等）、債務保証**等を実施。

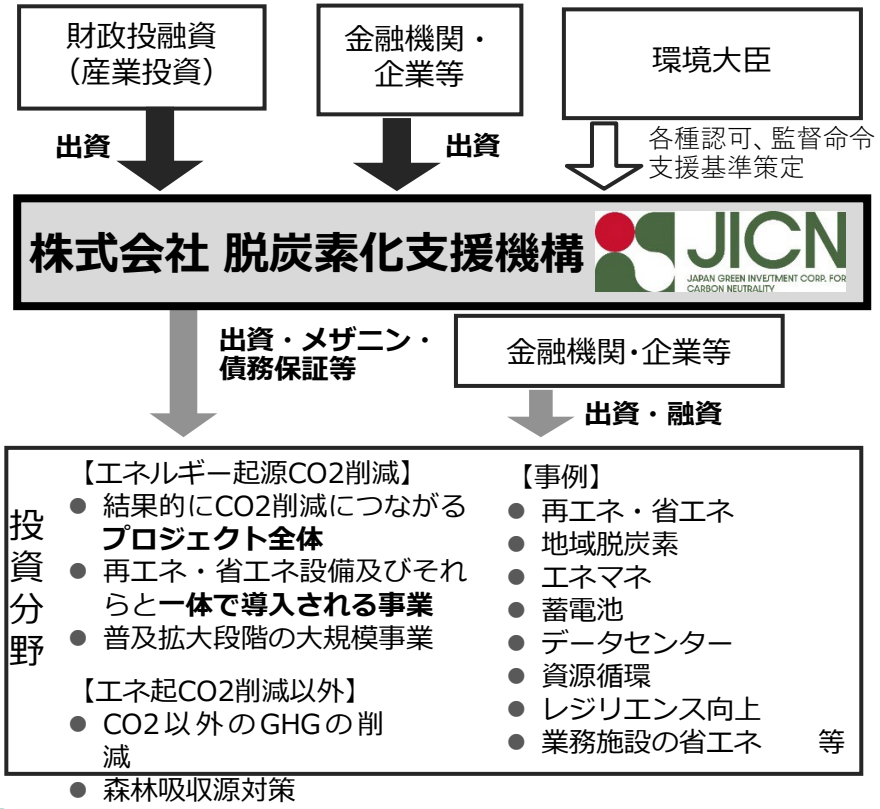

脱炭素に必要な資金の流れを太く・早くし、地方創生や人材育成など価値創造に貢献

（参考）脱炭素化支援機構（JICN）支援決定の事例

■株式会社脱炭素化支援機構から、39案件の支援決定を実施（令和７年８月末時点）

支援決定の事例

WOTA株式会社

＜概要＞

過疎地域や島しょ地域などにおける水インフラの持続可能性に貢献する小規模分散型水循環システムの開発、製造、販売を行う企業。小規模分散型水循環システムは、断水状況下における応急的な水利用の実現や、公衆衛生の向上に寄与しており、レジリエンス強化にも資する。

支援形態：スタートアップ支援

出資形態：優先株出資

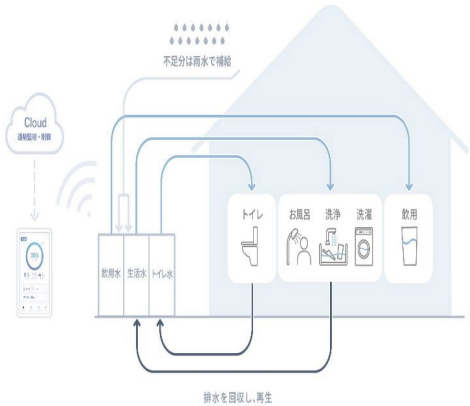

わいた第２地熱発電株式会社（熊本県小国町における地熱発電事業）

＜概要＞

熊本県小国町で、新たに地熱発電事業を行うSPCを設立し、 発電規模4,995kWの地熱発電所を建設する事業。

※既に隣地にて地熱発電所1号機（1,995kW）が安定的に稼働中、 本件は第２号機

支援形態：プロジェクト

出資形態：劣後ローン

隣地にて稼働中の地熱発電所1号機

ヒラソル・エナジー株式会社

＜概要＞

自治体・地域金融機関等との連携を通じて既設発電所を集約し、発電性能再生とデジタル技術を駆使した効率的な管理運用等により、発電所の長期安定稼働を実現する取組。（百年ソーラー®の取組）

支援形態：コーポレート（スタートアップ支援）

出資形態：優先株

百年ソーラー®の枠組みで集約・修繕した発電所

しんきん脱炭素応援ファンドについて

環境省

■ 株式会社脱炭素化支援機構（JICN）は、信金中央金庫及び信金キャピタル株式会社と連携し、信用金庫が出資・融資等で関与する脱炭素化に資する事業を支援対象としたファンドを組成。

■ 全国各地域につながりのある信用金庫のネットワークを活用し、本ファンドを通じ、脱炭素関連事業を支援することで、地方公共団体や地元企業等の脱炭素関連事業の取組が拡大、地方創生に繋がることを期待。

1．概要

(1)事業者	投資事業有限責任組合しんきん脱炭素応援ファンド
(2)期間	2025年４月10日（20年間）
(3)出資総額	20億円
(5)投資対象	信用金庫が出資・融資等で関与する脱炭素化に資する事業 １）中小企業が実施する温室効果ガス削減に貢献する事業 ・脱炭素関連の製品/サービス ・素材・部品の製造/販売 ・再生可能エネルギー発電設備の設置 ２）地公体・民間企業が連携する再生可能エネルギー事業 ・太陽光・小水力・蓄電池　等
(6)投資形態	普通株式・種類株式・社債・劣後ローン他

2. 特徴

- 信用金庫業界の広範なネットワークを活かし、地域の脱炭素化に資する事業を発掘する。
- JICNとの連携により、事業推進に関する専門的なアドバイスを提供する。
- 資本の小さい事業に対し、資本増強による資金調達を促進するため、劣後ローンや優先株を中心とした支援を行う。

3．スキーム

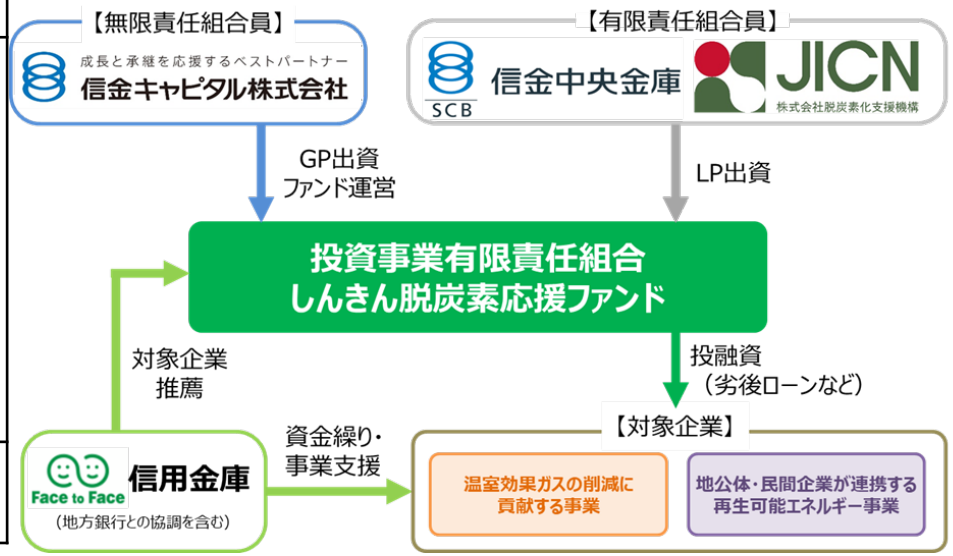

問い合わせ先　信金中央金庫　サステナビリティ推進部　TEL：03-5202-7625　内容：ファンド主旨・概要について
信金キャピタル㈱　投資育成部　TEL：03-6228-7824　内容：個別案件について

株式会社脱炭素化支援機構（JICN）による資金供給等

環境省

【令和８年度要求額70,000百万円（60,000百万円）】※産業投資と政府保証の合計額

株式会社脱炭素化支援機構（JICN）は、脱炭素化・地方創生に資する事業に対して投融資を行います。

1. 事業目的

温室効果ガス（**GHG**）**の排出量の削減等を行う事業活動**（**他者のGHG排出削減等に寄与する事業活動**を含む）及び**当該事業活動を支援する事業活動**に対し、**資金供給その他の支援**を行うことにより、脱炭素化市場に民間資金を大胆に呼び込み、2050年カーボンニュートラルの実現に寄与する。

2. 事業内容

環境大臣が定める以下の支援基準を満たす事業等に対して金融支援を行い、**地球温暖化の防止と地方創生を含む経済社会の発展の統合的な推進**を図る。

(1) 政策的意義	・**温室効果ガスの削減効果**が高いこと ・**経済と環境の好循環の実現**を踏まえたものであること
(2) 民間事業者等のイニシアチブ	・脱炭素事業の推進に意欲のある**民間事業者等の後押し**となること ・**民間事業者等からの出資総額が、機構からの出資額以上**であること
(3) 収益性の確保	・対象事業者が適切な**経営責任**を果たすことが認められること ・機構による適切な支援が行われることにより**収益確保**が認められること
(4) 地域との合意形成、環境の保全及び安全性の確保	・**地方公共団体や地域住民との適切なコミュニケーションを確保**すること ・地方公共団体が示した再生可能エネルギー事業に関する**環境配慮の考え方に従っている**こと

3. 事業スキーム

■事業形態　国の**財政投融資からの出資と民間からの出資**を原資として**ファンド事業を行う株式会社**

■支援方法　**出資、メザニン（優先株、劣後融資）、債務保証等の幅広い方法による資金供給**が可能（**特別目的会社（SPC）、ファンド、スタートアップ等**への出融資を含む）

4. 事業イメージ

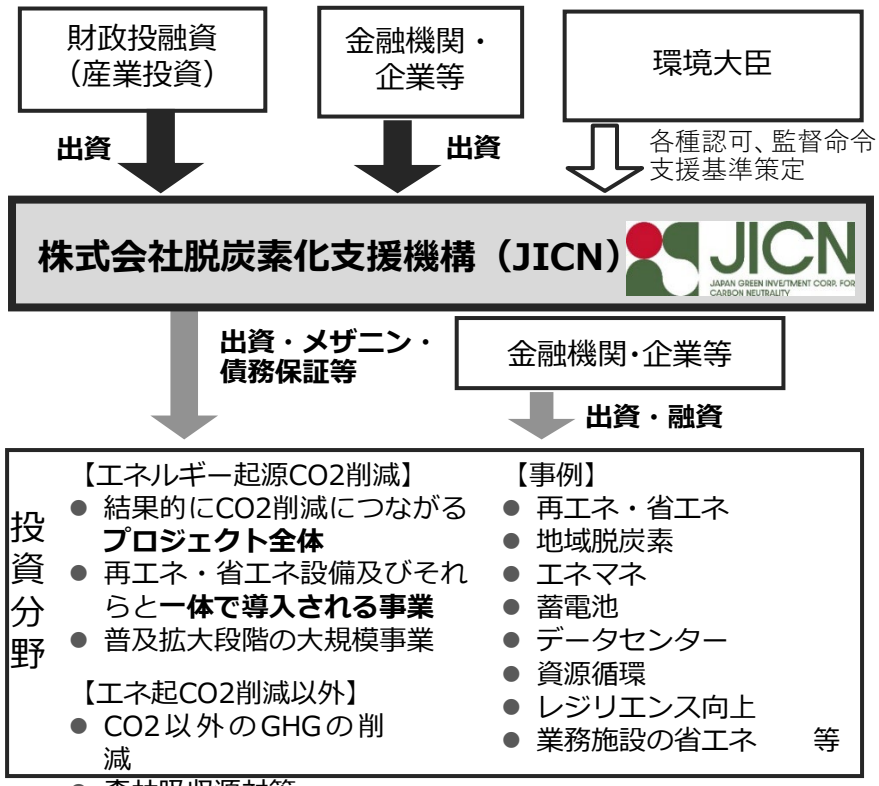

お問合せ先：　環境省　大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ　地域脱炭素政策調整担当参事官室　電話：03-5521-9109

ご案内

地域脱炭素フォーラム2025～地域脱炭素2.0に向けた官民連携の更なる強化～

環境省

◆ 2050 年カーボンニュートラルの実現には、地域の脱炭素化が必要不可欠であり、脱炭素先行地域の実施等を通じて加速する**地域脱炭素のうねりを更に大きく**し、地方創生に資する形で**全国に波及**させることが必要

◆ このため、各ブロック単位・全国9カ所で**「地域脱炭素フォーラム2025～地域脱炭素2.0に向けた官民連携の更なる強化～」**を開催。

◆ 開催目的

✓ 地域脱炭素に精力的に取り組む地域の**自治体、事業者、金融機関、学識者等による議論**を通じて、**地域の「産官学金労言」を挙げた施策連携体制の構築**を目指す。

✓ **地域脱炭素の意義**や地域脱炭素における**官民連携の意義や課題**などについて、**オープンに議論**を行い、**住民、地域企業を始めとする多様な主体**を巻き込んだ**脱炭素の大きなムーブメント**を目指す。

◆ 開催方法・日程等

✓ 各地域の会場参加＋Web配信（下表参照）

ブロック	開催地	開催日
関東①	神奈川県横浜市	5月17日（土）14:00~16:30
近　畿	兵庫県神戸市	5月25日（日）14:00~16:30
北海道	北海道札幌市	6月11日（水）14:00~16:00
九州・沖縄	福岡県福岡市	6月15日（日）14:00~16:30
四　国	香川県高松市	10月4日（土）14:00~16:45
中　部	愛知県名古屋市	10月18日（土） 14:00~16:30
中　国	広島県広島市	10月22日（水） 14:00~17:00
東　北	宮城県仙台市	10月29日（水） 14:00~16:30
関東②	新潟県新潟市	11月6日（木）14:00~16:30

第１回地域脱炭素フォーラム2025（横浜市開催）概要

地域脱炭素の取組に対する関係省庁の主な支援ツール・枠組み

■ 令和４年２月に、地方自治体やステークホルダの皆様が脱炭素先行地域の実現に向けた検討を行うため、**「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」**を公表（**令和7年４月更新**）。
地球温暖化対策計画（令和７年２月18日閣議決定）では2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定し、地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を2030年度までに実現するとされており、本支援ツール・枠組みについても更なる拡充を図り、施策間連携の取組を推進していく。

■ 目次において支援種別・支援対象を整理し、目的に応じて見つけることが可能

■ 環境省をはじめ**1府6省**（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の財政支援等の支援ツール・枠組みがのべ**174事業掲載**
（令和６年度補正及び令和７年度当初予算。地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置を含む。）

■ **脱炭素先行地域**に選定された場合に**優遇措置等**を受けることができる事業が**33事業**

各府省庁の支援ツール・枠組み

環境省（50事業）
- **地域脱炭素推進交付金**
- 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
- 脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）

他47事業

内閣府（10事業）
- 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）
- 新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）
- 地方創生人材支援制度

他7事業

総務省（７事業）
- ローカル10,000プロジェクト
- ふるさと融資制度
- ＧＸアドバイザー（地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業）

他4事業

地方財政措置（８事業）
- 脱炭素化推進事業債
- 公営企業債（脱炭素化推進事業）
- 過疎対策事業債（特別枠）
- 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 地域活性化事業債

他3事業

文部科学省（５事業）
- エコスクール・プラス
- 国立大学・高専等施設の整備
- 公立学校施設の整備
- 大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発
- カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション

農林水産省（26事業）
- みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、地域循環型エネルギーシステム構築
- みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、バイオマスの地産地消
- 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち、林業・木材産業循環成長対策

他23事業

経済産業省（17事業）
- 再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業
- 水力発電の導入加速化事業
- 中小水力発電自治体主導型案件創出調査等支援事業費補助金

他14事業

国土交通省（51事業）
- 既存建築物省エネ化推進事業
- サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）
- グリーンインフラ創出促進事業
- 港湾檀津炭素化推進計画の作成に対する支援

他47事業

※下線は優遇措置（脱炭素先行地域に選定された場合に適用される措置）がある事業

脱炭素地域づくり支援サイト

https://policies.env.go.jp/policy/roadmap

■設備導入支援
・地域脱炭素推進交付金
・地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業　など

■計画策定等支援
・地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業　など

■人材支援
・地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成支援
・脱炭素まちづくりアドバイザー制度
・地域脱炭素ステップアップ講座　など

■情報提供等支援
・地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム[LAPSS]
・地方公共団体脱炭素取組状況マップ
・再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS]　など

■その他支援
・株式会社脱炭素化支援機構（JICN）の活用による民間投資の促進　など

■地方財政措置
・脱炭素化推進事業債　など

（参考資料）

地方財政措置（脱炭素化推進事業債等）

○ GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）において、地域脱炭素の基盤となる重点対策（再生可能エネルギーや電動車の導入等）を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、令和5年度より「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設
○ 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加
○ 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

1．脱炭素化推進事業債

【対象事業】
○ 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業（再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車）

○ 「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加

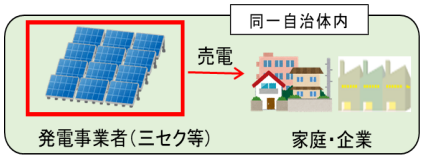

【事業期間】令和7年度まで （地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様）

【事業費】1，000億円

【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー（太陽光・バイオマス発電、熱利用等）公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネルギー（省エネ改修、LED照明の導入）		財政力に応じて30～50%
公用車における電動車の導入（EV、FCV、PHEV）		30%
第三セクター等における再生可能エネルギー設備整備（地域内消費を主目的とする事業）に対する補助 ※事業費の1／2を上限	90%	50%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築とも対象

2．公営企業の脱炭素化

○ 公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業（小水力発電（水道事業等）やバイオガス発電、リン回収（下水道事業）、電動バス（EV、FCV、PHEV）の導入（バス事業）等）についても措置

※ 地方公共団体のGXの取組を支援するための専門アドバイザーの派遣（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）を一般会計にも拡充

3．過疎対策事業債・辺地対策事業債における対象設備の明確化及び過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

○ 過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象事業について、次のとおり明確化。
・蓄電池・自営線・エネルギーマネジメントシステム等の基盤インフラ設備は、再エネに付帯するものは対象。
・省CO2設備とZEBは、学校・公民館等の過疎債対象施設の場合は対象（庁舎等は対象外）
・電動車は、スクールバス、除雪車、消防車両、ごみ運搬車、患者輸送車等の過疎債対象の車両は対象（通常の公用車は対象外）
・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する施設は、地場産業の振興に資する施設として対象（第三セクター等に対する補助金を含む）。
○ 辺地対策事業債（充当率100%、交付税措置率80%）の対象事業について、次のとおり明確化。
・公民館・診療所等の辺地債対象施設における再エネ施設、省エネ施設、ZEB化、省エネ改修等は対象。
・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する施設は、地場産業の振興に資する施設として対象（第三セクター等に対する補助金を含む）。
○ 過疎対策事業債の対象施設において実施する再生可能エネルギー設備（※）及び公共施設等のZEB化を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。
※ 「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより、独立採算が可能と考えられることから、原則として過疎対策事業債の対象外。地方単独事業については、施設整備に要する経費の1／2を上限とし、これを上回る部分は原則として対象外。

地方財政措置（人材育成）

1．中小企業のリスキリングに係る地方財政措置

【対象事業】 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に資する、
①経営者等の意識改革・理解促進、②リスキリングの推進サポート等、③従業員の理解促進・リスキリング支援
※ 地域職業訓練実施計画（職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画）に位置付けられる地方単独事業を対象
【事業期間】 令和8年度まで（「人への投資」パッケージの終了年度と同様）
【地方財政措置】 特別交付税措置（措置率0．5）

2．地方公務員のリスキリングに係る地方交付税措置の拡充・創設

○ 都道府県・市町村が、「人材育成・確保基本方針」において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関し実施する研修を対象として、地方交付税措置を創設。
（1）自団体職員を対象とする場合
都道府県：普通交付税措置
市町村　：特別交付税措置（措置率0.5）
（2）都道府県等が市町村職員を対象とする場合
特別交付税措置（措置率0.5）

- 「新たな政策課題」とは、団体ごとに特に解決が必要と考える課題（例：GX、スタートアップ支援、インバウンド戦略、多文化共生等）。
- 「人材育成・確保基本方針」等において、特に必要となる人材について定量的な目標を設定する場合が対象。

3．地方公務員の人材確保に係る地方交付税措置の創設

○ 都道府県等が、市町村と連携協約を締結の上、
当該市町村が地域の実情に応じて必要とする専門人材
（連携協約において規定。保健師・保育士・税務職員等）を
確保し、派遣する取組を対象として、特別交付税措置を創設
【地方財政措置】特別交付税措置（措置率0.5）

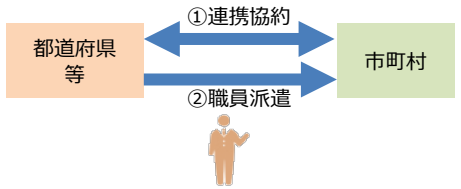

- 派遣を受ける市町村については、政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く市町村が対象。
- 派遣を受ける市町村に負担金が生じる場合は、派遣初年度のみが対象。

ふるさと融資制度について

環境省

【制度概要】
・ふるさと融資（地域総合整備資金貸付）とは自治体が金融機関と共同して、民間事業者の設備投資に対して行う無利子融資
・融資先は法人限定、業種は特に制限なし、①公益性のある事業、②一定の収益性のある事業が融資対象
・自治体は地方債（利子の75%は地方交付税措置）を発行し、それを原資として民間事業者に無利子で融資（最長20年）
・金融機関の連帯保証が必要、民間事業者は金融機関に保証料を支払（自治体が保証料補助を行う場合あり）
・融資比率、融資限度額等は次頁「要件一覧」のとおり、令和4年度より脱炭素関連事業につき優遇要件を設定（要件一覧※4）
・地域総合整備財団【ふるさと財団】は、融資案件の審査と融資関連手続につき自治体から委託を受けている

■制度の仕組み

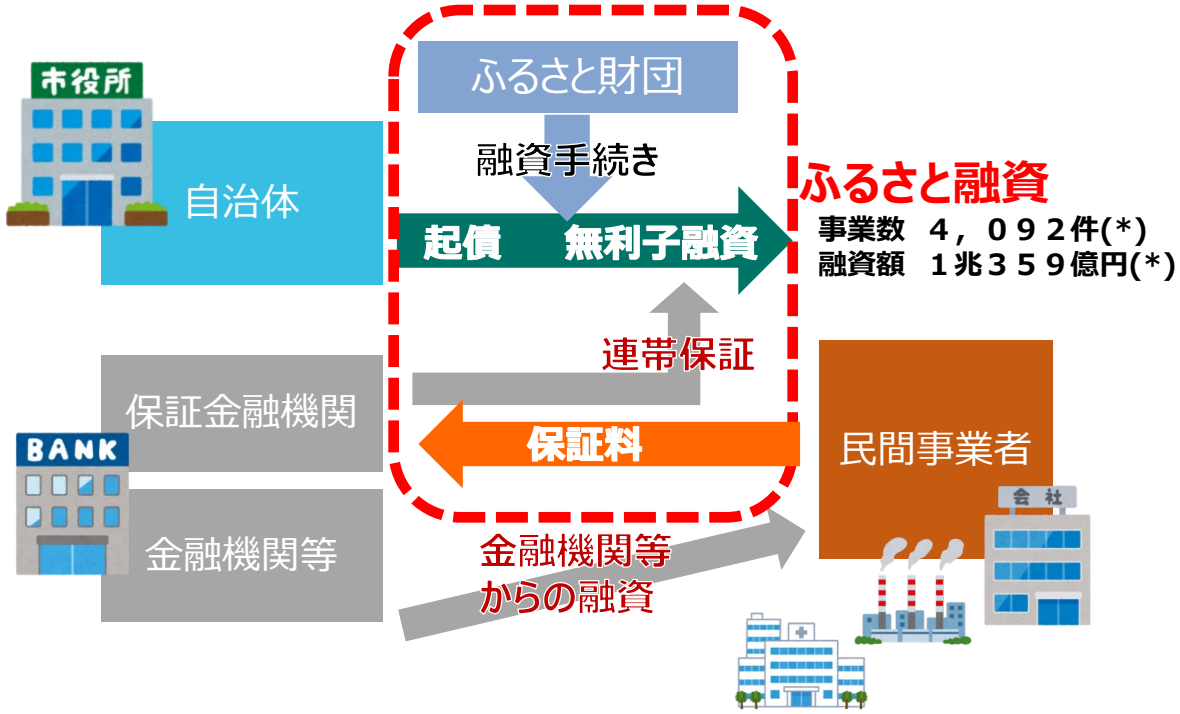

(*)：Ｈ１年度～Ｒ５年度までの累計実績

■要件一覧

		通常の地域	過疎地域（みなし過疎地域含む）・離島地域・特別豪雪地帯	定住自立圏(※2)・連携中枢都市圏(※2)・東日本大震災被災地域(※3)・市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」(※4)・(株)脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業(※4)
都道府県・指定都市	融資比率	50%	60%	60%(※2)
	融資限度額	80(※1)	96(※1)	120(※2)
	雇用	5人（再生可能エネルギー電気事業は1人）以上 (※4)		
その他市町村	融資比率	50%	60%	60%
	融資限度額	20(※1)	24(※1)	30
	雇用	1人以上		

(※1)：地域再生計画認定地域及び沖縄県の区域に係る融資限度額は、1.25を乗じて得た額
(※2)：定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引上げ措置については都道府県は対象外
(※3)：岩手県、宮城県、福島県に限定
(※4)：市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」・㈱脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業については、「1人以上」

（参考）ふるさと融資制度の融資事例

近年のふるさと融資における脱炭素関連融資実績（単位.百万円）

	事業名	事業者名	都道府県	貸付団体	融資実行年度	融資額	保証機関名称
1	バイオガスプラント建設事業	かぶとバイオファーム(同)	岡山県	笠岡市	令和 6年度	1,050	笠岡信用組合
2	風力発電増設事業	いいたてまでいな再エネ発電㈱	福島県	福島県	令和 3年度	820	東邦銀行
3	川内大中合太陽光発電事業	㈱サン・エナジー川内	福島県	福島県	令和 2年度	1,288	東邦銀行
4	木質ﾊﾞｲｵﾏｽ発電事業	ｻｰﾗｅﾊﾟﾜｰ㈱	愛知県	豊橋市	令和元年度	1,050	三井住友銀行

かぶとバイオファーム（岡山県笠岡市）

融資年度　：令和6年度
導入設備　：バイオガスプラント

サン・エナジー川内（福島県）

融資年度　：令和２年度
導入設備　：太陽光発電設備

創業支援施策等について

中小企業庁　創業・新事業促進室

経済産業省

創業支援施策等について

2025年　９月１９日

中小企業庁　創業・新事業促進室

主な創業支援の取組

- 中小企業庁において、**主に３つの観点（意識改革、知識・ノウハウ、資金調達）**で、これまで施策を展開してきている。

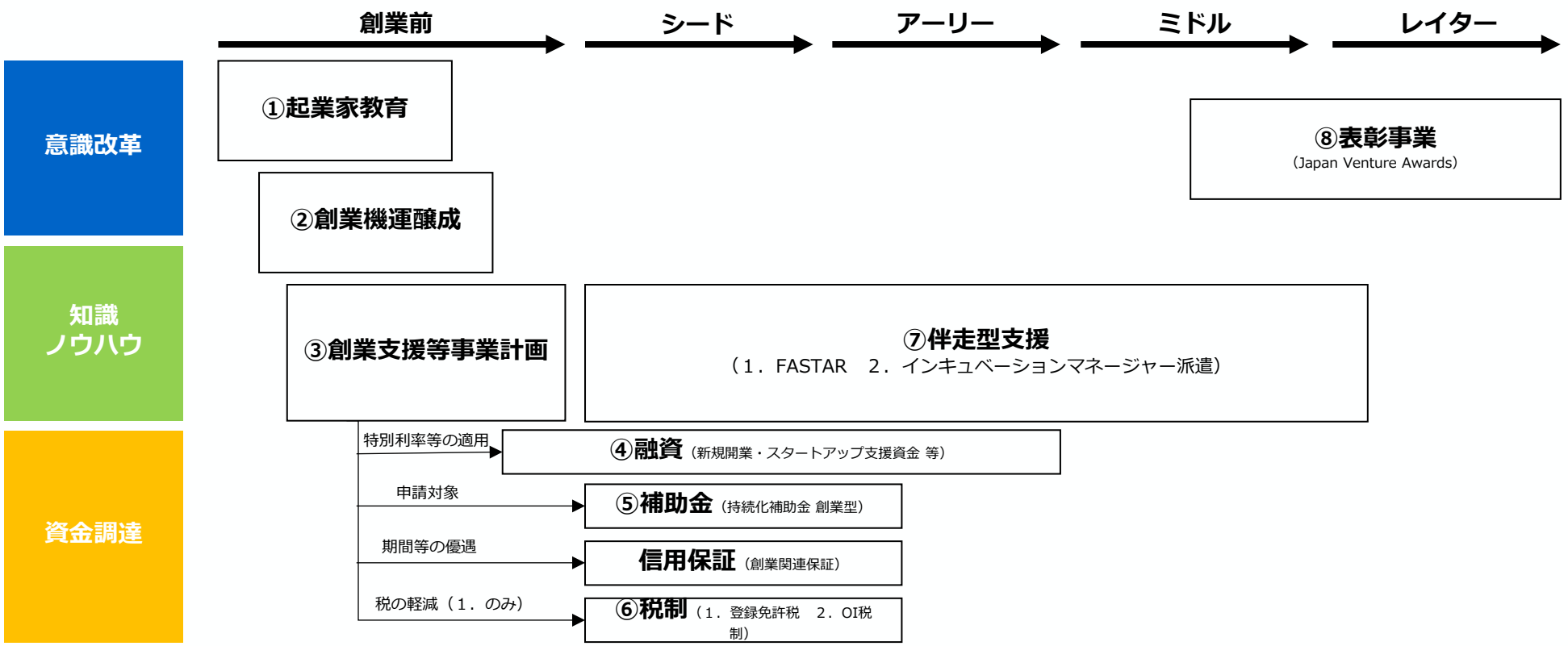

① 起業家教育事業

- 起業家に必要とされるマインドと資質・能力を有する人材を育成し、**将来創業者となる人材を輩出するための若年層向け起業家教育を推進。起業家による講演を通じた興味・関心を持つきっかけづくりから、成果物のアウトプットによる次のステップへの導線の用意まで、一気通貫で支援。**
- また、高等学校などでの起業家教育実施の普及を目的として、「起業家教育の標準的カリキュラム」を整備。

1．出前授業支援
（興味・関心の向上）

●起業家等による講演などを実施する教育機関を支援

教育機関が起業家教育を実施する際に、出前授業や講演等に登壇する起業家（経営者等）を招聘。その際の費用を支援する。

2．起業家教育プログラム実施支援
（集中的な学習機会）

●中長時間のプログラムを実施する教育機関を支援

教育機関が起業家教育プログラムを実施するため、「標準的カリキュラム実践のためのマニュアル」を基に行う授業に対し、講師や起業家の招聘等を実施。その際の費用を支援する。

3．アウトプットの機会提供
（成功体験の獲得による次ステップへの導線）

●作成したビジネスプランについて発表、アドバイスを受ける機会を提供

起業家教育プログラムの実施により作成したビジネスプランをアウトプットする環境を整備。作成したプランについてアドバイスを受け、同じ起業家教育に取り組む高校生との交流の場とすることで、モチベーション向上を図る。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyouiku/index.html

（参考） 起業家教育事業の取組

- 令和７年度は、全国の高等学校等を対象に、**出前授業支援として５０校、起業家教育プログラム実施支援として３４校**をそれぞれ支援。
- また、起業家教育プログラム実施支援の取組みをまとめた事例集を作成。

令和７年度起業家教育プログラム実施支援校

【東北】
・宮城県工業高等学校
・福島東陵高等学校

【関東】
・茨城県立下妻第一高等学校・附属中学校
・学校法人田中学園 水戸葵陵高等学校
・宇都宮海星学園 星の杜高等学校
・東京農業大学第二高等学校
・武蔵越生高等学校
・成田高等学校
・成城学園高等学校
・桜丘中学・高等学校、
・山脇学園中学校高等学校、
・東京電機大学中学校・高等学校
・神奈川大学附属中・高等学校
・法政大学国際高等学校
・立花学園高等学校
・甲府市立甲府商業高等学校

【中部】
・静岡大成高等学校
・城南静岡高等学校
・愛知県立犬山総合高等学校

【北陸】
・学校法人藤園学園 龍谷富山高等学校

【近畿】
・常翔啓光学園高等学校
・兵庫県立淡路三原高等学校
・兵庫県立小野高等学校
・兵庫県立豊岡総合高等学校

【中国】
・鳥取県立鳥取商業高等学校
・津山工業高等専門学校
・山口県立光高等学校

【四国】
・大手前高松中学・高等学校
・弓削商船高等専門学校
・高知県立大方高等学校

【九州】
・宮城県立都城商業高等学校
・学校法人川島学園鹿児島実業高等学校
・長崎県立長崎北高等学校

【沖縄】
・沖縄県立那覇商業高等学校

起業家教育プログラム実施支援事例集

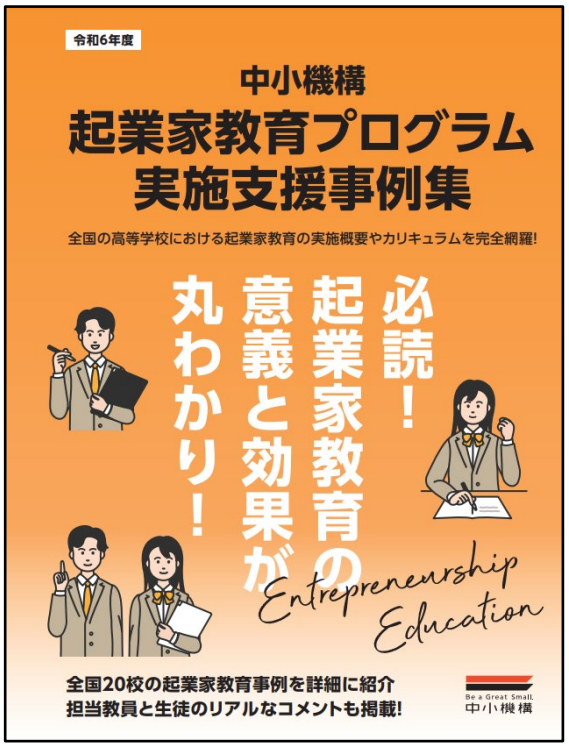

https://entrepreneur.smrj.go.jp/related/case%20study.pdf

起業家教育の具体的な事例

青森県立大湊高等学校
（令和6年度プログラム支援校）

○4月～1月の期間（全41時間）で起業家教育事業を実施。プログラムの応募理由としては、地域の自然や伝統文化、起業などについて、生徒に興味を持ってもらいたい気持ちと、「**何もないと思うなら自分たちで作ってみる**」という新 たな視点を取り入れたく、起業家教育プログラムに応募しました。

○授業の中で、**生徒自らが地域の課題を考え、その課題を解決するために、地域企業へインタビューを実施。**

○また、インタビューを踏まえ、**考えたビジネスアイディアを企業に提案**し、より具体的なビジネスプランが完成した。

地元企業へのインタビュー

桜花学園高等学校
（令和6年度プログラム支援校）

○4月～2月の期間（全28時間）で起業家教育事業を実施。令和5年度にもプログラム校に採択され、その際**フェアトレードコーヒーの販売を通して途上国の女性支援を行う会社を実際に設立した。**
（株式会社MieuxX）

○令和6年度も同事業を継続するなかで、生徒がパッケージデザインした**インスタントコーヒーのネット販売**や、新規事業として同校の**バスケットボール部を応援するグッズの企画や制作を実施。**

○今後も後輩が同会社を継続的に運営していく予定。

生徒がデザインしたコーヒー

宇佐市（大分県）
（市独自の創業支援等事業計画に基づく機運醸成事業）

○6月～12月（全6回）市内企業を講師に招き商品開発（パッケージデザイン）などを実施し販売会及び宇佐市の**ふるさと納税返礼品（USABOX）の商品にする。**

○令和5年度より市内高校に向けにアントレプレナーシップ教育を実施。導入した背景としては、コロナ禍で創業支援講座の受講者が減少した時期あったことを受け、**将来の創業者や創業希望者が枯渇することを避ける**ために若年層からの機運醸成の必要性を感じたことで、事業を導入した。

○実施した後に生徒から「**市内企業の魅力について発見できた**」「**今度は1から商品開発をしてみたい**」「**将来は市内で働きたい**」などの起業だけでなく、市内で働く選択肢にも寄与できた。

USABOX の販売会

（参考）Japan Entrepreneurship Alliance

意識改革

- 創業機運醸成事業を効果的・効率的に実施して**創業関心者を増やすため、令和7年3月に、経済産業省と文部科学省で連携して取り組むことをアライアンスとして宣言。**自治体や産業界等に広く周知し、参画への全国的な機運醸成を図ることで、**オールジャパンでアントレプレナーシップ教育の普及・定着に取組む。**

参画団体

東京都、公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会、
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、
公益財団法人ロートこどもみらい財団、つくば市、
公益社団法人ジャパンチャレンジャープロジェクト、兵庫県、名古屋市、
横浜市教育委員会、仙台市、京都市、沖縄県

※令和7年8月26日時点＜申請日順＞

意識改革

Japan Entrepreneurship Alliance　参画メリット

1 派遣起業家の充実化

学校の多様な派遣ニーズに対応できる派遣起業家の共有

派遣する起業家を共有し**一体的な取組**とし実施

参画機関が相互に起業家を紹介

2 他参画機関と連携した教育プログラムの開発・実施

都市 × 地方

単独では実施できないプログラム開発

＜テーマ別の共同企画（例）＞
A県：食ビジネス
B市：観光ビジネス
C町：商店街活性化

参画団体同士での共同企画

3 教育委員会や学校の理解の促進

他自治体の好事例を関係者への説明材料として活用

好事例を伝えることで**アントレ教育の必要性**の理解を促し、**導入の判断材料**として活用

学校現場の負担軽減の工夫

外部人材の活用方法

4 アントレ教育の実施調査として活用

学校等へのアントレ教育導入の状況把握・分析に活用

アントレ教育導入状況を活用し**関心の高い自治体や学校をより精緻に把握することが可能**

他団体の取組の導入状況の把握

5 実施・効果検証のノウハウ獲得

他取組事例をもとに事業内容のブラッシュアップ

アントレ教育の実施方法

・各取組の効果
・効果測定方法

認知拡大の工夫

Japan Entrepreneurship Alliance　参画団体募集

- 各参画団体が実施する起業家等を学校等に派遣する取組において、「**JET-ALL（ジェット オール）**」の名称や、Japan Entre Allianceのロゴマークを共通して用いることによって、全国的な若年層向けアントレプレナーシップ教育の機運醸成を図るとともに、アントレプレナーシップ教育の取組に関する情報連携の強化として、**起業家等の情報の共有**、**対外発信等の協力を図る**。
- **アントレプレナーシップ教育を主体的に実施している地方公共団体等の参画を募集中**

Japan　Entre　Alliance ロゴマーク

または、「**ジャパン・アントレプレナーシップ・アライアンス**」で検索

②創業機運醸成・自治体計画策定支援　※中小企業基盤整備機構交付金事業

- 中小企業基盤整備機構と自治体との共催で**創業機運醸成の講座・ワークショップ**を開催。
- 自治体職員向けの研修を実施し、創業支援等事業計画の機能強化に繋がる創業支援事例や支援ノウハウを共有。

事業実績

①創業機運醸成講座・ワークショップ：57回 (2024年度)
②自治体向け研修：10回 (2024年度)
③認定自治体における創業支援の取組みの参考となる先進事例を提供するため、**47都道府県の支援事例を集めた事例集**を作成

TIP*S

参加者同士の対話を大切にした
ワークショップ型のイベント

自治体の創業支援事例集

https://entrepreneur.smrj.go.jp/related/r4_jichitaisogyo_view.pdf

③ 産業競争力強化法に基づく創業支援

- 地域における創業促進のため、**産業競争力強化法に基づき、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援を実施する「創業支援等事業計画」を国が認定する制度を平成26年より開始。**
- 認定市区町村は 1,539 に達し、**人口カバー率は 99%**（令和7年6月末時点）。**これまで約20万人の創業を実現。**市区町村が地域の支援機関と連携して実施する「特定創業支援等事業（創業塾や創業セミナー等）」を受けた者は、市区町村が発行する証明書を受け取ることで、**税の軽減や、融資制度での優遇といった措置が適用**される。

創業支援等事業計画のスキーム

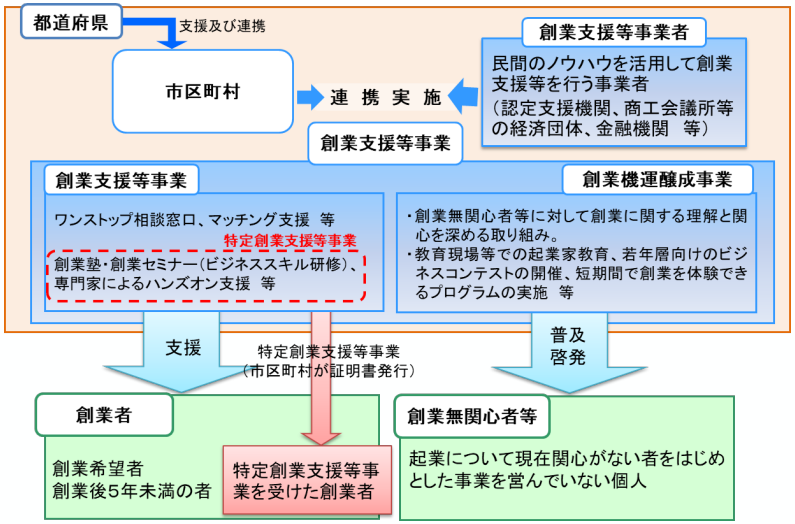

創業支援等事業計画による支援の実績

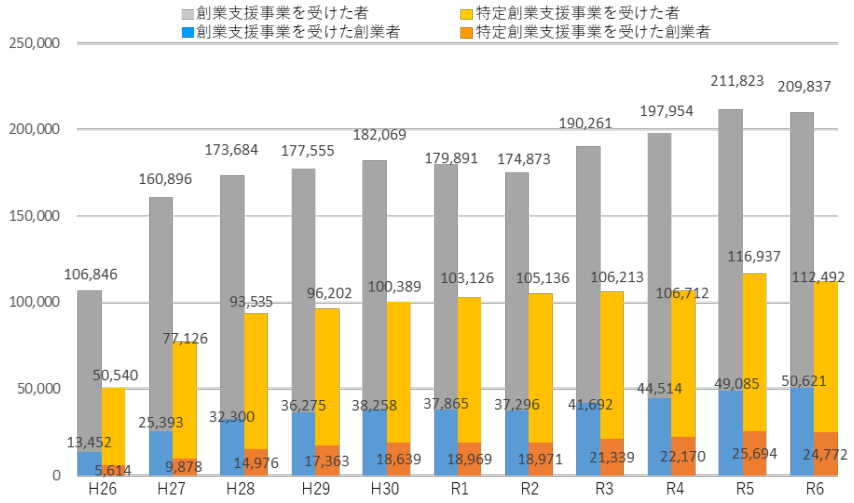

（出典）認定市区町村からの実績報告より中小企業庁が作成

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/sougyo_keikaku.html

（参考）産業競争力強化法に基づく創業支援について

- 市区町村が地域の支援機関と連携して実施する特定創業支援等事業（創業塾や創業セミナー等）を受けた者は、市区町村発行の証明書を受け取ることで、創業時に様々なメリットが受けられる。

（1）登録免許税の軽減措置

設立形態	通常の税率	軽減措置適応の税率
株式会社	資本金の額×０．７％ ※１５万円に満たないときは、１件につき１５万円	資本金の額×**０．３５％** ※７．５万円に満たないときは、１件につき７．５万円
合同会社	資本金の額×０．７％ ※６万円に満たないときは、１件につき６万円	資本金の額×**０．３５％** ※３万円に満たないときは、１件につき３万円

（2）創業関連保証特例活用時の優遇

信用保証協会の創業関連保証（※）について、**事業開始６か月前**（通常２か月前）から利用対象になる。その他、市区町村によっては、**保証料の一部補助**を実施。

（※）保証限度額3,500万円、１か月以内に個人開業又は、２か月以内に会社設立し事業開始～５年未満の者等の事業に必要な資金を支援。

（3）日本政策金融公庫の融資制度での優遇

新規開業・スタートアップ支援資金（※）について、特定創業支援等事業を受けて新たに事業を始める方は、**特別利率（基本金利▲0.40%）が適用**される。

（※）融資限度額7,200万円、新たに事業を開始する者または事業開始後７年以内の者の事業に必要な資金を支援。

（4）持続化補助金＜創業型＞の申請対象

創業後３年以内の小規模事業者の販路開拓等の取組を支援する持続化補助金＜創業型＞（※）の申請対象になる。

（※）補助上限：200万円、補助率2/3、特定創業支援等事業による支援を受けた日及び開業日が公募締切時から起算して過去３か年の事業者。

（5）自治体ごとのサポート

市区町村によっては、補助金や融資等、さらなる支援施策を設けている。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/sougyo_startup.html

創業支援等事業計画の取組事例

（事例１）**長岡市（新潟県）**
※直近３年間の創業者数４０４者。単独計画３１位。
（令和６年度末実績）

○H26年より、長岡市、長岡商工会議所、市内金融機関、スタートアップ拠点 （一社）新潟県起業支援センターCLIP長岡（以下、CLIP)で構成するながおか創業応援ネットワークを構築。CLIPは、創業に向けての相談対応や金融機関などの各支援機関への橋渡しのほか、長岡市の起業セミナーや起業支援プログラムを受託運営。頼れる**伴走支援者として、起業関心者のはじめの一歩を後押ししている**。

○起業したい学生や社会人向けに、シリコンバレー発の新規事業創出プログラム「リーンローンチパッドプログラム」をR元年より実施。**アイディア発想からマーケティングや収益モデル設計などを学び、ビジネスプランを策定する事業**。本プログラム経験者から８社の起業が実現。

○**起業家教育プログラムとして、市内４大学１高専と連携し若手の創業支援を行うとともに女性起業家向けセミナーなどを実施**。学生起業支援施策としては、Ｈ３０年より学生起業家育成補助金を創設し、これまでに22人が起業。
（上限額：法人30万円、個人事業主20万円、補助率4／5）

（事例２）**倉敷市（岡山県）**
※直近３年間の創業者数１，１６６者、共同計画２位。
（令和６年度末実績）

○総務省の連携中枢土地構想により県内高梁川流域圏7市３町が連携をしており、**連携市町間での特定創業支援等事業と証明書発行を連動**。（うち早島町はH27年に創業サポートセンターに加入し、以後、共同計画を策定）
○**商工会・商工会議所に加え、倉敷市に支店を構える金融機関の多くが創業サポートセンターのメンバーとして連携。**よろず支援拠点とも共同で創業塾を開催。
○**創業塾等については、年間通じて受けられる体制が整っており、日本公庫、診断士、ＩＮＰＩＴ、弁護士など知識分野毎に外部講師を分ける**など工夫しながら実施。
○広報として、市の**全世帯に配布の広報誌（広報くらしき）で創業施策に関する情報を発信するなど創業希望者に施策が届く工夫を実施。**
○創業時の金融支援として、創業後１年以内の事業者を対象に、上限３５０万円、**金利０．３%と全国的にも低金利の信用保証協会の制度融資**を用意。
〇女性起業家向けには、交流会や相談窓口の設置、事業計画の伴走支援を実施。
⇒創業サポートセンターを中心として、広域かつ参画機関同士の連携を図り、創業希望者に応じた支援を行うことで、毎年多くの創業者を生み出している。

④ 融資制度（日本政策金融公庫による創業関連融資制度）

- 創業者（創業予定者を含む）の、創業又は創業による事業運営に必要な資金調達を支援するため、**日本政策金融公庫において、各種創業融資制度を展開。女性・若者／シニア起業家等に対し特別利率を設定することや、創業間もない起業家等に対し更なる優遇利率を設定した融資支援**を行うことで、創業を促進。

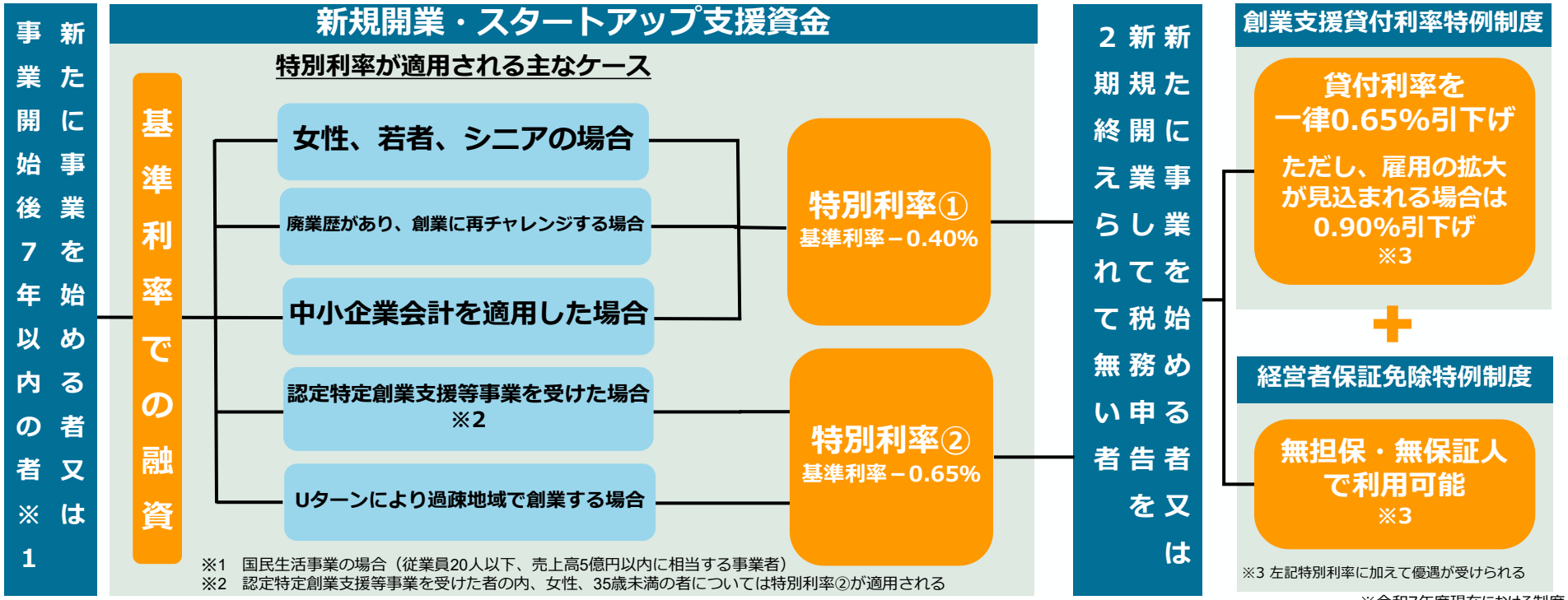

※令和7年度現在における制度

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/01_sinkikaigyou_m.html

⑤小規模事業者持続化補助金＜創業型＞

- **創業後3年以内の小規模事業者を対象**に、**商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等**の取組を支援します。

制度概要

項目	内容
補助上限	**200万円（補助率２/３以内）** インボイス特例を活用した場合は最大250万円
事業期間	交付決定から12ヶ月程度
対象者	開業日が公募締切時から起算して過去3か年の間である小規模事業者等
要件	**認定市区町村等が実施した特定創業支援等事業による支援を過去３か年の間に受けたこと。** なお、認定市区町村が発行した特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写しが必要
対象経費	機械装置等費、展示会等出展費、新商品開発費　等
その他	補助事業実施中や終了時において、商工会・商工会議所の経営指導員から助言等の支援を受けることができます。

活用事例

- ✓ 食品小売業を開業後1年経過し、**厨房機器の導入**及び**店舗リニューアル**を行うことで、新規顧客獲得による売上拡大を図る。
- ✓ 金属加工業を開業。**ロボット溶接機械**を導入することで、技術革新による事業の拡大及び生産性の向上を図る。

【審査ポイント】

- ✓ **特定創業支援等事業にて策定された創業計画書等の内容を踏まえた補助事業計画となっているか。**
- ✓ 小規模事業者にとって実現可能性の高い補助事業計画になっているか。
- ✓ 新たな価値を生み出す商品、又はそれらの提供方法を有する取組がみられるか。
- ✓ デジタル技術を有効的に活用する取組がみられるか。

第２回公募要領公開：６月30日、申請受付期間：10月3日～11月28日

👉 https://r6.jizokukahojokin.info/sogyo/

⑥オープンイノベーション促進税制の概要

- 国内の対象法人等が、オープンイノベーションを目的としてスタートアップ企業の株式を取得する場合、取得価額の25%を課税所得から控除できる制度。

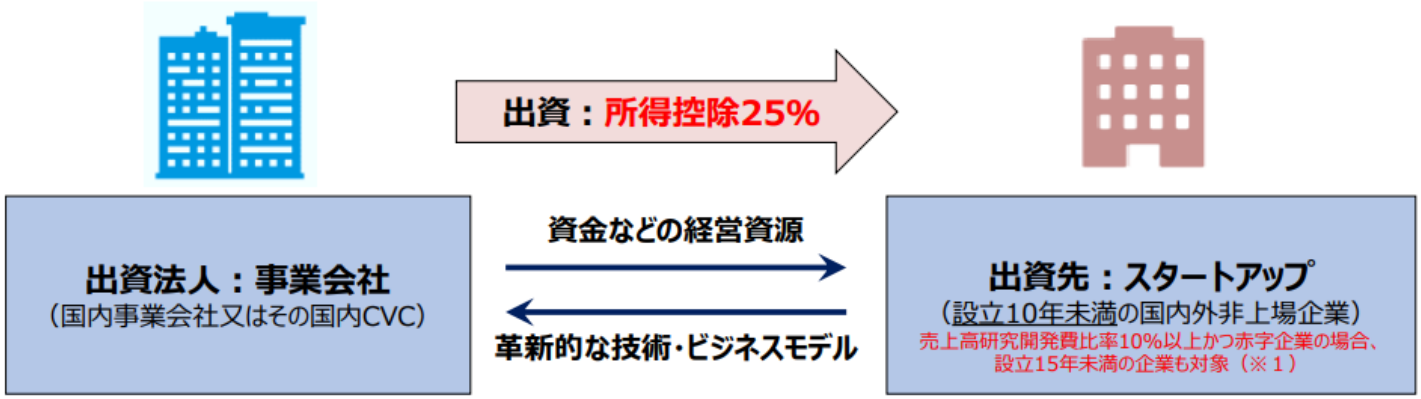

<所得控除上限額>
- １件当たり12.5億円以下（※２）。対象法人１社・１年度当たり125億円以下（※３）

<出資行為の要件>
- １件当たりの出資金額下限：大企業は１億円、中小企業は１千万円（海外企業への出資は一律５億円）
- 資本金増加を伴う現金出資（発行済株式の取得は対象外）、なお純投資は対象外
- 取得株式の３年以上（※４）の保有を予定していること

※１：令和４年４月１日以降の出資が対象。 ※２：取得額換算50億円/件。なお、令和５年３月３１日までの出資については、25億円（取得額換算100億円/件）。
※３：オープンイノベーション促進税制（M&A型）と合算。 ※４：令和４年３月３１日までの出資については、５年以上。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/open_innovation/open_innovation_zei.html

知識・ノウハウ

⑦アクセラレーション事業（FASTAR）

- **スタートアップ企業や起業予定者**を対象に、中小機構の専門家が、**経営課題に応じた伴走型支援**により、**事業計画のブラッシュアップ**を行い、成長加速化をサポートすることを目的とする。
- ピッチイベントや個別紹介等で**VCや大企業とのマッチング機会を提供**し、資金調達・事業提携を促進する。
- 2019年度～毎年2回の公募を実施し、これまでに計12回で162者を採択。（参考）第12期：103者の申請から22者を採択。

有望なスタートアップを発掘

地域中核およびJ-Startupの予備軍となり得る企業を選定

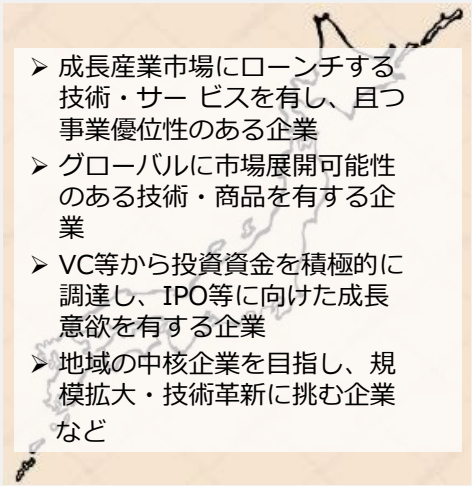

- 成長産業市場にローンチする技術・サー ビスを有し、且つ事業優位性のある企業
- グローバルに市場展開可能性のある技術・商品を有する企業
- VC等から投資資金を積極的に調達し、IPO等に向けた成長意欲を有する企業
- 地域の中核企業を目指し、規模拡大・技術革新に挑む企業

など

中小機構のリソースとツールにより体系的に支援（約１年間）

事業戦略構築から事業計画策定までを伴走支援

中小機構のネットワークを活かし複合的に支援

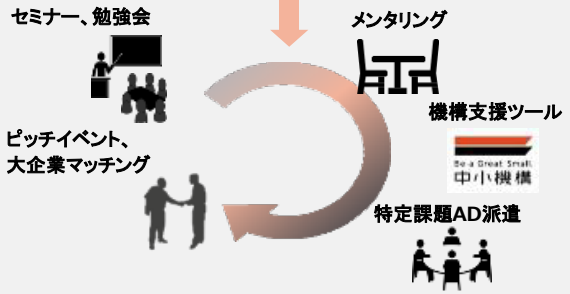

支援先企業の成長促進

将来の地域中核および J-Startup として成長

シード・アーリー期における有望スタートアップの将来的なIPOやM＆Aに向けた前段階支援（資本政策支援、ビジネスモデル構築支援） を行い、数年後の成長を促進。

https://fastar.smrj.go.jp/

インキュベーションプログラム強化・発展事業

- 中小機構では、全国27箇所のビジネスインキュベーション施設を運営し、**事業スペース提供と、インキュベーションマネージャーによる支援**により、**約20年間で1,900者超の新事業創出を支援**してきた。
- これまでインキュベーション施設を運営してきた経験を活かし、自治体や大学等が運営するインキュベーション施設に対して**インキュベーションマネージャーを派遣し、支援ノウハウやネットワークを提供**する。

Be a Great Small.
中小機構

●17都道府県で27箇所のインキュベーション施設を運営。
（いしかわ大学連携インキュベータ（iBIRD）など）

●上記施設に入居する企業は、インキュベーションマネージャー（情報通信、販売・サービス等の分野の専門家）の支援を受けることが可能。

https://www.smrj.go.jp/incubation/

⑧Japan Venture Awards（ＪＶＡ）

- 創業機運の醸成及び地域への波及によって、将来の日本経済や産業を支える新たな事業の創出を促進していくことを目的に、創業を志す者のロールモデルとして相応しい、**革新的かつ潜在成長力の高い事業**や、社会課題の解決に資する事業を行う志の高いベンチャー企業の経営者を表彰。
- **2000年以来、376名のベンチャー経営者等を表彰**し、過去には、㈱ユーグレナの出雲充氏(JVA2012 経済産業大臣賞)など、昨今注目されているベンチャー経営者を数多く輩出。また、受賞した経営者が経営する企業のうち、**52社がIPOを達成、58社がJ-Startup企業として選定**。
- 第22回（2022年）より、**地域課題の解決や地域経済の活性化**に貢献する事業を行う企業の経営者を表彰する**「地域貢献特別賞」を新設**。

第24回（2024年12月）の受賞者

○経済産業大臣賞

・フォロフライ株式会社

CEO　小間　裕康 氏

○中小企業庁長官賞

・株式会社ARROWS

代表取締役社長　浅谷　浩希 氏

・株式会社ヘラルボニー

代表取締役
/Co-CEO　松田 崇弥 氏

○内閣府科学技術政策担当大臣賞

・キュエル株式会社

代表取締役　伊藤　陽介 氏

○地域貢献特別賞

・株式会社リィ

代表取締役CEO　廣瀬　あゆみ 氏

・株式会社アスター

代表取締役　　本郷　武延 氏

https://j-venture.smrj.go.jp/

※この他、中小機構理事長賞、JVA審査委員会特別賞などを例年授与。

地域の社会課題解決に資する
スタートアップへの支援について

経済産業省イノベーション・環境局
イノベーション創出新事業推進課

経済産業省

地域の社会課題解決に資する
スタートアップへの支援について

2025年9月19日

経済産業省　イノベーション創出新事業推進課

スタートアップとは

①スタートアップとは、一般に、以下のような企業をいう。

- **新しい企業**であって、
- **新しい技術やビジネスモデル（イノベーション）**を有し、
- **急成長**を目指す企業

②スタートアップの意義

- スタートアップは、**経済成長**のドライバー。
  将来の所得や財政を支える新たな担い手。
- スタートアップは、**雇用創出**にも大きな役割。
- スタートアップは、**新たな社会課題を解決**する主体としても重要。

「社会的・環境的課題の解決や新たなビジョンの実現」と、
「持続的な経済成長」をともに目指すスタートアップを、
”インパクトスタートアップ”という。

地域の社会課題の解決とスタートアップ

- 多くの自治体が、少子高齢化・人口減少等により、移動・健康・防災・インフラなど持続可能な地域の暮らしの課題に直面。スタートアップは、新しい技術やビジネスモデルにより、
  地域の社会課題に新しい解決策をもたらしうる存在。
- こうした中、実証フィールドの提供や公共調達など、先駆けて取り組む自治体も生まれはじめている。

地域の社会課題の解決に貢献するスタートアップの例

▲長野県塩尻市での実証実験

▲令和6年能登半島地震の際に活用されたもの

▲同社製品で、妊婦自身が自宅から産婦人科医にデータを送信する様子

TIER Ⅳ
世界初のオープンソースの自動運転ｿﾌﾄｳｪｱ「Autoware」の開発、自動運転サービスの提供。
2020年から塩尻市の一般道で運転者を要しない自動運転の実証走行を実施。2024年10月には、自動運転レベル4認可を取得。

WOTA
自社開発の、断水時でも機能する小規模分散型水循環システムによって、**使用した水を再生し循環利用するシャワー、手洗い設備を令和６年能登半島地震の被災地に提供。**

メロディ・インターナショナル
北海道余市町内の妊婦を対象に、IoT型胎児モニターによる遠隔妊婦健診サポートの実証実験を実施。
20㎞ 離れた小樽市内の病院と連携し、産科医不在の余市市内病院や在宅にて妊婦健診を提供。

自治体とスタートアップとの連携実績は少ない

- スタートアップとの連携調査に回答のあった自治体のうち**7割程度の自治体はスタートアップと連携したことがない**

自治体のスタートアップとの連携実績

（n=391件）

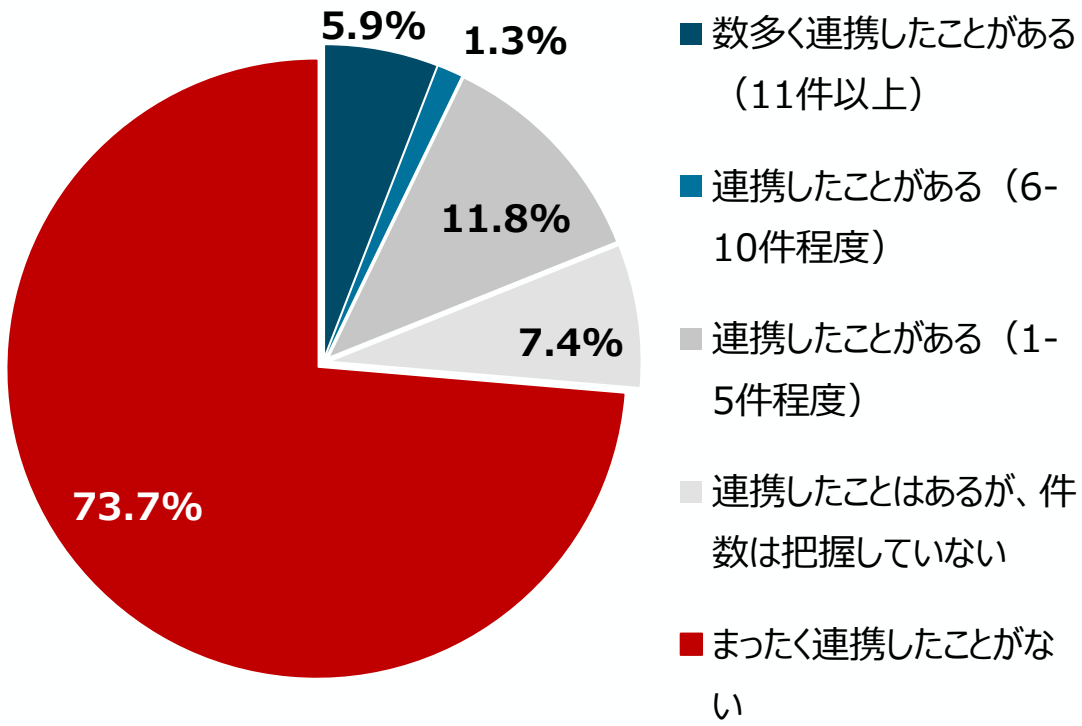

（出典）令和５年度産業経済研究委託事業（インパクトスタートアップの官民連携にかかる調査研究）。全1788の自治体を対象にWEBアンケートで調査を実施し、有効な回答を集計したもの。

インパクトコンソーシアム

関連リンク：インパクトコンソーシアム 公式サイト

概要

- 社会・環境的効果（インパクト）の実現を図る多様な取組を支援するとともに、**インパクト投資拡大**に向けて、**産官学金など幅広い関係者が協働・対話を行う場**として「**インパクトコンソーシアム**」を設立。
- コンソーシアム内に設置される４つの分科会のうち、**経産省では「官民連携促進」がテーマの分科会を担当。**
  当分科会ではインパクトスタートアップと地方自治体の連携による課題解決の促進について議論を行う。

実績・アピールポイント

令和6年5月14日開催 インパクトフォーラムの様子

スキーム・要件

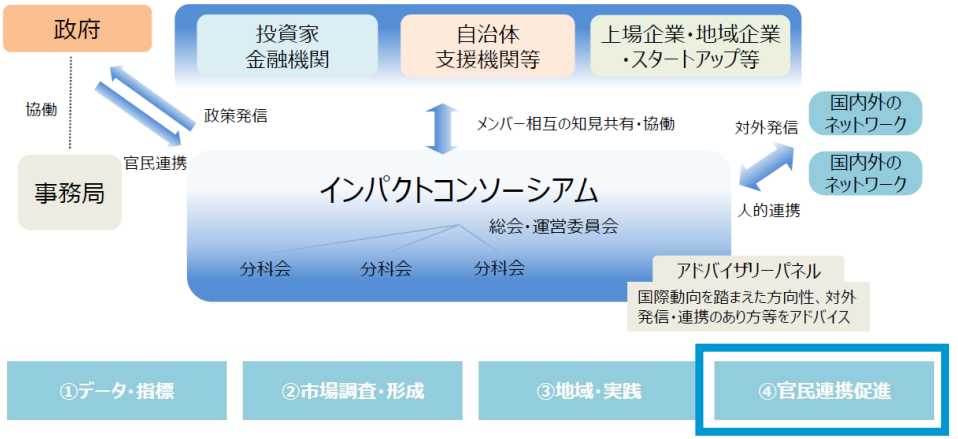

- Ｒ６年度以降、コンソーシアムおよび分科会への参加は一般公募
- **Ｒ６年５月に第１回総会と併せて、インパクトフォーラムを開催**

自治体とスタートアップの連携による地域課題の解決

- 地域課題の解決における自治体とスタートアップの官民連携に注目が集まっている中、連携の実現に向けては多くの課題が存在しており、優れた連携事例はある一方で横展開が進んでいない
- インパクトコンソーシアム官民連携促進分科会では、先進的な自治体・スタートアップ・関係省庁等の有識者や、分科会メンバーのノウハウ・意見を基に**「自治体と地域課題解決に取組むスタートアップの官民連携に向けた実践ガイド」(以下、「実践ガイド」)を作成**

自治体による
地域社会課題の解決

自治体とスタートアップの
連携による地域社会課題解決

- 地域社会課題が多様化・複雑化する中、革新的なソリューションを持つ**スタートアップと自治体が連携した課題解決に注目が集まる**
- 一方で、自治体とスタートアップの官民連携においては、**多くの課題が存在**している
  (例) – 連携に関するルールやプロセスが整理されていない
  – コミュニケーション方法・スピード感などにギャップがある
  – 接点が無くマッチングに至りにくい　等
- 優れた連携事例は存在する一方、**解決策やノウハウの共有機会が少なく、横展開が進みにくい**

✓ これまで官民連携に取り組んできた先進的な自治体・スタートアップ並びに関係省庁等の有識者から挙げられたノウハウ
✓ インパクトコンソーシアム　官民連携促進分科会に参加しているメンバーからの意見

上記を集約して、官民連携に関する**課題に対する施策を整理・標準化**

自治体と地域課題解決に取組むスタートアップの官民連携に向けた実践ガイド

本編（Word形式、約120頁）

概要版（PPT形式、約30頁）

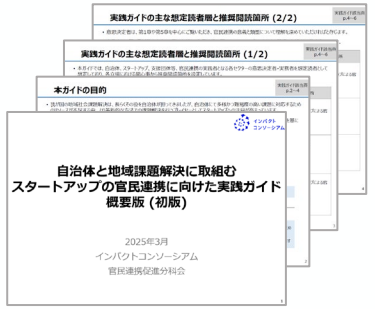

https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/impact/index.html

実践ガイドの内容

- 実践ガイドは、**自治体やスタートアップ等の意思決定者及び実務者を読者として想定**しており、連携における自治体・スタートアップそれぞれにおけるポイントや、官民連携実現までのステップ・留意点をまとめている

実践ガイドの想定読者		
セクター	意思決定者	実務者
自治体	• 首長 • 部長や局長	• 経済/産業領域・スタートアップ政策担当者 • 官民連携を行う領域の原課担当者 • 契約担当部署・財政部局の担当者
スタートアップ	• 代表者(CEO) • 部長・事業統括	• 社外交渉役 • 事業担当者
その他	• 中間支援団体等の支援担当者 等	

自治体のポイント

- ✓ 組織としての方針やルール作りと、実務担当者のノウハウ蓄積を両輪で進める
- ✓ 民間からの提案を促すには他都市にも**共通する課題の解決に取り組む意向**を示す
- ✓ 民間企業と行政の**文化の違いを自覚し、相互理解・コミュニケーション**を図り、二人三脚で一緒に創り上げていく

スタートアップのポイント

- ✓ 自治体が抱える**課題を起点に連携方法を考え**、官民連携の出口を意識しながら連携を打診する
- ✓ 自社のカウンターパートとなる自治体職員を理解し、円滑な連携実現に向け必要な情報・資料提供を行う
- ✓ 活用可能な公的事業や支援を見定めて、**事業フェーズに合わせて支援を受ける**

実践ガイドの構成	各章の内容
はじめに	本ガイドの目的や自治体とスタートアップの官民連携により創出される、各者が享受できるメリット・取組を促進する意義 等
第１章　自治体とスタートアップの官民連携の意義	自治体とスタートアップの働き方や考え方等に関するに前提知識と、それらを踏まえた連携時の留意点 等
第２章　官民連携の進め方	自治体の準備、組織内での調整や連携先との関係構築に係る要点及び連携先検討に活用可能なリスト 等
第３章　自治体編	スタートアップの準備や自治体との関係構築における要点及び連携先検討に活用可能な自治体のリスト 等
第４章　スタートアップ編	官民連携の類型とその事例や、官民連携を促進する支援制度等、官民連携に有用な情報 等
第５章　官民連携編	

「官民連携」における３つの出口

- 自治体とスタートアップによる官民連携の形は多様で、官民連携の目的や、その達成に向けた準備・調整過程によって、官民連携が実現する形は異なります。
- 過去の官民連携事例を踏まえて、官民連携の型を主に3つの出口に分類しています。

本ガイドで取り扱う官民連携における3つの出口

①自治体“へ”導入する（公共調達等）

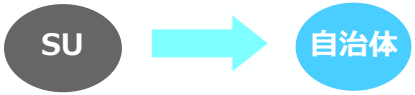

- 公共調達での導入を目指す
- 選定方法の原則は価格競争入札となるが、本ガイドではその留意点やスタートアップの特性を活かす方法について記載

②自治体“を介して”広める（共同プロモーション等）

- 連携により自治体を経由し、新たな販路開拓や認知向上につなげる
- 自治体の信用やチャネルを活かした取組となる

③自治体“と共に”創る（共同開発・実証実験）

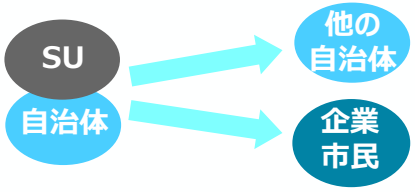

- 自治体との共同開発や実証実験を経て創出したサービスや製品を、他の自治体や民間企業へ販売していくことを目指す

（出典）「自治体と地域課題解決に取組むスタートアップ官民連携に向けた実践ガイド」

実践ガイドをご覧いただき、是非フィードバックをお願いします！！

- 実践ガイドをより使いやすく、より実践的な内容となるよう、皆様のご意見を参考に実践ガイドのアップデートを検討して参ります。

経済産業省HP　https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/impact/index.html

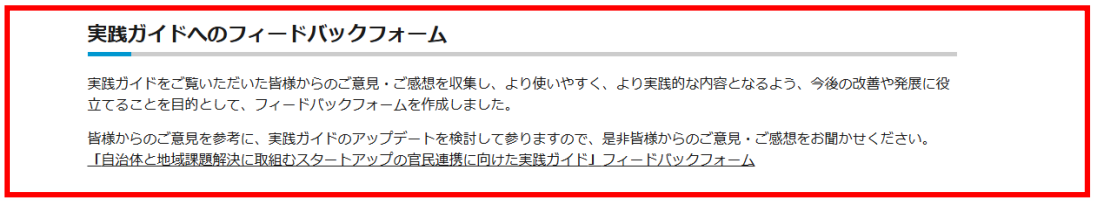

← こちらから
フィードバック
フォームへ

スタートアップ支援事業のうち、
ユニコーン創出支援事業

令和8年度概算要求額 8.3億円（7.0億円） ※JETRO交付金含む

（１）イノベーション・環境局
イノベーション創出新事業推進課
（２）経済産業政策局　経済社会政策室

事業目的・概要

事業目的

スタートアップ・エコシステムを発展させていくため、スタートアップが国内外において迅速かつ大きく育つ環境や制度、支援枠組みの運営・整備を行うことによって、スタートアップの数の拡大や地域の広がりを含めて裾野を拡大させるとともに、ユニコーン級のスタートアップを含めて世界に伍するスタートアップを生み出すことを目指す。

事業概要

① 若者や起業を目指す者等のロールモデルとなるスタートアップの表彰（「日本スタートアップ大賞」）、官民連携して集中的にスタートアップを育成・支援する枠組み（「J-Startup」）の運営、地域の女性起業家の支援体制の構築及び女性起業家に特化した支援プログラムや政策の効果的な検証や企画立案を行うためのデータの集計・分析、自治体とスタートアップの連携・調達モデルの構築・展開等を行う。

② 我が国のスタートアップの海外展開等を支援するため、米国・シリコンバレーにおいて起業家やスタートアップ等が利用可能なビジネス拠点の運営、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が海外拠点で運営する「Global Acceleration Hub」における相談対応やハンズオン支援等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標・事業期間

ロールモデルとなるスタートアップを１０社程度表彰する。

令和15年度までに、J-Startup選定企業における女性起業家の割合を20%以上とする。

スタートアップ・エコシステム拠点都市

- 2025年６月４日に、第２期スタートアップ・エコシステム**拠点都市として13都市を選定**（うち、新規は５都市）。
- **地域によって、地域の大学等の研究開発シーズや産業の集積等の強みを活かした領域・分野に特に注力**
  （例：札幌・北海道は、「宇宙」「一次産業・食」「環境・エネルギー」を重点分野としている）
- 各拠点都市は、**グローバルに稼げるスタートアップの創出**に向けて活動を発展・実行。

グローバル拠点都市

世界に通用する都市の産業・研究ポテンシャルを発揮し、海外エコシステムと連携して世界的ネットワークを形成する拠点都市

- 札幌・北海道
- 東北圏
- 東京圏
- 中部圏
- 関西圏
- 広島
- 北九州
- 福岡

NEXTグローバル拠点都市　**※新規５都市**

地域の尖がった産業構造やリソースを活かして、地域経済を活性化しながら海外エコシステムにも繋がる拠点都市

- 北陸
- 長野×新潟
- 瀬戸内
- 熊本
- 沖縄

［広域］ 広域都市圏型：
複数都市（※複数の都道府県域内の自治体）の量的なポテンシャルを集積・発揮し、多層的な産学官金等で構成するエコシステム

［中核］ 中核都市型：
核となる都市の特異なポテンシャルを発揮し、多様な産学官金等で構成するエコシステム

https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/ecosystem/2ndconcept.html

（参考）自治体における連携・活用の取組の事例

北海道・札幌市の取組事例

- 2023年に**「STARTUP HOKKAIDO」**を設立し、**北海道内の全自治体と連携して、広域でスタートアップと協業するための体制を整備**しつつ、**実証等の施策を推進**。
- 地域の課題と先進的な技術やアイデアを有する**スタートアップとのマッチングやオープンイノベーションプログラム「Local　Innovation Challenge HOKKAIDO」**を実施し、4年間で30件以上のマッチングが成立し、実証実験を実施。

（STARTUP HOKKAIDO 体制図）

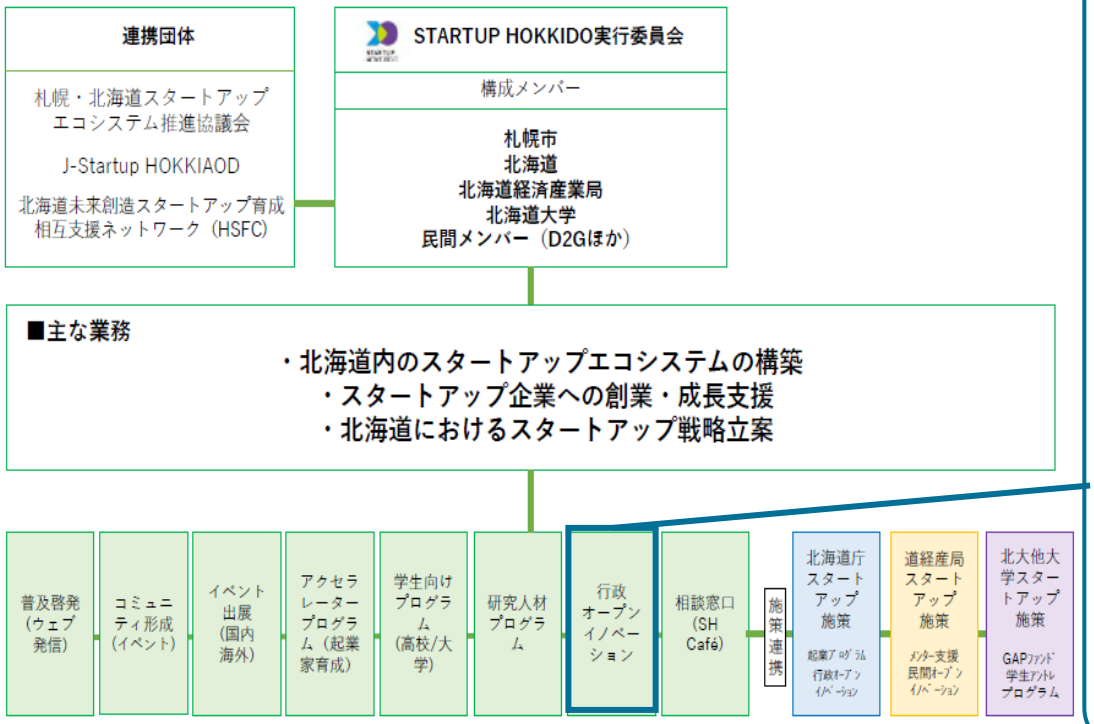

（スタートアップとの連携・活用のプロジェクトの事例）

Local Innovation Challenge HOKKAIDO 2024

北海道での事業展開を目指すスタートアップ対象のオープンイノベーションプログラム

国内外のスタートアップとさっぽろ連携中枢都市圏の自治体が協働し、地域課題や行政課題の解決に取り組む行政オープンイノベーションプロジェクト「Local Innovation Challenge HOKKAIDO」。
2020年のスタート以来、スタートアップの事業成長や地域でのイノベーション機運醸成に貢献。

2023年度には「Local Innovation Challenge HOKKAIDO-北海道プログラム-」もスタートし、実証フィールドが北海道全体に拡大。
4年間で30件の実証実験を採択

つくば市の取組事例

- **<u>スタートアップの成長と社会実装支援の官民連携の事業</u>**として、**<u>「つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業」</u>**、**<u>「つくば市未来共創プロジェクト」</u>**、**<u>「つくば市市場・市民ニーズ調査事業」</u>**等、スタートアップ等の新たな技術等を活用して行政・社会課題の解決につなげるための実証等を推進。

（具体の取組概要）

■つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業

「スマートシティ」、「つくばスーパーサイエンスシティ構想」の実現を目指し、つくば市の地域課題解決につながることを想定した先端技術・アイデア等の市内でのトライアル企画を募集し、支援する事業。事業において、トライアル費用、専門家による助言、実証実験場の確保、大学・研究機関とのマッチング等を支援。

毎年5件程度（令和６年度４件、令和5年度5件）の事業を実施し、そのうち1件はスタートアップ賞として採択。

●令和6年度事業における、優先的に取り組む7つの分野
①移動・物流
②行政
③健康・医療
④防災・インフラ・防犯
⑤デジタルツイン
⑥オープンハブ
⑦脱炭素・ゼロエミッション

福岡市の取組事例

- 2018年、**公民連携ワンストップ窓口「mirai@」**を開設。AIやIoT等の先端技術を活用して**社会課題の解決や行政サービスの高質化・効率化**に取り組みたいスタートアップ等からの提案実現を支援。
- 2023年、先端技術を使った実証実験で良い結果が得られれば、福岡市との契約に直結させる取組み**「先端技術公共調達サポート」**を開始。スタートアップ等を実証実験から公共調達まで一貫して支援。

主なサポート内容

相談・対話
市の窓口（担当課）を知りたい
市の取組み（施策）を教えてほしい
プロジェクトに該当するか知りたい

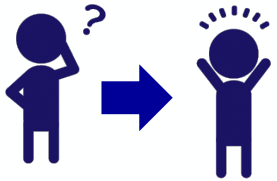

実証フィールド提供
公共・民間施設利用相談、地元調整

関係者調整
関係団体協力依頼、説明会開催

広報支援
プレスリリース、市HPでの紹介、
イベント登壇、市政だより掲載

行政データ提供
行政データに関する情報提供

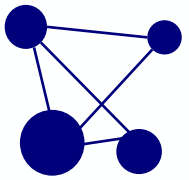

規制緩和
国家戦略特区を
活用した規制緩和

共同実施
国のプロジェクトに
共同提案

and more…

行政と連携実績のあるスタートアップ１００選

- **子育て・教育、医療・福祉、インフラ・施設、農林水産、環境、観光・文化、くらし・手続き**などの多様なジャンルのスタートアップが、**行政と連携して行政・社会の課題の解決に貢献**している事例を提示。

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

「行政との連携実績のある
スタートアップ100選」を公開

スタートアップとの連携で、社会課題解決を加速

https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230418003/20230418003.html

スタートアップが国等の調達に提供可能な新技術等に係るロングリスト

- 一般社団法人ベンチャーキャピタル協会等を通じた調査を基に、**新技術・新サービスを有するスタートアップ企業**７０社程度をまとめ、**政府・自治体での導入実績**、**当該技術等による解決可能な課題、提供可能な価格**などの情報を整理。

内閣府 Cabinet Office

English 検索

内閣府の政策 組織・制度 広報・報道 活動・白書等 情報提供

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 科学技術政策 > イノベーション推進 > スタートアップによる公共調達の促進や研究開発の活用に係る取組 > スタートアップが国等の調達に提供可能な新技術等に係るロングリスト

スタートアップが国等の調達に提供可能な新技術等に係るロングリスト

1. 調査の目的、背景

政府機関・自治体（以下、「行政機関等」という。）には、社会ニーズの多様化・複雑化と行政側の予算・人員の限界があり、新技術等の活用による行政サービスの向上、業務効率化等のニーズが存在しています。

このような行政課題や社会課題に対し、機動性のあるスタートアップ企業の有する新技術や新サービスは有効と考えられます。

他方、課題解決に資する個社の有する新技術等を行政機関等が把握することは難しいのが現状です。

そこで、今般、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局及び経済産業省は、一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会のVC会員にもご協力いただき、スタートアップ企業が有する行政機関等に提供可能な新技術及び新サービスについて調査（政府・自治体での導入実績、当該技術等により解決可能な課題、提供可能な価格など）を行い、「スタートアップが国等の調達に提供可能な新技術等に係るロングリスト」としてまとめました。

https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/procurement/longlist/index.html

参考資料

【官民連携促進に向けた取組の手順・事例等】

- 自治体と地域課題解決に取組むスタートアップ官民連携に向けた実践ガイド（再掲）

  https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/impact/index.html

- 行政と連携実績のあるスタートアップ１００選（再掲）

  https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230418003/20230418003.html

- スタートアップが国等の調達に提供可能な新技術等に係るロングリスト（再掲）

  https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/procurement/longlist/index.html

【インパクトコンソーシアム】

- インパクトコンソーシアム公式サイト

  https://impact-consortium.fsa.go.jp/

- インパクトコンソーシアム　活動報告（官民連携促進分科会　第１回～第３回）

  https://impact-consortium.fsa.go.jp/report/

参考資料

【スタートアップ支援施策関連】

- J-Startup Impact

  https://www.meti.go.jp/press/2023/10/20231006008/20231006008.html

- ２０２５年度版スタートアップ育成に向けた取組の解説資料

  https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/kaisetsushiryou_2025.pdf

- スタートアップ政策について～現状認識・課題、今後の方向性～（令和７年２月１３日第６回 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 イノベーション小委員会資料）

  https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/innovation/pdf/006_05_00.pdf

- 第２期スタートアップ・エコシステム拠点都市の公募と選定について（再掲）

  https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/ecosystem/2ndconcept.html

中小企業の事業承継・Ｍ＆Ａの推進について

中小企業庁事業環境部財務課

経済産業省

中小企業の事業承継・Ｍ＆Ａの推進について

2025年９月

中小企業庁　財務課

１．地方自治体における事業承継支援の動向と支援策について
２．中小M&A市場改革プラン
３．後継者育成の取組について

廃業等の増加傾向

- 休廃業・解散数は、**足下2024年は前年比で大きく増加**。**事業承継ではなく退出した者も相当程度存在することが示唆**される。このうち、**黒字で休廃業・解散をした者の割合**は**減少傾向にあるものの未だ50%以上**となっている。

休廃業・解散、倒産件数の推移

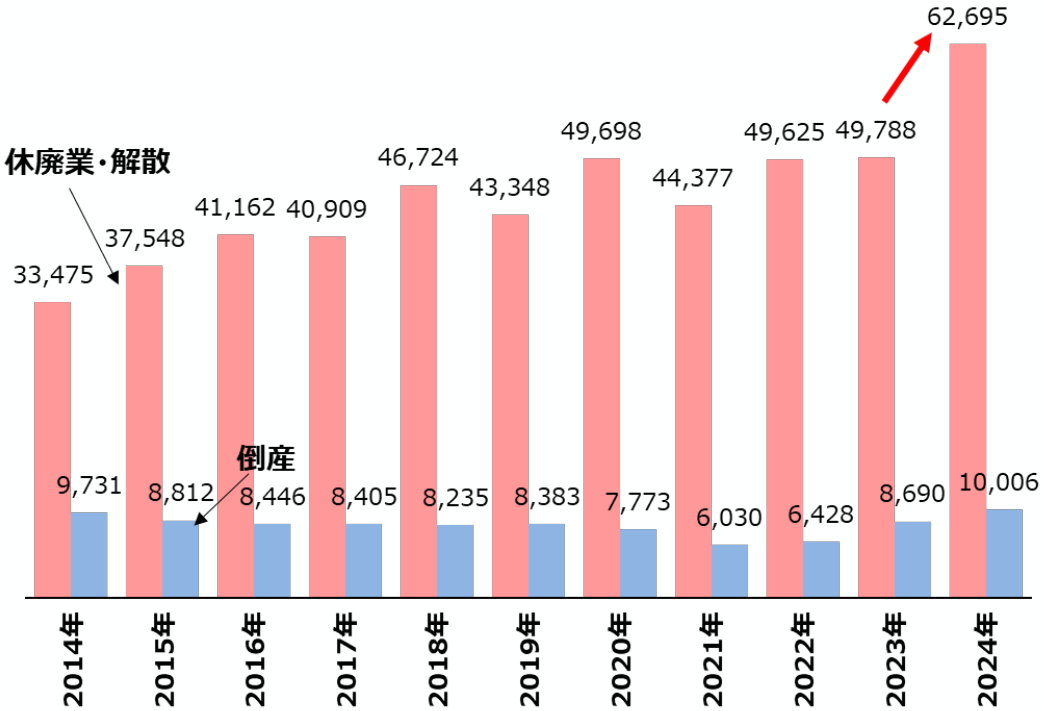

休廃業・解散事業者の損益別比率

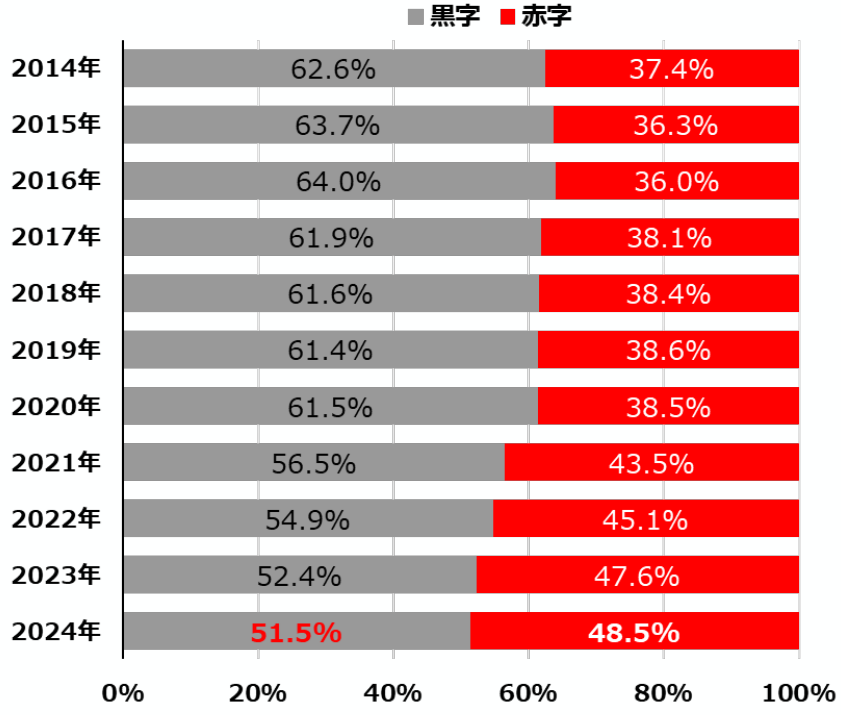

（注）「休廃業・解散」は、倒産（法的整理、私的整理）以外で事業活動を停止した企業
（出所）（株）東京商工リサーチ調べ

都道府県別の経営者年齢割合の変化

- 経営者の年齢割合を都道府県別にみると、**2014年から2024年**にかけて、**全ての都道府県で70代以上の経営者割合は増加**。**特に都市圏ではなく地方圏において増加割合が大きいなど、地方部において問題が深刻化**。

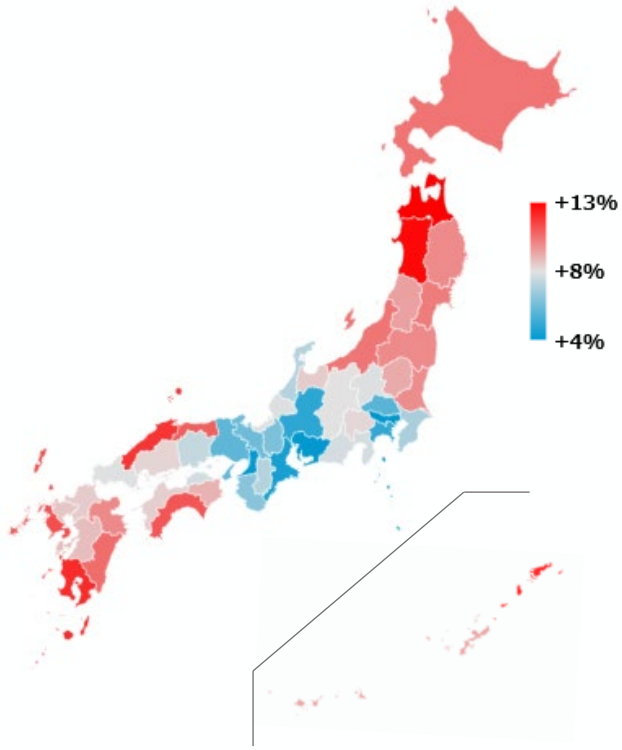

2014年→2024年の70代以上の経営者割合

	①2014	②2024	差（②-①）		①2014	②2024	差（②-①）
北海道	17%	28%	+10%	滋賀県	15%	21%	+6%
青森県	18%	31%	+13%	京都府	18%	24%	+6%
岩手県	21%	31%	+10%	大阪府	18%	22%	+4%
宮城県	18%	28%	+10%	兵庫県	19%	24%	+5%
秋田県	19%	32%	+13%	奈良県	19%	26%	+7%
山形県	18%	28%	+9%	和歌山県	20%	26%	+6%
福島県	17%	27%	+10%	鳥取県	17%	28%	+11%
茨城県	19%	28%	+10%	島根県	18%	30%	+12%
栃木県	18%	27%	+9%	岡山県	17%	25%	+8%
群馬県	19%	27%	+8%	広島県	18%	26%	+8%
埼玉県	21%	26%	+5%	山口県	18%	26%	+8%
千葉県	21%	28%	+7%	徳島県	18%	27%	+9%
東京都	20%	24%	+4%	香川県	18%	25%	+8%
神奈川県	22%	27%	+5%	愛媛県	17%	25%	+9%
新潟県	18%	29%	+10%	高知県	20%	31%	+11%
富山県	18%	26%	+9%	福岡県	16%	24%	+9%
石川県	16%	23%	+7%	佐賀県	16%	25%	+9%
福井県	17%	25%	+8%	長崎県	17%	29%	+11%
山梨県	20%	28%	+8%	熊本県	16%	25%	+9%
長野県	20%	28%	+8%	大分県	15%	25%	+10%
岐阜県	17%	22%	+4%	宮崎県	15%	26%	+11%
静岡県	19%	27%	+8%	鹿児島県	16%	28%	+12%
愛知県	17%	21%	+4%	沖縄県	13%	22%	+9%
三重県	17%	21%	+4%				

（出所）帝国データバンクデータを基に作成。

経営者年齢と売上高の変化

- 経営者年齢と売上高の関係を分析すると、あくまで傾向ではあるが、**経営者年齢が若いほど、売上高の伸びが大きくなる傾向にある。事業承継・M＆Aを契機とした経営革新を見据えた支援も重要。**

経営者年齢層別の売上高の変化

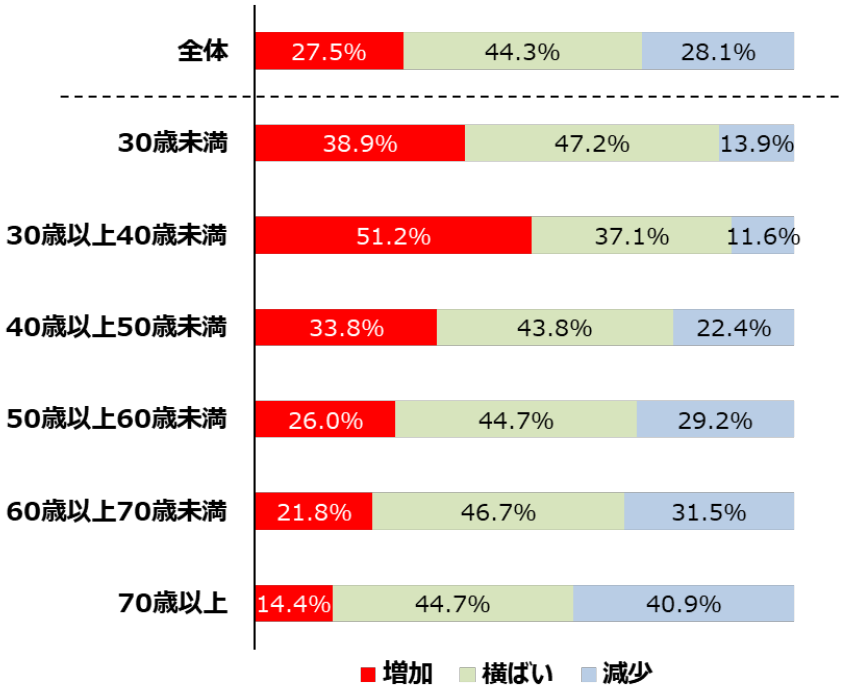

代表者年齢と売上高増加の関係

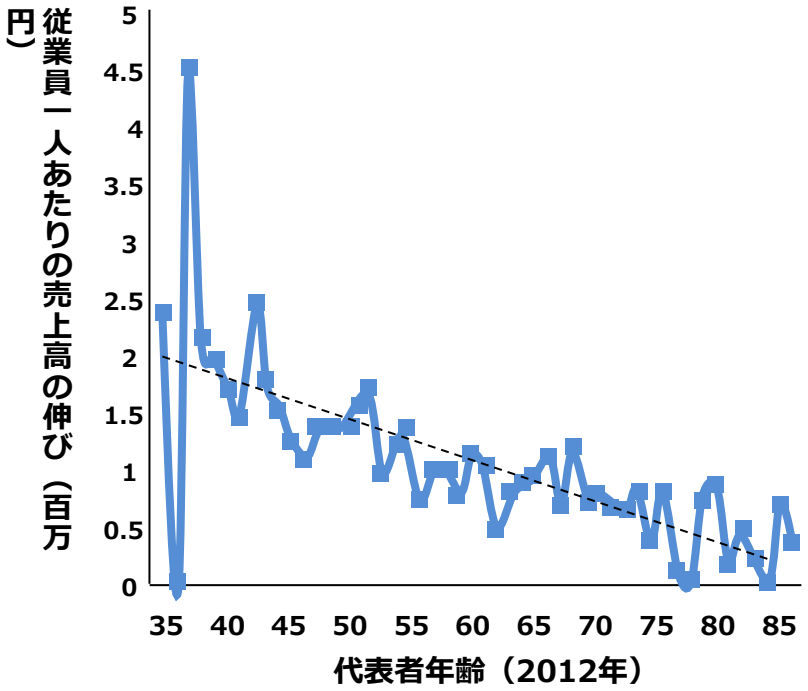

（注） 右図： 2012年時点での経営者年齢別の2012年～2017年までの従業員一人当たり売上高の伸び率の中央値をプロットしたもの。
（出所）「平成28年度中小企業庁委託調査」、帝国データバンク「経営者の特徴を企業は反映するか？～年齢と資本集約性の意外な関係～」（2018年11月1日）を基に作成。

早期の事業承継の検討の重要性

- **後継者を決めてから事業承継が完了するまでの移行期間**（後継者の育成期間含む）は、**3年以上を要する割合が半数**を上回る。経営者の高齢化に伴い、突然の体調不調等により、事業継続が危ぶまれる可能性が高まることから、**事業承継に向けては、早期の準備が必要不可欠**。

後継者への移行にかかる期間

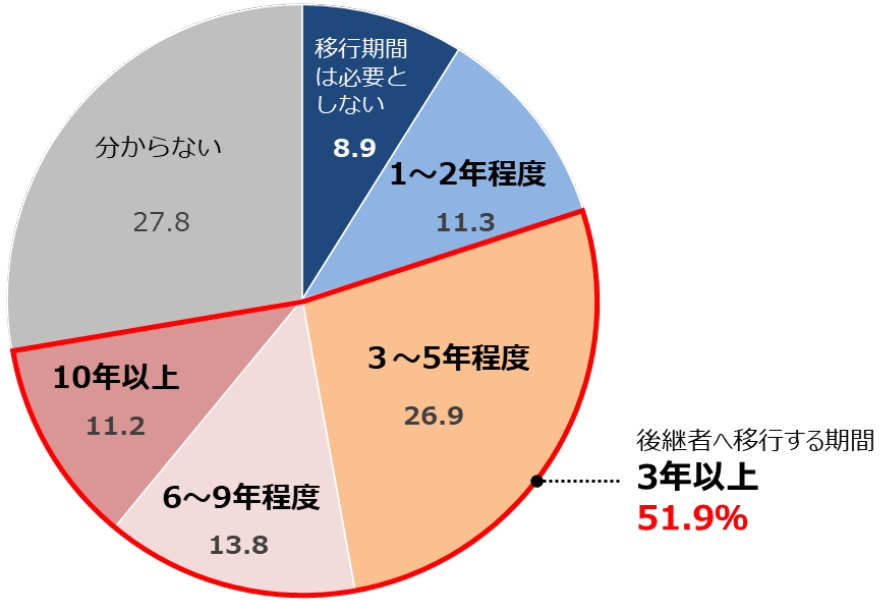

（出典）（株）帝国データバンク「事業承継に関する企業の意識調査」（2021 年 8月）
（注）母数は有効回答企業1万1,170社

事業承継ネットワークによる事業承継診断の取組

- 平成29年度から早期・計画的な事業承継に対する**経営者の「気付き」を促すため、全国に商工会・商工会議所、金融機関等の身近な支援機関から構成される「事業承継ネットワーク」を構築**。
- **プッシュ型の事業承継診断**により、**経営者の事業承継に係る課題やニーズを掘り起こし**（累計約120万件実施）。

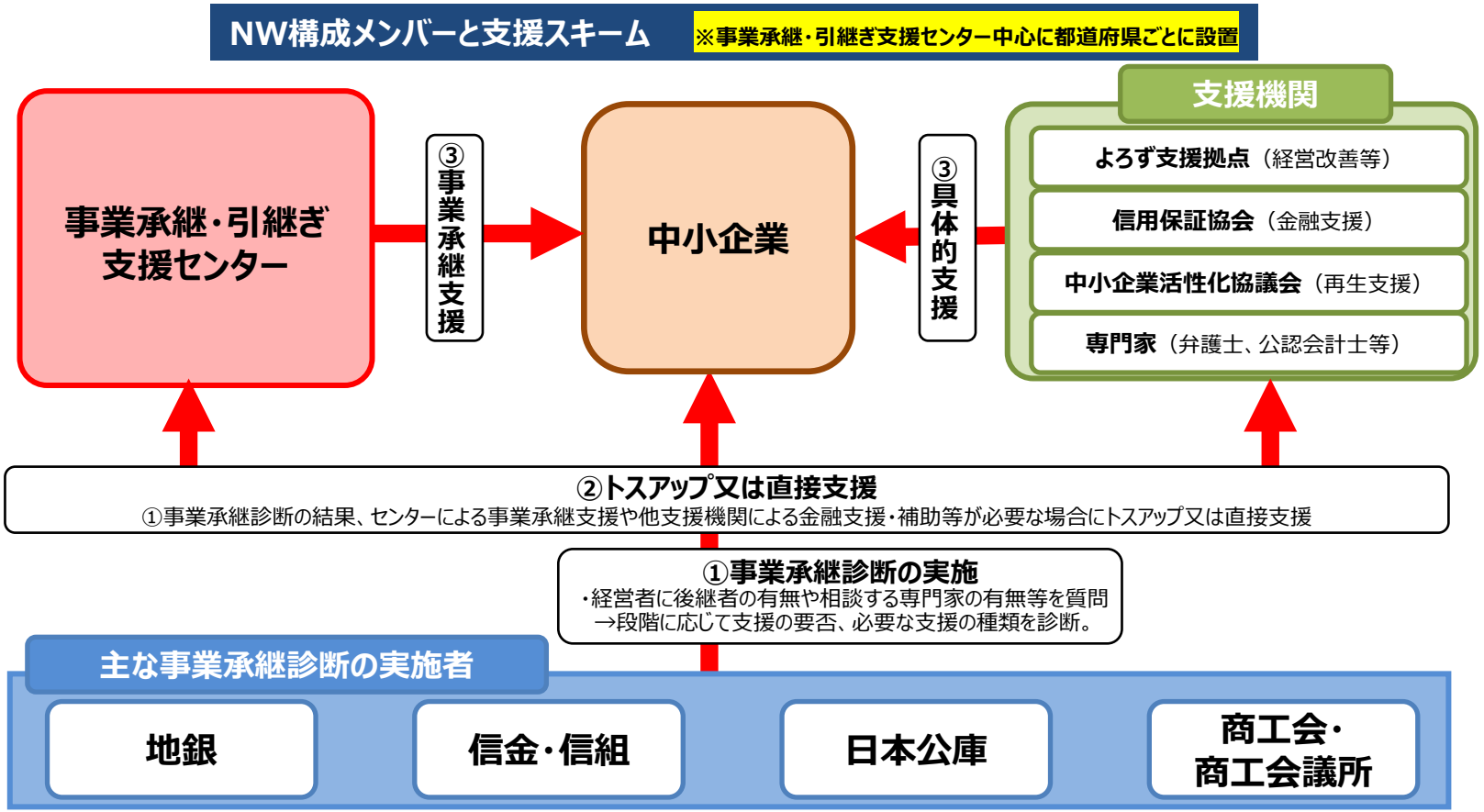

事業承継・引継ぎ支援センターによるワンストップ支援

- **全国47都道府県に設置された「事業承継・引継ぎ支援センター」**では、**親族内承継・第三者承継問わず**、**支援ニーズの掘り起こしからニーズに応じた支援までワンストップで実施**。
- 事業承継・引継ぎ支援センターの**相談件数・成約件数ともに増加傾向**で、令和5年度には**相談件数が23,722件**、**成約件数が3,581件**に達した。

支援スキーム

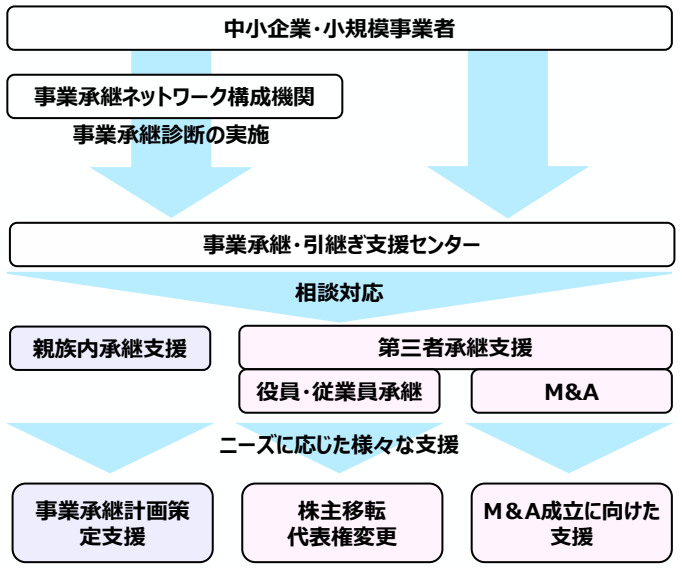

事業承継・引継ぎ支援センターの実績

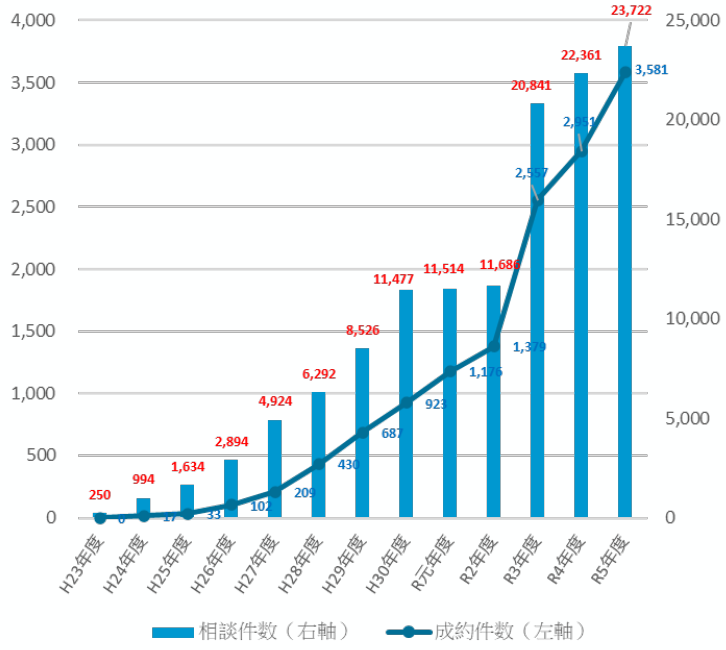

地方自治体による事業承継支援への期待

- 全国47都道府県の県庁所在地等に設置している**事業承継・引継ぎ支援センターのみでは、全ての潜在的事業承継ニーズの掘起こしは難しい**。そのため、**中小企業や支援機関からの信頼が高く、公的な安心感を有する地方自治体**において、**地域の実情に応じ、以下のような支援に取り組む**ことを推進。

  ①**事業承継支援に係る地域内の関係団体（商工団体、地域金融機関、地域内支援機関等）との連携のハブ機能**を果たし、支　援の必要　性の高い事業者を把握し、専門知識を有する事業承継・引継ぎ支援センター等へと橋渡しが行えるような**支援体制を構築**すること。

  ②現経営者が元気な早期の段階から、事業承継に向けて取り組んでいただくために、**全ての中小企業がアクセスでき、公的な信頼感と安心感を有する地方自治体から、各種媒体を用いて事業承継に向けた早期検討の重要性や、自社の価値に対する気づきの機会の提供等を積極的に行い、事業承継の気運を高めていくための意識啓発を図ること**。

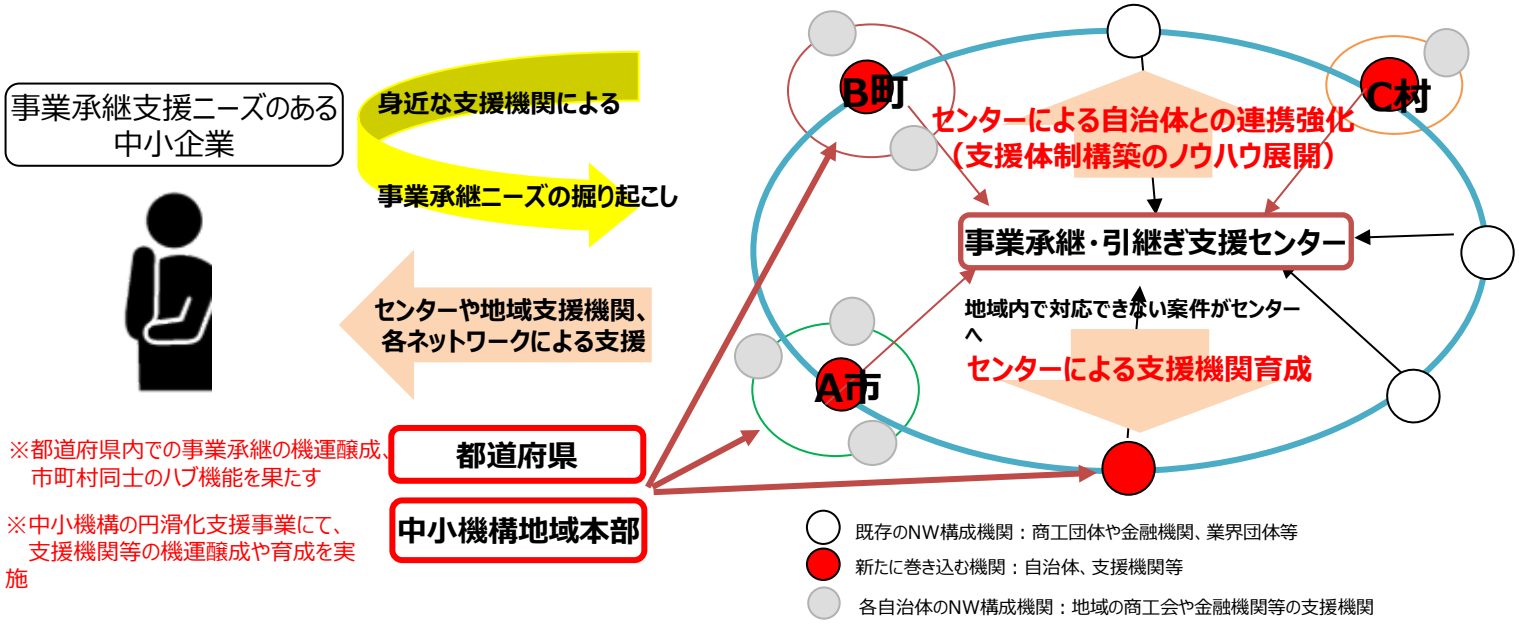

基礎自治体における事業承継支援の現状

- 2024年11月に中企庁が行った自治体向けアンケート調査によれば、**何かしらの事業承継支援策を実施している基礎自治体は約３割に止まっており、課題は認識しているものの、施策に反映できていない自治体も多数存在**。
- 取組内容としては、**啓発活動や相談窓口の設置が最も行われており、大規模な自治体ほど支援の実施率が高い**。

基礎自治体において地域の事業承継に関する課題を認識する機会

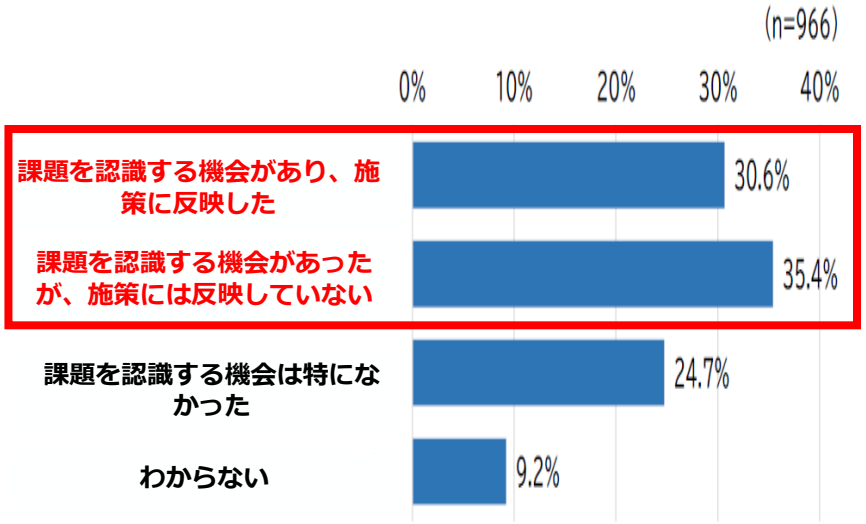

基礎自治体が主体となって実施した事業承継支援に係る取組（人口規模別、複数回答）

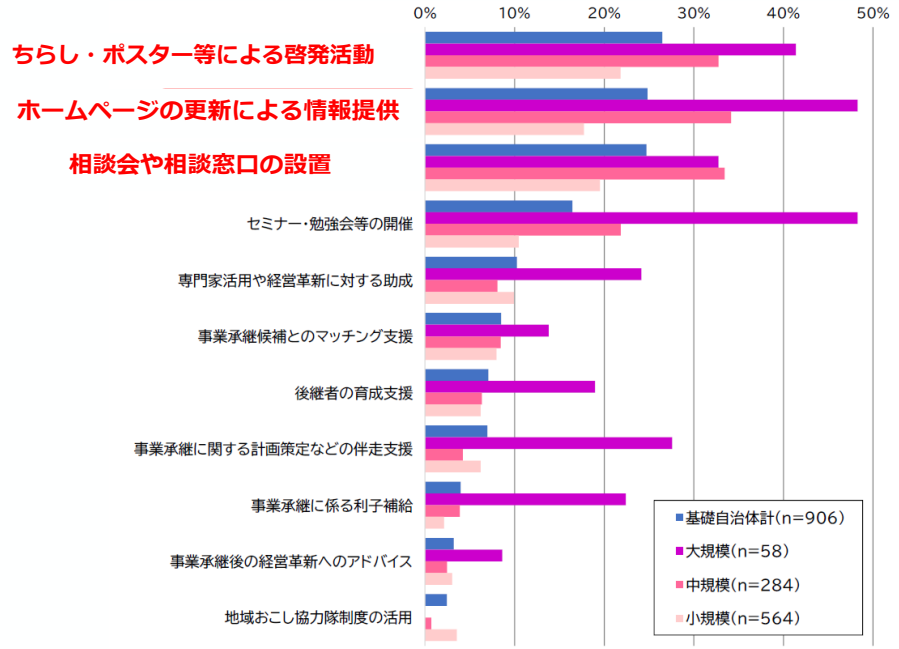

（出所）中小企業庁「“自治体における中小企業の事業承継支援” に係る活動実態調査」2024年11月実施　調査対象：全国の自治体／有効回収数：1,003（基礎自治体967,広域自治体36）。

基礎自治体における事業承継支援の課題

- 現状では約７割の基礎自治体が支援を実施できていない。支援を実施できていない要因として、基礎自治体においては、**スキルやノウハウの不足、支援ニーズがわからないといった声が大きい**。

事業承継支援に取り組む上での課題（基礎自治体の主体的な取組事業数別、複数回答）

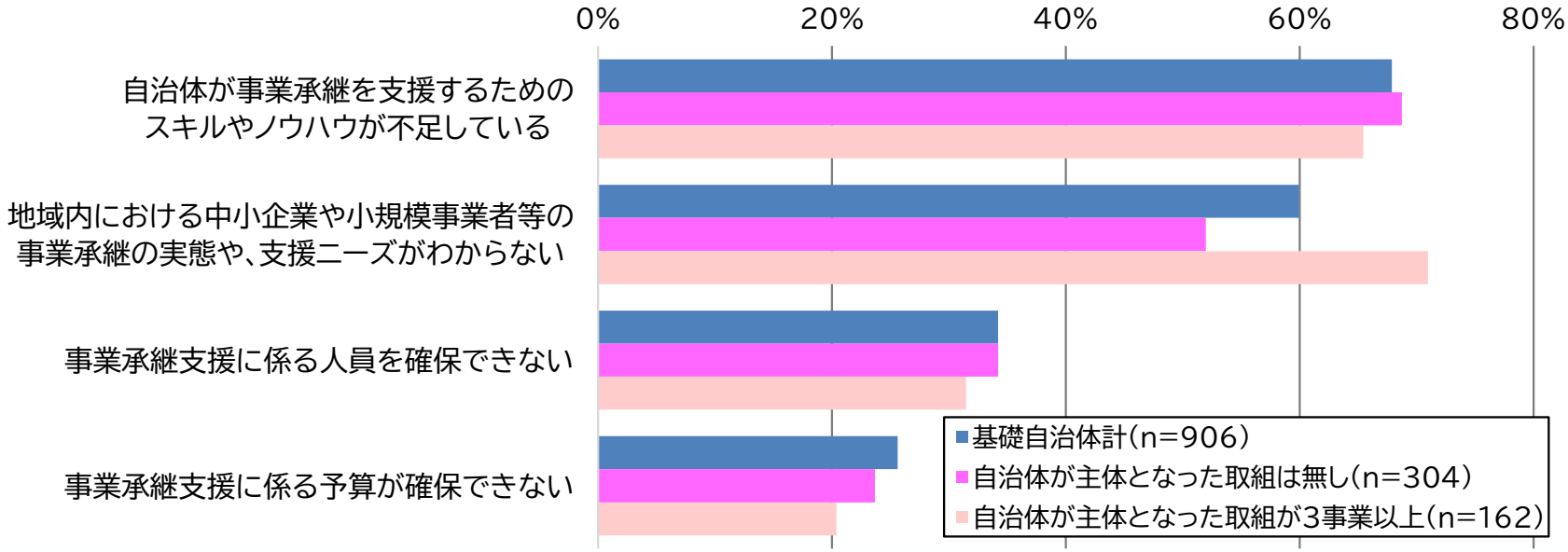

（出所）中小企業庁「“自治体における中小企業の事業承継支援” に係る活動実態調査」2024年11月実施　調査対象：全国の自治体／有効回収数：1,003（基礎自治体967,広域自治体36）。
（注）グラフは、基礎自治体のみの集計値（無回答を除く）。集計区分：大規模：人口30万人以上、中規模：人口5～30万人、小規模：人口5万人未満の市区町村。

地方自治体が事業承継支援を行う際のノウハウ提供

- 地方自治体が事業承継支援を行う際のノウハウ提供を行うべく、**令和６年度に中企庁が実施した2日間の集合研修には40自治体超、セミナーには200自治体超が参加し、各自治体では関心が高まっている状況**。
- **地方自治体への事業承継支援に関する更なるノウハウ提供**として、**各経産局において実証事業や支援事例集等の成果物作成に取り組んで頂いている**ほか、**中企庁でも本年3月に地方自治体における事業承継支援にあたってのポイント等を示した手引きや事例集を作成し、自治体等に配付するとともにＨＰ上で公開**。

中企庁作成の手引き・事例集

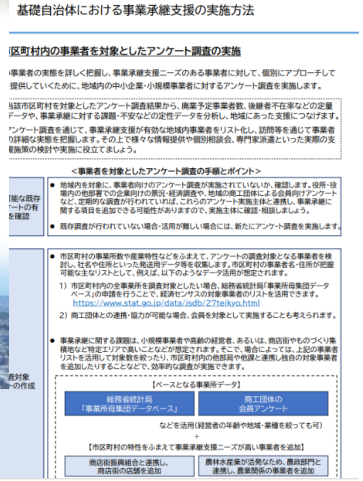
基礎自治体における事業承継支援の実施方法

区町村内の事業者を対象としたアンケート調査の実施

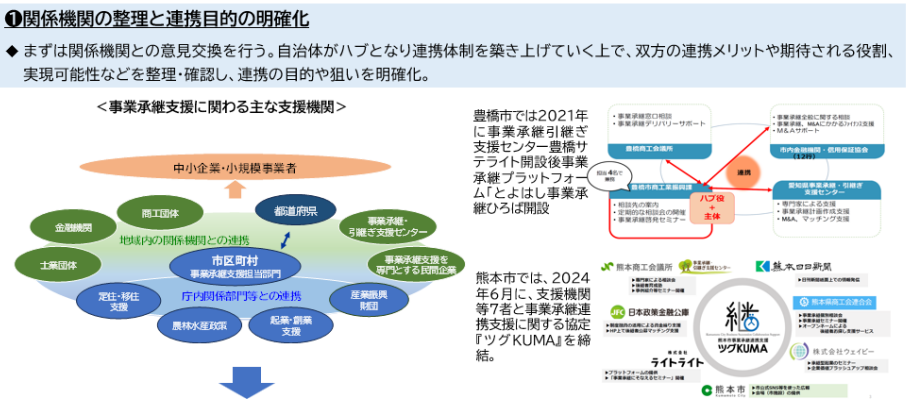

中小企業庁「地域特性をふまえた事業承継支援体制の構築に向けた手引き～先進自治体の活動事例からみるポイント～」
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/chihou-koukyoudantai/Web_tebiki.pdf

（参考）広域自治体における事業承継支援の事例（高知県）

（1） 取組の契機・実態把握

■ 高知県では、2015年度に、国の事業引継ぎ支援センターの機能に加え、県独自で、移住施策と連動した事業承継や事業拡大のための中核人材等の確保を支援する「高知県事業承継・人材確保センター」を設置し、UIターン就職促進事業と一体となって人材確保の取組を推進。さらに、同年度に「事業承継等推進事業費補助金（一般枠・小規模枠）」を創設し、事業承継計画策定費用、M&A仲介委託費用等をサポートするなど、県としての事業承継支援活動を始動。

（2） 事業承継支援体制の構築と主な取組

－事業承継支援に係る所管課・体制－

■ 庁内では、「第4期産業振興計画（計画期間：2020～23年度）」にて事業承継支援を位置づけ。2020年度より、商工労働部支援課内に事業承継担当専任チームを設置（現在は3名体制）。

■ 高知県事業承継・引継支援センターとは、事業承継支援対象等に関する必要に応じたデータの連携、市町村への同行訪問、庁内各部局・会議等への参加、補助金等の周知、県の広報関連の他、移住支援との連携（移住支援サイト「高知家で暮らす」における事業承継マッチングの実施、移住フェアへの参加等）など随所で連携。

－事業承継支援活動－

■ 2023年度は、事業承継の周知・相談件数増加に向け、民間リストを活用して60歳代以上の県内経営者にアンケートや広報チラシを送付（予算：211万円）、相談希望者285件を支援センターにつなぎ、電話・訪問対応を実施。また、中山間地域における譲渡相談に対する成約件数増加に向け、「事業承継補助金」に市町村間接補助の形式にて支援メニューを新設（予算：1500万円）。

■ 2024年度は、売り手に比べ買い手の相談が少ないことから、移住施策と連携した県外アプローチの強化に向け「事業承継奨励給付金」を創設。中山間地域で一定の条件の下、事業の引継ぎを受けた買い手で県外から移住した場合は100万円（県内の買い手には50万円）を支給する取組がスタート（予算：1450万円）。

（3） 事業承継支援に係る活動実績と今後の展開

■ 事業承継支援の活動実績は右図の通り。

年度別実績	2020	2021	2022	2023	合計
マッチング成約件数	27	44	51	52	174
事業承継診断件数	1,283	1,289	1,349	1,911	5,832

■ 2025年度は、2024年度の支援事業の継続に加え、地元支援機関が有する事業者のニーズ等の情報共有や、移住施策等と連携した買い手の掘り起こし等を実施予定（移住Webサイトを通じたデジタルマーケティングの活用や、地域おこし協力隊の研修会・創業塾のセミナー等でのPR活動の強化等）

■ 市町村との連携強化が不可欠との認識のもと、2023～24年度に、県とセンターとで、県内34市町村を訪問。結果をふまえ、県が重点支援する中山間地域から先行4地域で地域にあった支援スタイルモデルを検討するとともに、県下の支援機関の意識醸成・支援向上に向けた場づくり等を通じ、3年後を目処に、県内の地域ごとに支援体制の構築を目指す。

資料）高知県提供

（参考）基礎自治体における事業承継支援の事例①

愛知県豊橋市（人口　約36.8万人）

（1） 取組の契機・実態把握

■ 市内商店街を対象とした継続的なアンケート調査において、経営課題として「後継者不足」を指摘する割合が、2017年度には約3割をこえたため、事業承継支援は、商業に限らず産業全体で取り組むべき課題と捉え、翌2018年度に、豊橋市、豊橋商工会議所、豊橋信用金庫の3者でワーキングを立ち上げ、同年度に市の予算を確保し、企業向けセミナー等の事業承継支援活動を開始。

（2） 事業承継支援体制の構築と主な取組

－事業承継支援に係る所管課・体制－

■ 2021年に事業承継引継ぎ支援センター豊橋サテライト開設後、同年8月、事業承継プラットフォーム「とよはし事業承継ひろば（以降「ひろば」）」発足。

■ 市役所では商工業振興課（4名）が事業承継支援を所管。専任を置かずチーム制を採ることでノウハウを共有し、活動の継続性が保たれている。また、「ひろば」において、事業者の個別相談結果を基に適切な支援機関へ繋ぐハブの役割を果たす。

－事業承継支援活動－

■ 事業承継支援においては、中小企業の経営実態に応じた個別相談が重要であるが、多くの経営者は、自社の事業承継問題を他人に知られたくないと考えているため、市は、個別相談会を、誰もが立ち寄る市役所内会議室で開催し気軽な相談環境を整備。ひろばのメンバーが連携して相談会を周知。

【とよはし事業承継ひろば】

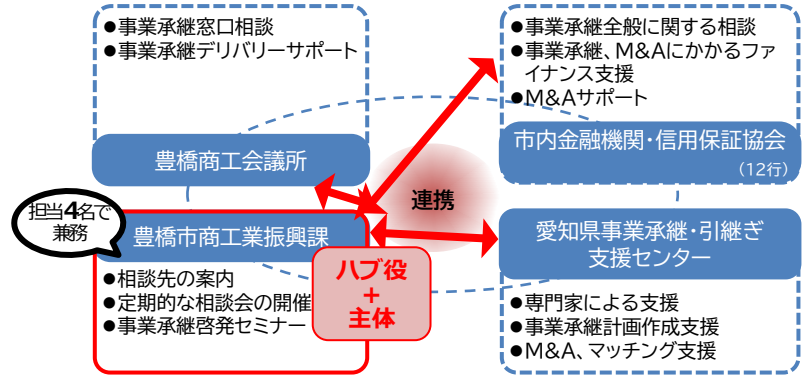

■ 「ひろば」の活動成果は、リーフレット「廃業させないまち　とよはし」として冊子化し、事業承継支援事業者の実例を紹介。1万部・年2回発行。

（3） 事業承継支援に係る活動実績と今後の展開

■ 2023年度の個別相談会（全37回）は、ほぼ予約で埋まるなど、好評を博しているほか、事業承継セミナーには76社90名が参加。市内事業者の支援実例を紹介したリーフレット「廃業させないまち　とよはし」の配布などの地道な周知活動の認知が高まっている。

■ 2023年度からは、創業希望者と後継者不在事業者とのマッチング等を企図し、創業支援に積極的な愛知大学、豊橋技術科学大学、豊橋創造大学の市内3大学が「ひろば」メンバーに加わった。

資料）豊橋市提供

（参考）基礎自治体における事業承継支援の事例②

静岡県川根本町（人口　約0.6万人）

（1） 取組の契機・実態把握

- 町内の創業支援に関する関係者会議（創業支援ネットワーク）の場で、町内中小企業の経営者の高齢化や廃業が話題となった。
- 静岡県事業承継・引継ぎ支援センターに相談し、実態調査を行うことを勧められたため、2024年度に、町内約400者に対し、数問の簡単な事業承継アンケートを実施。回答率が1割に満たなかったことから、商工会と町職員が数ヶ月かけて事業者を訪問し、個別回収した結果、回収率は7割に達した。このうち7割が後継者不在かつ生活に直結した店舗が多いことも判明。

（2） 事業承継支援体制の構築と主な取組

－事業承継支援に係る所管課・体制－

- 庁内では、所管である産業振興課の商工業室が企業立地等の業務との兼務し2名で事業承継支援を担当。
- 同町は、町役場ほか5団体からなる創業支援ネットワークの定例会にて域内企業の事業承継課題が話題になったことを契機に、事業承継と創業支援に一体的に取り組むこととした。
- ネットワークの構成機関に、静岡県事業承継・引継ぎ支援センター、静岡県をオブザーバーとして加え、 2024年3月に「川根本町事業承継ネットワーク」を発足。関係機関の既存連携体制を有効活用し、事業承継支援に係る体制を迅速かつ少ない調整コストで構築。

－事業承継支援活動－

- 2024年度は町単独で予算を確保し、実態調査のほか、事業照会セミナーを開催（4回）。
- 実態調査の回答率向上に向け、町・商工会の職員（6名）により、調査協力依頼のため調査対象全体の3割程度の事業者を対象に個別訪問を実施

【川根本町における事業承継ネットワーク】

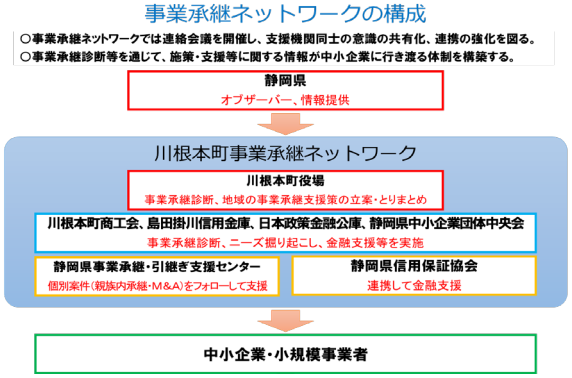

（3） 事業承継支援に係る活動実績と今後の展開

- セミナーは、創業支援のほかに事業承継をテーマに加え、町内で事業承継に至った経営者により、実例紹介を実施。セミナー参加者は1回あたり10名程度。今後も継続実施を予定。
- 小規模自治体では、セミナーや相談会へ参加することで、廃業の可能性があると思われかねないと、参加をためらう事業者も少なくない。今後同町は、事業者への個別訪問により経営相談等の案内を行っていくことなどを予定している。

資料）川根本町提供

１．地方自治体における事業承継支援の動向と支援策について

２．中小M&A市場改革プラン

３．後継者育成の取組について

中小M＆A市場改革プラン（概要）

1．中小M＆Aの意義

①経営資源の散逸の回避

●後継者不在等の理由による廃業を防ぎ、**希少な経営資源が散逸する事態を回避**する。

②成長・生産性向上等の実現

●経営者年齢の若返りやシナジー効果の発揮等によって**成長・生産性向上等を実現**する。

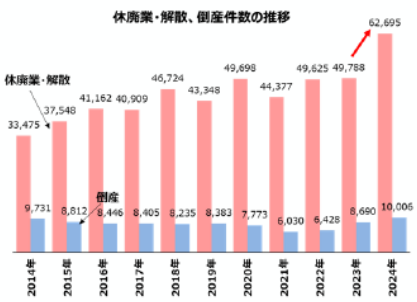

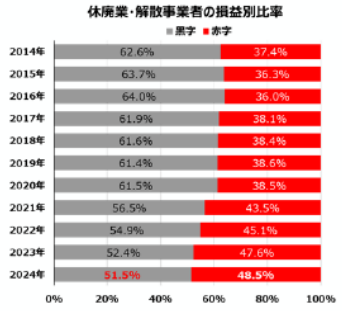

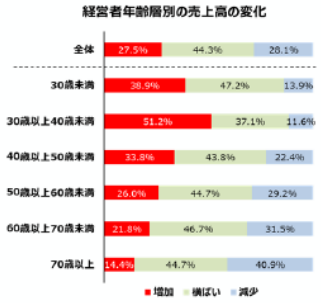

2．これまでの主な取組

●**事業承継・M＆Aニーズの掘り起し**、マッチングから**M＆Aの円滑な成立に向けた支援**、**M＆A成立後の成長に向けた支援**、といったM＆Aのフェーズごとに総合的な支援を講じてきた。さらに、質の低いM＆A仲介事業者や不適切な買手の問題等に対応し、**中小M＆A市場の環境整備も図ってきた**。

事業承継やM＆Aのニーズの掘り起し	相手方とのマッチングからM＆Aの円滑な成立に向けた支援	M＆A成立後の成長に向けた支援
●**事業承継診断**（商工団体や金融機関等がプッシュ型で事業承継診断を実施することで、事業承継ニーズを掘り起し）	●**事業承継・引継ぎ支援センター**（事業承継ニーズの掘り起しから完了までのワンストップ支援する公的相談窓口） ●**事業承継・M＆A補助金（専門家活用枠）**（マッチング等に要する費用を支援）	●**事業承継・M&A補助金（PMI推進枠）**（M&A後の経営統合（PMI）に係る費用を支援）

●**中堅・中小グループ化税制**（M＆Aの実績に応じ株式取得額の最大100%の損金算入を可能とする措置（据置期間後に益金算入））

●**日本政策金融公庫による事業承継・集約・活性化資金**（事業承継・M＆Aに伴う設備資金・運転資金の貸付）

●**中小M＆Aガイドライン**（M＆A支援機関に対し適切なM＆Aのための行動指針を提示）

●**M＆A支援機関登録制度**（中小M＆Aガイドラインを遵守宣誓する支援機関を登録する制度）

●**中小PMIガイドライン、実践ツール**（M&A統合後のPMIの適切な取組を促すガイドライン、PMIを実践するためのツール）

中小M＆A市場改革プラン（概要）

3．事業承継・M＆Aに係る状況

- 民間のM＆A支援機関や事業承継・引継ぎ支援センターを通じたM＆Aの件数は大幅に増加。**中小M＆Aは浸透をみせている**。一方で、経営者が**60代以上かつ事業承継の意向が未定の法人企業**が**約26万者**存在することを踏まえると、**いまだ拡大を図っていく必要**があると考えられる。
- また、人手不足の深刻化等の事業環境の変化が生じる中、M＆Aを単に事業承継を実現するため選択肢としてではなく、**中小企業が成長を実現するための戦略的な手段として推進を図っていく重要性が一層高まっている**。
- さらに、M＆A支援機関が増加する中で、その**支援の質が十分とは言えないという声も聞かれるようになった**。加えて、譲り渡し側の経営者保証が解除されないまま、譲り渡し側の現預金を引き抜くといった**不適切な譲り受け側の存在**も指摘されており、**市場の健全化に向けた更なる取組**が求められている。

4．中小M＆A市場改革に向けた今後の施策の方向性

- 中小M＆Aのプレイヤーごとに、**譲り渡し側**、**中小M＆A市場**、**譲り受け側**、といった３つの軸で施策を講じていく。

（１）譲り渡し側に係る施策

【課題】

- 雇用維持や経営者保証の解除等の**M＆Aへの不安**が存在。
- 自らの事業価値、**M＆Aへの相場観の不足**。

【施策の方向性】

①支援機関による**事業承継ニーズ掘り起し強化**
②M＆Aへの不安解消のための**広報強化・シンポジウム**の実施（**M＆Aキャラバン**）
③M＆Aに対する**不安を軽減するスキームの検討・普及**
④M＆A時の**経営者保証解除又は譲り受け側への移行**に関する**実務慣行の定着**
⑤M＆A検討前の**財務状況の精査に係る支援**
⑥中小M＆A市場における**取引相場の醸成**

（２）中小M＆A市場に係る施策

【課題】

- **M＆A支援機関、M＆Aアドバイザーの質向上**を図る必要。
- **小規模案件**を手掛ける、又は**地方におけるM＆A支援機関の不足**。

【施策の方向性】

①M＆A支援機関の**業務の内容・質の開示強化**
②**公正な競争**を喚起する**仲介・FA手数料のあり方に関する検討**
③M＆Aアドバイザー個人の知識・スキルに係る**資格制度の創設**
④地域の支援機関育成を見据えた**事業承継・引継ぎ支援センターの強化・深化**

（３）譲り受け側に係る施策

【課題】

- 起業家精神や経営能力が高い**優良な買手への支援が不足**。

【施策の方向性】

①複数回のM＆A（**グループ化**）の推進
②**小規模案件**や**個人による承継を支援するファンドへの支援強化**
③**PMI**への支援
④支援機関による**優秀な譲り受け側の掘り起し推進**

１．地方自治体における事業承継支援の動向と支援策について
２．中小M&A市場改革プラン
３．後継者育成の取組について

後継者に求められる能力

- 現経営者から後継者に求める能力は、「**リーダーシップ**」や「**判断力**」、「**将来に対する洞察力**」、「**実行力**」などであり、**実践的な取り組みの中で磨かれる能力**が求められている。
- 実際に、後継者は社内で理解を得るために、「**率先して行動すること**」や「**継続的な発信**」、「**小さな成功体験の積み重ね**」を重視して取り組んでおり、**承継前にこれらのスキルを身につけることで、スムーズな事業承継が行われると考えられる。**

現経営者から見る後継者に求める能力

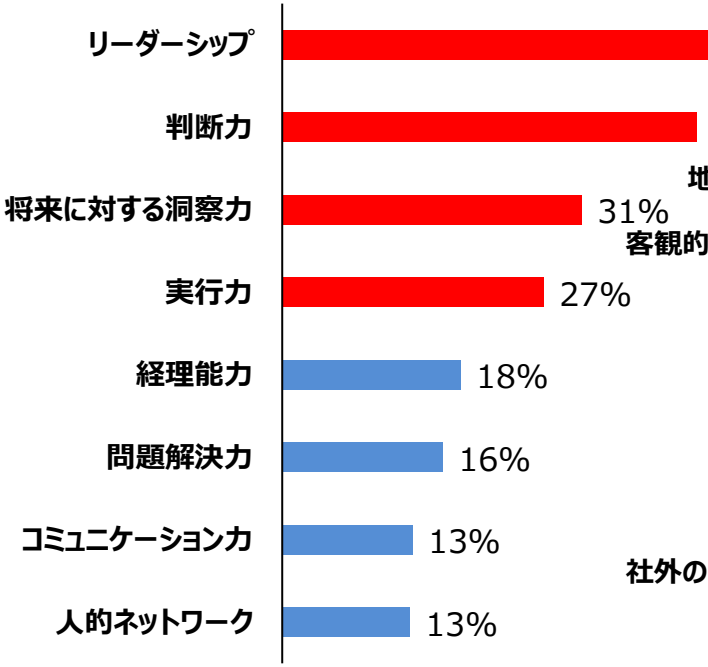

（注）　20人以上の中企業を対象で後継者の育成方針をすでに考えている企業を対象としている。複数回答(N＝1955)
（出所）2010年　日本公庫総研レポート「中小企業の事業承継」

後継者が先代経営者・従業員からの理解を得るために取り組んだもの

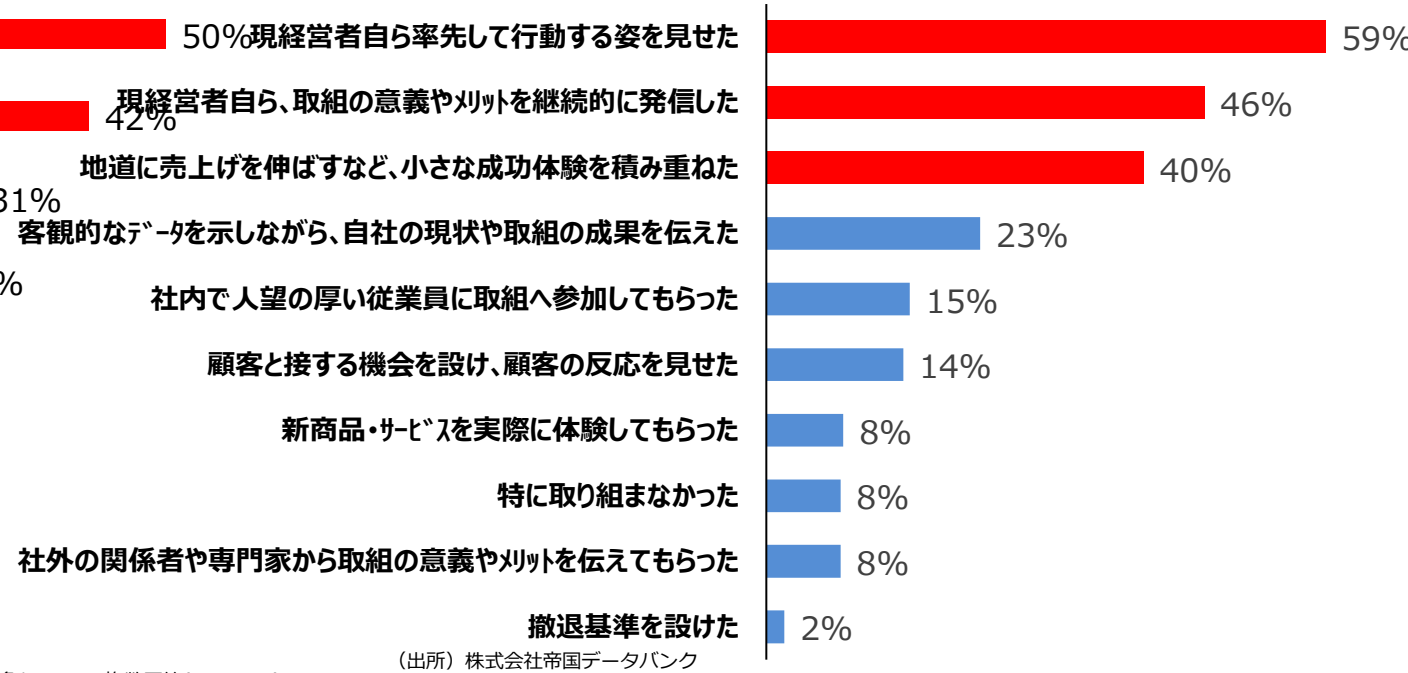

（出所）株式会社帝国データバンク
「令和４年度中小企業実態調査委託費 中小企業の新たな担い手の創出及び成長に向けたマネジメントと企業行動に関する調査研究報告書」を一部抜粋

事業承継後の経営者の取組（経営方針・事業計画の策定）

- 経営計画を「策定している」事業者は「策定していない」事業者に比べて、**売上高、付加価値額も高い増加率を示し、計画策定することで企業の成長が促進される**。
- また、社内一体型で経営方針を決める後継者もおり、**組織の活性化から、企業成長に繋げている。**

経営計画の策定状況別の売上高、付加価値額の増加率

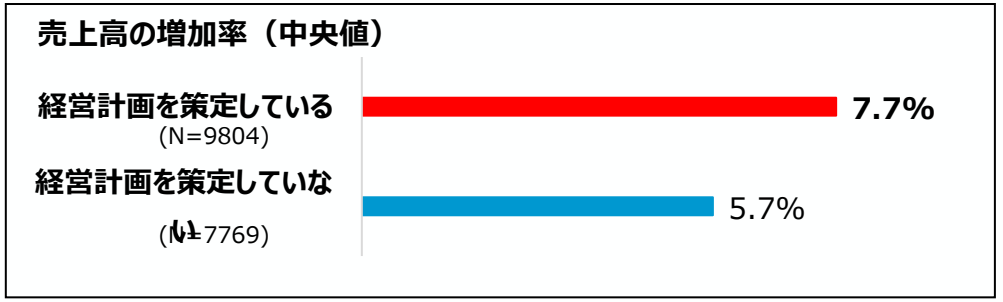

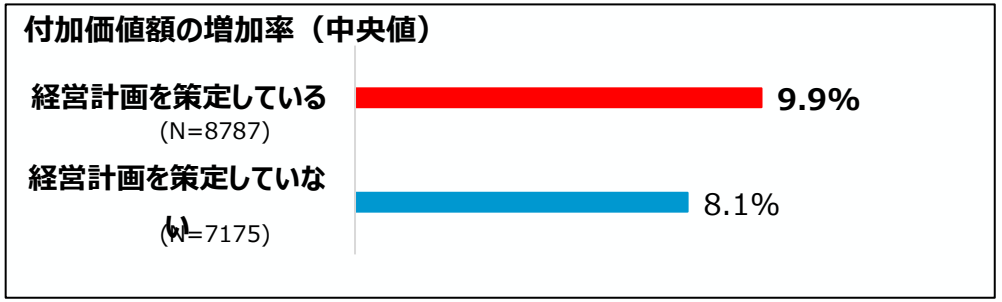

（注）経営計画の策定状況について、「策定していない」は、「策定していないが、今後策定する予定である」、「策定して おらず、策定する予定もない」と回答した事業者の合計。
2 売上高、付加価値額の増加率は年と年を比較して算出したもの。
3 付加価値額＝営業利益＋人件費＋賃借料＋租税公課。
（出所）（株）帝国データバンク「令和６年度中小企業の経営課題と事業活動に関する調査」

後継者による組織活性化の取組事例（側島製罐株式会社　石川貴也氏）

- 1906年創業の製缶会社である家業に入社した石川氏は、入社後、社員間の雰囲気が悪く、組織として機能していなかったため、組織改革の原点とすべく、**全社員を巻き込んだMVVの策定に着手**。
- 各自がやるべきミッションを自ら考え、報酬を宣言・決定する**自己申告報酬制度**も導入。
- 能動的な人材が集まり、缶の魅力を高めるような自社製品や超エコ缶のアイデアが生まれ、3**期連続の増収を達成した**。

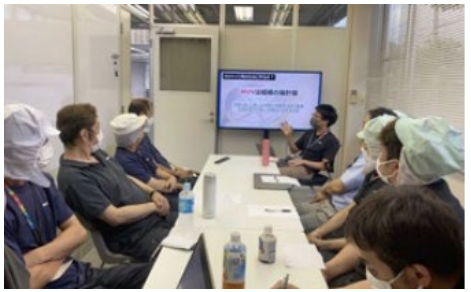

（出所）中小企業庁「2025年中小企業・小規模事業白書」

「アトツギ甲子園」概要

- 「アトツギ甲子園」は、早期の事業承継と事業承継を契機とした成長を促進する観点から、39歳以下の中小企業の後継予定者を対象に、**既存の経営資源等を活かした新規事業のビジネスプランを競うピッチコンテスト**。令和2年度より開始。
- **書類審査の通過者による地方大会を６ブロック（北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄）で開催**。**各地方大会を勝ち抜いた18名による決勝大会**において、**経済産業大臣賞、中小企業庁長官賞等を授与。**
- ファイナリスト等はメディアへの露出も多く、**取引先増、事業拡大**、**社内外における既存の経営資源を活かした新規事業への理解向上、事業の推進への好影響**にもつながっている。アトツギ甲子園エントリーや出場が、**現経営者との承継に向けた踏み込んだ話し合いや事業化に向けた具体的な調整が進むきっかけ**に。

決勝大会　表彰

- 経済産業大臣賞
- ベストサポーター賞
  ※経済産業大臣賞受賞者をサポートした支援者への授与を予定
- 中小企業庁長官賞
- イノベーション・環境局長賞
- 優秀賞
- 企業特別賞

第６回　大会日程

8/1～11/26	～11/28	12/中旬	1/13～2/2	2/27
エントリー〆切	応募書類〆切	書類審査	地方大会 ・九州・沖縄ブロック（福岡） ・中国・四国ブロック（岡山） ・近畿ブロック（兵庫） ・中部ブロック（愛知） ・関東ブロック（東京）2月4日（火） ・北海道・東北ブロック（宮城）	決勝大会 ・東京　大手町

ダウンロード可能です！

アトツギ甲子園の出場後の効果（早期の事業承継）

- アトツギ甲子園はこれまで５回を開催し、**合計で831名(うち決勝大会進出は78名)がエントリーしている**。
- 過去アトツギ甲子園エントリー者の**27.5%が事業承継済み**であり、そのうち**約88%が39歳以下で事業承継をしている**。
- 経営者就任時(注)の全国平均年齢が52.7歳であることを踏まえると、アトツギ甲子園により**早期の事業承継が図られている**。

エントリー後の事業承継の状況（n=91）

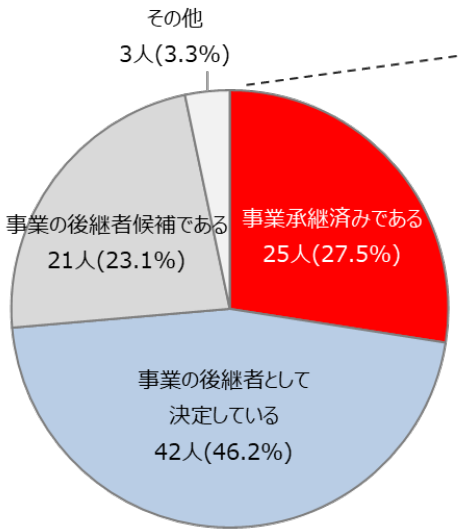

事業承継した者の年齢層（n=25）

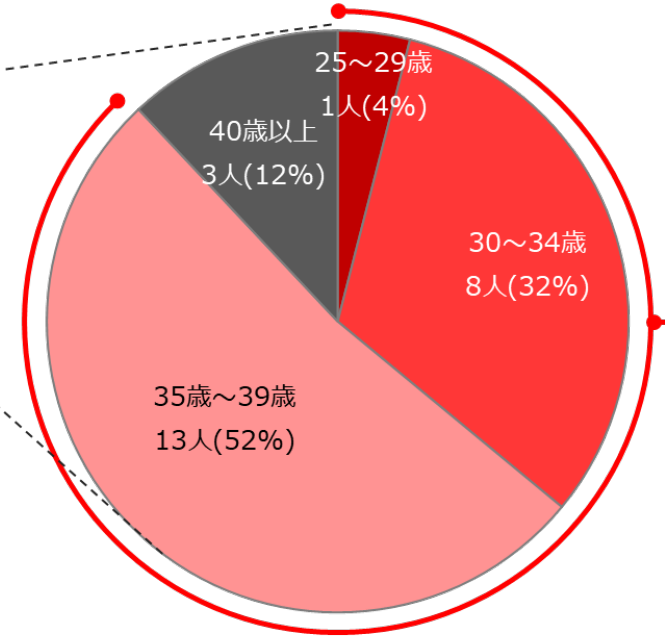

事業承継により就任した経営者の年齢（就任時）

アトツギ甲子園エントリー者	全国
約88%：39歳以下	平均：52.7歳(注)

（注）帝国データバンク「全国「社長年齢」分析調査（2024 年）」による調査結果。事業承継により代表者へ就任した際の年齢を算出している。代表交代前：68.6歳、代表交代後：52.7歳。
（出所）中小企業庁調べ

（参考）各地域の後継者支援取組例（自治体･金融機関）

京都府北部
家業の経営資源を活用した新規事業を考え発表

兵庫県　みなと銀行
23年度よりアトツギ支援へ

京都府宇治市
講義＆HRでフィードバック

京都府京都市
新規事業開発･発表

新潟県信用保証協会
後継者に特化したセミナーの実施

空知信用金庫、北門信用金庫、北空知信用金庫
後継者を対象にしたセミナー

栃木県
後継者を対象としたセミナー

群馬県
新規事業開発プロジェクト

東京都
新規事業開発プロジェクト

福岡県
家業後継者の新商品の事業化等を支援

福岡県北九州市
新事業開発、伴走支援

大分県
新事業開発、伴走支援

長崎県
新事業開発、ピッチ支援

熊本県熊本市
新事業開発、ピッチ支援

鹿児島県鹿児島市
アトツギ交流会

長崎県における後継者支援の取組

- 長崎県は、経営者の平均年齢が九州で一番であること、後継者不在率も九州圏内で高い状況。現状、現経営者に向けては、事業承継・引継ぎ支援センターが中心に事業承継支援行っているが、後継者に向けた支援が不足していることを認識。
- そこで、**早期の事業承継に向けた後継者への機運醸成、次世代の地域経済の担い手育成を促進する施策として**、令和6年度より、家業で培われてきた経営資源を活用して新たな領域へ踏み出そうとする意欲ある後継者に対して、事業アイデアの具体化やアトツギコミュニティ構築等の支援半年間のワークショップ形式で実施。
- 今回のアトツギ甲子園には、**2名エントリーし、1名が書類審査を通過し、地方大会に出場した**。

▼九州・沖縄地域における
経営者平均年齢上位3県(2021)

長崎県	**61.3**
佐賀県	60.5
大分県	60.2

▼九州・沖縄地域における
後継者不在率上位3県
(2024)

沖縄県	65.3
大分県	61.3
長崎県	**59.0**

▼2024年度のアトツギ支援プログラム

2024年度の長崎県における後継者支援の体制図▼

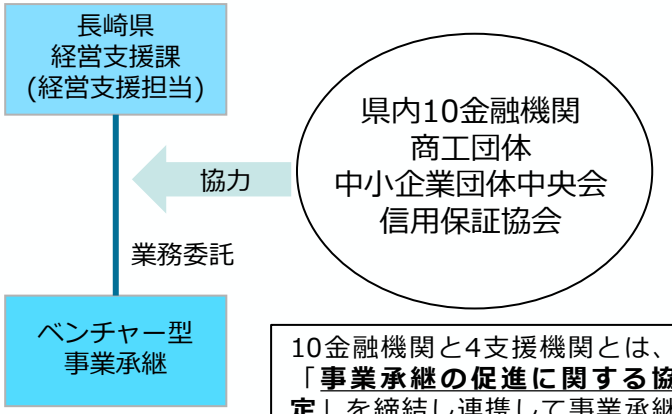

10金融機関と4支援機関とは、「**事業承継の促進に関する協定**」を締結し連携して事業承継促進に取り組んでいる。

参考資料

中小企業の事業承継・引継ぎ（M&A）に関する支援策一覧

引継ぎの準備

○気づきの提供

事業承継診断

事業承継ネットワーク（地域金融機関・商工団体・サプライチェーンを構成する業界団体等）による、プッシュ型の事業承継診断により、事業承継・引継ぎの課題を発掘、連携支援

円滑な引継ぎ

○事業承継の相談／M&Aのマッチング

事業承継・引継ぎ支援センター
各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターで、事業承継の相談、M&Aに係るマッチング支援等を実施

○事業承継時の相続税・贈与税の納税猶予

事業承継税制（法人版、個人版）
・事業承継時の相続税・贈与税を全額納税猶予。
・R6税制改正で特例承継計画の申請期限を2026年3月末に延長。

○M&A時の費用負担軽減

事業承継・M＆A補助金（専門家活用枠）
・M&A時の専門家活用（仲介手数料、DD費用等）を支援
（補助上限600万円、補助率1/2~2/3。補助上限は、DD費用が含まれる場合は800万円、100億企業要件を満たす場合は2000万円）

○事業承継前の設備投資等支援

事業承継・M＆A補助金（事業承継促進枠）
５年以内に事業承継（親族内承継・従業員承継）を予定している場合に、設備投資等を支援（補助上限800万円~1000万円※、補助率1/2~2/3　※一定の賃上げをした場合、補助上限1000万円 ）

○M&A後のリスクへの備え

中小M＆A準備金、中堅・中小グループ化税制
・M&A後のリスクに備えるため、M&A投資額の70%までを準備金として損金算入可能（据置期間5年）
・R6税制改正において、中堅・中小企業のグループ化を支援するために、複数回のM&Aを行う場合の積立率を2回目90%、3回目以降100%に拡大する枠を創設（据置期間10年）

○M&A時、事業承継・M&A後の金融支援、財務基盤強化

公庫による金融支援、経営者保証解除支援
・公庫による事業承継・M&Aにかかる支援制度について、融資限度額や据置期間等について拡充
・承継円滑化法に基づく信用保証等の特例、投資育成による共同M&A、中小機構グループ化・事業再構築支援ファンドによる支援

引継ぎ後の事業統合/経営革新等

○M＆A後の設備投資等の支援

事業承継・M＆A補助金（PMI推進枠）
・M&A後の経営統合（ＰＭＩ）に係る専門家活用、設備投資費用等を支援（専門家の補助上限150万円、補助率1/2。設備投資の補助上限800~1000万円※、補助率1/2~2/3）

中小企業経営強化税制（D類型等）
M&Aに係る設備投資額の10%を税額控除 又は 即時償却　等

（凡例）
- 事業承継とM&Aの両方に適用
- 事業承継のみに適用
- M&Aのみに適用

中小企業の事業承継・引継ぎ（M&A）に関するガイドライン

引継ぎの準備 | 円滑な引継ぎ | 引継ぎ後の経営革新等

中小M&Aガイドライン

- 適切なM＆Aのための行動指針を提示。
- **契約内容や手数料等の重要事項**について**契約前に書面により説明を実施**すること。
- （**仲介の場合**）**利益相反防止の観点**から、一方当事者の意向が反映されやすい**バリュエーション・DD等の結論を決定しないこと**。

中小M&A支援機関登録制度

- **「中小M&Aガイドライン」を遵守宣誓した支援機関を登録**する制度。
- **「事業承継・引継ぎ補助金」（専門家活用）による補助対象**は、本制度の**登録機関による支援に限定**。

事業承継ガイドライン

- 中小企業・小規模事業者における円滑な事業承継のために必要な取組、 活用すべきツール、注意すべきポイント等を紹介。

中小PMIガイドライン、実践ツール

- M&A後に行われる組織や業務の統合作業である**PMI（Post Merger Integration）**の適切な取組を促すガイドラインを策定し、令和4年3月に公表。また、PMIに関する実践ツール・活用ガイドブック・事例集を令和６年３月に公表。

（凡例）
- 事業承継とM&Aの両方に適用
- 事業承継のみに適用
- M&Aのみに適用

事業承継・Ｍ＆Ａ補助金（令和６年度補正予算）の概要

● **①事業承継前の設備投資**、**②M&A時の専門家活用**、**③M&A後のPMIの実施**、**④廃業・再チャレンジの取組**を支援。

①事業承継促進枠

承継前の設備投資等にかかる費用を補助

５年以内に予定している
親族内承継、従業員承継が対象

補助率　：1/2or2/3
補助上限：800-１,000万円

【対象経費の例】
- 店舗改装工事費用
- 機械装置の調達費用

②専門家活用枠

Ｍ＆Ａにかかる専門家費用を補助

M&Aが対象

■買い手支援類型
補助率　：1/3･1/2or2/3
補助上限：600万円-800万円、2,000万円※
※：100億企業要件を満たす場合

■売り手支援類型
補助率　：1/2or2/3
補助上限：600万円

【対象経費の例】
- M&A仲介業者やFAへの手数料価値算定費用
- DD費用（800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算）

③ＰＭＩ推進枠

Ｍ＆Ａ後のＰＭＩにかかる専門家費用や設備投資を補助

■ＰＭＩ専門家活用類型
補助率　：1/2
補助上限：150万円

■事業統合投資類型
補助率　：1/2or2/3
補助上限：800-1,000万円

【対象経費の例】
- PMI専門家への委託費用
- 設備の規格統一など、事業統合に係る設備投資費用

④廃業・再チャレンジ枠

承継時に伴う廃業にかかる費用を補助

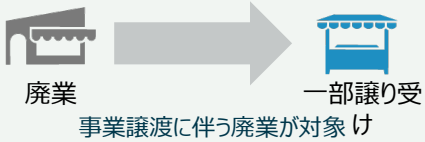

補助率　：1/2or2/3
補助上限：150万円

【対象経費の例】
- 廃業支援費、在庫処分費、解体費、現状回復費

事業承継税制の概要

- **法人版事業承継税制**は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る**贈与税・相続税の納税を猶予する制度**。
- **10年間限定(2027年末まで)の時限的な措置**として、**猶予対象株式数の上限を撤廃**するとともに、**猶予割合が贈与税・相続税ともに100%**となっている。
- **個人版事業承継税制**は、**10年間限定（2028年末まで）で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置**。

法人版事業承継税制

	一般措置	特例措置 （時限措置）
猶予対象株式数	総株式数の最大2/3まで	上限なし
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 （2027年12月31日まで） 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税　100% 相続税　80%	贈与税・相続税ともに100%
承継方法	複数株主から1名の後継者に承継可能	複数株主から最大3名の後継者に承継可能
雇用確保要件	承継後5年間平均8割の雇用維持が必要	未達成の場合でも猶予継続可能に

個人版事業承継税制

	特例措置 （時限措置）
対象資産	事業を行うために必要な多様な事業用資産 ・土地・建物 （土地は400㎡、建物は800㎡まで） ・機械・器具備品 （例：工業機械、パワーショベル、診療機器等） ・車両・運搬具 ・生物（乳牛等、果樹等） ・無形償却資産（特許権等） 等
適用期限	10年以内の贈与・相続等 （2028年12月31日まで） 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税・相続税ともに100%

（参考）事業承継税制活用の手続

- 法人版事業承継税制（特例措置）を活用するためには、**2026年３月末までに特例承継計画を申請**し、2027年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- 個人版事業承継税制を活用するためには、**2026年３月末までに個人事業承継計画を申請**し、2028年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- また、事業承継後（贈与・相続の認定後）は、都道府県庁・税務署への定期的な報告が必要。（宥恕規定あり。）

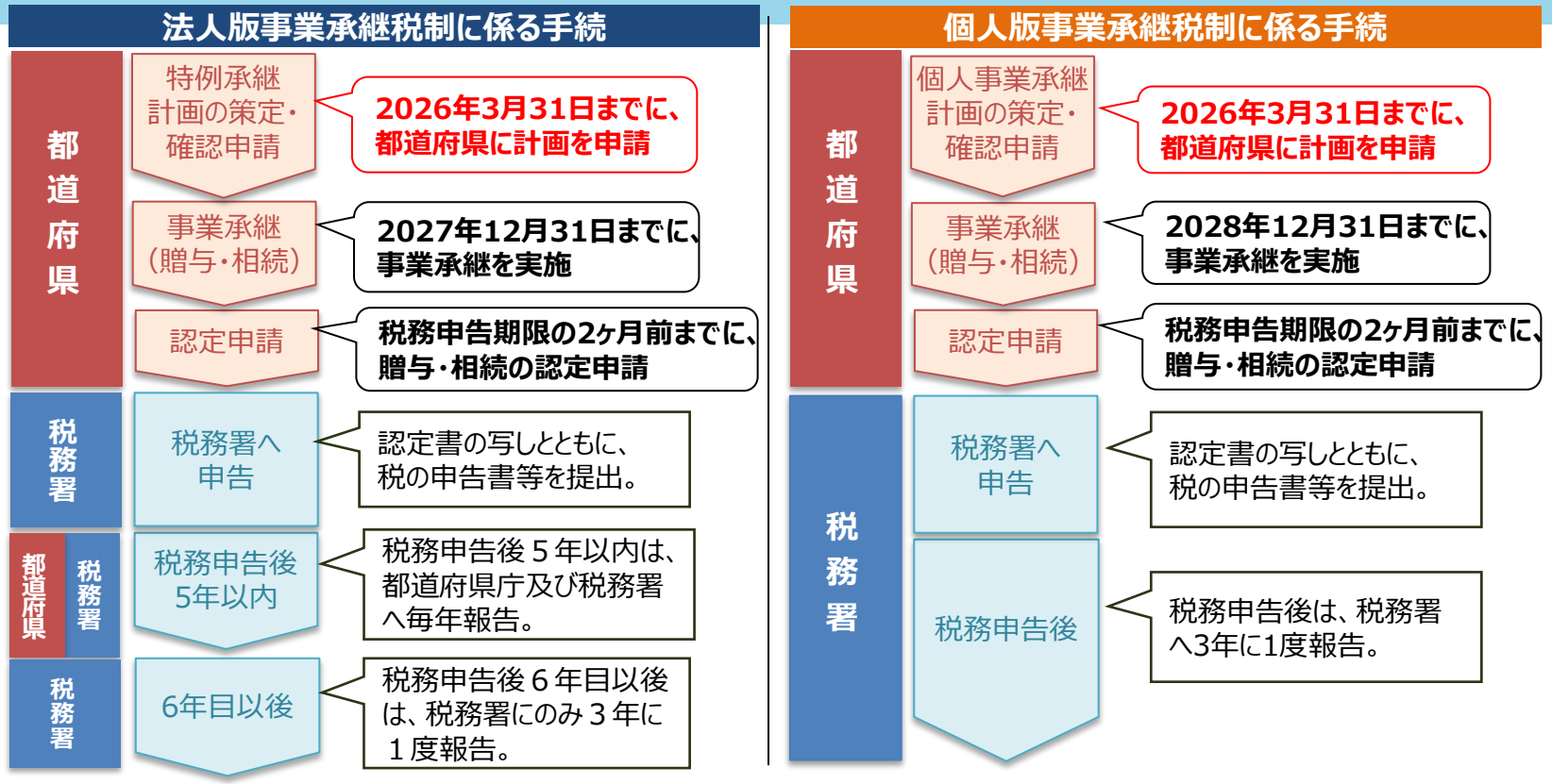

※各種手続きの詳細は、中小企業庁や各都道府県、国税庁のホームページを必ずご確認ください。

法人版・個人版事業承継税制における役員就任要件等の見直し （相続税・贈与税）

見直し

- 事業承継税制の特例措置期限までの間に、同税制の最大限の活用を図る観点から、「事業承継税制が適用されるためには、株式贈与日に**後継者が役員**（取締役、監査役又は会計参与）**に就任後３年以上経過している必要**がある」という**役員就任期間を特例措置に限って事実上撤廃**。
- 事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する。

改正概要 【適用期限：法人版：令和９年(2027年)12月末、個人版：令和10年(2028年)12月末】

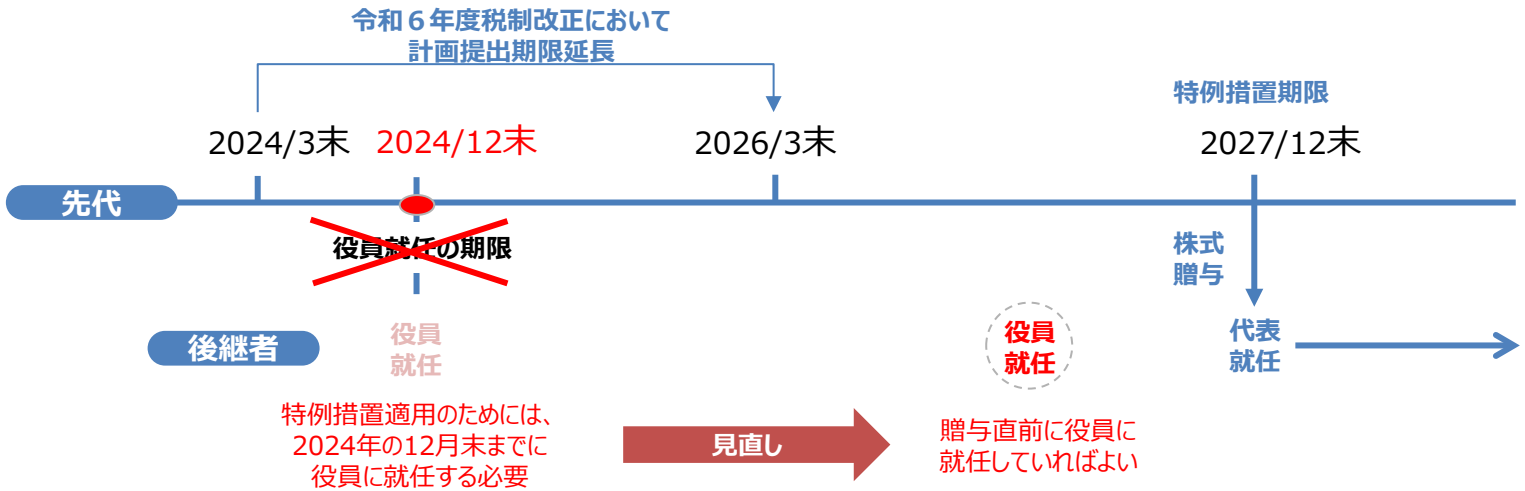

※ 個人版事業承継税制については、2028/12末までの適用期限の３年前となる2025/12末までに後継者が事業に従事する必要があったが、今般の見直しにより、贈与直前に事業に従事していればよい。

中堅・中小グループ化税制（中小企業事業再編投資損失準備金の拡充枠）

- 本税制措置は、M＆A実施後の簿外債務リスクや経営統合リスクといった減損リスクに備えるために、準備金を積み立てた場合、**株式取得価額の一定割合の準備金積立額を損金算入できる制度**。
- 過去にM＆Aを行ったことがある**成長志向の中堅企業や中小企業が、**特別事業再編計画に基づき実施する株式若しくは持分の取得によるM＆Aについては、**株式取得価額の最大100%まで損金算入可能。益金算入開始までの据置期間は10年間**。

【適用期限】令和9年3月31日まで

制度概要

90%（計画内1回目）
100%（計画内2回目以降）

※ 積立率が100%となる、認定計画内2回目以降として扱うM＆Aは下記の要件を満たす必要がある。
- 同一の認定計画における2回目以降のM＆Aであること（変更認定によるM＆Aの追加実施は可能。）。
- 認定計画内1回目に本税制の対象である株式又は持分の取得（法第2条第18項第6号に限る。）を行った後、次に同一の認定計画に基づいて行う株式又は持分の取得（法第2条第18項第6号に限る。）であること。

※ 据置期間は10年だが、以下の場合は、据置期間に関わらず準備金取崩し
- 計画認定取消（全額）
- 取得株式の売却等（全額又は相当分）
- 合併による合併法人への株式移転（全額）
- 株式発行法人又は取得法人の解散（全額）
- 取得株式の帳簿価額減額（相当分）
- 青色申告書の承認取消（全額）
- 支払限度額５億円超の表明保証保険契約の締結（全額）
- その他準備金を取り崩した場合（相当分）

要件の概要

※産業競争力強化法に基づく特別事業再編計画の認定要件（14頁目）に加え、下記の要件を満たすM＆Aが対象。
- 認定事業者が中堅企業の場合、特定中堅企業者の要件を満たすこと。
- 認定事業者がみなし大企業でないこと。
- 売手となる他の事業者が産競法上の中小企業者であること。
- 取得価額1億円以上100億円以下の株式又は持分の取得（法第2条第18項各号に掲げる措置）であること。
- 支払限度額５億円超の表明保証保険契約が締結されていないこと。

※なお、中小企業は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた者を対象とする現行準備金税制も活用可能（ただし、同一のM＆Aについて中堅・中小グループ化税制との重複適用不可）。

（参考）特別事業再編計画の認定要件

要件	要件の具体的内容
申請事業者	**中堅企業※又は中小企業者（常時使用する従業員2,000人以下の者に限る。）** ※中堅企業者のうち、特に賃金水準や投資意欲が高い「特定中堅企業者」のみが税制措置（中堅・中小グループ化税制、登録免許税の軽減）を活用することが可能。
過去のM&Aの実績	**過去5年以内に、取得価額1億円以上のM&A（事業構造の変更）を実施していること**
計画期間	**5年以内**
成長要件（事業部門単位）	**計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。** ①従業員1人当たり付加価値額　９%向上 ②売上高　1.2倍
財務の健全性（企業単位）	**計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。** ①有利子負債／キャッシュフロー≦10倍　②経常収入＞経常支出
雇用への配慮、賃上げ	①計画に係る事業所における労働組合等と協議により十分な話し合いを行うこと、かつ実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと。 ②雇用者給与等支給額　2.5%（年率）の上昇
事業構造の変更	**取得価額1億円以上のM&Aであって、次のいずれかを行うこと。** ①吸収合併、②吸収分割、③株式交換、④株式交付（議決権の50%超を保有することとなるものに限る。）、⑤事業又は資産の譲受け、⑥他の会社の株式又は持分の取得（議決権の50%超を保有することとなるものに限る。）
前向きな取組	**計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。** **①新商品、新サービスの開発・生産・提供** ⇒ 新商品等の売上高比率を全社売上高の１%以上 **②商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上** ⇒ 商品等１単位当たりの製造原価を５%以上削減 **③商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入** ⇒ 商品等１単位当たりの販売費を５%以上削減 **④新原材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の新購入方式の導入** ⇒ 商品１単位当たりの製造原価を５%以上削減
グループ内連携	**特別事業再編を実施する事業者全体の方針の下、次のいずれかを実施することで成長を達成することが見込まれること。** ①グループ内の経営資源とM＆Aにより取得する他の事業者の経営資源を組み合わせて利用すること ②生産、販売、人事、会計又は労務等に係る経営管理の方法をM＆Aにより取得する他の事業者に導入し、経営の効率化を図ること。

（参考）日本政策金融公庫 「事業承継・集約・活性化支援資金」の拡充

- 日本政策金融公庫では「事業承継・集約・活性化支援資金」の融資を通じて、事業承継やM&Aに取り組む事業者を支援。昨年２月に、**中小グループ化への支援充実化を図るべく、融資限度額や据置期間等について拡充**。

目　的	地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する中小企業者の資金調達の円滑化を支援する。
ご利用いただける方	１＜事業承継計画関連＞ 　中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含む。）と共に事業承継計画を策定している方 ２＜事業承継関連＞ 　安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う者**及び当該事業者から事業を承継・集約される者** ３＜承継第二創業関連＞ 　事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）または新たな取組みを図る方（第二創業または新たな取組み後、概ね５年以内の方を含む。） ４＜代表者個人関連＞ 　中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者、認定を受けた個人である中小企業者または認定を受けた事業を営んでいない個人 ５＜経営者個人保証免除関連＞ 　事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が貸付けに際して経営者個人保証を免除する方
資金使途	設備資金・長期運転資金
融資限度額	（中小企業事業）：**７億２千万円→14億4千万円**、（国民生活事業）：7千2百万円（うち運転資金４千８百万円）
融資期間 （据置期間）	**設備資金　　２０年以内（うち据置期間２年→５年以内）** **長期運転資金　７年以内→１０年以内（うち据置期間２年→５年以内）**
融資利率	貸付対象１　基準利率又は特別利率①（認定経営革新等支援機関などの支援を受けて事業承継計画を策定し、当該計画を実施する場合（現経営者の年齢が55歳以上である場合に限る。）は特別利率②） 貸付対象２　基準利率。ただし、一定の要件を満たす場合、特別利率①又は② 貸付対象３　基準利率又は特別利率② 貸付対象４　特別利率①（付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる方は特別利率②） 貸付対象５　基準利率 ※特別利率の適用　**４億円→８億円**

地域の人事部について

経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課

経済産業省

支える 育む 活かす
地域の人事部

地域の人事部について

2025年９月

経済産業省　経済産業政策局 地域経済産業政策課

地域の中小企業の経営課題

- 中小企業が最も優先度が高い経営課題として**「人材の確保」**が挙げられている。また、**「人材の育成」**も次に優先度が高い課題。
- 他方で、**地域の中核企業候補（地域未来牽引企業）**においても、**約４割が専任の人事・採用担当者が不在**であり、**人材確保やその後の人材育成等が十分に出来ていない**状況。

中小企業の優先度が高い経営課題

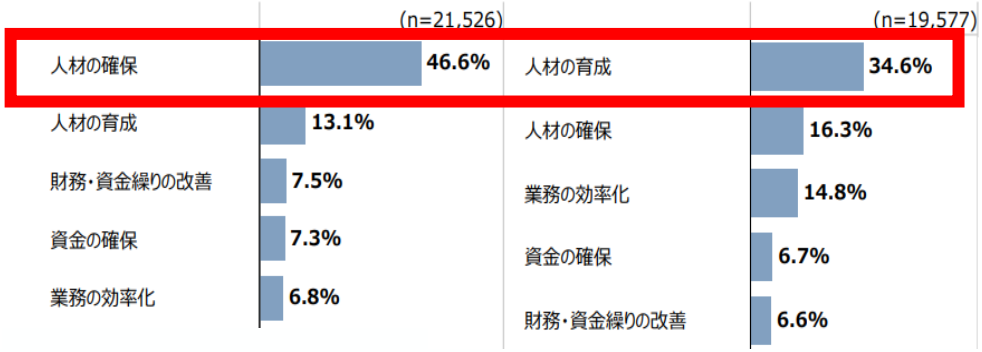

地域未来牽引企業における人事担当者の人数

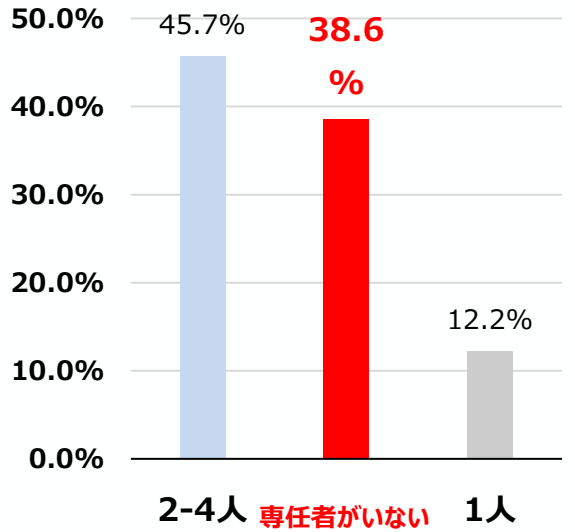

注:（左図］(株)帝国データバンク「中小企業の経営課題とその解決に向けた取組に関する調査」。「現在の経営課題について、対応する優先度が高いと考えているもの」を上から順に三つ聞いたもの。
（右図）地域未来牽引企業を対象としたアンケート調査（ 有効回答数：1,199社）。「貴社の人事・採用業務の担当者の人数について、当てはまるものを一つ選択してください。」に対する回答のうち、4人以下のものを抜粋。
出典元:（左図）中小企業庁「中小企業白書（2024年版）」
（右図）経済産業省「令和元年度 大企業人材等の地方活躍推進事業（地域の中核企業による人材確保手法等の調査分析）」（調査期間2020年7月22日～8月6日）を基に作成。

「地域の人事部」による人材確保・育成・定着（令和４～７年度）

- 経済産業省では、**民間事業者等が地域企業群や関係機関（自治体・経営支援機関・教育機関等）と連携し、地域が一体となって人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」**の取組を推進。
- 令和4～7年度で累計115件を採択し、**モデル事例の創出や担い手の醸成、ブランディング化、**加えて令和7年度からは**既に一定のノウハウを持つ地域の人事部事業者による伴走支援や地域間・広域連携**を推進。

＜事業スキーム＞

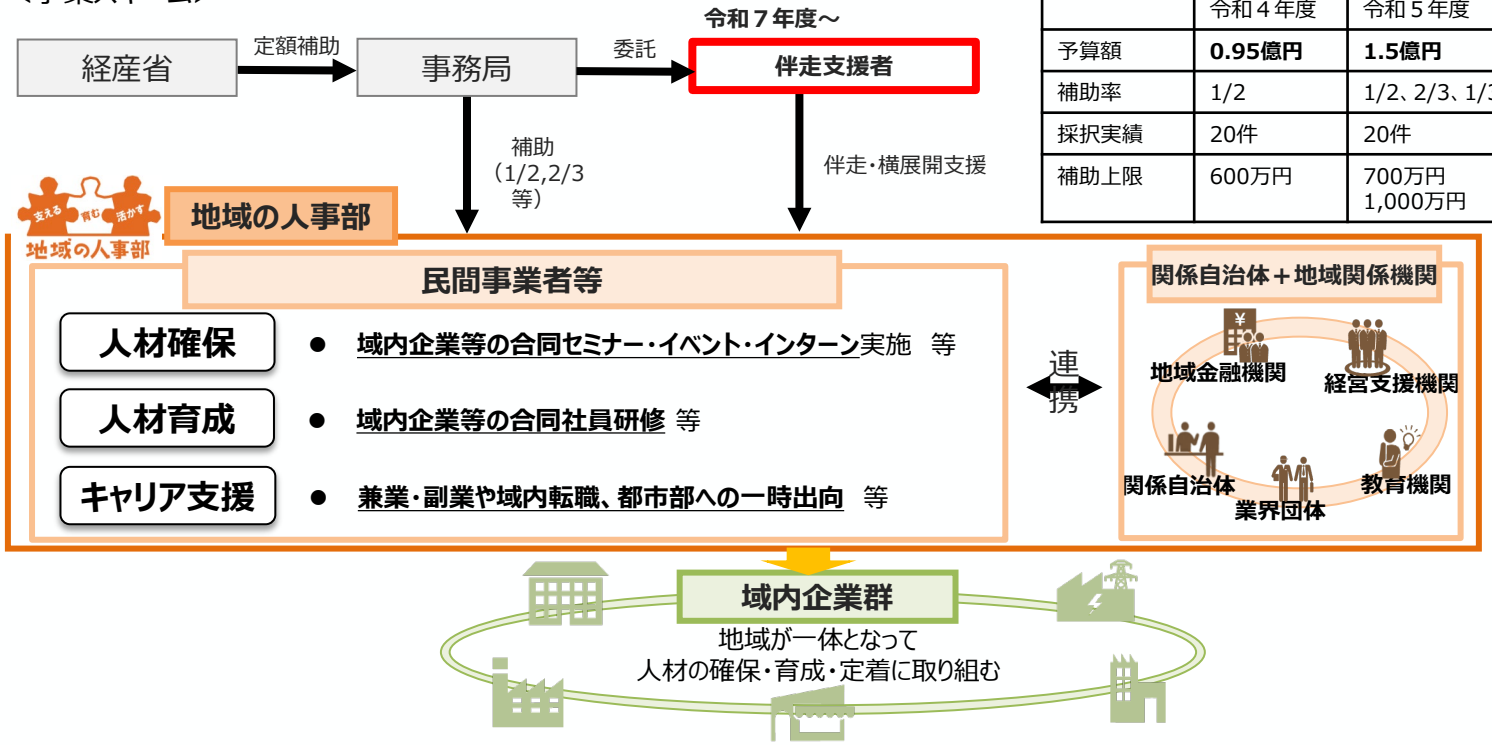

	令和４年度	令和５年度	令和6年度	令和７年度
予算額	**0.95億円**	**1.5億円**	**4.0億円**	**3.0億円**
補助率	1/2	1/2、2/3、1/3	1/2、2/3	1/2、2/3、1/3
採択実績	20件	20件	46件	29件
補助上限	600万円	700万円 1,000万円	1,000万円 1,300万円	1,000万円 1,300万円

【事例】（一社）フィッシャーマン・ジャパン（宮城県石巻市）

- 石巻地域を支える主要産業の1つは水産業。震災後、漁獲高減少、価格の不安定化、採用難に。何もしなければ、主要産業が衰退。
- この打開策として、**業務・働き方をアップデート**し、**新しい水産業をつくるヒトを集める**ことで、地域の水産業の維持・発展を図る。

＜事業イメージ＞

地域の目指す姿	• 地域の主要産業である水産業の復活を目指し、地域が一体となった水産業の担い手確保・育成を図る
地域課題	• 少子高齢化に加え、震災により水産加工販売業の従事者は1998年から2018年で半減（4,000人→2,000人） **→今後の事業展開を担う社長の右腕人材が不足**
事業概要	【人材確保】 • 社長の右腕候補人材の確保に向け、地域企業群一体で広報戦略を策定、デジタルマーケティング実施 “SeaEO人材”の募集HPの作成 （例）SeaMO（海のマーケティング責任者） SeaPO （海の経営企画責任者） • 合同インターン募集・受入 【人材育成】合同研修 【人材定着】就業後の定住支援（シェアハウスの提供） 【他地域への横展開】漁師の担い手育成人材を他地域の漁師町（南伊勢、西伊豆）へ派遣し、担い手確保・育成を支援

出典先：一般社団法人フィッシャーマン・ジャパンへのヒアリング及び同社HPを基に作成

＜事業スキーム＞

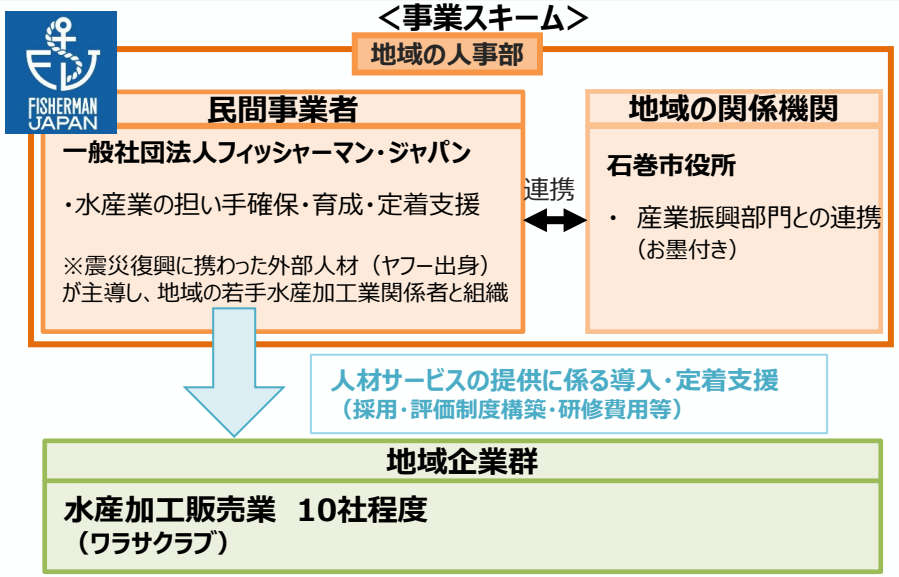

一般社団法人フィッシャーマン・ジャパン　事務局次長　コーディネーター　松本　裕也氏

2009年にヤフーへ入社。3年間広告営業として従事したのち、2014年に「ヤフー石巻復興ベース」に異動し、漁師の販売支援を行う。

2015年には石巻市に移住し、同年5月に設立した（一社）フィッシャーマン・ジャパンの活動にヤフー社員として携わり、県内の若手漁師らと水産業の変革に向けた取組を行う。

「地域の人事部」の機能

- 「地域の人事部」が**地域企業群の魅力を発信し、面で取り組むことで、採用コストを抑制**するとともに、**地域企業の人材育成・定着まで支援を行う**など、地域企業の人事ノウハウの補完に貢献。
- また、地域企業の人材課題に応じて**①学生・インターン生、②UIJターン人材、③兼業・副業人材、④潜在的労働者**といった**多様な人材を対象**としており、働き手に対する柔軟性を高めることで、**地域で活躍する人材母集団の拡大**に貢献。

＜機能①：採用コストの抑制、人事ノウハウの補完＞

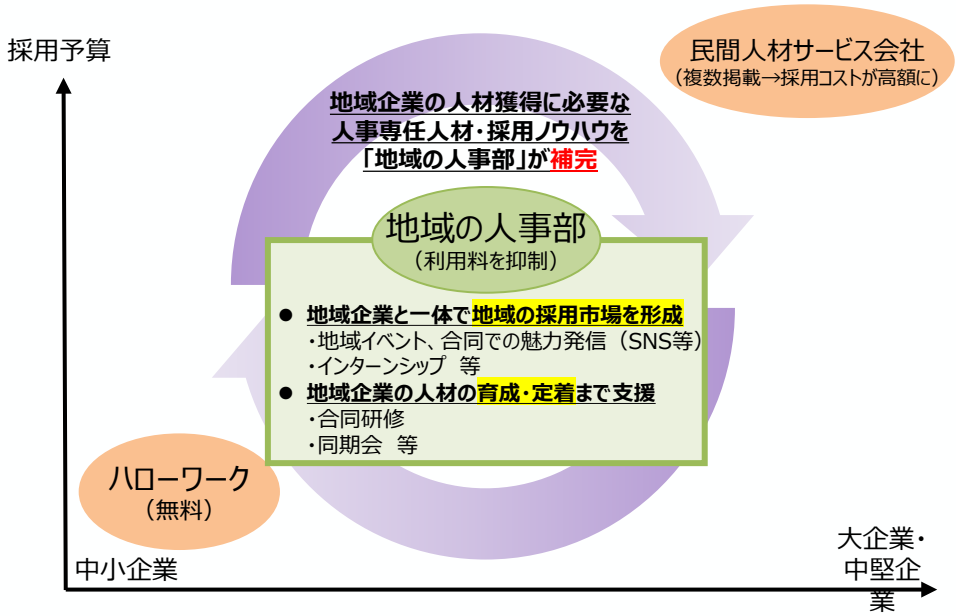

＜機能②：地域で活躍する人材母集団の拡大＞

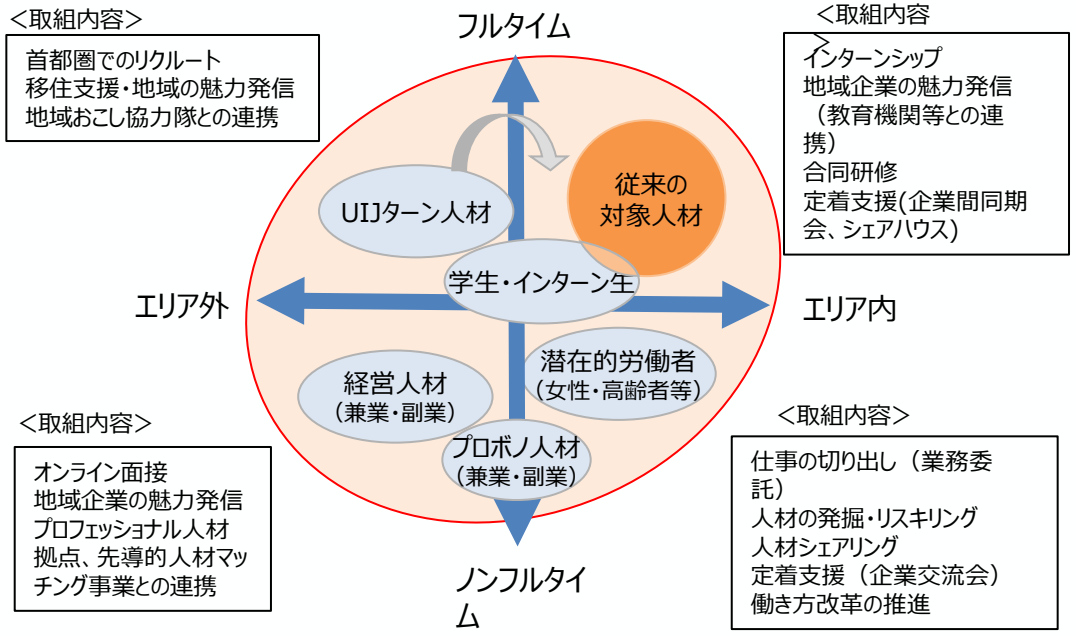

地域の中堅・中核企業支援事業のうち、
（２）地域の人事部支援事業

経済産業政策局　地域経済産業政策課

令和８年度概算要求額 3.3億円（3.0億円）

事業目的・概要

事業目的

地域経済を牽引する中堅・中小企業の自律的な成長を後押しし、地域における良質な雇用の拡大や認知度向上を図るため、民間事業者等が地域企業群や関係機関（自治体・経営支援機関・教育機関等）と連携し、地域が一体となって人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援することを目的とする。

事業概要

（１）地域の人事部事業者伴走・横展開支援事業

地域の人事部の定着・自走化や他地域への横展開を後押しするため、既に一定のノウハウを有する地域の人事部事業者による伴走支援や地域間・広域連携等を推進する。

（２）地域の人材確保・育成・定着に係る重点分野支援事業

①地域の人事部事業者が、地域の教育機関等と連携して、地域企業群への幹部インターンシップ制度を導入し、地域企業の事業承継に関心のある右腕人材や未来の後継者候補と中堅・中小企業のマッチングや引継ぎ・キャリア支援等を行う取組を支援する。

②地域の人事部事業の持続化に向けた自治体との連携を推進するため、地域未来投資促進法の連携支援計画の承認事業者や、小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画の認定を受けた商工会、商工会議所、二地域居住促進法に基づく特定居住支援法人等、法制度等と連携した地域の人材確保・育成・定着を目指す取組を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

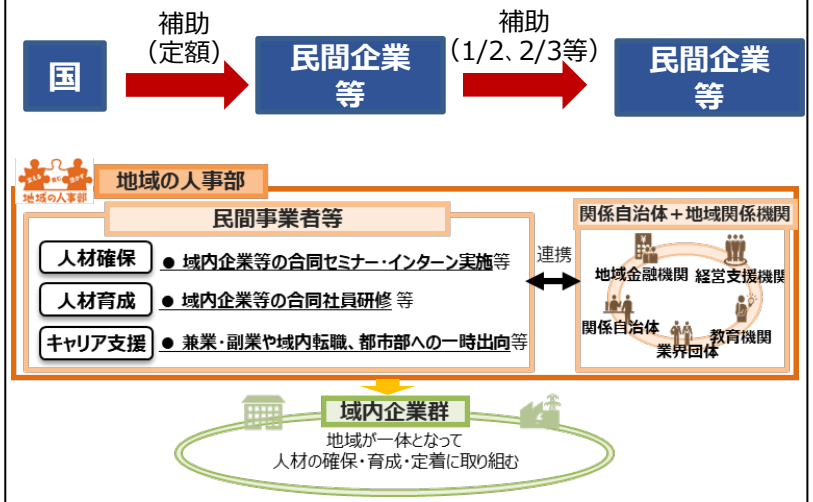

成果目標・事業期間

令和7年度から令和9年度までの３年間の事業であり、
短期的には、各年度30件の地域の人事部の取組の支援を目指す。
中期的には、地域における人材の確保・育成・定着を行う取組の補助事業開始年度の翌年度の継続率80%以上を目指す。

令和８年度「地域の人事部支援事業」（概算要求額：３.３億円）

- 地域一体で地域の中堅・中小企業の人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援しつつ、取組の定着・自走化を更に促すため以下を実施。
  （１）**伴走・横展開支援事業：**既に一定のノウハウを有する地域の人事部事業者による伴走支援や地域間・広域連携を推進
  （２）**重点分野支援事業：**①地域企業の右腕人材・後継者育成、②法制度と連携した地域の人材確保・育成等の取組支援

＜事業スキーム＞

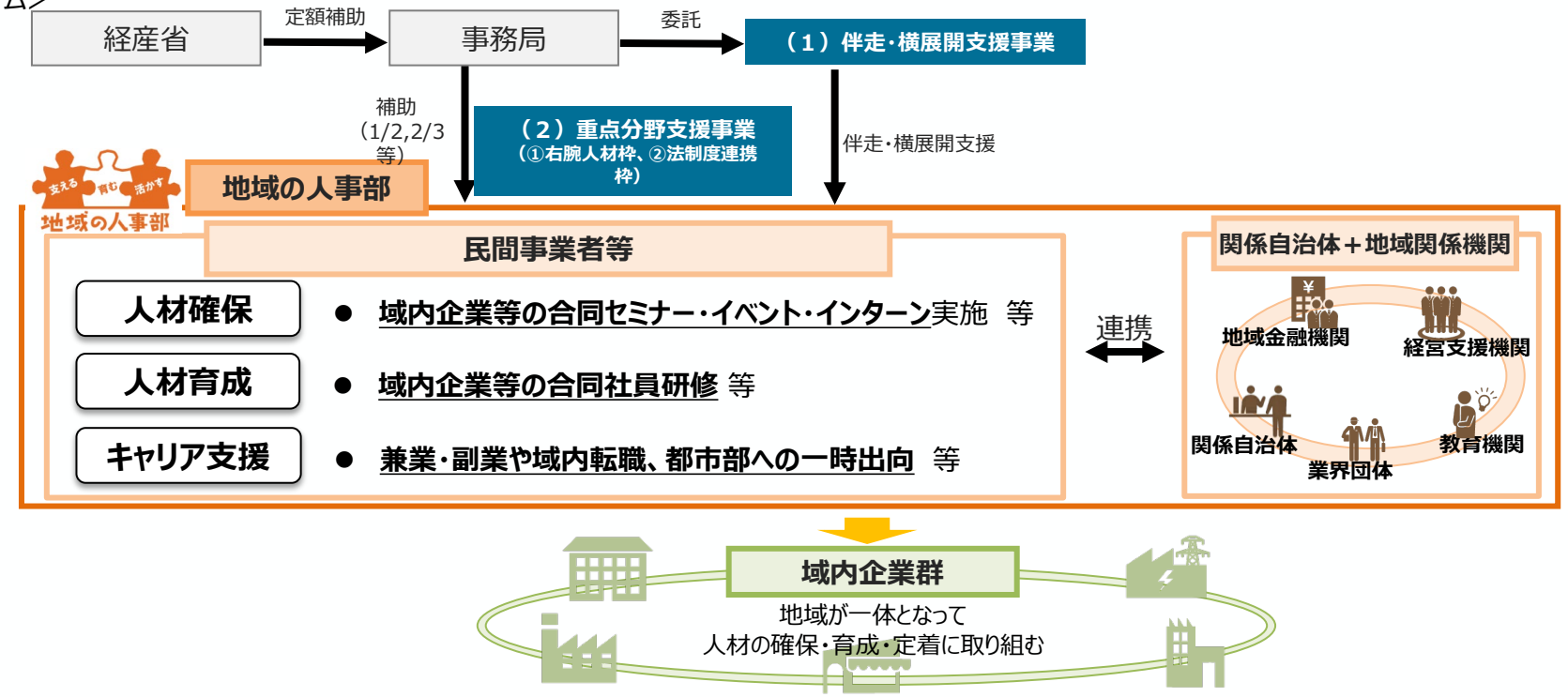

（１）伴走・横展開支援事業

- 地域の人事部の定着・自走化や他地域への横展開を後押しするため、**既に一定のノウハウを有する「地域の人事部」事業者による伴走支援や勉強会、地域間・広域連携等**を推進する。

事業イメージ図

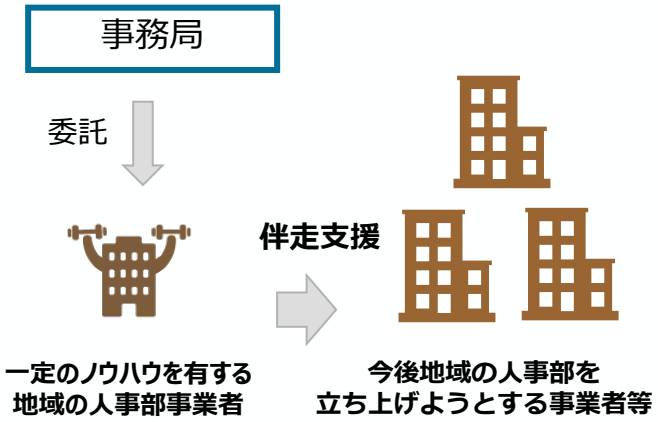

令和７年度の取組例

森興産株式会社

- 令和４年度より、大阪市他において「地域の人事部」採択事業者として外国人材のマッチング、定着支援、企業向けセミナー等を実施。外国人材の雇用支援にとどまらず、海外展開も含めた事業戦略策定等の支援の実績も有する。
- 「地域の人事部」事業者が、地域企業に対して人材マッチングに限らない経営課題をとらえた人材戦略提案力や、多様な関係主体を巻き込んだ推進力等を備える後押しのため、テーマ別勉強会や個別相談、各種支援機関等とのネットワーキングを支援予定。

【活動内容（予定）】
①勉強会
地域の人事部の持続的展開に向けた戦略設計や、地域間連携・広域展開を視野に入れた戦略構築等に関する勉強会を実施。
②個別相談
課題の言語化と戦略構築に向けた個別相談を実施。
③ネットワーキング支援
同社が持つ海外教育機関、外国公館、国内外の支援機関等とのネットワークを活用したネットワーキングの支援。

（２）①地域企業の右腕人材・後継者育成支援（右腕人材枠）

- 地域の人事部事業者が、地域の教育機関等と連携して、**地域企業群への幹部インターンシップ制度**を導入し、地域の中小企業の事業承継に関心のある**右腕人材（未来の後継者・経営幹部候補）とのマッチングや社長からの引継ぎ・キャリア支援等を行う取組を重点的に支援**することで、事業承継問題もセットで解決する日本型後継者育成キャリアシステムの構築を図る。

事業スキーム

- 右腕人材（未来の後継者・経営幹部候補）を求める地域企業に対し、幹部インターンシップ制度の企画運営・マッチング・キャリア支援等を行う民間事業者等の取組に補助支援

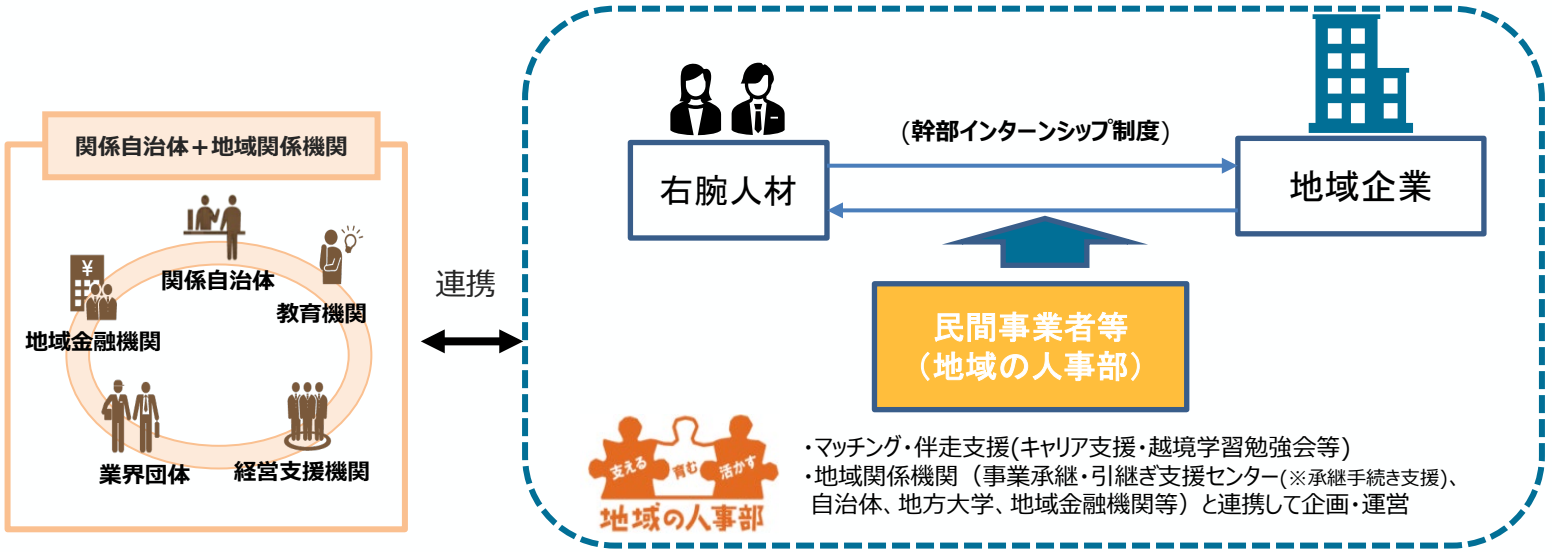

（２）②法制度と連携した地域の人材確保・育成等の取組支援（法制度連携枠）

事業スキーム

地域の人事部として活動を行う民間事業者等を、以下法律の承認等を受けている事業者に限定（**要件化**）

①**地域未来投資促進法**（地域経済牽引支援機関として、人材確保等の取組を連携支援計画に記載し、国の承認を受けた事業者）

②**小規模事業者支援法**（経営発達支援計画において、人材確保等の取組を記載し、国の認定を受けた商工会、商工会議所）

③**二地域居住促進法**（二地域居住等支援機関として市町村の指定を受けた事業者）

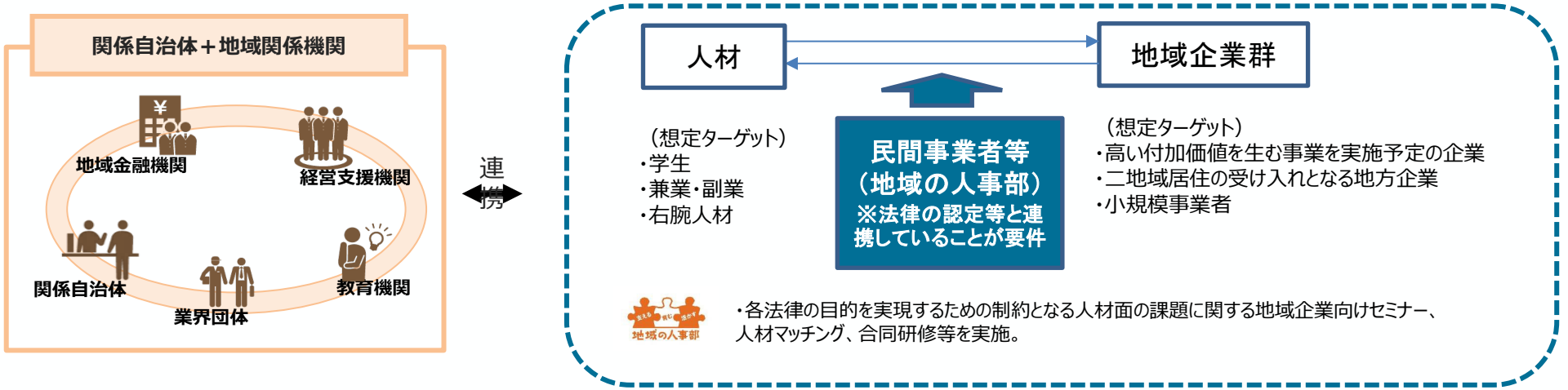

（パターン１）地域未来投資促進法との連携

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）

- 地域未来投資促進法では、**民間事業者等が地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進**。
- 地域経済牽引事業を促進する観点で、地域の人材確保・育成・定着を実施するため、**複数年の連携支援計画を作成し、国が承認した事業者を支援**。

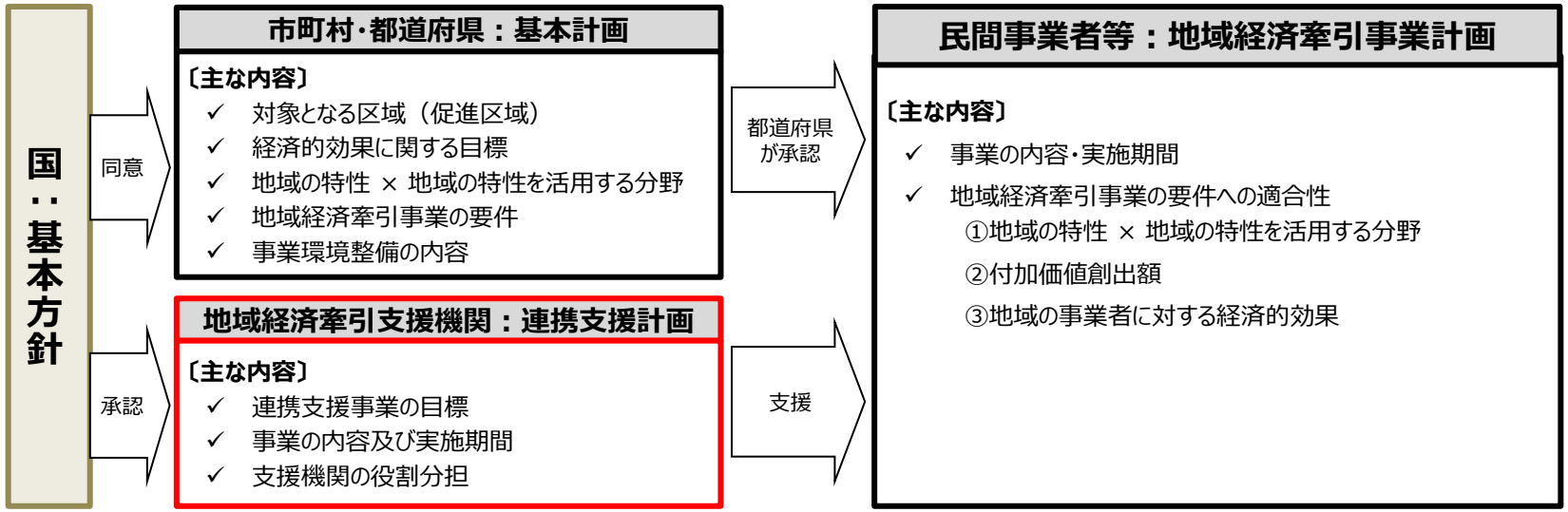

（パターン２）小規模事業者支援法との連携

（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律）

- 商工会・商工会議所が市町村と連携しながら、地域課題を分析し、小規模事業者の持続的発展に向けた経営発達支援計画を作成・申請し、国が認定。
- 「地域の人事部」の普及において、**地域の商工会・商工会議所の役割は重要であり、経営発達支援計画に基づき、地域の人事部を実施する場合は支援。**

経営発達支援のスキーム

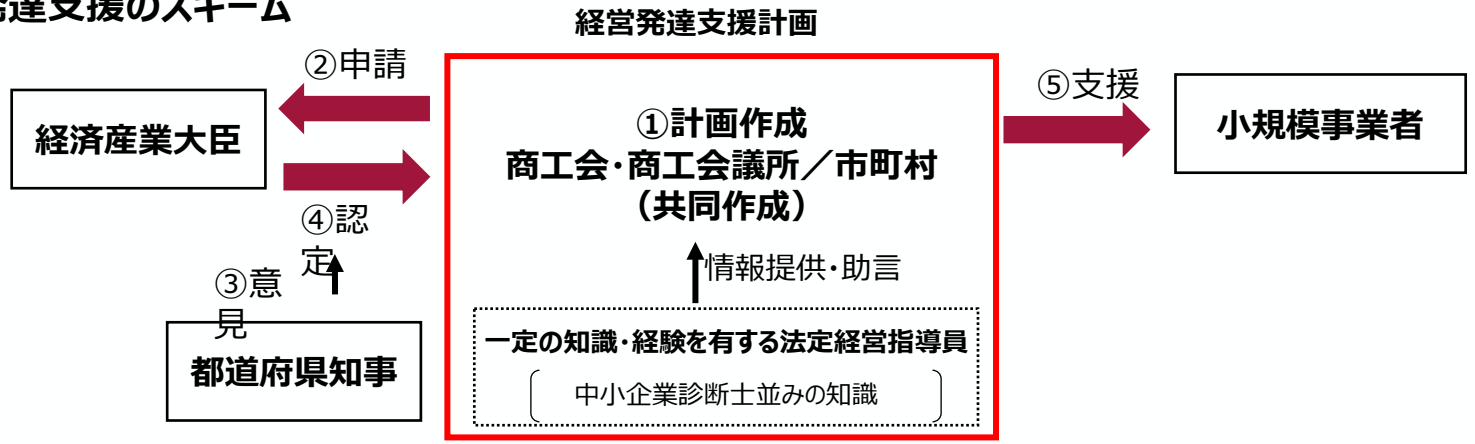

経営発達支援事業

①経営資源の内容、財務内容、その他経営状況の分析
②事業者の事業計画の策定・実行に係る指導及び助言
③商品、役務の需要動向及び経済動向に関する情報の収集、分析及び提供等
④応報、商談会、展示会等の販路開拓に寄与する事業

（パターン３）二地域居住促進法との連携

（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律）

- コロナ禍を経てUIJターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっているが、**二地域居住にあたっては、「住まい」、「なりわい（仕事）」、「コミュニティ」といったハードル**がある。
- このため、市町村長から指定された**二地域居住等支援法人が、市町村が作成する特定居住促進計画と連携**し、**地域の人事部を実施する場合は支援。**

法律の概要

※1法律上は「特定居住」

1 【都道府県・市町村の連携】 二地域居住※1促進のための市町村計画制度の創設

- 都道府県が二地域居住に係る事項を内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画（特定居住促進計画）を作成可能
- 特定居住促進計画には、地域における二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について法律上の特例を措置（住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等）

⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援＜予算＞

- 市町村は、都道府県に対し、二地域居住に係る拠点施設と重点地区をその内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画の作成について提案が可能

都道府県（広域的地域活性化基盤整備計画）

✓ 広域からの来訪者（観光客等）を増加させるインフラ（アクセス道路等）の整備事業等【現行】
✓ 二地域居住に係る拠点施設【新設】
✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】
⇒ インフラ整備（都道府県事業）について社会資本整備総合交付金（広域連携事業）により支援＜予算＞

市町村（特定居住促進計画）【新設】

✓ 特定居住促進計画の区域
✓ 二地域居住に関する基本的な方針
（地域の方針、求める二地域居住者像等）
＊ 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者とを適切にマッチング
✓ 二地域居住に係る拠点施設の整備
✓ 二地域居住者の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備
＊ 事業の実施等について法律上の特例を措置

▼整備イメージ

<住宅>

<コワーキングスペース>

2 【官民の連携】 二地域居住者に「住まい」・「なりわい」・「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人（二地域居住等支援法人※2）の指定制度の創

※2法律上は「特定居住支援法人」

- 市町村長は二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業（例：不動産会社）等を二地域居住等支援法人として指定可能
- 市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報を情報提供（空き家等の不動産情報は本人同意が必要）
- 支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能

3 【関係者の連携】 二地域居住促進のための協議会制度の創設

- 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする二地域居住等促進協議会※3を組織可能

※3法律上は「特定居住促進協議会」

【目標・効果】二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る
（KPI）①特定居住促進計画の作成数：施行後5年間で累計600件
②二地域居住等支援法人の指定数：施行後5年間で累計600法人

出典先：国土交通省資料より経済産業省一部加工

（参考）各法制度に関するURL

法律名	参考URL
地域未来投資促進法	● 地域未来投資促進法：https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html ● 地域未来投資促進法における 連携支援計画のガイドライン（令和3年4月）： https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/file/renkeishienkeikaku-guideline-2010.pdf ● 承認連携支援計画一覧： https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/syouninrenkeisienkeikaku.html
小規模事業者支援法	● 小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画： https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/nintei.html ● 経営発達支援計画手続ガイドライン（令和6年9月）： https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/nintei_sinsei/hattatsu_guideline.pdf ● 認定を受けた経営発達支援計画一覧：https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/ninteikeikaku2.html
二地域居住推進法（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律）	● 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律、ガイドライン等 https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk4_000015.html ● 特定居住支援法人の指定等の手引き：https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001769194.pdf ● 二地域居住等促進のための広活法運用説明会（R6年11月15日） 説明会動画：https://www.youtube.com/watch?v=NWRPPEOx_So 説明会資料：https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001880696.pdf

「地域の人事部」のブランド化・広報活動

- 「地域の人事部」のブランド化・認知度向上のため、**地域の人事部ロゴマーク**を作成。本補助事業の採択事業者や利用承認を受けた事業者が**広報活動等に活用可能**。加えて、地域企業や自治体向けに**「地域の人事部」チラシ**や**全国の事業者一覧**（※）を公表。　※本補助事業採択事業者及びロゴマーク利用承認事業者
- 更に、**「地域の人事部」の取組の実装・定着を支援**するため、モデル事業者の**対談動画**や**実践ポイント集**等を作成。

紹介・対談動画

- 地域の人事部を紹介する動画や、地域の人事部事業者のキーマン・支援を受けた地域企業が、取組の特徴やビジョン等について対談した動画を掲載。

森興産株式会社×割烹まつもと

ドリームキャリア富山×富山銀行

ロゴマーク

- 【活用例】R6年度採択事業者の(株)あわわ（徳島県）は、自社発行のフリーペーパー記事に活用。

「地域の人事部」チラシ（両面）

- 人材確保・育成等にお悩みの地域企業や自治体向けに「地域の人事部」の取組を紹介。

全国の事業者一覧

- 地域企業や自治体が、近くの地域や他地域の取組を検索できるよう、地域ブロックごとに事業者を一覧化。

実践ポイント集（令和7年4月更新）

- 「地域の人事部」の立ち上げや取り組む際の活動レベルごとのポイントや実践事例を紹介。

出典先：経済産業省「地域の人事部」HP（https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/jinjibu/index.html）、R7年度事務局「地域の人事部ポータルサイト」（https://strategic-hr.jp/regional_search/）

地域の人事部メールマガジン

- 地域の人事部に関するイベントや関連施策等の情報提供を目的にした「地域の人事部メールマガジン」を無料で発行しています（不定期配信）。是非、以下からご登録ください。

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/keizaiseisaku/jinjibu

担当者・URL等一覧①（総務省地域力創造グループ）

項目名・施策URL	担当課室	担当者	電話番号
ローカル１００００プロジェクト	（ローカル10,000プロジェクトの制度や申請手続・スケジュールの問合せ）問合せ専用ダイヤル		050-3526-1422（平日9:30～18:00）
	（そのほかの問合せ）地域政策課 伊藤、有馬、長谷川		03-5253-5523
ふるさとミライカレッジ	地域政策課	川合、山下、宮内	03-5253-5523
ふるさとワーキングホリデー	地域政策課	川合、山下、宮内	03-5253-5523
地域おこし協力隊	地域自立応援課	久芝、柴田、豊増、白上、藤咲	03-5253-5394
地域活性化起業人	地域自立応援課	仁木、大城、谷地	03-5253-5391
特定地域づくり事業協同組合	地域自立応援課	日比野、 高橋	03-5253-5533
地域運営組織	地域振興室	吉村	03-5253-5534
地域の元気創造市町村長サミット	地域振興室	松田	03-5253-5534
子ども農村漁村交流プロジェクト	人材力活性化・連携交流室	高橋（舞）	03-5253-5394
過疎地域持続的発展支援交付金ほか	過疎対策室	崎谷、樋口、小林、木下	03-5253-5536
ふるさと住民登録制度	地域情報化企画室	作井、木村	03-5253-5525
自治体DX推進体制強化支援事業	地域情報化企画室	櫻井、椎葉	03-5253-5525

担当者・URL等一覧②（関係府省庁施策）

項目名・施策URL	担当課室	電話番号
地方創生 2.0 関連施策について https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_chihousousei/index.html https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shinchihoukouhukin/index.html https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html	内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局	03-6257-1421
二地域居住等の促進について https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000073.html	国土交通省国土政策局地方政策課	03-5253-8369
「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクト関連施策について https://www.maff.go.jp/j/nousin/impact.html	農林水産省農村振興局農村計画課	03-6744-2141
「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開について	国土交通省総合政策局地域交通課	03-5253-8987
大学等と地域連携関連施策について	文部科学省高等教育局大学振興課地域大学振興室	03-6734-3667
地域脱炭素関連施策について	環境省大臣官房地域政策課	03-5521-8232
創業支援施策等について https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/index.html	中小企業庁経営支援部創業・新事業促進室	03-3501-1767
スタートアップ関連施策について	経済産業省イノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進課	03-3501-1628
事業承継支援関連施策について	中小企業庁 事業環境部　財務課	03-3501-5803
地域の人事部関連施策について https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/jinjibu/index.html	経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課	03-3501-1697